

平成27年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成27年 6月 1日 開会

平成27年 6月16日 閉会

飯 島 町 議 会

平成27年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月1日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 第 3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 7 第 4号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 第 5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

〔第6号議案から第11号議案まで一括議題とし即決〕

日程第 9 第 6号議案 平成26年度飯島町一般会計補正予算（第9号）専決

日程第10 第 7号議案 平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第11 第 8号議案 平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決

日程第12 第 9号議案 平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第13 第10号議案 平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決

日程第14 第11号議案 平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決

〔委員会審査付託〕

日程第15 第12号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

〔討論・採決〕

日程第16 第12号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（12名）

1 番 本 多 昇	2 番 北 沢 正 文
3 番 久保島 巖	4 番 折 山 誠
5 番 橋場みどり	6 番 堀 内 克 美
7 番 三浦寿美子	8 番 浜 田 稔
9 番 中村明美	10 番 坂 本 紀 子
11 番 竹 沢 秀 幸	12 番 松 下 寿 雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	総 務 課 長 宮 沢 卓 美 企画政策課長 鎌 倉 清 治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 唐 沢 隆 建設水道課長 田 沢 義 郎 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山 田 敏 郎 教 育 次 長 小 林 美 恵

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	宮 下 務
議 会 事 務 局 書 記	千 村 弥 紀

本会議開会

開 議
議 長

平成27年6月1日 午前9時10分

おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これから平成27年6月飯島町議会定例会を開会いたします。議員各位におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。なお今定例会は節電・省エネ対策等の一環として軽装としましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。それでは議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成27年5月14日付飯島町告示第43号をもって、平成27年6月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて6月を迎え野山も新緑から一層色濃い緑へと季節が移ってまいりました。田植え作業も一段落をし、多くの農地が水を湛え、薄っすらと緑を増した稲が初夏の風にたなびく飯島らしい風景が広がってまいりました。農作物につきましては今年の3月から4月にかけての日照不足の影響が心配をされたわけではありますが、5月以降は日照も十分確保され、心配された凍霜害被害もなく、農作物全般に亘って今のところ順調に生育をしている実感をしております。先般この時期には珍しく台風6号が日本列島に接近をいたしましたがお陰様でこの地域では大した影響もなく安堵したところでございます。加えてこのところ真夏を思わせるような暑い日が続くなど、全体に季節が少し早まっているように感じております。そしてこの先、梅雨の季節を迎えるわけではありますが、平年並みの降水量で災害のない梅雨であってほしいと願っている昨今、今日このごろでございます。

さて、先日の報道発表によりますと、東京証券取引所一部上場企業の今年3月期の決算は、円安の効果で輸出関連企業の業績が好調だったことなどから、全体の経常利益は43兆円を超えてリーマンショック前の水準を上回り、2年連続で過去最高額となったということであります。また来年3月期につきましても過去最高額の更新が見込まれているということでもあります。日経平均株価も20,000円の大台にあり、かつてのバブル期を彷彿させるような景気の好調さがささやかれておりますが、一方で中小企業の多くはこうした一部の大企業とは状況が異なり、決して樂觀を許さない状況でありまして、まだまだ地方には景気の好循環は巡ってきていないと感じているところであります。一方、国では通常国会は後半を迎え、日本の在り方を変えるような極めて重要な法案の国会審議が始まりました。その1つに、新たな安全保障法制に関する関連法案11法案であります。戦後70年、我が国が築き上げてきた平和国家の在り方は極めて重大な岐路に立ち、ぶれることなく貫いてきた平和主義は国際協調主義の名の下で、積極的平和主義に変質を遂げようとしております。これまでの総理はじめ関係大臣の説明では、安全保障政策に関して国民の理解が深まっているとは言いがたい状況にあり、最近の世論調査でも81%の国民が説明不足と答えておりまして、不安を抱えている国民は大変多いと考えております。今後、国会審議

さて、今定例会は申し合わせ任期満了をもって3月30日に実施をされました飯島町議会正副議長をはじめ、各常任委員会構成など、新体制をもって開催される初めての定例会であります。松下議長さんをはじめ、新体制の下、より一層活性化した議会運営をもって、町と議会が車の両輪の一方の輪として町の発展のために格段のご活躍とご協力をご期待申し上げます。一方で、町政の平成27年度も早2カ月が経過をいたしました。第5次総合計画に基づく前期基本計画5カ年の最終年度を迎え、27年度予算に示した子育て支援と若者定住を進める施策など4つの重点施策と、前期基本計画に掲げた4つの重点プロジェクトの達成に向けて、町長以下全職員一丸となって取り組んでおります。加えて本年度は後期基本計画策定の年でもあります。現在、職員により前期基本計画の検証を進めており、その検証結果及び先に実施をした住民意識調査結果をベースにして、職員の英知を結集して後期基本計画素々案の検討に入っております。また、まち・ひと・しごと創生法への対応として、人口ビジョン及び飯島町総合戦略の飯島町版総合戦略の策定に取り組む正念場の年でもあります。職員は元より多くの住民・関係者の英知を結集して取り組みを進める所存でございます。6月定例会後になりますが、まち・ひと・しごと創生に関する総合的かつ計画的な施策の策定及び推進を目的に、飯島町地方創生戦略推進会議を組織し、住民はもとより外部の有識者の知恵をお借りしながら、人口ビジョン及び総合戦略策定の審議に入っております。飯島町に暮らす住民が飯島町の未来に明るい希望を持ち、豊かで潤いのある生活が送れるような地域社会を築いていくために、効果的で個性ある戦略となるよう取り組んでまいります。これら町の基幹となる計画等の策定及び実践に当たっては、決して行政からの押し付けにならないように、また策定した計画が絵に描いた餅にならないように、住民の皆様と行政が共に知恵を出し合い、共に汗をかくことが欠かせません。またこうした計画は最終的にはその成果品として計画書としてまとめ上げることとなりますが、その後の実践に向けてはその策定プロセスも大切な要素と考えておりますので、議員各位並びに住民の皆様からの積極的かつ建設的な提言をご期待申し上げます。

議長

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、1番 本多 昇 議員、2番 北沢正文 議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

北沢議会運営委員長。

議会運営
委員長

それでは議会運営委員会の報告をいたします。本日6月1日召集されました6月定例会の運営について、去る5月22日午前9時10分より、町側から町長、副町長、総務課長、企画政策課長に出席をいただき、議長、副議長の立ち合いの下、議会運営委員会を開催をいたしました。初めに会期について申し上げます。本定例会に提出された議案は、人事案件3件、条例案件2件、補正予算案件7件の計12件であり、請願・陳情の受理は5件であります。案件の内容からして本日6月1日から16日までの16日間とすることが適当であると決しました。

次に審議方法について申し上げます。第1号議案から第11号議案については本日即決とし、第12号議案については総括質疑の後、分割付託とし、本日、常任委員会を開催していただき、本日の本会議において委員長報告の後、採決することといたしました。請願・陳情の5件については各常任委員会に付託をいたします。議員各位におかれましては以上ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月16日までの16日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長

異議なしと認めます。従って会期は本日から6月16日までの16日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

北沢委員長自席へお戻りください。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長

(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

最初に請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告いたします。3月から5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

なお高坂町長より箕浦副町長が公務出張のため本日の本会議は欠席となる旨、通知がありましたので報告いたします。

次に町当局からの報告を求めます。

町 長

それでは町側からの諸般の報告ということでお願い、ご報告申し上げますが、最初にち

よっとお断りを申し上げますが、先程、副町長の議会欠席のことにつきまして、議長の方からご報告をいただきましたというふうに申し上げましたけれども、後ほどご報告いただくということで表現に誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

それでは私からは4件についてご報告をさせていただきます。先ず平成26年度一般会計の繰越明許費の繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条2項の規定に基づきましてご報告を申し上げます。平成26年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成27年度に繰越をいたしました。繰越いたしました事業は別紙のとおりでございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務、以下13事業でございます。細部につきましてはお手元の繰越計算書をご覧くださいと思います。

次に平成26年度飯島町土地開発公社決算について申し上げます。平成26年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月25日開催の公社理事会において審議をお願いし議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げます。平成26年度の土地開発公社の事業といたしましては、代行用地取得事業、工業団地の開発事業、及び保有土地の売却事業に取り組んでまいりました。代行用地の取得事業といたしましては、田切地籍の道の駅機能を持った拠点施設用地につきまして、地権者の皆様のご協力をいただき、当公社が用地を取得し長野県へ売却する一部を除き飯島町へ売却をいたしました。平成27年度中に拠点施設が完成するよう取り組んでおり、田切地域の皆さんを中心とした組織づくりもできあがりつつあることから、今後町の大きな活性化施策に繋がると考えております。工業団地開発事業といたしましては柏木工業団地の造成事業に着手し事業を進めてまいりました。また3月16日には三甲株式会社と企業立地に関する協定及び土地売買単価契約を締結をいたしました。土地取得後は早期に工場建設に着手いただけるとのことであり、今後も地元雇用や町の活性化に繋がるよう取り組んでまいります。保有土地の売却関係では赤坂分譲住宅地の1区画と豊岡分譲住宅地1区画を売却をいたしました。久根平工業団地1区画、陣馬工業団地につきましては優良企業の誘致に向けて数社と交渉を進めてまいりましたが、今後も保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益の内容でございますが、土地取得事業で約48,000,000円、分譲地の売却事業で約13,000,000円など事業収益が約65,000,000円で、これに事業外収益等を加えた収益合計では約104,000,000円となりました。これに対する費用につきましては、取得原価約57,000,000円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計は約61,000,000円となり、差引43,000,000円の利益を計上しております。前期繰越欠損金が約130,000,000円から当期純利益を差し引いた欠損金合計は82,000,000円となりました。決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので後刻ご覧をいただきたいと思います。

続いて、平成26年度第3期の一般財団法人まちづくりセンターいいじま事業報告について申し上げます。平成24年4月2日設立をいたしました一般財団法人まちづくりセンターいいじまも第3期の事業を進めてまいりました。事業報告、決算につきましては去る5月25日の評議員会において承認されましたので、地方自治法の規定によりご報告を申し上げます。平成26年度のまちづくりセンターいいじまの事業は、継続の指定管理業務4業務、及び山岳施設の管理、道の駅本郷の管理、福祉救急医療情報キット、体育施設予

約管理システムの構築、信州いいじまマルシェ管理の運営、観光協会事務局、の6業務において契約に基づき業務を実施をいたしました。与田切公園管理では最盛期におけるお盆の時期の天候不順によりまして、家族連れなどファミリーの利用が減少しました。またキャンプ、釜戸等の利用者も減少し、プールについては利用客・利用料金ともに大きく減少となっております。信州の名水・秘水15選の越百の水は年間を通し給水を行っているため、県外を含めてたくさんの皆様にご利用をいただいております。特に土曜日、日曜日には順番待ちができるほどの多くの方にご利用をいただいております。飯島町の観光資源の1つのスポットとなっております。千人塚公園では昨年新設をされましたマレットゴルフコースが好評を得ており、多くの皆様にご利用をいただいております。また事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施をいたしました。マレットゴルフの年間登録者は118人と前年度に比べましてわずかに1名増加をいたしました。自主事業のマレットゴルフ世界大会は第30回を迎え、132名が参加し実施をいたしました。主な収益は指定管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプの事業収入、販売事業収入において合計で63,669,439円に對しまして、事業費では一般管理費を加えた合計で63,454,062円となりまして、当期収支額は215,377円の黒字決算となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るために努力をまいります。内容につきましてはお手元の決算書を後刻ご覧をいただきたいと思います。

最後に、株式会社エコーシティ駒ケ岳第24期決算についてご報告申し上げます。株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成26年度第24期の決算におきましては、去る5月25日開催の同社株主総会において承認をされましたので、地方自治法の規定によりその経営状況についてご報告を申し上げます。第24期においてケーブルテレビ業界を取り巻く環境は大手モバイル通信業者との競合やスマートフォン、タブレット端末の普及による本格的なモバイル時代への突入等、厳しい状況が更に進む一方で、テレビ放送では4Kや8K放送といった超高精彩放送も開始されつつあり、より多様化するライフスタイルへの対応が求められております。このような状況の中で地域の皆様方のご協力をいただき、平成24年度から取り組んでまいりました駒ケ根、飯島の伝送路設備の高度化事業は、各家庭での切り替え工事も順調に進み、昨年11月に竣工をすることができました。加入状況といたしましては光化に伴い新たに開始したケーブルプラス電話サービスが地域の皆様から大変ご好評をいただき、加入が順調に推移しております。またSTBがなくてもテレビのチューナでBS放送が視聴できるBSパススルー放送が解約の減少のまあ要因となっております。キャンペーンの実施や光サービスのPR、インターネットの通信速度向上とケーブルプラス電話を含めたセット割が大変好評で、光化した駒ケ根市、飯島町エリアの加入が大幅に増加をいたしました。ケーブルテレビ業界は今後も厳しい環境が続くことが予想されますが、エコーシティ駒ケ岳では光トリプルサービスや料金面等々メリットを前面に出して営業活動を行うとともに、みなこいチャンネルの充実を図り、4行政や関係機関と連携をしながら、きめ細かな地域情報の提供と、加入者の皆様にとって欠かせない生活情報の提供に努めてまいります。また業界連携による新サービスの検討を行ってまいります。経営的には計画では70,400,000円ほどの赤字を見込んでおりましたが、インターネット、ケーブルプラス電話の加入増加や、経費節減努力により赤字幅を圧縮しまして当期純損失

議 長	は 52,000,000 円でありました。決算の詳細につきましてはお手元の資料のとおりでございますので、後刻ご覧をいただきたいと思います。以上ご報告とさせていただきます。 ただ今、報告のありました 4 件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受けることといたします。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第 4 第 1 号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは、第 1 号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。本年 6 月 10 日をもちまして 3 期 12 年間教育委員として、また教育委員長として町の教育行政のためにご尽力をいただきました、市村幸一さんが退任をされることになりました。ここに改めて町の教育行政に対するご尽力に心からの感謝を申し上げたいと思います。本日新たに教育委員としてご提案を申し上げます山久耕地の上山隆三氏には、お手元の経歴書にございますとおりでございますが、昭和 46 年 4 月に当時の太陽銀行に就職をされ、銀行合併を経まして三井住友銀行となりますが、以来 41 年間勤務をされ平成 24 年 4 月退職後、飯島町の実家に戻り現在教育委員会で飯島中学校の学習サポーターとしてお勤めをいただいております、この経験も生かして教育行政の振興にご尽力いただけるものと思っております。つきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条 1 項の規定により、上山氏を適任者として議会の同意をお願いするものであります。なお任期は平成 27 年 6 月 11 日から平成 31 年 6 月 10 日までの 4 年間であります。よろしくご審議をいただきまして議員各位全員のご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありますか。
議 長	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 本案は討論を省略し、これより第 1 号議案教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。
議 長	[賛成者起立] お座りください。 起立全員です。よって第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
議 長	[上山隆三氏入場] 会議を再開いたします。 ここで、ただ今、任命に同意いたしました上山隆三さんからご挨拶をいただきます。上山さんお願いいたします。
上山隆三氏	(上山隆三氏登壇あいさつ) ただ今ご紹介にあずかりました上山隆三です。このような大役を仰せつかりましたこと

は身の引き締まる思いがいたしております。私事ですが、高校を卒業するまで飯島で生活しまして、大学は新潟の方で過ごしました。それからその後、太陽銀行の方へ就職しまして合併を何回か経験した後、現在、三井住友銀行で退職いたしました。今から3年前にUターンで飯島へ帰ってまいりました。それから現在、家族3人と犬1匹で生活しております。今やっておりますことは飯島手打ちそばの会、野菜づくりを楽しむ同好会、俳句の会と、健康体操なんかに参加しております。またあの銀行時代に先輩に勧められました詩吟を現在も楽しんでおる次第でございます。教育のことにしましては未経験でございますが、教育委員としての勉強も不十分でございますが、素人なりに耳にしますことは、いじめ、不登校、校内暴力、引きこもり、体罰、学力低下というようなマイナスな言葉でございます。このようなことが少なくなっていくようなことにしたいと考えております。この町で感じましたことですが、子どものあいさつ等がよくできているような感じがいたします。今後、私がやってみたいようなことは、まあ子どもの学力アップとか落ちこぼれをなくすとか、そのようなことに取り組みたいと思っております。それからまた子どもから高齢者までの生涯学習がうまくでき、明るく楽しく元氣よく生活できるような町となって行くことを希望しております。またこのような教育ができるように微力ではありますがお手伝いできれば、と思っております。皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力をよろしくお願いいたします。これをもちまして私のあいさつとさせていただきます。ご静聴ありがとうございます。

議長

上山さんありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。

〔上山隆三氏退場〕

議長

会議を再開いたします。

日程第5 第2号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

第2号議案人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命をする任期3年の委員でございます。現在飯島町では吉川雅治さん、米山まつゑさん、上原 保さんが在任中であります。この度、上原保さんが平成27年9月30日をもって1期目の任期が満了となりますので、後任の委員の候補者として引き続き、七久保荒田自治会の上原保氏を法務省に推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものであります。任期は平成27年10月1日から3年間となります。なお法務省の手続きは任命までに約3カ月程度必要となりますために、今議会において提案をさせていただいたところでございますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これより第2号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意すること

に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立全員です。よって第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長

日程第6 第3号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第3号議案人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。第2号議案で申し上げましたが人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員として、現在飯島町では3人の方が在任中ではありますが、このたび啓発活動強化を図るために法務省からの増員希望がありまして、新委員候補者の推薦をするよう依頼がございました。このことにより新委員候補者として田切の北河原耕地の高坂彰氏を法務省に推薦をいたしたく議会の意見を求めるものでございます。なお法務省の手続きは任命までに3カ月程必要となっておりまいますので、法務省任命後の任期は平成27年10月1日から3年間となります。今議会で審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これより第3号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立全員です。よって第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長

日程第7 第4号議案飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第4号議案飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は現下の経済情勢等を踏まえて、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化への両立などの観点から、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成27年4月1日に施行をされたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものでございます。条例改正の主な点につきましては、1つに納税環境の整備を行うものとして猶予制度の見直しについて定めるもの、2つ目には番号法改正に伴う所要の措置として番号法に定義する個人番号または法人番号等の規定の整備を行うもの、等々でございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご

	審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第4号議案飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることにつ
	いてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありま
	せんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第8 第5号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求
	めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第5号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め
	ることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は第4号議案と同様に、地方税
	法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、平成27年4月
	1日に施行されたことによりまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分
	をしたものでございます。条例改正の主な点につきましては、1つとして国民健康保険税
	の課税限度額が引き上げられたこと、2つ目に国民健康保険税の軽減措置に伴う5割、2
	割軽減の軽減判定所得の算定方法の変更による所要の規定の整備を行うものなどでござい
	ます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただ
	きまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第5号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め
	ることについてを採決いたします。
	お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	ここで議事進行についてお願いいたします。これから提案になります第6号議案から第

11号議案までの6議案については、いずれも平成26年度補正予算に係る案件で、一般会計から各特別会計への繰出金が計上されており関連があります。案件の審議方法につきましては先ほど議会運営委員長からの報告のありましたとおり、これを一括議題といたします。質疑の後、議案ごとに討論・採決を行うことといたします。

議 長

日程第9 第6号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算（第9号）専決。

日程第10 第7号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決。

日程第11 第8号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決。

日程第12 第9号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決。

日程第13 第10号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決。

日程第14 第11号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決。

以上第6号議案から第11号議案までの平成26年度補正予算6議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第6号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算（第9号）から第11号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第4号）までの6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、同法の規定に基づき今議会において報告を申し上げ承認を求めるものでございます。

先ず初めに、平成26年度事業につきましては厳しい財政環境の下ではありましたが、概ね計画通りの行財政運営ができました。これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様方の深いご理解とご協力の賜と、心より感謝を申し上げます。それでは第6号議案の平成26年度一般会計の補正予算（第9号）についての概要を申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ28,212,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,057,907,000円とするものであります。主な内容であります。各種の交付金は交付確定に基づき補正をいたしました。町債につきましては事業の確定等により17,200,000円の減額といたしました。次に歳出の内容であります。農山漁村活性化プロジェクト交付金事業については県からの受託事業分およそ22,000,000円を増額といたしました。また繰出金につきましては、それぞれの特別会計の事業確定等により5会計合わせておよそ40,000,000円減額といたしました。その他、平成26年度の決算処理に当たって必要な補正を行ったところであります。これら歳入歳出の予算の調整を行った結果、将来の公債費負担軽減のための財源として減債基金に20,000,000円の積み立てを行いました。

次に第7号議案の平成26年度国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ34,077,000円

を減額し、歳入歳出それぞれ 999,181,000 円とするものであります。内容につきましては歳入では国、県、社保の基金からの交付金等の確定により、県支出金をおよそ 4,500,000 円、国庫支出金をおよそ 18,100,000 円、共同事業交付金をおよそ 1,400,000 円増額をし、療養給付費交付金を 17,500,000 円、繰入金をおよそ 40,600,000 円減額をいたしました。歳出では保険給付費およそ 46,100,000 円、保健事業費をおよそ 2,200,000 円減額し、予備費をおよそ 14,300,000 円増額をいたしました。その他平成 26 年度の決算処理にあたって必要な補正を行ったところでございます。

続いて第 8 号議案平成 26 年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7,370,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 116,829,000 円とするものであります。内容につきましては保険料、後期高齢者医療広域連合の負担金の確定などによりまして、歳入では徴収保険料およそ 7,200,000 円減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合の納付金を約 7,200,000 円減額をいたしました。その他平成 26 年度の計算処理に当たって必要な補正を行ったところであります。

続いて第 9 号議案の平成 26 年度介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算規模につきましては、予算の総額からそれぞれ 70,265,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,023,958,000 円とするものであります。内容につきましては、歳入では介護保険料を実績によりおよそ 7,200,000 円増額し、事業確定に伴う国・県支出金及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び補助金を合わせておよそ 45,000,000 円減額をするとともに、一般会計繰入金およそ 9,700,000 円の減額、基金繰入金につきましては繰り入れの必要がなくなったことから当初予算の 22,000,000 円全額を減額するものであります。また歳出につきましては事業確定に伴い保険給付費をおよそ 77,000,000 円減額し、予備費をおよそ 7,500,000 円増額をいたしました。

次に、第 10 号議案の平成 26 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9,172,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 408,912,000 円とするものであります。内容につきましては事業の確定に伴い、歳入では一般会計からの繰入金を 20,000,000 円減額をし、分担金及び負担金をおよそ 6,800,000 円、使用料及び手数料を 4,000,000 円それぞれ増額をいたしました。歳出では事業費を 6,200,000 円、公債費を 800,000 円、予備費をおよそ 2,100,000 円それぞれ減額をいたしました。

次に、第 11 号議案の平成 26 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 11,064,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 288,317,000 円とするものであります。内容につきましては事業の確定に伴い、歳入では一般会計からの繰入金を 10,000,000 円、分担金及び負担金をおよそ 2,000,000 円減額し、使用料及び手数料を 1,000,000 円増額をいたしました。歳出では各管理費を 5,100,000 円、公債費を 1,000,000 円、予備費をおよそ 5,000,000 円それぞれ減額をいたしました。

その他細部につきましては第 6 号議案の一般会計補正予算及び第 7 号議案の国民健康保険特別会計補正予算については担当課長からそれぞれ説明を申し上げ、第 8 号議案から 11 号議案の特別会計についてはご質問によって説明を申し上げますので、よろしくご審議

議 長	をいただきまして承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。
企画政策課長	引き続き一般会計補正予算又は特別会計補正予算について各課長から補足説明を求めます。
総務課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明) (国民健康保険特別会計補正予算)
議 長	ここで休憩といたします。再開時刻を１１時３０分とします。休憩。
	午前１１時１５分 休憩
	午前１１時３０分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
１０番 坂本議員	２７ページのですね、４１２１の、まちなか活性化施設整備事業のことなんですけれど、もうちょっと内容を詳しく、まあスロープ化はダメだったということですが、あの話の経過を知りたいと思います。
産業振興課長	こちらにつきましてはあの産業祭りの第１回の席上で、産業祭りの時には仮設のスロープをつけているわけですが、金融機関等がたくさん集まっているところということで、信金からＪＡ、それから八十二まで、こちらを一体的にあの体の不自由な方も活用できるようにということでスロープ化を検討してまいりました。八十二とＪＡにつきましては、八十二が全面的に建設費を出していただきまして今スロープが出来ているところであります。ＪＡと商工会の間につきましては、商工会が中心となりまして約２,０００,０００円の事業で地権者の協力を得ながらスロープ化を検討してきたところでありますけれども、商工会と地権者の間で話がまとまらないという状況がありまして、町も入りまして交渉を続けてきたわけですが、建設を一時中断するというような状況になりまして、昨年度につきましては事業実施できなかったということで、今回の専決補正になったところであります。
１０番 坂本議員	あの中断してということは、いずれはもう少し話を進めてやっていく方向でまとまっているんですかその話は？
産業振興課長	冷却期間を置きながら今後継続して検討していくということであります。
議 長	はい、他に。
２番	

北沢議員

3点程お伺いいたします。まあいずれもあの昨年度の事業でありますので、お答えいただく課長さん方については大変でございますけれども、ちょっとお伺いをしておきたいと思います。一般会計補正予算のページ18、少子化対策の強化事業でありますけれども、これはあの財源がですねほとんど国の財源によって行われている事業であります、その事業予算額に対してですね今回の減額が非常に大きいという内容であります、これはあの国のこのいわゆる交付基準に合わなかった部分が多かったのか、ちょっとその内容についてもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。それから続いてページ20、先ほど私の方でちょっと聞き間違えたかどうか、このあの臨時福祉給付金給付事業の申請が85.3%というふうにちょっとお聞きしたんですが、これ間違いであるかどうか。もしこの85.3%の申請だとすると、その残りの皆さんについてはどういう理由によるものなのか、という点。とそれからもう1つは、21ページの関係であります。老人保護措置費の中で、お亡くなりになったので対象外ということではあります、関連してお聞きします。お聞きしますと、養護老人ホーム上伊那1法人の2施設があるわけでございますけれども、だいぶ空きがあると、経営的にもまあちょっと厳しい状況になってきているというような話をお伺いしておりますが、飯島の場合にはこの養護老人ホームへの入居について待機者みたいなものはいないのかどうか、その点についてお伺いします。

企画政策課長

少子化対策の関係、企画政策の方が総括をしていますのでお答え申し上げますが、26年度の当初に補正をいただいたこれ事業なんです、まあそのときに2,600,000ぐらいの事業で補正いただきました。まあその後あの国と調整をした中で一部、先ほど議員の方から言われました補助事業には合わなかった部分もあります。それから一部、地方創生の先行型、そちらの方が乗りやすい、乗りやすいというとおかしいんですが、そちらの方に回した方が事業的に認められるんじゃないかということで一部回した部分もあります。ですので補正額とすると減額は大きいんですけど、事業をやらなかったということじゃなくて、一部対象にならなかった部分はこれ創生の方へも回っている部分もあるということでお願いいたします。

健康福祉課長

あの20ページのその臨時福祉給付金でございますけれども、昨年度あの基本の10,000円につきましては予算では1,750で、加算の5,000円につきましては900名の予定で22,000,000円の予算をとってございました。最初7月1日から10月1日までの募集期間でございましたが、12月31日まで伸ばしましてやったところ、先ほどあの85.3%については基本の方が1,750名に対して1,492名で85.3%ということでございました。それと加算につきましてはその後申請が増えた関係で900名が979名ございまして、全部で19,815,000円ほどで端数を切り捨てて2,000,000円の減額とさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それから21ページの老人保護措置費についてでございますが、1人死亡で措置入所になりませんでしたけれども、議員さんのおっしゃられるとおり、南箕輪とそれから伊那の養護施設につきましては空きがございます。飯島でも何人か夢ゆりの里に3名ほどですかね、それから南箕輪でも3名ほど入っておると思いますけれども、今のところ待機については聞いておりません。以上でございます。

10番

坂本議員

ただいまの説明ですと、あの先の2102の給付金の件はあの、質問の中ではあの残り

	の人たちはどうなったかということに関してはお答えなかったんで、それについてはどのような措置をしましたか。
健康福祉課長	当初は7月1日から10月1日で募集をかけて、来なかった人たちに葉書等で勧誘をいたしました結果ということで、12月31日までの結果で先程申し上げた結果になったということで、勧誘はできる限りしたということで理解をしておりますのでよろしくお願いいたします。
議長 3番 久保島議員	他に。 はい、一般会計の農林水産業費のところですね、質問をさせていただきたいと思います。26ページなんですが、道の駅のトイレ部分、県の事業を受託したということでございます。で、これが繰越明許になっているわけございまして、そうすると26年度事業と、それで県からですね多分これバックされてくるんだろうというふうに思いますけれども、それが27年度になるだろうと。でこの辺の齟齬についてはその会計処理上問題ないのかどうか。どこで受けてどこで処理するのかということですね。そこをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。もう1点なんですが、先ほどもちょっとあのお話ございました4121の27ページか、商工業振興費なんですけれども、まあ特産物開発もなかった。事業経営拡大も少なかった。まちなか活性化も出来なかったと。その一番下ですが既存商店街の活性化事業も出来なかったということで、ここで補正をしてしまうとですね決算の時に見えなくなっちゃうんじゃないかなと。これは決算まで残しておいてですね、こう補正すべきではないというふうに私は思うんですね。補正しないで、決算時期にこれを計上してもらって、こういう予算を盛ったけれどこれはできなかったと、これは何なのかと。これはもちろんそのこちら側から町側からね提案したのかかわらず、そういう動きがなかったんだよと、そんなことじゃ困るじゃねえかと、というようなアプローチに持っていくためにはここで消しちゃっちゃまずいというふうに思うんですね。基本的に私考え方なんです、その辺のところをお伺いしたいと思います。
産業振興課長	最初の質問でございますけれども、活性化プロジェクト交付金の関係でございます。県のトイレ部分、こちらにつきましてはあの建物内にあるということで一体的に工事をお願いしたいということで県から要請がございまして、町の事業が26年の繰越事業ということで国の補助金も26年度中の補助金になりますので繰越しでお願いしたところであります。で、こちらについてはあの事業は繰越しさせていただいておりますので27年の事業ということになります。で、県からのこの部分の受託事業部分の歳入につきましては27年度の歳入ということで60,000,000円プラス管理業務、設計の方は町でみますけれども、管理業務については県でみていただくということで2%分1,200,000円をみていただくと、合計で61,200,000円は27年度の歳入ということであります。 それからあの4121の商工業振興費の関係でございます。こちらにつきましてはあの議員ご指摘のとおり、それぞれ事業を進めてきたところでありますけれども、先ほどのスロープについては地権者の関係、それから既存商店街の関係については提案がなかったということで事業が実施できなかったということであります。まあ決算書の中ではあのこの部分については金額が出てまいりませんけれども、それぞれ当初予算には載ってきておりますので、決算書の報告の中で説明をさせていただきたいと思います。

議 長	他にございませんか。
企画政策課長	いいですか。はいあのまあ会計上問題ないのかっていうその一言がありましたので、あの今内容的に言ったのは産業振興課長のとおりであります。会計上についてはあの町の歳入は27年度で入ってくると、これ問題ありませんのでお願いしたいと思います。
議 長	はい、鎌倉課長。
企画政策課長	あの先程の決算書の段階で消えてしまうんではないかっていうお話ですが、実質決算書にはあの細かい先程言った、まちなか活性化事業のあの要するにあの整備事業とか、その部分というのは載ってきませんので、決算書上は載ってきません。ただあのまあこれからの対応になりますけれど行政報告書にまあこれ当初予定した事業ができなかったというのを載せる方法もありますので、あのまた所管なりで検討していただくようになると思いますのでよろしくをお願いします。
議 長	はい、折山議員。
4 番	
折山議員	一般会計の27ページ商工振興費なんですけど、決算までいっちゃうとちょっと時間が掛かりますので、あの印象だけお伺いしたいと思いますが、この27ページの商工振興費のこの補助金関係のこの動きを見てみると、商業関係、店舗を構えているところの経営的にはなかなかこう思わしくないというか、新たな展開とか整備が難しくちょっと元気がない。一方でまあ景気の回復といいますか製造業を中心に他の方はちょっと動きが活性化しているとそんなような分析ができるのかどうか、今現在把握されておたらお聞きをしたいと思います。それから特別会計の方もよろしいですね。
議 長	いいです。
4 番	
折山議員	これちょっとあの国保の会計で先ほど所管課長の方から500数十万円の特別調整交付金の話がありました。で、ちょっと勘違いかどうかあの特別調整交付金は一定のルールの中でのくるものなんですけど、全市町村が受け取るのではなくて、その中で特にあのまあ健康面への取り組みの事業でありますとか、他の県からモデル的な運営者、こういったものを対象に県の方の強い評価があってもらえる特別枠があるかと思うんですが、今年それがついたというふうな理解をしたんですが、だとすると所管の皆さんの努力、あるいは理事者の取り組みがかなり県でも高く評価されているというふうにお聞きをしたんですが、そのとおりでいいかどうか、以上2点をお伺いいたします。
11 番	
竹沢議員	議長、関連。
議 長	竹沢議員。
11 番	
竹沢議員	ただいま同僚議員から述べられました国保の6ページ、7ページに関わるところで特別調整交付金の表記の仕方について申し上げたいと思います。あの中身の問題についてはまた答弁があると思いますけれども、例えばその5,655,000円の内、口頭で追加説明ありましたが、主だった表記は1割も満たない130,000ほどの表記、それから国の方の補助金につきましても9,910,000の内、2,300,000ほどの表記ですけれども、実際は努力目標であった国保税の収納率の向上対策ですとか、あるいは第1回健康福祉大会、それからそれに

関わる講師、多額の講演料を払ったわけですのでそういうものですか、ジェネリックだとかいろいろ補足説明ありましたが、今後においてこの表記の仕方についてやっぱりあの適切に表記しないと、あの主だったものが表記されていないと細かいとこしか表記されていないので、これはあの説明責任というか表記の仕方として私問題あると思いましたので、これは今後改めていただきたいということを申し添えておきます。

産業振興課長

4 1 2 1に関わります商工業振興費の関係でございますけれども、まあ商業につきましてはあのご指摘のとおり非常に厳しい状況が続いております。特にあの滞留率でございますと前回の商業調査の中では4. 5 %という状況でございます、まあ改善はみられていないような状況であります。そのような中でいろいろなあの特産品開発ですとか、既存商店街の活性化対策ということで補助事業はあのメニューとして挙げてきたわけですが、なかなかそこまで事業を活用して商業の皆さんがああ新たな展開をしていくというのは難しいという状況であります。まあ今回あの新年度の予算ではあの後継者の支援対策等を打ち出させていただきましたけれども、町としましてはあのやはり、まちなか活性化というのが一番重要なところでありますので、町の駅を中心としたまああの人寄りを増やしていくというそういう政策を打ちながら、その中に商業のみなさんも加わっていただいて新たなあの取り組みですとか、今の状況をまあ打破していくような取り組みをしていただくということであの考えているところであります。一方あの工業のみなさんですけれども、工業の皆さんは設備投資等が非常に増えてきているところであります。あの事業用の施設の新増設の支援事業 7,500,000 から 10,000,000 に増やさせていただいたところであります。まあ若干あの減額しておりますけれども、工業の皆さんの設備投資は増えているという状況であります。またあの運転資金等のそういった資金も非常に伸びております。そういった中で町全体の商工業の発展につきましては、あの前回の商工会の総代会の中でも出ましたけれども、やはり商業も工業も発展していくような施策を町としても取り組んでまいりたいということで、商工会と連携しながら取り組んでまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

健康福祉課長

特別調整交付金についてご質問ございましたのでお答えしたいと思います。折山議員の質問に対しましては、議員のご理解のとおり、特に保険税の収納率のアップがしたこと、県税の県の方の交付金は約 2,000,000 円余、余分にいただいたというふうに聞いております。それからもちろんその中にはそれだけではなくて、ジェネリック医薬品の啓発ですとか、それから保健事業、要するに特定保健指導ですとかそういう指導の事業にも当たったということで、その事業を挙げて 5,656,000 円という特別調整交付金をいただきました。それから国の特別調整交付金につきましても、その事業の中から県が特にこれは特徴的な事業だということで、国へ推薦をしていただいたものについて、ヘルスアップ事業ですとか、若い世代からの疾病予防事業ということで特別事情を考慮していただいて、9,912,000 円というのをいただいたというふうに理解をしております。それとここに竹沢議員の質問にございました表記でございますが、当初予算のところで作りました保健衛生普及事業ですとか、健康づくり推進事業、それから国県でございます疾病予防事業のところだけ補正をする時に表記をしてございましたので、次回からはきちっと説明ができるようにここへ明細を入れてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

他にございませんか。

		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから議案ごとに討論・採決を行います。 最初に第6号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算（第9号）専決に対する討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第6号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算（第9号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	次に、第7号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決に対する討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 それでは第7号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	次に、第8号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決に対する討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第8号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	次に、第9号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決に対する討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第9号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	次に、第10号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専

	決に対する討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 10 号議案平成 26 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) 専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第 10 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、第 11 号議案平成 26 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号) 専決に対する討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第 11 号議案平成 26 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号) 専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	従って第 11 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第 15 第 12 号議案平成 27 年度飯島町一般会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第 12 号議案平成 27 年度飯島町一般会計の補正予算 (第 1 号) について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12,223,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,470,223,000 円とするものであります。主な内容であります。農地の耕作条件改善事業につきまして県の補助事業が採択されたことに伴い、これらに関する事業を予算計上をいたしました。また宝くじ助成事業の交付決定に伴う予算を計上をいたしました。その他新年度となり間もない時期でございますので、真に緊急性のある当面の事務事業に執行必要な補正を計上をさせていただきました。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	引き続き各課長から補足説明を求めます。
企画政策課長	(補足説明) (全般説明)
総務課長	(補足説明)
企画政策課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。なお先に決定のとおり本案は各常任委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいた

	します。それでは質疑に入ります。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 それでは議案を付託するに当たり、各常任会の審査区分について事務局長から申し上げます。
事務局長	(審査区分説明)
議 長	お諮りします。第１２号議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第１２号議案については、ただいまの審査区分により各常任委員会へ審査を付託し、本日委員会審査終了後、討論・採決をすることとします。
議 長	ここで休憩といたします。 午後 ０時１１分 休憩 午後 ２時１５分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開します。 日程第１６ 第１２号議案平成２７年度飯島町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。本案については各常任委員会に審査を付託し、ただいまお手元へ配布のとおり各委員長より委員会審査報告書が提出されております。 ここで議事進行についてお諮りします。本案の審議については各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。これから各委員長から審査報告を求めます。初めに久保島総務産業委員長。
総務産業 委員長	それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されました案件を審査するため、本日午後１時３０分より委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました第１２号議案平成２７年度飯島町一般会計補正予算（第１号）の分割付託分を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。なお審査中に出了されました質疑の内容につきましては省略させていただきますが、討論、意見のみここで発表させていただきます。反対討論はございません。賛成討論ですが、宝くじなど補助金・助成金をうまく使って当初の不足部分を補う良い施策をとっている。今後の町に対する要望等実現を図っていくことを付して賛成とする。２つ目、本補正は生活密着型、防災にも配慮した評価できるものである。よって賛成する。以上です。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。
社会文教 委員長	中村社会文教委員長。
議 長	それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。本会議において当委員会に付託されました第12号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算（第1号）分割付託分について、本日、委員会室2において1時30分から1時50分の間、慎重に審査した結果、お手元の報告のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお審査の中で出されました主な質疑、意見等について申し上げます。学校の園庭樹木に対する今回の補正は一時的なものなのか、永続的なものなのか。説明では、今回は緊急性があり枯枝の手入れをした。今後は計画的に対応していく。また他の2校にも点検の指示をしました。七久保南校舎の雨漏りに関する質問では、業者のやるべき帰責？は考えられると思うが今回はどうか。説明においては、10年以上経っており業者側の責任は無い。校舎の染みの痕跡があったということについては、以前から痕跡があったと思うので日頃の管理が重要なので今後定期的に行う必要がある、との意見が出されました。三沢城の公式招待に対する件ですが、今後の対応は検討しているのか、について、町側は検討していないとの答弁がありました。賛成討論はありませんでした。以上であります。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	（なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。
議 長	以上で本案に対する委員長報告及び質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか
議 長	（なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第12号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	（異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じこれで散会とします。ご苦勞様でした。
	午後 2時22分 散会

平成27年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年6月10日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員

竹沢 秀幸 議員

橋場みどり 議員

折山 誠 議員

中村 明美 議員

堀内 克美 議員

○出席議員（１２名）

１番 本多 昇	２番 北沢正文
３番 久保島 巖	４番 折山 誠
５番 橋場みどり	６番 堀内克美
７番 三浦寿美子	８番 浜田 稔
９番 中村明美	１０番 坂本紀子
１１番 竹沢秀幸	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 宮沢卓美 企画政策課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 田沢義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 小林美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	千村弥紀

本会議再開

開 議	平成27年6月10日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許可します。なお一般質問は通告制ですので質問趣旨に則り、明確に質問するようお願いをいたします。
3番	3番 久保島 巖 議員
久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。今回は私は大きく2つについて質問いたします。いずれも住民の皆さんからお問い合わせ、ご質問等がありましたが、私の段階ではお答えすることはできずいたしましたものでございます。第1点目は信州飯島マルシェの件でございます。第2点目は再任用制度についてでございます。情報はすべて100%開示しようと私は申しませんが、課題や障害を乗り越えて共有し知恵を出し合っているという考え方は理解も住民のみなさんも一緒だと思います。隠ぺいだと言われることのないようにしなければいけないというふうに思っているわけでございます。この梅雨入りされたと思われるという状況でございますけれども、梅雨時の地下室のような澀んだ空気ではいけない。さわやかな空気を入れましょうということでお話をさせていただきたいというふうに思います。前回、私は一般質問の中で橋幸夫さんの審査員長にしたダンスコンテストをやったらどうですかという話をしました。どうもご検討いただいているようなんですが、方向性、こんなふうにいけますよというような方向性も言われてこない。多くの事例がですねそんな具合じゃないですかと思ってしまうんですね。しかし内密にしていたことがですねどこからか漏れて、回り回って私どものところに知らされてくると、そんな事がね、ちょっとこのところ多いなというふうに危惧しているわけです。少なくとも私がですね知らなかったんですけども住民の皆さんから「なんとかなんだって？」というふうに聞かれて、「え、そうですか。いやそれは私知りませんでしたね」というようなことがここ数度ありまして少々遺憾に思っているところでございます。議会や議員に知らせるとまたいろんなことを言い出すからちょっと内密にしておけやというような風潮ありませんよね？ 町と議会は車の両輪だなんて言いますが、どうも行き先は通じてくれねえは、方法や手段は教えてくれねえはじゃあ両輪じゃないですね。もし両輪だとすれば町の方だけぐるぐる回ってって議会の方は止まっているから、そのところをぐるぐるぐる回っているだけでちっとも進まねえということになってんじゃないのと、いうことを先に申し上げておきたいというふうに思います。 昨年10月からだったと思いますが、金曜、土曜日に試験的営業をしてリサーチをしてきた東京の三鷹台、京王井の頭線の三鷹台駅ですね、駅前の一等地にありますけれども、信州飯島マルシェはですね4月20日の日にグランドオープンというんですかね、本格営業を開始いたしました。月曜日から土曜日まで営業するということなんですが、それから

ちょっとまあ約2カ月近く経っているんですけども様子が公表されていません。住民の方からお尋ねございました。まあ2カ月ぐらいですのでまあ見通しというのは厳しいでしょうし、またちょうど農作物のね端境期でもありましたので、あの商品供給がうまくいかなかった点もあるかと思えますけれども、どんな様子なのかと。売り上げ状況はいかがでしょうか。来店客数はどうでしょうか。どんなものが売れて客単価どのぐらいなのでしょう。それから本来のアンテナショップとしての役割ですね、飯島町をアピールするということの目的、この辺はどうなのでしょう。先ずその点をお尋ねしたいと思います。

それでは最初の質問者であります久保島議員の質問にお答えをしてみたい。2つの質問をいただいたわけでございますけれども、冒頭にあの町の行政情報につきましてまあ情報公開、できるだけ議会はじめ町民の皆さん方にその状況をお知らせして、またご理解ご協力を得ていくということは、これはあのどこの市町村も、また理事者としての私自身も職員も全く考え方は同じでございます、何かこう秘密にして抱え込んで、都合の悪いことはここへまあしまい込んでしまうという気があるんじゃないかというようなご指摘をいただきましたけれども、毛頭そうすることはございませんし、ただあの様々な情報というのは必要にまあ応じてということももちろんありますし、それからタイムリー的な部分もあるわけでありまして、お知らせする機会、手法等はひとつのあのまた期間を追って限られておる部分もあるわけでございますので、即今日の明日というようなわけにもまいらないこともあります。できるだけ情報公開には努めてまいりますので、ただそのひとつのタイミング的なことは若干ずれもあるかと、時間もかかるということをひとつご理解をいただいて、そんなようにひとつ、共通の認識の中でご理解をいただきたいというように思います。

先ず、最初の質問でございます。この4月にオープンをいたしました三鷹台駅前の信州飯島マルシェの現況についてでございます。信州飯島マルシェの4月20日のオープンから5月末までの計32日間まあでございますけれども運営状況でございます。若干数字的に申し上げてまいります、売上の合計につきましては約1,380,000円でございます。1日あたりにいたしますと43,000円ということになります。それからまた来客数の合計では約2,100人ほどになりまして、1日当たりでは約65人、客の単価1人当たりの単価にいたしますと1人に約660円という数字でございます、当初まあ700円ぐらいを見込んでスタートしておりますけれども、若干あの下回ったという形になりますし、それから1日の売り上げ額全体では80,000円ですので大幅にまあ下回っておると、半分強くらいの数字でございます、これはあの今もお話ございましたように、あのこの4月の時期はなかなかまだ町の特色である農産物の出荷体制が収穫時期でもございせんし、体制がまだ整わないというようなこともございましてこのことはある程度予想してきておるわけでございますけれども、やむを得ないかなというふうに思っておりますが、これからいよいよまあ、もう既にその時期に入っておるわけでありまして、農産物が豊富に出荷される時期になってまいりますので売り上げもこれに比例して伸びていくものと予想しておりますし、また期待もしておるところでございますので、もう少し見守ってお願いしたいなというふうに思っております。それから更にまたあのこのグレードの広めることにつきましては、あの三鷹市では近隣に井の頭公園などあの多くの都市型の公園が控えて、いろんなイベントが開催をされております。これから夏から秋にかけていろいろな情報もあのお聞きして

おりますので、そこでのまあマルシェからのまあ出張販売、またはこちらでも連携をとる部分もあるかと思えますけれども、そこにも販売出張等の積極的に参加をしながらですね、販売額はもちろんでございますけれども町の情報の発信や交流の場を広めていきたいというふうに考えておるわけでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

久保島議員

はい、1日約80,000円ということでございます。ちょっとまあ少ないかなと思えますけれどもこの時期やむを得ないかなと思えます。まあ長い目でみてですね今後取り組んでいったらいいなと思っているところでございます。当初ですねそのマルシェの体制ですね、そこが私の記憶でいきますとね3人でこちらからマネージャーを1人立てて、そのマネージャーが商品供給をしていくんだというふうに理解をしていたんですね。ところがオープンセレモニーの際に店長さんが紹介されて、「店長さん？ あれ？ 大家さんだな」とちょっと首をかしげてしまったんですね。どこでどうなっちゃったのかなと。で、まあマネージャーは私の知り合いの方でしたのでまあ頑張ってもらえればいいなというふうに思っていたんですが、まあそのマネージャーのことも、店長さんのこともご報告はありませんでした。まあ20日のオープンを決めていたとお尻が決まっていたということですので、体制を整えるのに大変でその余裕はなかったのかなということで、いわゆるまあ専決処分ですか、報告する暇がなかったということなのかなというふうに解釈をしたところでございますけれども、後でもよかったのでこんなふうになっていますよというふうなご報告があってもよかったんじゃないかなと思うんですが、それも梨のつぶてと。そうしてありましたらですねあの住民の方から、「マネージャーが辞めちゃったというけれどどうするの？」という話を聞きました。「え？ そうですか」ということで、聞くところによると何日もしないうちに辞めてしまったと。で、仕事内容や勤務時間等が話と違っていたよということもあるんでしょうけれども、どうもその人間関係の話もあったんじゃないのというふうに私はちょっと考えてしまったということでございます。今後ですねこのマネージャーを含めて営業体制どうやっていかれるのか。また店長さんという位置付けはどういうものなのか、まあその辺のところについてお話をお聞かせいただきたいと思えます。

副町長

人員体制とそれからあのこちらの出荷の方のマネージャーの関係についてお話をさせていただきます。今あの久保島議員から言われましたように、当初、町の方の予定では、店舗についてはパートの方を3名で運営をしていきたいということで話を進めておりましたけれども、オーナーの小林さんの方の強い思いもあったり、どうしてもあの店を成功させたいということで、自分が店に出向いてその場の段取りをしたり、マネージャー的なマネジメントの仕事もさせてもらいたいという強い思いが4月に入ってからそういう話が出てまいりましたので、私どもが出向いて本人とお話をした中で、朝の早い時間から夜店を閉めた後まで自分が責任もってやるので、是非、店長という立場で自分を使ってほしいということの申し出がありましたので、小林さんを店長ということにお願いすることになりました。それから従前からあのハローワークを通じて募集をしておりましたパートの方3名が募集できましたので、合計4名の方で運営をしていくということで4月20日からオープンをさせていただいております。で、パートの方はそれぞれあの他の仕事も持っておいでになる皆さんでございますので、フルタイムでは勤務できないということで3の方が回しながら勤めておっていただくという体制を取りましたので、当初の

計画では店長1名にパートの方が1名で2名体制ということで始まりました。で、今現在は店長も朝と夕方だけの勤務でいたい仕事ができるという体制になってまいりましたので、今現在昼間はパートの方1名で店の運営をしておっていただくということでございます。それからあの町の方からの出荷の体制に対するマネージャーの件でございますけれども、こちらから個々をお願いをしながらマネージャーに当たっていただける方を探しております、1名の方にやっていただけるという快諾を得まして、出荷をしていただける農家のみなさん等との説明会の折りにも出ていただいたりして、仕事の内容を承知しておった中でやっていただいたスタートしたわけでございますけれども、本人の方からの申し出によりまして退職という形になっております。今現在あのマネージャーを探しておるわけですが、幾人かに声をかけましたけれどもちょっとその方にやっていただける体制は今のところ整っていないということでありますので、まちづくりセンターの職員でその仕事をみんなで手分けでやっておるというのが現状でございます。いずれにしてもあのこれから農産物の本格時期になりますので、適任の方がおればその方にお任せして出荷できる体制が整えば大変ありがたいというふうに思っております。またあの是非適任の方がおりましたらまた私どもの方へ情報を入れていただければ大変ありがたいと思います。そんな状況でありますのでよろしく願いいたします。

久保島議員

はい、店長が配備された経緯というのはわかりました。当初ですねあの私どもも聞いていた中ではオーナーさん、大家さんですかね、は固定資産税分の使用料をいただければいいですよという形でお話をしたというふうに聞いておりまして、住民の方からですね「家賃相当払っているっていうじゃねえかい」と、「どういうことだい？」というお話ございました。「いや、家賃は払っていないと思いますけれども、まあもしかすると店長さんということなので、そのお給料をお支払しているのではないのでしょうか」というお話をしておいたんですね。でまあ、まちづくりセンターいいじまの事務局長にお話をお伺いいたしました。そしたらまあ報酬っていう形で、お給料じゃないんですけれども報酬という形でまああの家賃部分も含めて、まあ当初はね朝から晩までという話もあったので出勤してもらっているということもあって200,000円お支払いをしているという話をお聞きしました。まあ給料っていう形だとねちょっとあの多分時間も長くなっちゃうだろうし、それから社会保険等のこともあるでしょうから、そういうことじゃなくて多分こういう含めた中でなんだろうというふうに思います。それはまあそれでいいだろうというふうに思います。で、マネージャーが辞められてしまったということなのでその200,000円はどこから捻出されているのかなと思ったときに、その方のマネージャーの給料からまあ多少ね、マネージャーの給料も200,000はちょっとなかったと思いますけれども、回っているのかなというふうにも思えられるわけですが、飯島マルシェの運営費は町から出ているのは1,971,000円ですよね。で、これで賄えるということじゃないですね金額的にどう計算してみても。で、それで売上でカバーしていくのかなということでございますけれども、3人のパートさんの給料はどうなるのかなということで、どう計算しても私のところでは合わない。で今回、補正があるのかなと思って見ておりましたら補正はない。でどうするんだいということですね。まあこのようにこう変化があった変更があったにでもですね、こういうふうになりましたっていう話もないし、これからこういうふうにしていきたいという話も今ここで、まちづくりセンターいいじまの理事長である箕浦副町長からお聞きし

たということでございまして、おかしいじゃん。どうもその議会には知らせたくないんじゃないね、住民にはちょっと秘密にしておきたいね、というところがあるんじゃないの
と勘ぐりざるを得ない。まあ町の総責任者は町長ですので、町長がオーナー、大家さん
です。ね最初に会ってじっくり意見交換とかですね、大家さんの気持ちとかを聞いて意思
疎通をして行けばよかったんだけど、それをせずに行ってしまったもんだから見切り
発車みたいな形に私には見えるんですね。で、このマルシェの基本コンセプトというのを
しっかり明確に打ち出した中で契約書を取り交わしていけば、こういうことにはならな
かったんじゃないかというふうに思うんです。その契約書もですね私は見ていません。ど
んなふうになってるのか、じゃあお給料を払って、お給料じゃないですね報酬ですか報償
ですかその辺ちょっとよくわからないんですが、払っているんであればその契約書なりあ
るはずなんですけれども、それも公開はされていません。これらの経緯とですね、それか
ら今後の方針も、町長からも理事長である副町長からもお話をお聞かせいただきたいとい
うふうに思います。

町 長

まあこの三鷹マルシェにつきましては、小林さんがまあ長年培ってきた地域のまあい
んなあコンセンサスの中で、その後まあ自分も高齢化してきたんでその施設を是非活用
いただきたいと、故郷のためにまあ情報発信の基地として使っていただければありがたい
ということで、こちらとしてもまあいろいろ検討しまして、ありがたくまあそれをお借り
することにしたということが発端でございます。で、じゃあどういう運営にしていくな
かというふうなことをずっと昨年から検討してまいりましたけれども、これはあの、まちづ
くりセンターいいじまの方へひとつ窓口を委ねてですね、そこで理事会なり評議員会の中
の運営の議論の中で進めていくことがいいだろうということで、そのことは議会にも報告
して公表をしてきたところでございます。試行期間を重ねて、それからまあ4月の末から本
格運行という段取りになってまいりまして、その間で私もいろいろあの手紙等見せていた
だいたりして、大変まあありがたいなあというふうに受け止めて、その全権的なものにつ
いてはあのセンターの理事長である副町長の方へ委ねて、以下スタッフの中で詰めさせて
いただいて、これでよしというふうにして、私も良としてそのことをやってまいりました。
最終的には私はあのお目にかかってまたオープン以降あのいろいろと情報交換をしており
ますけれども、少しあのいろいろあろうと思います。あの小林さんの思い入れとそれから
現地の問題、それから出荷体制の問題ありますけれども、なんせまだあの始って1～2カ
月ということでございますし、少しまあいろいろ試行錯誤があるかと思いますが、
長い目で見ていただいてですね少しずつまあ定着をして、人材を得てやっていくことが必
要ではないかということでございますので、まああのその場面場面ではいろいろ今後とも
あるかもしれませんけれども、やはりこれはあの最初の想いというものをひとつ筋を通し
た形でやっていくことが必要だというふうに思っておりますので、時間を貸していただ
くとともにまあ全力でそのことをみんなでサポートしていくというふうに私としては考えて
おります。

副町長

今あの具体的に店長に対する報酬の話が出ましたので、経過と現状についてご説明させ
ていただきます。小林さんの方、店長ということでお願いするということで、現場の勤務
プラス、マネージメント的なものも入れまして月額 200,000 円で4月に話をしてござい
まして、その金額でまちづくりセンターとの契約をするということで話を進めております。

ただあの小林さんの思いがありまして、どうしても早く立ち上げて成績を上げたいということで始めたんですけども、どうも思うような実績が上がっていないというようなことも本人が了解してくれまして、報酬 200,000 円は本人の方から取り下げてくださいまして、昨日、事務局長が本人と面会しまして、自分の実労働の部分の賃金に変えてくださいという申し出がありましたので、そういう金額に変えさせてくださいまして、店員のパートの皆さんと同じ時間給 1,000 円をお願いしておりますけれども、その金額で小林さんの方では了解をしていただきましたので、今後はその金額で小林さんの方へお支払いしていきたいということでございます。なおまたあの 200,000 円の報酬で今後もし継続するということにその金をどうするのかということも心配ではありますが、当初のまちづくりセンターの予算的な計算では年間売り上げだいたい 27,000,000 ぐらいの予定をしておりましたので、その中で店長の 200,000 の金額を払うのはとてもちょっと厳しいなという感覚はありました。まあ従ってそこはあの営業努力で農産物の売上、あるいは先程話がありましたように各イベントに出向いて飯島の知名度を上げ、交流をしていただくというようなことからその辺のところを捻出したいなという思いがありましたけれども、そういう経過がありまして小林さんの方からは時給で結構ですということを言っていただきましたので、他のパートさんと同じような対応になります。従ってあの小林さんは朝のレジの始める時間、それから最後に閉めて入金をしていただく作業、これが主な今現在の仕事になるかと思います。まあ昼間はパートの店員さんが主に中を賄っていただけると、こういうような状況に昨日の段階で決まりましたので、この場でご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

久保島議員 そうしますとその家賃部分というのは含まれていないということで解釈してよろしいでしょうか。

副町長 家賃はそこに入っているという考えはございません。

久保島議員 はいそうしますとその小林さん店長は朝の立ち上げのときとそれから夜の仕舞う時というふうにお勤めいただいてという形で、ずいぶん金額的には減ってくるということだろうというふうに思います。それからパートさんも 1 名体制でいけるということだそうですので、その辺も経費的には削減できるだろうと、それで売上の 27,000,000 の中でなんとか賄えればということで、今回補正もなかったし町からの助成もないということで解釈してよろしいでしょうか。

副町長 そういうように運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。またあの何かありましたらご相談させていただきます。

久保島議員 はい、まあ昨日ね、決まったんであればしょうがないとしても、もうちょっと早い時期になんとかならなかったのかなというふうに思うところでございます。さてですね、マルシェの改装計画というのが一方あるわけでございまして、地方創生の平成 26 年度繰越事業ということでマルシェの改装計画 7,200,000 円ほど盛ってございます。これがですねという日程で進んでいくのかなあと、ちょっと売上の的にも下がっているけれども、今度はそれをバージョンアップするなりする中でどうしても改装は必要なんだというふうにお考えなのか、どうもその売上の的にはそんなには見込めそうもないなというお考えの中で、大幅な変更等もあったということでございますので、根本的に見直す必要はないでしょうかと。私はですねちょっとあの改装を待ったらどうかなというふうに思うんですね。もうちょっと

とその売上の出てきて、夏場の農産物しっかり売れてくるというような状況の中で、じゃあ新しい形の中でどういったアプローチが必要なのかということも考えていったらどうか。まあこれ繰越明許の事業なのでやらないと返さなきゃいけないという点もあると思うんですね。返してもいいじゃないかと、もしあれだったらね。みっともないと言われるかもしれないですけども、それでもいいと。とにかくもうちょっと地に足を着いたところで叩いてですね、本当にじゃ必要なのかということをやっておかないと、今後ですね、じゃあここにお金を投入しました、いややっぱしってということがないとも限らない。ちょっと状況を見るとかなり厳しいのかなというところもございますので、その辺今後どうしていかれるのか。もちろんこのまま行きますよということであれば応援をしていくことはやぶさかではないんですが、その辺のお気持ち、見直しのお気持ちはないかどうかお聞かせいただきたい。

副町長

店舗改装の件でございますが、地方創生の先行型の交付金を受けてこれを活用して店舗の改装をしていきたいという考え方で進んでおりまして、その内容につきましてはあの、あの店を最低限運営していくに必要な改装に留めてございます。具体的に言いますとあの店舗の中の冷蔵庫だとか、それからあの商品を入れておくオープンの冷蔵庫、それから商品棚だとかレジ、そういったものが主体でございますので、これはもう必要最小限のものでございますのでこれはあの整えさせていただいてございます。1つあの皆さんからの議論のあったところが2階の改装ではなかったかなというふうに思いますけれども、2階の改装につきましても下の店との連携をとっていくに必要な最小限の施設に留めてあるということで、シンクタンクの三層のものだとか、そこで簡単なあの加工ができるような設備的なものを整えるというだけにしてありまして、それ以上のあの改装予定は今のところ入っておりません。今後運営していく中で、こういったものが必要だなということがあればその中に加えていくことも考えられますけれども、店としての必要最小限の階層に留めさせていただいておりますので、その辺でご理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

久保島議員

そうしますと2階を本格的に活用しようというふうな改装ではなくて、上で例えば刻んだり切ったりというようなことをするためのシンクなり、加工場というんですかね、だということでございますね。そうしたらそれでまあとりあえず最小限というもののだということなんでしょうか。日程的にはどんなふうにお考えでしょうか。

副町長

それぞれのあの備品につきましてはあの4月20日のオープンには全部そろえることができませんでしたので、4月下旬以降それぞれの備品を整えまして、最終的に2階の改装まで完了したのが5月の末に完了しております。そういったことで行っておりますのでよろしくお願いいたします。

久保島議員

はい、5月末に完了したということでございます。もしましたらあの例えばその売り方とかですね商品構成の中で、こんなようなことを工夫していますよというようなことはございますか。例えばその私よく最近スーパーやコンビニで見ますとですね、あの刻んだもうサラダだとかいうような売り方ですね。それからあの果物もパイナップルとかそんなようなものはもう切ってあるとかね、それから半分のスイカとか、そんなようなこともあるんですが、そんなようなこともされていくということによろしいでしょうか。

副町長

今のご質問のまさにあのカット野菜も2階で出来て、下へ降ろして販売できればという

こともあの店員の方からも提案もあつたり、こちらからも向こうとも相談をしております。まあ今すぐそれができるかどうかちょっとわかりませんが、あのそういったことも出来る内容になっておりますのでやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

久保島議員

はい、是非ですね取り組んでいただいて飯島をアピールしていただきたいというふうに思います。飯島のアピールという点ではですね、そのマルシェの玄関先がそのちょっと狭いんですよね。それからパンフレットの置いてあるところがよくその分からないというようなところがあって、その辺をうまくしてもらいたいなと思いますけれども、その辺、改装っていうんですかねあれはないでしょうか。

副町長

今その店舗本体にちょっと手を付けてやるということは今のところちょっと予算もないし、計画も今のところしておりませんので、あの中で工夫できるだけしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

久保島議員

はい、いいじまマルシェがですね是非三鷹市の皆さんに東京都の皆さんにアピールしてですね、飯島町に来ていただきたいというふうに思います。あの事務局長がちょっとお話をしておりました。もう既にマルシェで何かお買物をされて、で、飯島を知ってですね行ってみたいということでお見えになった方がいらっしゃるようでございます。そういったことが続いていけばいいなというふうに思うところでございます。

さて次にまいります。次はですね住民の間で今年ちょっと話題騒然となっております、まあ役場庁舎の皆さんはご存じでないかもしれませんが、再任用制度の件でございまして、今回その個別のこと、それから個人的なことを申し上げるわけではありません。まあしかしこの問題を取り上げるとですね、ご本人心証を悪くするでしょうし、不快な思いもされるでしょうということは予測がつきますし、この一般質問で取り上げるのはどうかなあというふうに躊躇していたんですけれども、住民の方からですね町はどういう考え方だということを何人もの方にお訪ねをいただいてですね、一般質問の項目に挙げさせていただいたところでございます。まあ私からすればまあ清水の舞台から飛び降りたようなつもりでお伺いするわけでございます。今後ですねまあギクシャクするような、本人とね、場面もあるかなというように思いますけれども、それはまああの一方、関係各位の器の大きさでもって埋め込んでいただいてご了承いただきたいというふうに思うところでございます。

さて4月1日でですね、平成14年4月1日に施行されております、飯島町職員の再任用に関する条例というのがありまして、その適用かなというふうに思いますけれども、退職を迎えた中のお2人の課長さんがですね再任用されました。このことはですね別に何の違和感もないですし、それはもうどんどんやってもらって結構だというのは、町民各位の共通なところですよ。何がっていうと、そのお2人をですね課長に据えてしまったと、しまったっておかしいですね、それが町内外から物議を醸し出したということでございます。まあ民間じゃありえないねと。再任用といっても嘱託か臨時っていうところなんじゃないですかと。そうすると課長っていうのはどうなんだよ、そのおかしくないの？ まあ普通は現職の課長を補佐する立場でしようというような声でですね、「ああそれは分かる分かる」っていう人は一人もいません。まあ民間企業にお勤めだった私の友人もですね何人が役職を持っていた方が退職されたんですが、再雇用という形で職場に残りました。そ

れはですねほとんどが若手技術者の技術指導、またサポート役というのが民間の考え方でございます。この辺が町の考え方とどうもギャップがあるんだというふうに思うんですね。だからやっぱり疑問を投げられるというふうに思うんです。一般論として再任用をどういうふうに使っていくのかという話がですね議会の中でもされたこともないですし、町側と議論したこともないのでその辺もちょっといけなかったかなと思うところです。で、私のその一般質問の中で人件費の高騰ということで人件費率ですね高騰ということで何年か前にお話をしたんですが、その時のお答えの中で職員の年齢構成のバランスが悪いんだよということはお聞きしておりました。その時に中途採用とかですね備えがされなかったのかということも、この再任用制度が出てきた話だというふうに思うんですね。で、これは私は個別の事を言っているのではないんですよ。一般論としてそういうことが町側として考えておられたんだということにちょっと違和感があるということですね。確か数年前に税の徴収担当として、あれはどのような形になったのかよく記憶にないんですが、前課長さんが担当官として入ってきて大きく実績を上げたという実例がございました。それがまあ普通なのかなというふうに思っているんですね。町はこの制度っていうのをですねどんなふうに捉えているのか。またですね再任用っていうことで漠然としているんで、どうも課長職になったから課長の給料がそのまま払われているんじゃないかって町の人は思っているかもしれないので、その辺の待遇とかですね労働条件等についても、あの個別のことじゃなくて差し障りのない範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

町 長

次のご質問は職員人事のまあ基本的な考え方ということの中で、まあ再任用問題、それから次にはまた女性や若手の登用というようなことの総括的な人事の問題についてのご質問をいただきました。先ず再任用とその考え方についてであります。確かにあのお話の通り、住民の皆さんにはこの再任用というのは、あの制度としては国も地方も市町村も町もあるわけでありまして、今まであの一旦退職された方がまた再びいろんな形で就くというのとはちょっと趣旨が違っていて、身分保障をされた上でのこの再任用制度ということに乗っかってやるのは初めてでございますので、少しその理解に苦しむというような声を私自身もお聞きして、その都度あのお答えはしてまいりますけれども、ここに改めてその内容について申し上げて、また議員始めご理解をいただきたいというふうに思います。この再任用制度につきましては公的年金制度がまあ絡んでくるわけでございますけれども、この年金制度の改正に伴いまして定年等の退職職員の知識や経験を活用するとともに、60歳代の前半の生活を雇用と年金の連携で支える方策という1つの国の大きな考え方が出てまいりまして、これはあの民間も含めてそういう考え方が潮流にあるわけでありまして、平成13年の地方公務員法の改正が行われました。これに合わせて町では平成14年に条例化したところでございます。この考え方趣旨につきましてはまた当時の提案の中で十分あの議論をいただいたところで条例化されておりますので、また後刻お目通しいただけたらというふうに思いますけれども、それでこの再任用制度の導入によりまして定年退職した職員そのそれまでの公務で培ってきた知識や経験、それから能力といったものを定年後も必要とされる公務の場において活用ができるようになったというものでございます。その後まあ国県もこの制度を個々のまあ市町村の実情の下に適宜・的確に活用すべくというような指導もなされてきておるわけございまして、最近ではこの職種を問わずですね他の市町村でもこの再任用制度の活用が図られてきておるという動きがだいぶ出

てまいりました。当町はこれまで、今申し上げましたように再任用制度の活用はありませんでしたけれども、26年度末をもって経験豊富な課長職が大量にまあ退職をされたと、されるということと、それから町の喫緊の重要政策、まあいろいろ中味は申し上げませんが、ご承知の将来展望への取り組み、この時代時代の現在の要請に基づく行政対応といったものも特に多くある現在でございますので、そうしたあの重要施策へ対応するためには人事構成や組織強化が大変大きな課題となったということで昨年から検討してまいりました。そこで退職職員の優れた知識や経験、能力を生かして懸案する課題に当たっていただきたいと、もらうということの考え方の下に課長職の配置の年齢構成上の課題も考慮する中で、退職職員の課長職の2名の再任用を行ったところでございます。そんなことでございますのでひとつ是非ご理解をいただいて、今後とも該当する職員にはその知識と能力を生かして頑張ってもらいたいという期待を込めて再任用したところでございます。

久保島議員
副町長

処遇・待遇についてはどんなふうな具合なんでしょうか。

処遇につきましては条例に明記されておりまして、給料につきましてはまあ条例で見いただければわかります。一番下に再任用という欄がありまして、そこに各級ごとの再任用給与が定められておりますので、年数が経ってもその金額は変わりませんので昇給という考え方はありません。それから後、諸手当についても一般の職員に払われるべきもので払われないものもあるということの内容になっておりますので、課長職の処遇がそのまま引き継がれるということにはなっておりませんのでよろしく願いいたします。

久保島議員

まあそんなね、安い給料で従来通り課長をやっていたらそれに越したことはないというかもしれないんですが、私はね、そのよくポストが人を育てるって言うじゃないですか。だもんで、過去にも38歳で課長になった方がいらっしゃるわけですよ。で、女性の中にも年齢ちょっと上でね十分能力のある方もいらっしゃるので、女性今回も登用していただきましたけれども、もっと女性の方を入れてもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。それとも今後ですね嘱託職員や臨時職員でも課長になれるという道を開けたんだという画期的なことなのか、その辺もちょっとお聞きしたいなというふうに思うところですね。まあ年齢構成がアンバランスだということはいいいんですが、しょうがないんですが、簡単にね、やってくれそうだからお願いしちゃったということでは今後ちょっと厳しいかと、若手を育てていくという意味からも、多少厳しい仕事であってもそこに充てて育てていくということが私は必要だというふうに思うんですね。それからもう1点は管理職か幹部候補生になるような方を中途入社、入社じゃない中途採用してこなかったということがやっぱりちょっと大きな問題だなと。外部から民間からですねそういう有能な人材を入れるということも必要だったんじゃないかというふうに思うところです。それからもう1つですね、以前ちょっと聞いた話なんですけれど、ご夫婦で役場にお勤めの方はポストを上げていくためにどちらか片方に辞めていただくというような習わしがあるというふうに聞いたことがあるんですが、それは私はおかしいと。採用試験を受けて合格された職員ですので、庁内の職員同士で結婚されたとしてもそれは何も本人に非があるわけじゃありません。それは住民感情の中には羨ましがって妬み嫉みするかもしれないけれど、それはそれでそんなことは問題ではないと、正当な理由じゃないと思うんですね。ご夫婦であろうと兄弟であろうと、もっと言えば親子であろうとですね正当な試験を受けて

採用された職員、能力に応じて登用していくということをしなかったら人材は育っていかないと。それから男女雇用均等法というのもありますし、その辺の配慮も含めてですねもっとフレキシブルにやってもらうべきだったというふうに思うんですね。活力ある職場を作っていくにはやっぱり能力主義にしなきゃいかんと。職員のモチベーションが下がるようなことにしちゃあいかなと思うんですね。よし、俺も、いや私も次はと思えるような人事登用をしていかないといけないと。第5次総合計画のテーマの中に「勇気・挑戦・感動」とあるじゃないですか。若手に挑戦させましょうよ。女性にももっと地位を上げましょう。それからですねもうひとつ気になるところが1つありまして、これはずっとどこからか回ってきた話なんでどこから出たかわかりませんが、副町長がこの人事をするに当り「次のこともあるのでね」とおっしゃったと。次のことって何ですかということですよ。これは伝わってきた話なので1字1句そうかどうか分かりませんが、どうも11月のことを睨んでいるのかな？ それともその先のことかな？ それとも来年のことなのかな？ これはいろいろ考えちゃうんですね。やっぱりそういう発言はやっぱりちょっとまずいし、次のことって何ですか。やっぱり議会も町民も皆見ているんですね。聞いている。耳を立てている。ですから是非とも若手からも登用していく、女性からもどんどん上へ上げていく、というお気持ち当然であると思いますけれどもその辺のご覚悟をお聞かせいただきたい。それから併せて副町長には、次のことってなかに、とお聞きしておきたいと思います。

町 長

まあ人事あるいは職員登用の問題で、いろいろ久保島議員のまあ聞かれた話も含めてかと思いますがございましたけれども、それほどに人事というものは大変難しいものでございます。いろんな状況、職員の能力・知識、それから職場機能・組織の問題、全体的なバランスも必要でしょうし、やる気も出してもらわなければならない。その辺をいろんなこう網羅しながらやっていくのが人事でありまして、そのことをやったとしても一方ではまだご批判もある、これはもうやむを得ないことかと思えますけれども、やはりあの人事は信念を持って結果としてやらなきゃならんというのが私の使命でございますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。で、お話にございましたように当然のことながらこれはあの職員の登用につきましては男女を問わずですね、それからまた知識・能力・評価、人事評価等もやっておりますけれども、そうした基本的なことを踏まえてやるのが人事でありますので、決してあの分け隔ての中でやる気は毛頭ございませんし、これまでもそうやってまいりました。特にあの4月人事につきましてはあのご承知かと思えますけれども、課長職現在11名おるわけでございますが2名女性登用という形でございます。係長職になりますと28名のポストの中で10名が女性と、新たに5名が増加ということで、これはあの近隣の中ではこの40%近い構成率、女性の占める割合っていうのはあまりないんじゃないかと思えますが、決してあの数字的に意識を持ってやっておるわけではございません。やっぱりそれにはいろんな知識・経験というものを踏まえて登用したつもりでございますので、決してあの久保島議員のご心配するような状況ではやっておりませんので、ひとつお願いをしたいと思っております。それからまあちょっとあの、次のことの問題というようなお話が出ましたけれども、まあどなたがどういうふうに言われたかわかりませんが、こうした公の一般質問の場で、そういうことがあったので正式にお答えコメントというのはいかがかと思えますので、それはそのことでひとつ他意はないかと思えます

久保島議員

ので納めていただければありがたいというように思います。
終わります。

議 長

11番 竹沢秀幸 議員。

11番

竹沢議員

早速であります但通告に基づき具体的な質問に入ってまいります。「地方創生」人口ビジョンと総合戦略策定につきまして、町の特性を生かした計画づくりを、前回の3月議会に続きまして継続提案いたしたいと思っております。町長は今6月議会の招集あいさつの中で、地方創生総合戦略策定に向けて次のように述べております。総合戦略につきましては効果的で個性ある計画にしたい、このために町民の皆様や議会から建設的な意見を、また提言をいただきたいと述べておるところであります。またあのホームページなどを見ますと、この6月22日から飯島町総合戦略策定ワークショップということで結婚・子育ての部分と、仕事・賑う若者を議論する方を募集をしておるといふようなことも情報で流れておまして、まあいよいよ動き出しているのかなというふうに実感するところでもあります。まあこれらを踏まえて継続して質問を行うところでもあります。次に申し上げることについてあの町長はどういうふうにお感じになれるかをご答弁いただければと思いますので申し上げます。先にこの5月の月末に議長共々全国議長会副議長の研修会がございまして、その中で読売新聞編集委員の方の講演がございまして、地方創生の中で次のように述べております。現在、国は毎日、新聞報道で明らかになっておりますけれども、安全保障の法制の問題、あるいはTPPの問題、総じて国家の歳出削減の問題などの対策としてですね、アベノミクスの地方への浸透と地方創生をまあ進めておるところでございます。で、要はその国が認める地方総合戦略に対しては振興交付金を出すということでもありますので、言い換えると国の考えるところの総合戦略にですね市町村が作った戦略がマッチしない場合には振興交付金が対象にならないということになるわけであります。でこれはどういう結果が起きるかと言いますと、落ちこぼれる自治体が出てくるということになります。既にあのこの12月の頃の先行して出されました第1弾の地方創生交付金につきましてもですね、いきなりある町村の企画担当の方に内務省の方から、お宅の町の考えは間違っているということで直接国から指導があったりするのが現状であるようであります。で、そうした部分であの悲観的にみまうとそういうこともあるわけでありますので、飯島町としてこれから取り組む姿勢の中で多くの皆さんの知恵を盛り込んだ戦略が必要になるわけあります。で、見方によりますとこのこうした地方創生ですね事業を行っていった、その結末の後に2020年東京オリンピックがあるんですけれども、その終了後にですね、要はその国の財源を少なく地方へ配分するための手法として、新たにまた道州制の問題が準備されてくるとこういう見方があるようでございます。一方あの見方を変えますと、この講師も申しておりましたが、必ずその自治体が消滅するということは絶対ないと、いうことで心配することはないというふうに申しておりました。で、おっしゃるにこの誰が考えてみても日本の人口はもうこれから確実に減っていくということでございますので、そうした場合にはそのまあいろいろ人口ビジョンをつくるわけですが、人口の減少緩和政策こういうものを取ってですね、緩やかにこの人口が減っていくところをこのカバーしていくというような、そういう政策をですね考えていく必要があるんですよということを訴

えておったわけでありまして、で、人口の自然増減をカバーし社会増を図るためには地域の魅力を磨くことがその戦略の中に盛り込まれていることが大切でありまして、安心して暮らし続けるために町として何をするのかをまあ戦略に織込んでいく必要があるということをお述べておったところであります。こうしたことについて町長は今お聞きになりまして、今後人口ビジョンまた総合戦略策定に向かってどういうふうに進んでいくのかについてお尋ねをいたします。

町 長

それでは竹沢議員の質問にお答えをしてみたいと思いますが、先ず地方創生、人口ビジョンと総合戦略策定について、町の特性を生かした計画づくりということで捉えていただいて、過日、正副議長さん全国研修会ということで大変ご苦労さまでした。大変あの有意義な勉強をされてきたというふうにお聞きしましたけれども、そうしたことを踏まえてまあご質問をいただいております。地方創生を個別にどう捉えるかと、町としてどう捉えるかということかと思えます。まああの若干おさらいになろうかと思えますけれども、国においてはあの地方の人口減少問題が主要課題として認識されはじめまして、そして地方創生という課題にまあ着手をした中で、当町においても飯島町地方創生戦略推進会議、これを6月まもなく来週になりますか立ち上げて、飯島町版の総合戦略を策定をしていくということでございます。飯島町の地域の特性を生かした人口減少の克服と地方創生への取り組みを進めてまいるといふ段取りになりました。でこの地方創生の動きにつきましては今もお話ございましたように、日本におけるこの人口減少ともう一方で人口の大都市集中というこの現実の2つの問題に対処して、地方を再生するというテーマを設定した点に特徴があるというふうに捉えております。まあいろいろとあのあるわけでございますけれども、大きくはその2局からこの問題が取り上げられて進んできたというふうに理解をいたしております。また同時に、あの地方づくりは中央の押し付けによる画一対応を当てはめるべきではないという潮流があるというふうには捉えておりますが、今、読売新聞の論説委員のお話ではなかなか国の言うこの枠の中に入らないと現実問題として交付金等が難しいんだよということも指摘をされておまして、このことはあの最初のあの先行型であるとか、消費拡大方であるとか、あのいろいろ補正予算でもお願いした内容を振り返ってみますと、そのことがやっぱり第一歩としては非常にそういう色合いが強かったなあというふうに思っております。ちょっと戸惑いもあったわけでありまして。どうしてもあのやっぱり申請をしてその枠の中の意図する事業でないという無理だったということで、大変担当の方も苦労をした経過もございますし、最終的にまあ議会で認めていただいてああいうメニューになっておる、ご承知の通りでございます。で、今後ともまあこれはあの5年間のひとつの取り組みでいく内容になりますので、今お話のように、一方ではあのまあマスコミ解説関係ではそういうことを言っておりますけれども、ご本人のあの石破担当大臣はですね、決してあの今までの踏襲ではこの制度にはなじまないと、あくまでもこれは地方の個性とアイデアの中で、汗して作り上げた、決してあの金太郎飴でなくてですね、ユニークなその発信に対して交付金はしていく制度なんだということを繰り返し、繰り返し、まあ私もいろんな機会であの聞いて直接聞いております。ご承知の通りだと思いますので、果たしてまあどうなるのかなあというふうに若干あの危惧するところもありますけれども、やっぱりそのことに沿ってまあやる以外にないだろうというふうに思っております。で、まあ当然のことながらこれはあのそういうふうに進んでいきまして、地方がとにかく主役となって

これからの国づくりをしていくんだというこの気持の中で、むしろ今までいろいろまあ交付金制度だとか補助金制度だとか、一極集中の中でやってきた今のアベノミクスもなかなかまだ地方へ浸透しないという現実の中でですね、これはひとつの今後の最大のチャンスだというふうにやっぱり捉えなきゃいけないだろうというふうに思っております。従って今度のまあ戦略会議、町ではちょうどたまたま後期計画、それから農業で複合営農の道、あるいは福祉の障がい者のいろんな計画がありますけれども、概ね一斉にこれがスタートするわけですね。ですからひとつ今後のまちづくりというものはこの5年間の中は非常にあの密度の濃いものになるのではないかというふうに思っておりまして、従って行政、民間問わずそれぞれのお知恵を結集して作り上げて、町の将来展望を作り上げていくと、こういう考え方でおりますので是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

竹沢議員

はい、ただ今答弁いただきまして、まあ地方創生について町としては向こう5年間の最大のチャンスであるということと取り組んでいくという姿勢を確認したところであります。次に人口ビジョンの問題で先程も触れましたけれども、まあ人口緩和策をとるべきであるということでありまして、私から具体的にあの人口目標について、前回も提案いたしましたけれども、再びあの復唱して申し上げて理解を深めていただければと思います。町長の平成27年度予算に関わる施政方針の中では、年80人減少と捉えておりまして、飯島町の人口は0.8%の率で加速的にまあ減少するというところで、町が人口減少対策をしない場合には15年先、平成42年、西暦2030年には9,000人を切るということになるわけでありまして。毎年80人減る人口を総合戦略の中でまあ2分の1くらいに抑えるという考え方を前提案したわけでありまして、これによりますとまあ20年後には、9,000人になりますとこれは2035年まで遅れるということで緩やかにまあなっていくということでありまして。で、向こう5年間で私が申し上げた人口目標につきましては、80人減る5年分の400人のうちの200人を新たに増やすことによりこの人口減少を激変緩和を講じたらどうかということで申し上げてあるわけでありまして、まあ過去の実績を踏まえて社会増の転入で5年間で100人、年間で20人ですね。それから自然増では出生によりまして年間20人で5年間で100人増やすというものでありまして、こうした低い目標設定かもしれませんが、まあ飯島の現状を踏まえて人口に対する緩和策ということで以前にも申し上げたところでありますが、この案について再び所見を求めます。

町 長

関連してこの人口ビジョンの問題でありますけれども、これもあの今度の地方創生戦略の主要な計画の中のひとつでありまして人口ビジョンを策定するという形になります。これはあのまあ飯島町ですけれども、この町の人口の現状というものを先ず分析をして、そうしたことを住民が現実の姿をみんなで共有をして、それから今後目指すべき将来の人口展望をしていくという考え方になろうかと思います。で、ただあの今の現状をどうだから何年後には、今お話があったようにあの機械的に将来こういうカーブの下がり方でいくことではないわけでありまして、そこにはどういう年齢構成で今後推移していくのかというようなこと、それから出生と死亡との現実のこれからの見通しという問題もございますし、それから施策の中でですね、これをどう人口を歯止めをかけて、むしろ社会増減の問題、自然増減の問題を捉えて、それを少しでも引き戻していくかとどうかと、やはり人口減少ということはひとつ地域の活力を削ぐことになりますので、基本的にはこれはあの人口維持がどうしても不可欠であるということの前提に立って、あるいは結婚や出産の問題、子

竹沢議員

育ての問題、移住定住の問題、職場の確保、企業導入、それから既存企業の振興であるとか、もう産業・福祉あらゆる面でそのことを少しでも歯止めをかけて引き寄せるということがない限りこれは実現できませんので、そのことをどう展望するかによってこの人口動態、将来展望というものは結果的にまあビジョンになるわけで、それを描き方が変わってくるという形になりますので、あの県の方がどうだ、国の方向がどうだという町は体制的にこのくらいの目標という簡単なものではないというふうに思っております。そこにまあひとつの知恵を絞らにやあならんということでございますので、そのことを考えること自体がもうこれはやっぱり町の将来展望を画策していくということにつながるわけでございますので、まさにあの竹沢議員の言われるこの地方を磨く作業のひとつでもあろうというふうに考えておりますので、十分また皆さん方と意見交換、議論をしてみたいというふうに思っております。

人口ビジョンにつきましてはまあ総合的な施策を通じてですね知恵を出してビジョンを作っていきたいということを確認させていただきました。さてそこであの次に少し長くなりますけれども飯島のまあ魅力を磨くということで、飯島町の中をまあ宝物をですね探して、その中で良かれと思うものをですねその総合戦略の中に組み入れていってほしいということで、4項目に亘って提案をしてみたいというふうに思います。

先ず第1に花火の町として花火大会などをまあ創設して全国発信をしたらどうかということについてであります。町の中には花火製造会社がございますし、また関連で1社は飯田市に工場がございますけれども社長は飯島町の町民であるということで、まあこうした町はあの全国的にも花火でたくさんということでは特徴的な町だということを思うわけがあります。まあ例えばの鳥羽市の花火につきましても飯島町在住の事業所が落札をいたしまして今年も上げるようでございます。また秋祭りですけれども大三国ということで各神社でまあ歴史的な文化として継承発展されておるところであります。また七久保煙友会などが中心で大晦日の尺玉8発もでございますし、先の千人塚の水中花火大会などまあ多数町内にもあるわけであります。まあ全国規模の花火大会と申しますと新潟の長岡ですとか、P L学園、東京の隅田川、コンテストで有名ですけれども秋田の大曲ですとか、近くは諏訪市の花火諏訪湖の花火ですとかまあいろいろあります。従ってこの花火のコンテストですとか、まあ新作花火のコンテストなどありますけれども、あの是非この際ですね町内の花火事業者と連携をしながら何らかの大会をですね飯島で開催して全国的に発信することによってチャレンジしたらどうかということで、町民の皆さんからもそういう声がありますので、是非このチャレンジしていただきたいなということで、これはまあひとつ計画に盛り込んでいただいたらどうかということを提案いたします。

2つ目でありますけれども、シオジ平、南駒ヶ岳、千人塚公園の観光資源、まあこれ町の宝物であると思うわけでありまして、特に横根山林道の抜本的なですね整備をまあ盛り込んでいただきたいということを提案するわけでありまして、千人塚公園の課題につきましては後刻同僚議員からも質問がありますので、そちらに委ねたいと思います。シオジ平の自然園でありますけれどもまあ有数なあの高山植物などの群生しておりまして、遊歩道もありまあ紅葉の時期は絶景であります。まあ現在は残念ながら横根山林道に巨石が落ちてまして危険で行けないわけでありまして、まあしかしこの飯島町の宝物でありまして、将来に亘っては整備されることが求められるわけでありまして、またあの南駒ヶ岳でござい

ますけれども、中小の登山道へも現在行けないわけでありまして、従って越百山へも登山にいけないという現状がありまして、この飯島町の大切な宝物が生かしていないのが現状であります。そこで先の議会全員協議会でも報告がありましたが、まあ巨石・落石に対するですね応急措置、これはまあ当然のこととしてあの即やっていただくということで、すでに終わったかもしれませんが、これは結構な話ですけれども、この地方総合戦略の中でですねこの膨大な費用がかかると思いますけれども、是非この町道横根山林道線の抜本的な整備をですね計画に盛り込んで、向こう5カ年間で整備するまあ絶好のチャンスじゃないかと私は思うわけでありまして、もちろんその国や県の事業を取り込んでお願いするということもあるわけですが、町道部分がございますので是非この町がこのチャンスを生かしてですね、関係機関にも働きかけながら林道整備を図っていただいて、以前に町長とも登ったことがありますけれども、一緒にまた南駒ヶ岳まあ5年先にはですね一緒に登りたいなあというふうにも思いますし、また全国の登山愛好者ですね、シオジ平自然園を訪れる町民の皆様、また観光客に感動を与えるようなそうしたあの徹底的な整備が必要であるので、これはまあ是非総合戦略に盛り込んでいただきたいと思います。すが如何かお尋ねをいたします。

3つ目でありまして、栗の振興でございます。小布施に勝つための戦略を立ててほしいということ。そしてもう1つは栗のみならずですけれども、いよいよ飯島町もこのグローバルな世界の動向、経済動向を踏まえつつ農産物などをですね海外へ輸出するというそういう発想を持って今から準備していく必要があるんじゃないかということを提案するわけでありまして、栗の振興につきましては着実にまあ推進が図られておりまして、まあ当初20ヘクタールという規模でしたがそれをオーバーして面積も増えておりまして結構でございます。まあ町長もよく言う北の小布施、南の飯島ということで、まあ栗の振興は図っていかねばならないわけですが、飯島町もいろいろ農産物を見ますといろんなものが採れるんですけれども、まああの地理的なこともありまして柑橘類ですとかお茶ですとかこういうものはだめですけれども、他の農産物はだいたい飯島で採れるんですね。しかしあの過去においてはこれぞという飯島町の特産とって、和寒の北海道の和寒みたいにカボチャで日本一とかそういう有名なものはないわけでありまして、あのこの際、栗を選定して特化していただいて振興していくということが必要じゃないかということを変更して申し上げるわけでありまして、更なる面積の拡大、それから収穫作業の合理化ということで、みなさんご案内かどうか、今年、栗は全国では茨城県がトップ生産量でありますね。まあ長野県は7番目くらいで、昨年、栗の振興会の役員の飯島の役員の方が熊本へ視察に行ったんですけれども、栗はですね1カ月間だいたい毎朝拾うんですけれども、熊本ではちょっと考えてあの2列に栗が植えてあるとしますと、真ん中へ栗が集まるようにですねあの傾斜を加えてシートを敷いてそこへ栗が落ちるように、こんなあの作業の合理化を図っている所があります。そうしたあの技術もですねこれから先進地に学んで飯島町が取り入れていく必要があるのかなと思いますし、またあの例えば飯島ではありませんけれども、栗の焼酎ですとかねこんなようなものもすでに商品化されているところもございますし、まあいろんなあの町内の某事務所による栗菓子の販売促進も、長野の新幹線駅もですね出店されて着実に伸びておりますけれども、更にこの拡大していく必要があるんじゃないかなと思うわけでありまして。ところで今ですね安曇野市で栗の新植が始まっております。こ

これはあの町内の菓子製造会社の方からのプッシュもあってのことですけれども、今年の春あの安曇野の栗を栽培している皆さんが私の家へ来ていただいて、栗のあの剪定の方法について見学に来たところでもあります。で、伺ったところ、何でそのあっちも果樹のりんごなんかの産地なんですけれど栗を植えているのかお伺いしましたら、あの安曇野では高齢者がこれからは栗をやると、要するに軽量であるのでいいということですね。それで後継者である若い果樹栽培の農家の後継者の皆さんがりんごをやると、こういうことで1軒でりんごと栗と両方やっていくとこういう戦略で栽培を増やしていく、こういうことのようにあります。まあそういうことも踏まえますとですね、飯島町はきちんとした戦略を立てないと小布施に対峙して南の飯島というふうに願望いたしましても、まごつくと安曇野に負けることになるかもしれないわけでもあります。従ってあの是非この今以上にですね栗振興が図られて、飯島町として全国的にやっぱし銘打って飯島は栗だと言えるような振興計画というのを改めて作っていただきたいので、これを計画に盛り込んでいただきたいということを申し上げるわけでもあります。それから農産物の海外輸出ですけれどもまあいろんなところで取り上げておりますけれども、町単独ということになりますとですねささか問題も課題も多いかと思っておりますけれども、まあとりあえずそのJAなんかとですね連携をしていただいて、農産物の海外輸出ということを取り組んでいったらどうかと、まあ先進地としてはまあご承知のように川上村ですとか木島平村ですか、そういう小さな村の段階でもやっておりますので、あの小さい規模でもできますけれどもまあ、ただお米でいますとここら辺ではあの飯島米とは言わず上伊那米で全部JAで出しておりますので、そういうことになるとJAとも手を携えてですね海外輸出という課題を取り組んでいくいいよ時期になってくるんじゃないかなと思うので、こういうのも検討材料にしてほしいなと思います。

4つ目の課題でありますけれども、これは申し上げたいのはリニアがですねいずれ開通するわけでありまして、そうした中でこの飯島町の自然環境というものを活かしまして、東京のオフィス作業を飯島町で仕事ができる、こういう仕組みを作ったらどうかということでもあります。まあリニアの開通っていうのはまあいろんなことを想定しておりますので、例えばその国の機関をですね飯田周辺この南信へ持ってくるとか、そういう要望、声もあるようでありますし、まあ大学のキャンパスとかそういうものを持ってくるとか、まあいろいろ手法がありまして多種多様な事業展開というものは今後期待されるわけでありまして、発想はあの飯島から東京まで何時間何分で行けるかではなくて、東京から飯島まで何時間何分で来れるかという発想で、それだけの距離間でここがあるんだよということをいろんな意味で訴える必要があるんじゃないかと思いますが、実は町長もご案内かと思っておりますけれども、富士見町はですねこの地方総合戦略の政策としてテレワークタウン計画というのを打ち立てておりまして、これはあの県も国も注目しておりまして地方創生の有効モデルというふうにしております。これは何でしたか信州自治かな、の5月号だかのトップ記事に小林町長の記事が載っておりますけれどもご覧になったかどうか。そういうことでわが国はまあIT技術とネットワークがまあいろいろ優れているわけでありまして、まあ飯島でも東京でのオフィス作業をですね飯島町で行うということが可能になるわけでありまして、まあ自然豊かで飯島町でですね仕事をすることによって発想が湧いて、通勤時間もいらないわけですので自然との関わりの中で良い仕事できて、また時には趣味を活か

して心豊かにここで暮らすことができると、こんなような事業を創造することが必要じゃないかなあと思うわけであります。で、この手法をですね飯島町で即取り入れるということは猿真似になりますので如何かと思ひますし、富士見町に申し訳ないので、このような発想ですね、発想を是非これから議論する総合戦略策定の中で是非あの見い出していただきたいと思うわけです。冒頭、6月の招集あいさつの時に町長申し上げたように、この戦略につきましては効果的で効果がある戦略が必要であると町長述べておるわけでありす。従いまして今申し上げた4つの項目についての見解を含めてですね、町長の見解を求めたいと思います。

もう1つ通告で担当課長にもというふうに通告してありますので、本計画策定にあたります企画政策課長としての意気込みをご答弁をいただきたい。以上。

町 長

地方創生戦略計画策定に対して具体的にまあ今あの4点ほどのご提案、竹沢議員の思いも込めてお聞きしたわけでございまして、まああの他にもいろいろあるわけでありすけれども、こうしてあのご提案いただいた項目にはそれぞれあの歴史的にもそれから取り組んだ経過、これはあの古い新しいは別にいたしましてですね、いずれもこれはあの町にとっては掛け替えのない産業振興の部分であり、自然であり、活性化につながる財産であろうというふうに思っておるわけでございまして、思いは同じような思いを私もしておるわけでございますので、そこであのちょっといろいろ多岐に亘っておりますので、細かくあの全て私ということではなくて、私の思いも含めて過日あの庁内で少しこのことについて議論をさせていただいております。最終的にはまだこれからいろんな戦略会議、推進会議等で取り上げていく内容かと思ひますけれども、そうした思い考え方を少しあの申し上げてですね、まただんだんあの肉付けをしていけたらというふうに思っておりますが、いずれにいたしましてもこの総合戦略というのはこの町ならではの固有の1つの情報発信源と、それから将来に対するこの町のまちづくりの形の中で根幹を占める部分だろうというふうに思っておりますので、いろいろまたそれぞれ多士済済なメンバーが集っていただくことになろうかと思ひますので、ご意見・議論を重ねながらご提案いただきましたことも含めてですね、今後の戦略づくりにひとつ含めて考えてまいりたいというふうに思っておりますので、しばらくちょっと時間をいただきたいというふうに思っております。

企画政策課長

あの先程4点ほどご提案いただきました。あの私の方からは2つほどお答えさせていただいて、最後に総括的になると思ひますけれど、あと他の担当課長からも申し上げますのでよろしく願いいたします。あの町の特性を生かした計画づくりということで4つほどいただきました。1つ目の花火の町ということでございますが、花火大会の創設この提案であります。あのお話ありましたように飯島の花火産業については、伝統それから技、これらを持った中で古くから引き継がれてきているということで、まあ日本全国各地においても夜空を彩った中でいい花火を上げていただいておりますということで、飯島の発信ということで大きく貢献していただいておりますというふうに思っております。また話がありましたように、町内においては秋祭り、それから水中花火、大晦日の新春花火、いくつかの行事においても地域の皆さん、皆さんの努力によって素晴らしい花火が打ち上げられております。まああのそれぞれ協賛等いただいた中で行っておると思ひます。まああの地域の活性化、コミュニティーの推進に大きく貢献されておりまして、これがこれからの地域創生についても当然あの要素的には含まれてくると思ひます。

それから4つ目になりますが、リニアの関連から東京のオフィス作業を飯島町でというこの計画の提案でございます。リニアがああ長野県駅が飯田市にできると、設置されるということはこれもまた地域発展にとって大きく貢献する大きな要素ではあるんじゃないかと思います。この駅を最大限に活かしていくということはやっぱりこれもひとつの地方創生に対して当然あの一つの戦略になると思います。まあこれはああ飯島は元より県、それから上伊那、まあ広域連合も含めてでありますけれど、そこら辺も、連携をとりながらやっていかなくていけないことではないかと思います。それからああオフィス作業ということになるとやっぱりああ現在の都市圏に通っているのは、通勤するというのは困難な技であります。リニアが飯田駅が出来ますと通勤圏ということになります。それから土日を含めた日曜農業、土日農業、通勤農業というようなことも考えられてきます。まあこれもあの一ひとつ定住にまたつながる1つ、また地方創生につながる1つというふうに考えております。まあああと2つもございます。ああ先程お話ありました国の要するに意図する地方創生っていうのはあります。まあああ落ちこぼれた町村もあるというお話もありました先ほど。落ちこぼれないような形で地方創生にこれらを考えながら提案を含めて検討させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願い致します。

産業振興課長

私の方から2点、シオジ平の自然園、それから栗の振興について申し上げたいと思います。シオジ平の自然園につきましてはああ昭和50年代に3年間かけて整備をしていただいて、町に移管され、61年に県に指定されたところであります。その当時からそれぞれ開山祭等行われまして、まあ今の季節ですとシャクナゲ、それから二輪草、そういったものがいま真っ盛りかと思っておりますけれども、非常にああ自然に恵まれた所であります。観光資源としては非常に有効なものだと思いますけれども、ご承知かと思っておりますけれども、ああ平成の10年代に入りまして非常にああ崩落が進んでまいりました。そのこともありまして平成の20年代に入りまして、どうしてもやっぱり自然園として観光地を確保していきたいということで、観光地として生かしていきたいということで整備を始めまして、23年から5年間まああの前倒しもありますので4年間で約1億円を投じまして整備をしてきたところであります。まあああ崩れそうなところにロックネットを張ったりしてきましたけれども、またああ国有林の中につきましては伊那谷総合治山事業所、こちらの方にお願ひしまして整備を進めてきたところであります。今年の4月に入りまして巨石の崩落ということで大変ああ町としても困ったわけですが、関係機関の協力をいただきながら巨石については今除去されまして、関係する工事車両等については許可制をとって通行しておりますけれども、一般の方は通行止めということになっております。そんなことでああやはり観光資源として生かしていくにはこの横根山林道の整備が必要なわけですが、今後、関係機関と連携をとりながら計画を立てて、後期計画の中にも盛り込みながら、是非、観光資源として生かしていきたいと考えております。ただ、今のところはまあああ開通の目途は立っていないという状況でありますのでご承知おきいただきたいと思います。

栗の振興につきましては平成17年から営農センターを中心に進めてきたところでありますけれども、現在23ヘクタール35トンの生産ということでありますけれども、栗の産地としていくためには100トン必要でございます。まあこれを実現するためには50ヘクタールを栗の産地として生産を上げていかなければならないわけですが、やはり

あの飯島町も高齢化の波が押し寄せておりまして、担い手不足というところもあります。で、そのことであの各地であの先ほども話がありましてように、安曇野等で生産が始まっております。そんなところであの飯島としてやはり産地として確立していくためには、面積として栽培を増やすだけではなくてですね、栗のやはりあの技術、剪定技術ですとか、まあ剪定師の資格を設けたり、あるいは先程申されておりました収穫技術それから栽培技術、こういったものを確立して、そういったものを普及していくような形で全国的にまあ栗の産地として確立していく必要があるというふうに考えております。そんなことであの町の地域複合計画、この計画の中にも後期計画として盛り込んでまいりますけれども、50ヘクタール100トンを目指しながら次の第2ステージというようなことで栗の栽培計画を立てていく予定であります。そのためには個人で生産するのではなくて、月夜平栗の里のようにある程度法人化した中で集落ごとに栽培ができるようなモデル地区を作りながら、推進を図っていききたいというふうに考えております。いずれにしましてもあの南の飯島としていくためには、どうしても50ヘクタールを目指していききたいというふうに考えているところであります。

それから海外の輸出に関しましては、前のあの総務産業委員の皆さんに町のふるさと大使の紹介である方に海外の、まあシンガポールではありますけれども、そちらとの交流を深めたらどうかということでお話がありまして、まあその後あの事務局レベルでその方と話し合いながら、シンガポールの食品関係の皆さんと話し合いを進めているところであります。ただあの飯島町だけではなかなか海外輸出というハードル超えることができませんので、それぞれいろいろな機関と連携しながら今後研究を進めていきたいと考えております。以上よろしく申し上げます。

竹沢議員

まああの課題はいろいろあるわけですが、今後あの6月から審議も始まるようございますので、提案申し上げたことを含めてですね是非あのまな板に載せていただければと思いますのでよろしく申し上げます。次に2つ目の質問項目であります、時間の関係もありますので3つに細分化してありますけれども、一括発言申し上げて一括ご答弁をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。第2の質問であります、来年あの新町発足60周年ということであります。まあどのような記念事業を行うのかお伺いいたします。今年あの辰野町ですとか箕輪町が60周年ということで事業を展開しておるところであります。当町におきましては今年度予算で記念誌発行など計画しておりますが、来年度に向けてまあどのような計画を予定されているのかお尋ねします。

関連して2つのことについて提案させていただきます。町の花でありますけれども現在はシャクナゲということでありますけれども、シャクナゲに加えてアルストロメリアを加えてほしいという町民の要望がありますのでおつなぎしたいと思います。アルストロメリアは今や上伊那地区の生産量が全国1位でございます。上伊那農協ではホワイトデーにアルストロメリアを贈る取り組みをしております。それから宮田村や伊那市では児童にアルストロメリアを贈っております。まあ宮田村は食育事業でも先進地でありますけれども、今度、花育事業ということで取り組んでおりまして話題を集めておるところであります。またあの先ほどあの同僚議員の質問にもありましたが、三鷹のマルシェにおきましてもアルストロメリアはまあ人気商品であるところでございます。ところでこのアルストロメリアでございますけれども、まあ生産量はこの地域が日本一でございますけれども、飯島町

七久保の農業者が栽培開始をしてルーツであるということを町長は認識しておるかどうかであります。アルストロメリアですけれども、これはあの日本名では何というかと言いますと「夢ゆり草」、「夢」という字にひらがなの「ゆり」、「夢ゆり草」と申します。それから花言葉でございますけれども、これは「未来への憧れ」という花言葉でございます。現在七久保のアルストロメリアの栽培農家の後継者の青年の方が全国でアルストロメリアの普及活動に努力しております。で、彼はこの成人式にアルストロメリアを贈ったらどうかということを今取り組んでおるわけであります。成人式はですね飯島町は夏にやるんですけれども一般的には1月にやるわけでありまして、成人式にあまり花を贈るという習慣がわが国ではございません。そこが1つ、それから1月のときにはアルストロメリアはたくさん咲いているということ。3つ目が花言葉で先ほどご紹介申し上げた「未来への憧れ」ということで成人にぴったりの言葉ではないかということで、彼は頑張っているところであります。で、この同青年からの提案でございまして、町の花の現在シャクナゲがありますけれども、どうかピンとこないと。アルストロメリア発祥の地であるわが町として町の花にアルストロメリアを追加してほしいと、こういう要望がございますので、提案させていただきますので今後検討いただければと思います。

3つ目の項目ですが、まあ60周年を機会にしてですね今後人口が少し減っていてもですね、この飯島町に住んでよかったなと町民の皆さんが喜び、また心の絆を結び合って元気に暮らしていけるようなためにですね、町の特性を生かした「町民焼肉・ごはん・そば大会」というのを開催して、老若男女が交流したらどうかということを提案するわけがあります。実は先日、同寮のあの本多昇議員のご紹介もございまして、町長ご案内でありますけれども5月29日の日に北海道の和寒町の奥山盛町長さんが飯島町を訪れまして、まあ議長、本多議員と一緒にいろいろお話を聞きました。和寒では今現在人口が3,657人5月末でありますけれども、町民焼肉大会というのを開催しております。これはですね従来から町の中にあります三笠山公園というところの夜桜の祭りとしてイベントとして29回ほど続いておりまして、去年はたまたま和寒の町の中にふれあい広場ということで、公的資金を投入いたしまして釜戸36個あるイベント広場が竣工いたしまして、30回目のお祝いとして800人ほどの方が集まりました。その内町民の方が678人でありまして、約2割の町民すなわち5人に1人の町民の方が参加しております。で、いろいろお伺いしましたら、まあ主催は和寒町の観光協会でございまして、まあ資金は町の方から観光協会へ補助金を出しておりまして、これでやっておるということでありまして、たまたまあの昨年は、今年か、和寒町100周年記念ということで盛大にやったようでありまして、この観光協会が核となりまして、実行委員会で地元の肉屋さんや酒屋さん、こうした人に参画などをしていただいてやっております。飲み物代別でジンギスカンと野菜でまあ1,000円の負担をいただいてやっておるということでありまして、飯島町でも可能じゃないかと思えます。飯島でどうやるかっていうことで私なりに考えますと、まあ観光協会で行委員会を立ち上げましてですね、町内の肉屋さん、酒屋さんそれからJA、商工会、米俵保存会、それからそば道場などに関わっていただいてやるということで、飲み物やご飯や蕎麦は別料金で参加者に負担していただくということで、例えば合併ということになりますと七久保と飯島が合併したわけでありまして、町の真ん中の与田切公園の現施設とですね、広いあの屋外ステージ前の大駐車場、これをですね活用してやったらどうかと。

で、町民の方、駐車場は別にですねこの役場とか文化館だとかそういうところの駐車場を利用して、いいちゃんバスでシャトル運航してやると、こういうことで如何かなと。で、屋外ステージも有効に活用されておられませんのでこれをこの機にですね町内のお陣屋太鼓、フルートのコンサート、それからみんなで踊る町ソングの「いいねいいじま」をみんなで踊るとかですね、それから最後に地元の花火をドカンドカンと上げる、こんなようなアトラクションを含めてやったらどうかかなということを、今参加目標を60周年ですので和寒に負けないように600人くらいの規模でやったらどうかかなということで、これを機に連続してやったらどうかということを提案しますがいかがでしょうか。以上についてお伺いします。

町 長

それではあの新町発足、これ来年になるわけですがけれども60周年、この記念事業につきましてまとめてお答えをしてみたいです。何をどのように行うかというまずご質問でございます。ご承知のようにあの昭和31年9月30日飯島町と七久保村が合併いたしました新しい飯島町となりました。来年度新町発足60周年の節目を迎えるということになりました。町といたしましては現在平成28年度に記念誌の発行とそれから記念行事を行うという方向は打ち出したわけでございますけれども、その内容につきましてはまだ検討中ということで、これから肉付けをしていく段階になっております。職員提案もまあ募っているところでございまして、またあの町民の皆さんからもいろいろご意見をお聞きしておるところでございます。で、このまあ節目を記念するあるいは祝うという意味で町民の皆さんには町の更なる発展に向けての節目としてなるように、そしてまた60年の歴史を振り返りながら今後の飯島町を共に考えていただくというこの機会となればということで、是非あの共に汗を流す機会としても多くの町民の皆さん方主体的に参加いただきたいというふうにして、記念事業を検討してみたいというふうに考えております。

それからまあ60周年ということとは別かと思いますがけれども、町花にアルストロメリアの町の花に加えたらどうかというご提案でございます。これもまあお話にございましたように、飯島町は新町発足の30周年、30年前になりますけれども、この記念事業の一環として当時のまあ選考委員会でまあ慎重に審議をいただいて、シャクナゲを町花に指定をしたところでございます。これはあの選定理由にもあのいろんなあの印刷物に載っておるわけでありまして、この理由としては中央アルプスの南駒ヶ岳一帯、特にあの先ほどお話にございましたシオジ平一帯にこの自然の群生する大変薄紅の素晴らしいシャクナゲ群が群生をしております、大変あのこの色といいそれから優雅な気品にあふれた心安らぐ町の平和を象徴しているというように捉えまして、これが選考理由として掲げられておるわけでございます。そこでまあアルストロメリア、これもまあいろいろお話今ございましたように、いろいろ町にも所縁のある花かと思いますが、特にあの飯島町は花の町ということでいろんな面であの発信をして、また産業振興の根幹にもなっておるわけでありまして、このアルストロメリア、もちろんこれはあの基幹的な花の種類でございますけれども、その他にはあの花栽培としては蘭やシクラメン、ユリといったようなものも大変あの多くの生産者の皆さん方が大変素晴らしい花づくりに取り組んでいただいておりますので、まあこれはあのアルストロメリア1点を捉えて町花に追加する、あるいは替えるというような議論はもう少しこの議論を深めて町民の理解を得ていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております、やはりこれはあの町

の花というものは1つのイメージでございますので、飯島町未来永劫にまあ存在をして、それから常にあの普遍的に町民に広く崇められ得るこの花でなければならないということにあるのではないかというふうに思いますので、今後の検討課題としていろんな面で慎重に検討させていただきたいと思います。

それからこれもご提案がございました焼き肉大会、ご飯、米をPRする、それからいま取り組んでおる蕎麦発信、大変あの結構なご提案をいただきました。これを60周年の節目にどのように取り組んでいくかということでございますが、いずれにしてもさっき申し上げましたように、町民参加型の1つのイベントも町独自の主催、事業主体でなくてですね、やっぱりこうしたあの記念の年を関して、意味を関して各団体、まあ観光協会はじめいろんな団体があるわけでございますので、それぞれ連携して主体的に取り組むのもひとつの手ではないかというふうに考えておりますので、いろいろとまた60周年記念事業につきましてはいろいろとあのご相談を申し上げてまいりますので、ひとつ町民の皆さん方の熱意もひとつ期待したいというふうに思っております。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時15分といたします。休憩。

午前10時54分 休憩

午前11時15分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

5番 橋場みどり 議員

5番

橋場議員

通告に従いまして、JICAの所外活動をまちづくりに生かせないかについて質問いたします。所外活動についてはあの以前から問い合わせがございまして、JICAの方に働きかけていたものでございまして、これがようやくあの町にも広げられてきたものでありますので質問させていただきます。駒ケ根市にありますJICA青年海外協力隊訓練所は、全国各地から年4回、20歳から39歳までのいろんな分野のボランティアが集まり、70日間青年海外協力隊精神の理解と実践、異文化理解、適応力、社会人基礎能力とマネージメント力、危機管理能力、健康管理能力、などを身につけ夢と希望を胸に世界へ飛び出す準備をしております。その中で中盤に入りますと青年海外協力協会が普段と異なる環境の適応、そして活動先のニーズに合った活動をし、ボランティアに必要な資質の実践を目的に農業、保育園、福祉施設などでボランティア活動を実践する所外活動を行います。所外活動は2日間実施しております。2日間と短いものではありますけれども、これはかなりあの農家さんとの交流も深まり良い活動だと聞いております。この活動も30年来駒ケ根市で続いております。この所外活動が今年は町にも広げられましたが、農家への周知はされなかったように思っておりますがそれはなぜでしょうか。そして町の現状はどうか課長にお聞きいたします。

町 長

それでは橋場議員からはJICA、これはあの青年海外協力隊でございますけれども、この所外活動を町の活性化に生かせないかというご提案の中で、JICA、これはあの駒ケ根、具体的には駒ケ根協力隊のことかと思っておりますけれども、この所外活動の町の受け入

れ状況、それからその研修の場となる農家への体験活動この周知についてのご質問でございます。橋場議員にはあのこれまで様々なあの国際交流活動を通じて、JICAの中でも大変あの精力的に取り組んでいただいてまいりまして、敬意を表しておるところでございますが、この所外活動の受け入れ状況、町の状況でございますけれども、これはあの農家がまあ主に対象になるという形で聞いておるわけでございますして、具体的には初めて今年の5月の21日、それから27日と2日間でございますけれども、田切農産で受け入れをしていただいたということが打診がございまして、手配をいたしまして、町では初めての受け入れとさせていただきます。当日は10名の協力隊員が参加をされまして、唐辛子の植え付け作業等の農作業体験を行っていただいたということでございます。それから農業以外の受け入れでは高齢者施設、これはあの具体的にはグループホーム「道」さんでありますけれども、田切にある「道」において平成19年より受け入れが行われているということで、これはあの職場体験という形になろうかと思います。そんなことでやっておりますが、今回のこの農家への所外活動についての周知の問題、問題というかまあことでございますけれども、今年の受け入れについてはあの具体的にこの直前に海外青年協力隊から農家受け入れの相談がございまして、その対応をさせていただいたということでございます。この所外活動の受け入れにつきましては駒ケ根の訓練所では昨年あたりから駒ケ根市以外の近隣町村へも広げたいというふうに考えておられまして、それで今回まあ飯島にもその声がかかったということでございまして、今のところあの駒ケ根市はまあ前からやっておりますけれども、それ以外では飯島と、2つということでございまして、またこれはあの育てる会につきましては駒ケ根、飯島、中川、宮田と4市町村でまあ連携してあの育てる会を支えておりますけれども、こうした体験の具体的なあれは今のところ飯島と駒ケ根というふうになっております。であの今後でございますけれども、是非これはあの1つの町の発信にもなりますし、まあ一時的にしろ交流の場の提供という形になりますし、それから町のあの農作業、あるいは農業のノウハウ等も今後あの後進国へ赴いて、いろいろ体験してあの協力隊活動を続けていく上には大変有益かと思っておりますので、是非あの積極的に受け入れていきたいと。まああの農家の皆さんもいろいろご都合もあるわけでございますので一方的にこちらであのというわけにはまいりませんけれども、また該当する農家ともご相談をさせていただいて進めてまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

積極的に受け入れていくということであれしいなと思います。これあの問い合わせがきましたのはやはりあの労働力が乏しいあの農家の方からの要望がございました。で、来たまあ期間が短いということで田切農産あの行ったっていうのもまあ仕方がないかなと思いますけれども、大きなところだけではなくてやはりあの小さな農家さん、非常にこれあの知っている方達にはあの早く来てこういうのを飯島でもやってもらえないかな、というような要望がありますので、これは是非あの皆さんにも周知していただけたらなと思います。で来ていただけるあの訓練生なんですけれども、これ専門家が来るわけではありませんで専門家の外の方たちが全然また違った分野での活動ということで、あの学校の先生であつたりとかそれから看護師さんであつたりとか、あの全く農家には関係のない方たちが来るわけですので、そこで全く労働力だけをあの希望されると、これはまたちょっとあのあてが外れたかなということもありますけれども、今までの駒ケ根市の取り組みを見ますと、非常にそういういろんな分野での方たちが来るわけですので、その中でこう交流をさ

れてですね、あのそこの方と結婚したりですとか、じゃこの地域が本当によかったので定住したいとか、またあのイチゴ農家さんに弟子入りをしてイチゴを作り、またそれがもう成功しまして今たくさん出荷をしているというようなことにもつながっておりますので、是非あの細くあの周知をしていただければと思います。でもう任国から戻った後もですね手土産を持ってそういう農家さん尋ねていただいて非常に感動したとか、そういうあの良い話も伺っておりますので、そういうところで交流をし飯島町のまた良さ、それから飯島町のあの作っているものに対してもあの周知をしていっていただくということは大事なので、またそういうふうをお願いをしていきたいと思います。それから三鷹台のアンテナショップで新鮮野菜を飯島から持って行って販売しておりますけれども、今野菜づくりですとか野菜の購入っていうのは非常にあの進化しております、パソコンのあのゲームの中でゲーム感覚として行われているというようなことが出てきております。パソコンの中で野菜の種を買い、そして種を蒔き、そして栽培をし育った物がその消費者の下に、育てた人のところに届いてくるというようなことがあの現在行われております。そういうようなあのアイデアであったり取り組みをしてくるのは、やはりそういうようなあの農業に関係のない方たちの突飛なアイデアから始まったりとかして、農家さんたちと遊休農地を利用してそういう栽培をしたりとか、それからそれを購入するというような形が生まれてきておりまして、農業のそういう方式もどんどん進化しておりますので、そういう農業の経験もない若者たちのアイデアで地域を活性化していくっていうことはこれからはもう必要不可欠だと思いますので、任国から戻った訓練生は企画する、行動する、評価して次に生かすということを実践してきておりますので、本当に考えもつかないようなアイデアがひょっと出てきたりとか、頼もしい即戦力になると思います。町にもあのそういう候補生の職員もいることですので、どんどんそういう方たちをそういう交流の中から増やしていただき、町からも候補生として出していただく、そしてまた町に帰ってきて町の活性化につながっていくようなあの働きをしてもらおうというようなことで、所外活動というものを本当にもっとあの広く周知してもらいやっていただけると、町に若者がいるということは町に若者が来てくれる、そこに若者がいるということは町が明るく町が元気になりますので、どうかあのそういうことで町の活性化につなげていっていただきたいと思いますので、町長にも是非その辺をお聞きしたいと思いますけれども。

町 長

まあこのあの協力隊にこちらが協力をして、それから支援していくという趣旨は大変結構でございますので、今申し上げたようなことであの進めてまいりたいと思います。あの全体的にはやっぱりこれもあの移住、交流につながっていくという1つの期待もありますし、あの町が今進めておりますあの交流、定住促進策の中の一環としてやっぱり捉えていた方がいいのかなというふうに思っておりますので、また担当課の方にそんなことも含めて、あの所管もその企画推進の方の担当でやっておりますので、ひとつそんなことでひとつお願いしたいと。ただあのわずか2日間でありますので、その手間を当てにして是非来ていただきたいというふうに捉えられますとちょっと思惑が違うのかなというふうにあるかもしれません。その辺をよくまたあの受け入れ側とそれから来ていただく側と相談をして条件整備をしていかなきゃいけないだろうというふうに思っておりますので、いずれにしてもこれはあの町の定住促進の中の一環として交流も含めて進めていきたいというふうに思っております。

橋場議員	今、町長が言われたように、あの本当に働き手として当てにしておりますと全くあの当てがはずれるということがございますけれども、あの普段できないような細かなことですか、そういうようなことは非常にやっていただけると大人数の人が来てくれるわけですので非常にあの農家さんにとってはいいあの労働力となると思いますので、その辺はやはり町の方たちとも農家さんとのお話の中であのよく間違いのないように、勘違いのないようなそういう方策をとっていただきながらこの取り組みをしていっていただけたらなあというふうに思います。以上で終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後１時３０分といたします。休憩。 午前１１時２８分 休憩 午後 １時３０分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 ４番 折山 誠 議員
４番 折山議員	通告に従いまして質問に入らせていただきます。項目１、太陽光発電施設などの自然景観への影響規制について伺ってまいります。世界的な課題であります自然エネルギーの活用とＣＯ２削減を進めるため、太陽光発電施設の建設は国、県、町の政策として積極的に取り組んでいかなければならない事業でございます。一方で、２つのアルプスの見える自然景観は当町最大の観光資源であり、町民の憩いであり、また人口対策として定住促進に力を注ぐ目玉商品でもある大切な財産であります。この大切な景観の中にある日突然無機質な発電パネルの広がる光景が出現をするということは、住民には大きな衝撃でありまして、秀麗雄大な自然景観を損なうものであります。そこで平成２６年２月当町では近隣に先駆けまして地域自然エネルギー基本条例を制定し、その中で発電施設に関しましては２５年に策定をいたしました自然エネルギー活用発電施設に関するガイドライン、これを規則に変更して法的拘束力を持たせたところでございます。近隣に先駆けて行った先見性のありますこれらの政策は町民からも大いに評価をされているところでございます。 質問要旨１－１に入っております。町自然エネルギー基本条例制定によりまして、自然景観破壊につながるような太陽光発電施設の建設は抑止できるか、ということでご質問を続けますが、条例・規則制定後、該当する規模の計画や事業はあったでしょうか。ちなみにあの新田自治会では数日前に隣組回覧が回りまして、これに該当する施設ができるから希望者は説明会に参加するようにという通知が回っております。まあそれはあるんでしょうが、他には事例ございますでしょうか伺います。
町 長	それでは折山議員の質問にお答えしてまいります。先ず太陽光発電施設などの自然景観への影響の問題についてでございます。特にまあ飯島町の地域自然エネルギー基本条例に基づくこの自然景観につながるような太陽光発電施設の建設、これは条例上機能しているのかどうか、それからその事例はどうかということでございますが、少しあの考え方を述べさせていただきたいと思いますが、お話にもございましたように、この条例は自然エネルギーの活用に関する基本理念を定めて、町や町民それから及び事業者の役割を

明確にして地域主体となった地域社会の持続的発展に寄与することを目的とするものでありまして、建設にかかる規制ができるというものではありません。ただしこの条例に基づいて建設等を行う事業者が順守すべき事項や実施すべき事項、手続きを明確にして、住民の意思が適切に反映されることを目的とした自然エネルギーの活用発電施設の設置手続きに関する規則を設けまして、対象施設は発電施設の容量が10キロワット以上の新增設、あるいは大規模な改修、特にあの発電等の施設の変更で機種の全面的な変更あるいは環境や景観もしくは住民の生活に大幅な影響を与えるような改修を含んでおりますけれども、こうした場合を対象としてその対象地域は町内全域となっておりますわけでございます。それぞれの手続きを定める中で、特にこの地元地域のひとつの同意、これはあの十分な説明会を開いていただいて、その理解を得て最終的にはこれはあの設置に関する同意書、具体的にはこれは区長さんや耕地総代さん自治会長さんの同意書という形になりますけれども、これを添付していただいて、それから更にいろいろな説明会等で出された意見の議事録を町に提出していただくというようなことで定めていまして、事実上はこれはあの地元を受け入れられない限り建設は出来ない仕組みになっておるということをまずご理解をいただきたいと、そのようなことであのやっぱり地域に受け入れられる歯止めの条例であり規則であるというふうに理解しておりますので、そんなようにご理解いただきたいと思えます。これまでもいくつかの建設が遡上に上ってまいりまして、実現したものそうでないもののあるわけでございますけれども、具体的には担当課長の方から申し上げたいと思えます。

住民税務課長

事業の申請件数でございますけれども、平成26年度は19件ございました。その中で現在稼働中のものが16件ございます。継続協議中のものが3件でございます。27年度へ入りまして申請があったものが3件でございます。現在地元協議中でございます。それから申請が予想されるものが3件今現在ございます。それ以外に申請はございませんですが、事業に関しての問い合わせがあったものが6件ございます。26年、27年の状況以上でございます。

折山議員

はいちょっとあの数字を聞くと驚くような量かなというふうに受け止めました。あの私の地元新田自治会内やその周辺にもある日突然発電パネルが設置されておりました、その景観に私も散歩の途中とか今現在も違和感を覚えておりますし、また突然の出現に驚くようなことがございました。住民の皆さんからは不安の声が寄せられて今回の一般質問ということで取り上げることにいたしました。突然出現いたしましたその発電施設は本条例規則の施行前のものということでありまして、改めてまあ町長に言えば規制ではなくてまあ抑止というなお言葉でございましたが、こういった性格の重要性を再認識したものでございます。JR飯田線の沿線や各駅は大自然を縫うように走る線路とローカルな味わいの駅舎が旅人の魅力となりましてその活用が多くされております。旅行会社が企画しているツアーの中には駒ヶ根で観光バスを降りて電車に乗って七久保駅までお客さんが風景を楽しみながら来て、話によれば飯島で降りる方もいらっしゃるようなんですが、空バスがそこを迂回してきて七久保駅に向かう、そういったあの光景を私も自分の家の前で何台も見えておるわけでございます。シーズンにはかなりの台数がそういうふうに動くわけでありまして、質問に関連がありますので少し脱線いたしますが、お手元にお配りをいたしました資料、これ議長の許可を得ておりますのでご覧をいただきたいと思えます。これは「咲」(Saki)という人気アニメでございます。前にも職員の皆さんにもお話したことございま

すが、このアニメのジャンルは麻雀でございます。飯島町七久保、ストーリーってというかこの報告探訪から考えると芝宮神社付近に暮らす女子高校生「咲」が知的スポーツといたしますか知的ゲームといたしますか麻雀甲子園の頂点を目指す、こういったような内容のストーリーであるらしいです。活躍の場は飯島町から長野県へ、それから全国へと展開をしまいます。いずれにしても最初の舞台は飯島町なんです。で今お手元の資料18分の1ページとそれから18分の10ページ出しておりますが、これはあの経費の節減のためにまあ割愛してこれだけあのお配りしただけなんです、この18枚のうちの3分の1くらいは飯島町の描写なんです。で、如何にこのアニメが飯島町を題材にして構成されているかということをお伝えしたいことなんです、この資料はあのこのアニメのファンが飯島へ訪れてその足跡をたどっていった、そしてまたこの後も訪れるであろうファンの皆さんに地元へ迷惑をかけないようにというような注意書きを添えた、そういった内容のネット情報でございます。ネット情報によればアニメ「咲」の作者は小林立という方でございまして、出版社から9年前に発表されたものであります。月刊誌に連載をされて昨年9月の時点だそうですが単行本13刊に至っているそうです。この間テレビアニメ化もされて放映されているようで、主題歌はCDで発売されまして、セガ、ゲームソフトのセガ、ここからはゲームソフトも発売をされており、インターネットラジオでは「咲」のコーナーを持ったものまであると、そんなようなことで掲示をされています。作者ですが東京都の出身で年齢等不詳だそうですが、どう見てもこの町に何らかの縁を持つか、この町に降り立って詳細に町内を取材して歩いた人物ではないかというふうにネット上評されております。私はこのコミックをまだ見たことはありませんし、ちょっと誤解をして、ここにお見えの年代の皆さんの多くは承知していないと思うというふうに原稿には書いたんですが、実は承知してる方もたくさんおりました。一般的には若い世代の皆さんが指示をして人気を博しているまあロングセラーということになるかと思えます。私がこのことを知りましたのは七久保駅に若い皆さんが降り立って興奮気味に駅舎の前や宮古亭さんの前、こういったところで写真を撮っている姿を見かけたそのことでございます。それでお聞きしてもしたら、この他にも人気アニメで「究極超人あ〜る」、先ほどもそんな話題で休み時間盛り上がったんですが、という作品でもΩカーブや田切駅が取り上げられていて、多数のファンが田切駅に降り立って駅舎の掃除まで行かう若者もいてくださるようなことのようにあります。

本題に戻ります。この作品は多くの町内風景が実写に近い状況で、手に取っておご覧いただいておりますと思うんですが、あの表現されている。ビジュアル的にもかなり優れた作品であるかと思いますが、見る人が見ればこれ飯島町のどこだなというような、分かるようなそういった内容であります。しかしながらこの描写の中にどこにも太陽光パネルはないわけでありましてね。やはり作品の魅力でもありましてこの町の魅力というのは、町外の人から見ても、こういう作者から見ても、私たち住民から見ても、田舎の素朴な風景や雄大な自然景観、穏やかな風土に育まれて成長していく子どもたちやそこに暮らす人々、こういったものがあるんじゃないでしょうかということでもあります。私たちはこれらを決して損なわずに次の時代につないでいかねばならない、そういうふうに思います。現在規則で抑止できる対象は10キロワット以上の施設に対してだということで、先ほど町長ご答弁ございました。これは規模でいくと一般家庭の屋根に載せるパネルの2倍から3倍くらい

の規模かと思います。それで伺ってまいります。１０キロワット未満の土地利用型発電施設で、例えば９キロワット、この施設の場合には景観の保全が必要な、優れたそういった場所においても、地元合意などの手続きが９キロワットであれば不要となるのでしょうか伺います。

町 長

あの１０キロワット未満の扱いについてはまた担当の方から申し上げますけれども、あのいずれにいたしましても今日こうして初めて私も見せていただいて、特にあの前々からは今お話のあった「究極超人あ〜る」、これはあの田切の駅から伊那の市役所までというようなことで大変あの話題性もあって、また近々また今年も来ますけれどもあれは行燈市の日になろうかかと思います。私も直接あの参加させていただいたり、それから今お話のあの特にロケーションの問題については荒田のあのＪＲのカーブ、それから田切の中田切川の鉄橋のカーブ近辺ですね、非常にあのそれぞれのカレンダーや、それからグラフ誌なんかも載ったりして、写真マニアには大変人気のあるところでございますのでそういうものは大切にしていかなきゃならないと。ということはあのまあこれからリニアの問題もありますけれども、飯田線沿線を全体的なこの掛替えのない風景、景観というものは共有の財産として維持していかにかいかならうというふうに思うことは同じでございます。でまあ具体的にそれじゃあその沿線の太陽光ということで大きい小さいいろいろあるかと思えますけれども、もし今後そうしたことで、まあこれはあの自然エネルギーの普及、それから浸透という大きな課題の一方での景観維持という２つの両相反する、まあ反するという事はないと思えますけれども、そこには秩序が必要という形になってまいりますので、どうこれをコントロールしていくかということは大変大きなまだ、条例・規則を作っているといいますが、共通の町民の皆さん方の課題だというふうに思っております。後悔のないような形でやっぱり行政としても捉えていかにかいかならうというふうに思っております。ちょっと具体的なあの規模の小さいものについてどうこうということをまた担当課長の方から申し上げます。

住民税務課長

１０キロワット未満でございますけれども、一応１０キロワット以上というふうに規定をさせていただきましたのは、あの電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法という法律がございまして、その中で売電を行う電気事業者というふうに位置付けられているのが１０キロワット以上でございますので、先ずそこで一区切りさせていただきました。もう１つが現行の売電の中で１０キロワット以上が全量売電、１０キロワット未満は余剰売電というふうになってございます。ですから中電と系統連携の契約をする場合に、１０キロ未満の場合はまあ自分の家で使っていただく余剰を売るということで、１０キロ以上が全量売電というそんな形になってございますので、この条例・規則を設置するときには１０キロ未満については想定をしてございませんでした。

折山議員

はい、後ですねそうするとあの例えば一定規模の農地が分割をされまして、複数の事業者、１事業者でなくて分割数の事業者がそれぞれそこへそれぞれの施設を建設する、９キロワットを３つになれば２７キロワット、こういったようなことになって、いわゆる減反規模でいくと結構大きなものということも考えられるのかなと思いますので、まあちょっと慎重なやっぱり対応がこれからは求められるのかなというふうなことで、今のご答弁をお伺いました。今後、少子化・高齢化に伴い後継者不足を要因といたしまして、年々農地を保守していくことが困難な農家、これ増えていくというふうに思います。一方で、全量

買い取り制度を背景に安定収益を見込める事業としての大規模発電施設の建設、今後も魅力ある市場として需要が高まっていくものというふうに思われます。それが先ほど報告のあった紹介申請件数であるのかなというふうに思われます。冒頭申し上げましたように、自然エネルギー推進政策は未来を見据え必ず必要なものでありますし、民間における発電施設は町にとりましても税収増などの財政的メリットもあるというふうに思います。すなわちこれは地元にも有益である部分が財政的にはあるんだということであろうかと思えます。また厳し過ぎる規制は個人の権利の侵害にもつながりまして、法的な規制の前にはやはりデリケートな問題も壁として多く立ちはだかつていくものと思われます。しかしながら先程申しました。大きな見地から見れば私たち全町民の景観という大切な財産を守り、引き継いでいかなければなりません。そのためには規制の網をやはりあの見えてきましたのでくぐらせないよう絶えずあの網の補修的な規則の見直し、これはその時々に必要な応じてやっていくことが大事ではないかなというふうに感じるものです。そこで伺ってまいります。施設建設によりましてどのような町の財政的メリットがあるのか、また個人の所有権侵害とのすり合わせをどのように考えているのか。その上で景観保全の必要性をどう考えるのか。そしてこれらを総合的に勘案し今後どのように対応していくのかご見解を伺いたいと思います。

住民税務課長

町にとってのメリットでございますがあの税収でございます。まず1つはあの太陽光パネルを設置したところの土地の固定資産税でございます。まあもともと雑種地のような場合については宅地基準の70%ということですのでそんなには変わりませんが、農地を転用をして建設をされた場合、概算でございますが土地の固定資産税約60倍くらいに上ります。まあそれが1つ。それからもう1つは施設そのものの償却資産でございます。これ17年でございますけれども、あの約10キロワットとして事業費でまあ5,000,000位、パネル5,000,000位といたしますと、17年ですと400,000くらいの償却資産税が入ってくると。ただ、あの1,500,000未満になりますと免点になりますのでそんなには入りませんけれども、300,000くらいはそれで入ってくるという計算が成り立ちます。メリットについては以上でございます。

折山議員

それじゃちょっとお答えいただけなかった部分もありますが、町長が総括的に先ほど申し述べていただいたということで、まああの適宜やはりあの網をくぐらせないようなあの随時的なやっぱり網補修的な規制、規則見直し、これはご了解いただけたなあと考えておりますがよろしいですね？ はい、ちょっとあのこの要旨の最後の質問でちょっとあの通告の範囲を超えていると思うんですが、議長の許可をいただければ教育長に承知している範囲で伺いたいんですが、町図書館に当町縁の人気アニメ「咲」や「究極超人あ〜る」に関する書籍等の整備はあるかどうか、もしあのお手元に準備があれば、議長の許可がいただければお答えをいただきたいと思います。

議 長

ない？（教育長）

折山議員

あのご準備はなかったということで理解をいたしました。通告外ですのでまたあの図書館の方へお伺いしたいと思いますが、あればあのこういった話を聞くと子どもたちまたそれを見て図書館へ集まるというようなこともございますので、また図書の整備の際にはご検討いただければと思います。質問要旨1-2、七久保地籍への商業施設進出の動きと施設建設に伴う景観などへの影響対策、これについて伺ってまいります。噂では七久保地籍

町 長

県道飯島飯田線沿線に商業施設出店の計画があるようなんですが、そのような事実はあるんでしょうかいいんでしょうかお伺いいたします。

ご質問のあの箇所については、まああその花の里、あるいは里の菓工房、りんごの樹あたり、まあそのほかにも商業施設いろいろ出来てまいります。あの一带のことだろうというふうに思いますけれども、あのそれぞれまあ民間の経営者の方が、まあ町もこれはあの事業主体として取り組んだ施設もあるわけでございますけれども、いろんなリサーチを経て、非常にまあロケーションも良いし、それから今県道飯島界隈12,000～13,000台通過交通があるというようなことのメリットの中で、だいぶ商業集積化されてきております。で、今お話のことにつきましてはあのちょっとまだあの直接細部をお聞きしておるわけではございませんけれども、まあ言ってみればスーパーという形になろうかと思いますが、今、地権者段階でのいろんな意向とりまとめ段階ということでお聞きしておりまして、行政に対しての農振・農転等の手続きの問題は一才来ておらないというふうに承知をいたしております。

折山議員

はい、計画は動きはあるということでお聞きをいたしました。やはりこのことで地域の皆さんから、その施設によりまして2つのアルプスを望む景観が壊れてしまうんじゃないかという心配を寄せられました。それでまあこの質問なんですが、その皆さんは出店しないでくれというふうに願っているものではなくて、行政指導で事業者自然景観に配慮したデザイン、建築高、こういったことを主導的に指導・協議をするように望んでおるということでございます。現行の法令や町の条例等でどのような対応が可能なんだか。また行政的指導・協議についてどのようにお考えか、現段階でお答えできる範囲で結構でございますので町長にご見解を伺います。

町 長

まあ仮にあの沿線にまあこうした施設が、まあ規模はちょっとわかりませんが、今までのあの町も直接公社で手掛けてきたあの企業導入なんかの建物もそうでございますけれども、いろんなあの規制が、規制というか制度的にクリアしなきゃならない問題関わってまいります。先ず建築基準法の問題、それから県には景観条例というものもございます。それからあと個別のいろんな沿線の広告物条例等々あるわけございまして、それらを全部まあクリアしないと立地できないというシステムになっておりますので、そうしたことを全体所管しております建設水道課課長の方から若干補足して申し上げたいと思います。

建設水道課長

それではあの私の方からお答えをさせていただきます。先ずあの景観法に基づく県の景観条例がございます。この条例につきましてはまあ一般的な話でございますけれども、建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築がございました時には、この事業者から県に対して届け出が必要となります。この届け出につきましては周囲の緑化やゆとりのある建物の配置、建物の形、色、模様が周辺環境と調和しているか、これにつきまして町の方に意見を求められます。それに基づきまして町の方から県と連携をしながら長野県景観規制計画に基づく指導を現在行っているところでございます。で、なおこのような施設建設を計画されているいわゆる事業者の皆さんにつきましては、やはり地元の皆様のご理解を得ることが非常に重要ではないかというふうに考えておりますので併せてご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

折山議員

あの1回建ててしまうとあの例えば違法であっても建ててしまえば取り壊して難しい

ものなんですね。ですからまああの前段で、先ほど申し上げました、できるだけ協議・指導をしていただいて、地元住民の納得できるようなあのやっぱり合意形成づくり、これはあのそういう規制がある、条例がある何があるばっかではなくて指導的なまあ行政の役割はあの住民から求められるものでありますので、是非その折りにはあの前向きに積極的に取り組んでいただきたいことを求めまして質問項目2に移ります。

項目でございますが、高齢化などによりまして管理放棄が進む個人所有林の対応。質問要旨、個人所有林の遊休林・荒廃林などに対する対策方針の検討状況について伺います。一昨年の9月ですが一般質問で、いわゆる個人所有林である割山について、時代背景や少子化・高齢化の中で管理ができなくなっている山林が増加している、こういった現状を鑑みて水源涵養など大切な機能を有しながらも荒廃しゆく山林の将来をどう対策するかということで伺いました。その折りのご答弁は、山林の公有化基準等に関するガイドラインを策定中であり、それにおいて公有林化の基準、手続き、有効利用について設定する中で、今後の町全体の森林の活性化に向けて積極的に町で管理をしていく必要がある、そういう認識の中で検討しているという前向きな産業振興課長のお答えをいただきました。あれから2年近く経過しております。期待を込めて申し上げますがガイドラインはどのような状況でしょうか。またガイドラインによりましてどのような方針が出ているのでしょうか伺います。どちらでも結構です。

町 長

次のご質問は森林の管理の問題でございます。総括的に私の方から申し上げてまた具体的な問題については担当課長の方から申し上げます。まあご心配いただいておりますこの年々増えております遊休荒廃林であります。これらの対策と対応の状況であります。少しあの戻りますけれども、町内にある民有林のうち個人の所有林は約1,600ヘクタールでございます。近年高齢化などによりまして管理放棄が進んでいる現状については何としても町も危惧しておるということは再三申し上げておるところでございます。で、そこでまあ民有林の公有林化いわゆる寄付をいただいて、寄付していただいてそれを町有林化するというようなこと、これについてはあの昨年度県内の事例調査を行って現在町有林として受け入れる基準の整備を行っております。具体的には現行の所有林に隣接する寄付希望の個人の私有林を原則受け入れていくという考え方でございます。なおあの個人の所有林を個人が受け入れる場合について、昨年度同時期に山林の寄付希望と薪ストーブ用の山林取得希望の方からも相談がございまして、かなりあの熱心にその取り組みをしていくということで今あの伺っておるわけでございまして、実際にまあそうしたあの搬出等も汗出してやっていただいております現状うかがえるわけでございますけれども、でそうしたあの双方の所有者とそうしたあの提供を受けたいというそれぞれの意向を紹介して参った事例もございまして、そうしたことも含めてですね今後は個人の所有林を譲渡したい旨があった場合には先ずその山林譲渡希望台帳というものを作成して、森林取得の希望する方とのマッチング検討をしていきたいということでございます。なおガイドライン等につきましては担当課長の方から申し上げます。

産業振興課長

それではガイドラインについて概要を申し上げたいと思います。あの一昨年の9月からまあ1年半経ってしまいましたけれども、9月以降のあのその時点から検討をしているところであります。であの、この件につきましてはあのまあ主にはあの北海道等であります水源の外国による買収というようなことで、上伊那でも平成24年の3月に広域連合を中

心にあの水源を保全するための共同声明を発表しまして、それ以降まあ各市町村でこういった取り扱いに対するいろいろな方針を出しているところであります。町につきましては先程町長の答弁でありましたように、まあ町有林に隣接している山林、こちらについては運搬路等がある程度確保されて森林整備ができるような状態であれば寄付を受け入れていくという1つの基準、それから水源として必要不可欠と認められる山林ということで、水源に関わる寄付、それから将来的にまあ水源涵養機能が期待できる山林、それから作業路、運搬路が整備されておりまして、ある程度まあ森林整備が行われている山林、それから境界が明確な山林、あとまあ町長が特に必要と認める山林、まあこういった6項目これらを基準にしまして今ガイドラインを策定中でございます。いずれにしてもあの町、先ほど申し上げましたように、個人の所有林1,600ヘクタールありますので、これらをまあ虫食いの的に受け入れていくというのは非常に困難な状況があります。そういった中で今の条件に合うようなものを、最終的には林務委員の皆さんが現地確認をしていただいて公有林化をしていくというような形で進めていきたいということで、ガイドラインを今整備中でありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

折山議員

ちょっと町長と課長のご答弁の齟齬があったような気がするんですが、町長は希望があれば原則受け入れていくとお答えになりました。課長の方は条件が良いところについてだけ受け入れていくとこういったご答弁でありました。私のご質問をさせていただいたのは、条件の悪いところで手が行き届かないから高齢化によって手入れができない、管理が行き届かない、こういったところで困っている方がいるんでそれをどのように将来的に考えるか、これあるところで条件悪くても何でも中国人であれ日本人であれ、ポンとそこへ土地を取得してどうなるかっていうようなこと。それで水源涵養ということになれば山すべて水源涵養ということなんで、そのことで捉えれば課長と町長同じ認識だというふうになるんですが、その点もう1回確認をさせていただきたい。唐沢課長の言われた水源涵養の機能を持っていれば原則受け入れていく、これは山全体どこについてでも、でよろしいわけですね。6項目全部に当てはまらないとだめなんですか。それともどこか1項目当てはまればいいんですか。

産業振興課長
折山議員

6項目のいずれかに当てはまる山林ということでお願ひしたいと思います。

はい、大変失礼をいたしました。山全体が寄付希望があれば原則公有林化をしていくんだという明確なお答えをただいただきました。まあいずれにいたしましてもあのこの質問は、もう高齢化をして山に行けないよ、ただ地元の山道づくりの出役だけは求められているよ、それを不足金で払っているよという、切実な問題を目の前に抱えた方のいわゆる悩み、また過日の林務委員さんの「町は将来山をどういう方向に考えているんだ」という、いわゆる山のあり方を真剣に憂慮されている皆さんの声を元への質問でございますので、ただいま確認された事項については真摯に受け止め対応していただきたいと思います。

質問項目3、三鷹台アンテナショップの運営について伺ってまいります。質問要旨3-1、この4月から本格運営を開始いたしました三鷹台アンテナショップの運営状況について、先ほど午前中久保島議員から同様の内容の質問がございました。一般質問で明らかになった部分は私も繰り返しお聞きしますがその後答弁を繰り返していただければ結構でございます。ただ最初にあの副町長と久保島議員との質問と答弁の中で気になったことがございますので最初に確認をさせていただきたいんですが、なんとなく雰囲気はちょっと明

確に、ちょっとどうしても明確に言えないところがありそうなお事情があるのかなのか、このような雰囲気は私受け取りましたし、もし中継を見ている町民の皆さんいると誤解をして受け取った部分もあるんじゃないかと思いますのでお聞きしますが、先ほどあの副町長のお答え、こういうようなお答えございました。当初計画と違ってきたこの経緯の説明の中で、大家さんの強い希望があったんで、最初は大家さんとしてだけで運営に携わらないということだったんだけど、強い希望があって、それは大家さんの何としても店を成功させたい、飯島町を良くしていきたい、こういう強い思いを背景のその強い要望の中でマネージメントを含めた店主をお願いをしたと、強い要望に基づいてお願いをしたと。で、次には1ヶ月だか2カ月経ったら今度はその大家さんから、一生懸命頑張ったけれども営業成績があんまりよくなかったと、だから今度は自分はパートにしてくれと。で、時給1,000円で朝の金庫開け、夜の金庫仕舞い、この仕事を行います、その関わった時間だけお支払いいただければ結構です。当初はマネージメント料を含む200,000円でしたが、それが時給1,000円のそういうふうな契約に1カ月か2カ月したらなつたと、これも大家さんの申し出だそうであります。で、今度は逆に心配なのが、普通どんな立派な人でも1カ月、2カ月で成果を出して、しかもそんな強い思いのある人が一生懸命頑張ったと、1カ月2カ月経ったら挫折してしまう。言うに言われん振り回されている内容がそこにあるんじゃないか。それからまた金庫開けと金庫仕舞いをする人が店長さんだそうです時給1,000円の。そういう人が店長さんということで店大丈夫なんでしょうかとといったようなことを、町民の皆さんはそのやりとりを聞きながら思ったのではないかと思います、もし私の受け止め方に誤解があったらご説明ください。副町長。

副町長

午前中の議論のやりとりの中で、ちょっと言葉足らずのところがあったのかなという部分もありますので、その辺も含めて補わさせていただきます。あの店長になっていただいた小林さんにはあのマネージメント業務を全部やらないということではなくて、自分が出てやる仕事については朝と夜のその時間帯を自分がカバーすればほぼ出来るんじゃないかというこの考えもあったかと思います。それとあの売上がどうも自分で思っておったほど伸びないということで、自分がそれだけのマネージメント料も含めて報酬を貰うということについてはちょっと無理があるんだということが小林さんの方で判断をいただいたということで、それ以上のことはありませんし、今あの月に一辺ずつあのこちらから職員が向に出向いて企画調整会議というか、運営に対する会議をやっております。5月にも職員が行ってやっておりますけれども、そういったところで向の店員の皆さん、あるいは小林さん等の意見も聞き、こちらからの様子も話ながら、じゃあこれからの店の運営をどういうふうにしていこうかというようなそういった話合いもしておりますので、その中であの小林さんの意見も十分聞けますし、店長としての役割もそのところで果たしておっていただけるというふうに理解をしております。ただあの小林さんはあの自分であの今までやっておった営業が、物を売るという商売でなくて直接まあ接客的な商売をやっておったことがありますし、まあその自信が自分にはあったんですけれども、実際にあの物を売るという物販の関係についても、その経過の中で、「これは大丈夫だで、いけるで」という思いが強くあったわけなんですけれども、実際に運営してみるとちょっとスタートが遅れ気味かなという、そういう判断を本人がされているんじゃないかと思います。まあいずれにしてもあの「信州いいじまマルシェ」につきましては飯島と都市との交流の拠点というふう

に考えておりますので、店売りも大事ですけども、あそこを拠点にして飯島を売り出すということで、先ほどあの中でも説明いたしましたように、三鷹の中の行事にも積極的に参加をさせていただいております。それから先日も東京で「道の駅EXPO2015」という名読売新聞社の主催でございまして、そのときにも飯島の花の里、それから今度出来ます仮称「田切の里」両駅のPRにも出かけておりますし、その際にもこのマルシェのPRをしながら、都会の皆さんには周知をするようなそういった機会も設けさせておっただいております。またあのマルシェも地域に溶け込むということが大事になりますので、三鷹の商工会議所にも入会をさせていただきました。で、早速この商店街を中心にして企画の催し物があるということで、案内も事務局の方に来ておるようでございますので、そういったところも捉えながら三鷹の皆さんに飯島を知っていただく、また飯島に出向いていただければ大変ありがたいということで、少し細部に亘りますけれど、そういうことで、小林さんあの手を引いたとかいうことではなくて、店の方はパートの皆さんに任せながら自分はもう少し違った形で関与していきたいという、そういう思いが出てきたんではないかというふうに理解をしております。

折山議員

よけい分からなくなってしまったんですが、小林さんの意向であの店は運営をされていくという副町長のご答弁になっちゃうんですが、あれは飯島町としてそこをあれを拠点として飯島町の考え方で推し進めていく、主導は飯島町にあるべきなんだけど、小林さんがこういうふうに考えておる、小林さんがまだ手を引いたわけじゃない、そのことをお聞きしたわけじゃなくて、そういう方は逆にいらないんじゃないですかね。1カ月2カ月で出来なんだっていったらそれはありがたいございまして言うのは人事としては普通のような気がするんですが、私の質問の中へ入ってまいります。実は以前からあの東京へ出向く機会の多い友人ご夫妻がおりまして、私は是非上京した折には三鷹台のアンテナショップに立ち寄ってください、というふうに依頼をしておりました。ショップには飯島の手打ちそばの生麺が販売されておりますので、できればそこで飯島町の蕎麦はおいしいよと、だからあの注文するよっていうことで他のお客の居るところで是非サクラでも何でもいから注文してください、そういうようなお願いをして、実際にそのご夫妻は立ち寄っていただきました。で、その店の印象なんですが、余りに貧相で返って町のイメージを損なうからそれは止した方がいいぞありゃあ、ということでご返事をいただきました。そばの注文にまで至なかったようでございます。それで夫妻とも東京生まれ東京育ちの方で、都会人の好みは熟知されている方です。私前回の一般質問で三鷹台のアンテナショップの展望を問いました。その中で店舗改装予算に伴い改修工事は飯島マルシェというおしゃれな名前を冠に付けたような、そういったお店になるんですかからないんですかということでご質問をさせていただいたんですが、その折、副町長からは2階に調理場を整備する、そういう改修だ、ということでお答えをいただきました。で、おしゃれな店にはならないんだなということで理解をいたしました。町長にも伺いました。アンテナショップは利益を追及する場所ですか、それとも町をPRする場所ですか、というに質問に対して、町長からは、町を活性化していくための先行投資だというふうに考えておるというお答えをいただきました。関係者からは4月の稼働に向けて職員を募集したところ素晴らしい人材の応募があったというふうにお聞きしておりました。で実はその前に小林さんと話をしていた、小林さんは飯島町出身の者があそこに常駐しなきゃだめなんだと、飯島を知っている人間

が飯島の空気を匂いを持ってあそこで接客することで飯島町を売りだせるんだと、こういう熱い思いを語っていただいていたわけなんです、私もなるほどそうだと思っておりました。ところがその後帰ってきて関係者と話をしている中では、その向出身の方なんです。ボランティアを通じて地域とものすごい密接な関係を持っている素晴らしい人材が応募して来てくれた、採用したと、期待をされておりました、「あ、それならいいよね、パイプがまたできたよね」ということで私も期待をして、実はそばの会の仲間には、その皆さん方を通じて三鷹市のいろんな場所へ出向いて行って手打ちそば講習会ができるよってということでPRをしておりました。時間が経って聞いてみたらこの方は辞めたそうでございます。自分で辞めていったそうでございます。まああの私としてはそうやって町の皆さんが期待をしておった人材が消えたということで、せっかくのパイプをまた失ってしまったんだというふうに感じたところであります。で、その後、職員の皆さんにいろいろ事情を聞いても何か今の副町長と同じで歯切れがよくないんですね。ちっとも何かぴしっとこう伝わってくるものがないんです。どんな事情があったんでしょうか。いろいろ辞めていく、どうしてそんな優秀な人材が辞めていったんでしょうか。なんで当初予定していなかった大家さんがそこへ乗り出してきたんでしょうか。しかも1〜2カ月でそのマネージメントを引き受けながらどうかわかりませんが、200,000 から 1,000 円の人になってしまったんでしょうか。ちょっとわからない部分がだいぶあって誰も明確にお答えいただけないんですね。他の何かどここの公園へ行って出店して行って頑張るとかそういうお話はしていただくんですが、そうじゃなくて本店の運営をどういうふうに考えているか、どのような人材がどうなのか。ついでに申し上げますとこれ個人のことが特定されるのであまり言いたくないんですが、大事なことなんで明確に申し上げますと、飯島から行った方が店へ顔を出したら、あんまりお店に馴染まない服装をした男の方がいました。で、飯島から来たよっていう話をしたら、まず飯島からくる農産物はあんまりよくなくてとか、いわゆるこの町の良いところではなくて、良いところではないところをよく語ってくださったと。で、例えば農産物に虫食いの跡があったっていうようなことを言う、そうすると女性の皆さんが、いや虫食いがあるっていうのは無農薬の新鮮野菜の証なんですよってということでカバーをしてくれる。どうも理事者の皆さんあるいは担当の皆さんから何も聞けないようなことを他から聞くんですね、さっきの久保島議員とちょっと重複するところがあるのかどうかわかりませんが、何か答えづらいようなことがあるんですか。よくわかりませんが私単純明快に、よろしいんじゃないですか、あのふさわしくない方がおれば手を引いていただく。聞けない事情があるんであればその施設から撤収する。明確に町の主導的な姿勢を打ち出すべきではないかということをお尋ねをしますと時間がございませんので、まあ少なくとも店に立つ方はこの町を愛して、この町の良いことをお客さんに語っていただける、そういう人でなければまずいんじゃないでしょうかということを重ねて申し上げて、最後の町長のご見解をお伺いして、副町長でも結構ですが質問を終わります。

町 長

まあこの、いいじまマルシェのここへ至った1つの経過というものはまあ再三申し上げましたように、家主である小林さんのひとつの思いから、それに町としては是非にということいろいろ検討した結果でございますけれども、お世話になることにしたと。と同時に町の情報発信基地としてその役割を果たしてもらいたいという思いからここに至ってお

るわけでございます。試行を重ねて、それから本格実施という形の中で、今お話の出ているようなことをずっと並べてきますと、やはりちょっとこのマイナス思考的なふうに映りがちなんですけれども、確かにいろいろの課題はあるかと思います。人の問題、それから品揃えの問題、それから店のレイアウト、たたずまいの問題もあろうかと思いますが、いずれにしてもあの最初の思いというものを今後時間をかけてですね、それでその目的が少しでもつながっていききたいという思いの中で、あの寄せていただいております意見の中にも非常にあの町のふるさとの匂いを感じて大変結構だというような意見もきておることは事実でございますので、もう少しまあ長い目というか温かい目で見ていただいて、いろんな対応はケースバイケース、課題ごとに解決していかなきやなりませんけれども、少し長い目で見ていただくということを是非お願いをしたいということで、必要があればまたいろんな時点修正はしていかなきゃならんというふうに思っております。

議 長
9 番
中村議員

9 番 中村明美 議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。1、子育て支援センターを文化館内に移転することを提案するが、について行います。3月定例会で他議員からの一般質問、子育て支援センターの移転新築に対する町長答弁で、移転を数年のうちに考えたいと言われました。私も同センターの問題である部屋が狭い、外遊びができない、飲食ができない、といった点からみて早急の移転が望ましいと感じています。しかし新たな場所への新設は建設費・管理費等で高額の前算も必要になるのではないかと危惧いたします。もう箱物は増やしてほしくない、使える施設があるなら活用を、というのが町民の心情でありましょう。そこで子育て支援センターを既存の飯島文化館に移転することを提案いたします。同センターが狭いことを知ってから既存施設で活用できるところを考えました。たとえば閉店後のコスモとか空き家、また高齢者とお子さんや若いお母さん双方の環境面で石楠花苑も考えましたが、いろいろな課題があり難しいことがわかりました。そんな中で文化館移転が現課題をクリアでき適していると考えました。館内南の利用頻度の低い部屋を活用してはどうでしょうか。多少の改修はするとして日当たりも良く十分センター機能を果たせ、コスト面も新築より抑えられることでしょう。また利用者のお母さんたちの声を聞いた中でも文化館内が適切だと思います。例えば文化館に移転した場合、駐車場は広く館内入り口は障がい者用の駐車場もあり、障がいをお持ちの親御さんたちにも便利な環境が整っています。また図書館東に小さなお子さんが遊べる遊具も設置され外遊びも楽しめます。そして庭園内のお散歩や図書館にも立ち寄り、子育て環境には最適と考えます。子育て支援センターではおなかに赤ちゃんがいる段階から活用してもらい、子育てへの自信を培う場としていきたいとのことです。そうであれば妊婦さんの体に負担のない安全なところが望まれ、そのようなことから適切ではないでしょうか。また役場施設が隣接しており検診や行政手続きなども便利になります。更にほぼ町の中心と立地的にも良いと思います。町は箱物を増やすことでなく文化館内に子育て支援センターの移転を考えてほしいです。また子育て支援センターの望ましい環境として何を優先し移転先を検討されているのか町長と教育長にお伺いいたします。

町 長

それでは中村議員のご質問、子育て支援センターに関するご質問でございまして、具体

的に今の施設を文化館内に移転したらどうかというご提案をいただいたわけでございます。町のこの子育て支援センター、平成19年度から始まった事業でございます。当時あの東部保育園が建設計画がございまして、厚労省のこの建設に対する補助を取り付ける上で子育て支援センター、当時はまだあのそうした子育て支援センター的な位置付けが全国的にまだ浸透していなかった頃かと思えますけれども、先駆的にその併設をひとつの有利な条件として厚労省の方では補助金制度の中に打っておりました。従ってあの町もそうしたご意見も多くありましたために併設を考えての建設でスタートしたという経過がございます。で、以来あの大変多くの皆さん方にご活用をいただきまして、親の育児あるいは子育て支援に関する相談の問題でありますとか、それから援助も一部含んでおりますけれども大変多く利用いただきまして、年々この増加率、利用者が増えてきて手狭になってきておると。私もあの入園式、卒園式に行くたびにちょっと若干見るに忍びない思いを強くいたして、何とかしなきゃならんなあというふうに、以前にも申し上げましたように言ってきておるところでございます。と同時にまたあのいろんな多様な取り組みも展開をしまいいまして、集いの広場の他に地域の公民館に直接出向いてですね、移動まあ子育て広場やお話の広場といったようなものも広げて、まあ各種の交流事業も実施をしてきておるということでございます。で、ちょっと少しあの違いますけれども、先般補正予算案中で国の交付金事業、地方創生に関わる先行型の中でこうした子育て支援に充当するための持ち運びのできる運動、遊び道具等を購入しまして、更に地域に出向いた集いの広場が活用できるように考慮したところでございます。大変あのご好評をいただいておりますということで、まあそれはそれとして、いずれにいたしましてもこれはあのこれからまだまだずっとあの需要が増えてくると思います。その子育て支援、教育につなげるような考え方の中でもなんとかしたいということで取り組んでまいりまして、もう少しまあ場所的にも広く、それから当然あの施設だけでなく駐車場やそこに備える施設も設備も必要という形になりますけれども、まあ余りお金も掛けられないということもございますけれども、で検討しておりますのが1つには今ご提案の西庁舎でございまして、あ、あのこの文化館内ということですね。西庁舎の方もちょっと検討したんですけれども教育委員会が入っておりますために、さあそれじゃその先をどうするというようなこともひとつでございまして、それから文化館のことにつきましても、これもまあいろいろ検討材料に入っておりますが、ちょっと年度まだ明示できませんけれども、いずれここ数年の内にはなんとかしたいという考え方で持っておりますので、またいろいろとあの特に中村議員お立場が社文の委員長さんというような所管の委員長さんでもございますので、いろいろとまたご意見を寄せていただいて、何としてもこれ実現したいというふうに考えております。

教育長

教育委員会の考えをとということでもありますのでお答えをしたいと思いますけれども、あの確かにあの議員のおっしゃるところですね、図書館に近い、そうからあの保健センターにも近い、広い駐車場もあるというようなご指摘はうなずけるところもあります。ただあの文化館の中の、例えば創作室それから隣の会議室等は昼間使っていないのではないかなというお話でありましたけれども、生涯学習センターの講座ですね夜間の講座、結構あの部屋といいますか会議室も含めて利用しておりますので、その課題とどう調整をしていくかということが課題でありまして、あの確かにこの近辺にそのような施設があるというのは非常に適地、1つの候補としてですね私もうなずけるところありますが、今申し上げた

中村議員

ような課題をどうクリアしていくかというところを考えて、総合的にこれも考えていきたいというふうに思っておりますのでお願いします。

はい、確かにあの今全く使われてないわけですけども、まああの飯島の中にはいろいろね、公民館もあることですし、まあ例えば夜でしたら西庁舎とか、また役場の中でもそれに対応できる場所もあるので、今後ですけどもねあのそういうことも検討していけばなんとかあのできるのではないかなというふうに思います。それとですね文化館にしたらいいなと思うその理由のもう1つですけども、まあ私過去に文化館内にお散歩喫茶の設置をということ検討を求めました。例えば子育てセンターが文化館内に移転することで、現在館内にある休息の場でお茶ができたということができるので、ちょっとそれに近くなるかなということも思います。その他に館内に掲示している町のイベント情報も知ることができ、売店では町民の手芸品やこまくさ園の作品等手にしてもらえんと思います。若いお母さんたちにとって子育て支援センターに通いながら、普段目にできない町情報や町内作品に触れることは町で活躍する人たちや町の取り組みを知る機会になります。このセンターの移転を単なる子育てセンターという1つの目的達成で終わらせず、その場から小さくても町の活性化策につなげていくという考え方で今後検討することが大事だと思いますが、その点を町長は如何お考えでしょうか。

町 長

あのお話のとおりかと思います。子育て支援という1つの現場での子育て支援の部分と、それからいろんなあのこう人との交流の場というものが、いろんな多面的な福祉が有効に活用できればそこに自然として生まれてくるということもありますし、それから公共用地としてのまあその位置の中にあるというようなことの中で利便性は非常にいいということと、それからあの図書館のことにつきましてもですね、本やなんかのあちこち配置でなくて1カ所でだいたいこう用が足りるというような、こう複合的な効果もあるかと思いますので、そうしたことも視点に入れながら、問題はまあ建設に対してどう捉えるかという費用の問題も含めてですねクリアしていかなきゃなんらんということでございますので、今後検討させていただきたいと思います。

中村議員

はい、是非ですねあの子育て環境として適しているところをいろいろ考えていただいて、喜んでいただけたところを是非あの移転先としていただきたいことを要望いたしまして2つ目の質問に移ります。文化館施設内の草刈りなど景観整備での事業内容は適切か。公共施設内の庭園や館内の管理整備如何により町の思いが伺えるもの。文化館は町民以外に外部者やが来庁者の目にも触れるところです。今月に入り本年初の庭園草刈りが行われ、とても気持ちのよい環境になりました。道行く人や役場、文化館、図書館等に訪れる人たちは気分よく通られていることと思います。今年は5月が例年より気温が高く暑い日が多くありました。そのせいなのかわかりませんが、草の丈が伸び鬱蒼とした庭園は町民が気持ちよく寄れる環境ではなく、とても草刈りがゆき届いているように見えませんでした。文化館管理は、庭園作業も含め一般財団法人まちづくりセンターいいじまへの委託事業で、27年度は23,000,000円ほど予算化されています。草刈り作業の判断基準はどのように決められているのでしょうか。人件費予算等はいくらか。また現状をどのように見ているか伺います。

教育長

中村議員からはあの文化館周辺の草刈り等の質問がいただきましたけれども、ちょうど草刈りが終わったところでございまして、それにどの様にお答えするかちょっと戸惑うと

ころもありますけれども、例年のどのように進めているかということでご理解いただければと思います。今お話のありましたように、まちづくりセンターに業務委託をしております。草刈りはですね計画的に6月、8月、10月、まああの2月っていいですか隔月で行っているわけでありまして。造園業者にはですねその他に年間を通じて樹木のまあ繁茂が著しいような場合については、適切に適当な時期に管理をしていただいております。またその他にあの成人式等の儀式、行事のある場合には開催前に時期をずらしてでもですね景観の修景作業をしていただいております。その他細かい部分の管理については、まちづくりセンターにあの職員が手の行くところに限って行っているところでありまして、まあ管理が行き届いていないというご指摘がございましたので、今後はですねどの様な部分をどのように時期に合った管理をしていくかということ、センターとも連絡を取り合って進めていきたいというふうに思っております。なおあの作業委託の料金、人員等については担当の方からお答えを申し上げますのでお願いいたします。

教育次長 それでは予算の方になります。平成27年度の文化館の管理委託指定管理でございます。総額で 21,682,000 円でございます。この内、草刈りや造園事業に関する予算でございますが、1,250,000 円でございます。事業者へ委託しているということでシルバー人材センターと造園業者の方へ委託をしております。以上になります。

中村議員 そうしますとあの草刈り・造園等では1,250,000 円ということですが、これはもう年間ということで決まっているのか、例えば掛かった時間、まあ時給で払っているのか、毎年その変わるのかその辺をお伺いします。

教育次長 造園業務につきましては年間委託をしております。それからあの草刈り、シルバー人材センターにつきましては出来高で行っております。以上になります。

中村議員 あの私が思うのには、せめて文化館の入り口から正面玄関は常に気持ちのよい景観に努めるべきではないかというふうに思います。また思うのに、あの時間給というかで払っているのだとすれば、草丈が長くなっていると草刈りをするのにも時間が掛かったり、作業性が悪いのではないかと思うんですね。そうすると結局作業費がかさむことにもなるし、草丈が短ければ逆に刈り易くて短時間で済んで、草の量も減るというね、あの私の考えなんですけれども、そうするとまああの小まめに刈ったとしても、丈が長くなって刈ったとしても、最終的にはこうなんて言うのかな作業費というのかそういうものを見ると、作業時間をみるとそんなに変わらないっていうか、まあ頻度が増えるのでね、多少あの上乗せにはなると思うんですけれども、私はそんなふうに考えるんですね。で、あのそこで草の伸びる時期には草丈の短い作業性の良い状態を考え月に1回行う。役場もそのようなんですけれども、そのようにしてコスト的にまあトータルでどのくらいに予算をオーバーするのかということ、これを是非検討してですねいただきたい。またすでにもう検討してあるのであったらそれをお伺いしたいと思います。またあの費用面で困難であれば、昨年、女性議員で研修に行ったんですけれども、小川村でボランティアを募り幹線道路の草刈りをしていました。当町ではこのボランティアということ、をね募った考えた経過はあるのでしょうか。また今後このボランティアとか、もっと小まめに、せめて玄関まではねあの整備するという、月1回するというようなそのような検討は、先ほど教育長今後ということを言われましたけれども、このようなことを検討していただきたいのですが所感を伺います。

教育長 草刈りの適期というのはそれぞれ主観が入りますので、短ければ短いほどいいわけであ

りますけれども、そこに回す手間だとか経済的なまあ経費ですね、そのことを総合的に考えていかなくてはならないというふうに思っております。この先ほどお答えしました、隔月に行くというのはですね過去からずっとここへ庁舎を移ってからの話だというふうに聞いておりますし、それが適切だろうという判断の下で6月、8月、10月、それからそれ以外にですね、大きな催し物がある場合にはその前に行くというふうにやってきたことがそれ定着していたもんですから、そのように進めてきたわけでありまして、ご理解いただければと思います。なおあのボランティアというご提言がありましたので、是非あのそれに参加して下さる、あるいは町の公共施設をやってくださる方の善意を、もしそういう声がありましたらですね積極的にお願いしたいというふうに思っております。

中村議員

はい、皆さんご存じですけれども、株式会社かんてんばばでは敷地内をですね社員が整備して、来客者へのおもてなしに心掛けていることは全国的に知られていることです。ですから職員でやりましょうということでは決してないわけなんですけれども、文化館は町外者も利用されます。何らかの策を取り、きれいに気持ちのよい景観を保つことにより飯島文化館のリピーターが増えることにもつながるように思います。庭園内は町民の憩いの場です。そのために掛かる予算は町民理解を得られるものと思います。町民が心地よく立ち寄れる、清掃や草刈りを徹底して良い空間にしていきませんか。こういうことも町長がよく言われるおもてなしの心に当たるのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

町 長

まああの1つの公園的な施設でもありますので、適期にまあ草を除去して環境良く整えていくということが大切ではないかというふうに思います。あのあそこに遊具を設置をいたしまして、クローバー、あの普通の白いクローバーとレッドクローバーと両方あるんですけれども、私思うにあのたまにお母さんが子どもを連れてきております。あのタンポポも結構あるんですけれども、お花摘みをして非常にあの楽しんでいるという風景がなんとも微笑ましいな、あれ刈っちゃあもったいないなというふうに思うも部分がありまして、ただあの今言ったように目につくあの通路の縁だけは小まめに刈る必要があるんじゃないかと思いますが、ただあのよっぽど背丈というか、まあ腰高ぐらいになれば別ですけれども、やっぱりこの緑のまあオール芝ではなくてですね、そういう花の咲くような風景も大切ではないかなというふうに所感としては思います。

中村議員

はい、お花はきれいでいいと思いますけどね、それともう1つなんですけれども、庭園内では今町長が言われましたように遊具ができました。また小川が、あの人口の川があるわけなんですけれども、まあ遊具が設置されたことで小さな子どもたちにとって危険ではないかともあの心配もね、出てくると思います。最近小さな子どもたちが遊ぶ公園に私も行ったんですけれども、その時に遊具のそばに人工の池や小川が設けられていました。そのそばで親御さんが見て楽しく遊ばせていました。しかもこの公園は最近出来た新しいものでした。子育てで危ないところは考えると、いたるところが挙げられると思いますが、子どもを危険から守ることは柵等で覆うことだけではないと思います。大人の観点で現実を通して危険を教えることも大事ではないかと思ったりしますが、文化館庭園内のこの人工の小川は子どもたちが遊ぶ環境での安全面において、教育長は個人的な見解で結構ですのでどのように思われますか。

教育長

設計当時どのような考えで小川あるいは小さなですねまあ池といいますか造ったかは存

じ上げておりませんが、少なくともですね人が集まる場所であるという場所からですね、安全面は最大限に配慮してあの庭園、小川、池は造られたものだというふうに想像をしますが、多分間違っていないと思いますのでよろしくお願いします。

中村議員

はいでは3番目の質問に移ります。認知症の人を真心で支え合えるまちづくりにどう取り組むか。認知症の有病率は現在全国で5,250,000人ほど。今後も増えると推計されています。そこで認知症の人たちが安心して外出できる環境として、住民への理解度を深める取り組みや、商店関係や企業でもサポート講座の推進が必要になっています。その際、認知症の人たちだけの居場所づくりに偏らず、町ぐるみで弱者とも楽しく生活できる仕組みが重要だと思います。そして徘徊高齢者を地域で守り、早期発見を目指すために模擬訓練も行って支えあいの強化を進める必要があります。一昨日、議員の研修講座で認知症サポーター講座を受講いたしました。その中で平成26年度9月現在で当町では認知症の人が163人、要介護者の30%弱でした。サポーターの人数は増え充実してきたと聞き、推進が進んでいることを知りましたが、受講者数が累計で増えても現在実際にサポートできる人がどのくらいいるかが重要で、サポーター講座は今後常に推進していく必要があると思います。そこで認知症対策での課題と今後の取り組みについて伺います。

町 長

次のご質問は、認知症に対するまあ取り組みについて、町とまた教育委員会の方へもご質問をいただいておりますけれども、先ずあの方から現状認識とそれから取り組んでおる状況、これからのまあ取り組みの課題といったようなことについてちょっと述べさせていただきたいと思います。大変このことは大切な大きな今後の課題でございます。現在、飯島町の要介護認定者の原因である疾患を見ますと、認知症の方の割合が約37%に至ったということになります。超高齢社会を迎えた飯島町にとって認知症対策の推進は極めて重要な課題というふうに考えます。そこで認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを目的に、認知症サポーター養成講座を都度開催をしてご承知の通りでございます。この講座は認知症に対する正しい知識を持って地域や職域において、認知症の方やそれから家族を支援する方を要請をするものでございます。これまで健康推進員や介護者の皆さん、それから郵便局員さんや美容組合の皆さんまでお願いして、それから建設会社の方や、当然役場の職員なども含めてですね、43回669名が受講をいただいて終了しております。この中にはあの社会福祉協議会が主催していただいております「スリーハート塾」というのがございまして、子どもたちもこれに含まれておるということございまして、今年も七久保小学校の児童や地域ボランティアの皆さん、それから町内福祉施設の職員の皆さん方と幅広い方たちへの講座も予定しております。認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を営むことができるような地域社会を構築するためには、住民だれもが認知症について正しく理解をして、地域全体で認知症高齢者の地域生活を支えていくことが必要と、当然こういう社会がもう目の前にやってきておるというわけでございまして、是非まあ1人でも多くの方に受講をいただけるように今後ともPRをしてまいりたいというふうに考えております。で、1つ具体的に今月28日に行われます町の健康福祉大会、これはあの基調講演を「脳卒中と認知症」というふうに題しまして、信州大学の医学部の付属病院の本郷一博先生、大変まあこれはあの権威ある院長さんでございまして、この講演をいただく予定になっております。社会生活において重要なこの認知症の予防について大変まあ参考になる有意義

なお話が聞けると期待しておりますので、いろいろあのチラシ等でPRをしておりますけれども、是非ひとつこちらの方へも是非大勢の皆さん方の足を運んでいただきたいというふうに考えております。それから認知症高齢者を介護する家族の方、多くは周囲に介護の大変さというものはなかなか理解していただけない、そのことで介護者だけで悩みを抱え込んでしまうという現実が多々ございます。こうした悩みを気軽に相談できる仕組みを整えて、介護者同士の交流の場として家族介護教室や家族介護交流事業、これも現在もやっておりますけれども引き続いて進めてまいりたいというふうに考えております。それから更にまあ早い段階から認知症の適切な診断と対応が可能となるように、物忘れ相談票を活用しまして医療機関と介護保険事業者、それから保健福祉関係者が密接なこのスクラムを組んでですね、連携を図っていくことが大変大切なことではないかということで、現在この取り組みを進めておるところでございます。いずれにいたしましても今後は予防事業に併せて、養成講座を受講した皆さんを中心に地域でこの支えていく体制づくりを進めるということで、必要に応じてまあ模擬訓練等も行いながら検討をしてみたいと思います。子どもの頃から子どもに対する正しい知識を普及していくことが大切でございますので、教育委員会でも対応していただいておりますので教育長の方から申し上げたいと思います。

中村議員
議 長
中村議員

議長、後から教育長お願いします。

後から？ はい。

はい、すみません。教育長後から質問をいたします。今、町長のご答弁で大変あの町の熱心な取り組み等が理解できましたし、あの活動が町民の皆様にもよく見えたのではないかとこのように思います。現在あの町民のみなさんもテレビなどで認知症の症状をある程度わかってきており、いよいよあの次のステップ、本当にあの支え合うというそういう段階に来ているというふうに思います。そこで、ここであの、ある市の取り組みを紹介したいと思います。これは福岡県大牟田市なんですが、「認知症の人と共に暮らすまちづくり宣言」から10年が経過したそうです。大牟田市は10年で人口が半分に減少し高齢化率が33.4%、認知症の取り組みが始まったのは2001年で、市内の認知症に携わる施設や医療機関の責任者レベルの専門家が手をつなぎ認知症ケア研究会を発足。それぞれの壁を越え、どこの施設や専門職と出会っても良いケアで幸せに暮らしてほしい。自分の施設だけ良くなっても駄目だとの思いからだそうです。そして2002年には認知症に特化したものでなく地域づくりが始まりました。目的は地域全体で認知症の理解を深め、認知症になってもだれもが安心して暮らし続けるまちづくりをしようというものでした。まあその市の先進的な取り組みの中で注目したのが、「行方不明者SOSネットワーク」と「見守り声かけ模擬訓練」です。町でも模擬訓練をこれからしていきたいという、今、町長からご答弁ありましたが、そういうものなんですね。まず、ネットワークの活動の柱は、1として、子どもも大人も認知症の人みんなが集まる場を作ろう。2として、認知症の人や家族を支え、行方不明にならないよう日頃から見守り、声かけできるようSOSネットワークをつくろう。というものです。また見守り声かけ模擬訓練では認知症行方不明者が発生したと想定して、警察や消防、行政が連携し地域住民や企業、介護サービス事業等に情報伝達を行い、その情報を得た住民からサポーターとなって捜し、声をかけ無事に保護しようというものです。この取り組み目標は、1として、認知症の理解を広め、1人でも多くの市民が認知症の人や家族を見守り支える意識を高める。2は、認知症による行方不

明者をできるだけ早く発見し、無事に保護できるセーフティーネットとして実行力の高い仕組みを作る。3として、徘徊の、ではなく、徘徊しても安心して外出できる町を地域全体で目指していくというものです。またこの取り組みから自分たちの身近な課題を住民同士で議論し、学び合い助け合う方法を導きだしていき、まちづくり活性化の大きなチャンスにもなっているということです。また防災や要援護のサポートあるいは子どもの見守りにも生かせるということです。町の取り組みを今伺ったわけですが、またあの飯島では有線での行方不明の放送もあります。ですから住民周知は都会より条件は恵まれているように思いますが、細かな情報には至っておらず、迅速な発見はこれからしっかりとやっていただければならないと思います。そこで今後町の取り組みとしてですね、このまあ見守り声かけ模擬訓練とか行方不明SOSネットワークという、このようなことも是非この町の施策の中でも推進をしていくよう検討していただきたいと思いますが、このようなこと町長どのように思われますか。

町 長

今まああの九州の大牟田市の例でお話がありましたけれども、あの各市町村それぞれにまあ独自の取り組みをしながら進めておると思いますが、あの共通の認識というものはやっぱりどこも同じだろうというふうに思っております。先ずあの第1段階で、それから健康予防もそうでございますけれども、認知症の予防に対する対応ということで認知症予防、これはいろんな知識を得て食生活から始まって、ひとつの会話の問題でありますとか体を動かすこと、それからなるべく運動をして肥満にならないようにというような、これはあのもういろいろ健康予防もそうでございますけれどもイ・ロ・ハがあるわけでございますので、そうしたことに対する初期的な対応。これはあの今すぐ急にその効果が出るというものではございませんので、やはり地域社会、家族、学校、それぞれの立場で事前にずっと長い時間をかけてそのことはやっぱり取り組んでいく必要があると。それから少しまあその症状が出てきて、家族を中心にしてまたそれをどう対応していくかっていう、これはひとつの取り巻きの社会的な問題にもつながっていく段階が出てくると思いますので、ご家族の大変なまあご負担もご苦労も含めてですね、そのケアをどういうふうにしてサポートしていくかっていうこと。それから少しまあ施設入所から始まっているいろいろ具体的に進んでいった段階で、地域の見守り的なこの取り組みもどうしても必要という形になろうかと思っておりますけれども、それらの対策を総合的に順序建ててですね、今言うSOSの問題とかいうのを体系的に付けていく必要があるということで、町も決して大牟田に負けないようなひとつの、事例はいろいろあのケースは名前も違いますしあると思っておりますけれども、目指すものは同じだというふうに考えておりますので、今言われたことも1つの具体例として参考にしながら今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

中村議員

是非、町の取り組みに期待をいたします。次に教育長に質問をいたします。このあの認知症の人やその家族が明るく生活していくためには、子どもたちの理解度を高める取り組みも大事に思います。いろいろ町で子どもたちも含めたサポート、認知症の理解度を高める教育をしているというふうに伺いましたので少々安心をいたしました。飯島も核家族も少なくない時代です。離れて暮らすおじいさん、おばあさんとのコミュニケーションも大切にしてほしいものです。学校はお年寄りとの関わり大切さをどのように教えているのでしょうか。先程お話ありましたが、七久保小学校でサポート講座申し込みが地域包括支援センターにあったと伺いました。他の2校も同様に口座を設けてほしいのですが、その

教育長

ような検討はされているのでしょうか。またあの今ご紹介した大牟田市では保育園や小学校で絵本から認知症の人の理解と地域の支えについて学んでいるそうです。それも市独自で作った絵本で学び、またグループホームや施設を体験したり、模擬訓練をしたり、実際に行方不明者の方にも至っているということです。私はその絵本の活用ということもとても目で見える部分から大切なというふうに思います。もう1つは、参観日を活用して認知症講座を行った場合、家で親子・家族で考える機会が出来、家族のコミュニケーションを深めるで、家族の絆を深めることにもつながるのではないのでしょうか。これら点で子どもたちの認知症を理解するための教育委員会の取り組みについて教育長に伺います。

どういう取り組みかということよりも、どういう学習をしているという立場からお答えしたいというふうに思っております。あの今お話にありました七久保小学校ですが、現5年生は「なごみの家」との交流を行っておりますが、この3年生の時にもですね「なごみの家」との交流を行っておりまして、事前に様々なお年寄り、その中にはあの高齢者の中には認知症の方もおられるので、認知症を理解できる機会というふうに捉えてですね、そのお年寄りとの対応、どう関わっていったらいいかというような立場で交流をしております。中学校ではですね石楠花苑との交流を26年とですね、今年も1年生が総合学習の時間に交流をやるというふうに計画があるようであります。あの参観日等を利用した認知症講座の取り組みということはですね、あの学校の考えもありますし、それ時々ですねテーマがありますので、認知症だけを特化して取り上げて学習をするというのはなかなか難しい場面もあるかと思いますが、そのような要望があるということは学校の方へ伝えたいというふうに思っております。それからあの事例で大牟田市の絵本の紹介がありましたけれども、どういう内容の絵本であるのか、そしてまたどういうふうな扱いをすることによって教育効果が高められるかということをやっと詳細にわかりませんので、また機会がありましたら情報提供をしていただければありがたいというふうに思っております。

中村議員

ちょっと時間の関係もありましたので絵本の内容についてはあのここで申し上げませんでしたけれども、またあの教育委員会の方に紹介したいというふうに思っております。三話で作られているものですしあの大変あの理解しやすいものになっております。先ほどあの町長の方からお話ありましたけれども、あの6月28日には健康、福祉、教育、環境に関する団体で行う健康福祉大会があります。まさにこの今質問している内容のまあの講座も信大病院長の本を一括披露、先生の講演があります。まあ私も実行委員の1人として、1人でも多くの皆さんをお誘いしたいと思っておりますが、あの町の方もですね町民の関心を引くように是非あの広報をすることを求めます。そのようなことを求めまして最後の質問に移ります。

災害時、迷わず迅速に避難施設へ移動できるための施策はできているか。先月の5月29日に鹿児島県・口永良部島で新岳が噴火しました。新聞記事によると島の住民137人全員が6時間で避難できた背景に周到な準備があった。昨年の8月にあった噴火の教訓を生かし、細やかな工夫をいくつも重ねたとありました。その1つを紹介いたします。避難施設へ導く表示を施設から3キロの町道の路面に5メートル間隔で夜間にライト反射して青く光る目印を作りました。これは避難施設までの目印が欲しいとの住民の要望からだったそうです。今回の噴火で目印のおかげで道を上っていくだけでよかったと住民は話されていたそうです。その記事を見て当町の現状は大丈夫かと心配になりました。町民が災害

はいつか来るかと思っけていてもまさか今くるとは想像できないものです。しかし行政は災害が平日、休日、夜間、どんな状況であっても町民の命を守れる態勢でなければなりません。災害時、住民は町内でも他の耕地・自治体に居ることもあります。他の地域の避難所は知らない人が多いと思います。そのようなときでも最寄りの避難所表示があると迷うことなく迅速に避難所にたどり着けると考えます。当町は避難所経路の明示に対する検討はされたことがありますか。またこのようなことに対応できる施策はあるのでしょうか。無いとしたらどの様に町民を避難所へ誘導するように考えているのか伺います。

町 長

それでは最後のご質問、災害時に迷わずにこの迅速に避難所へ移動できるための施策についてであります。例として先月29日の鹿児島県・口永良部島のまあ噴火の例を出されての避難誘導についてのご質問でございます。この口永良部島の爆発的な噴火に際しましては、行政も住民も今回の事態は当然ありうることと常に捉えて、行政は避難場所の変更と避難経路の表示を充実をして、住民は自主的な避難訓練を重ねて、学校でも独自の訓練を行うなど防災への備えを怠らなかったことが迅速な避難につながったというふうに言われておりまして、報道でも大変あの報道されて私も承知しております。1つの教訓として参考にすべきものは参考にすべき事例ではないかというふうに受け止めておりますが、一方、当町ではあの体育館や保育園等の町有施設18カ所を避難施設に、それからまた運動場や野球場7カ所を避難地として、合計で25カ所を避難場所として指定をしておるところでございます。避難施設等の表示看板については既に設置済みでありますけれども、避難経路の表示は具体的では現在行っておりません。ただここでまああの中村議員ともまたいろいろ議論が必要かと思っておりますけれども、この避難場所というものが、この口永良部島のように、比較的これはまあ離島でございまして、限られたエリアの中で避難経路もまあほとんどあの一本道と言っけてはいけないんですけれども、限られた限定的な地域というふうに伺っております。従っけてこういうところではあのほぼ誰もが、まあ側溝に落ちないとか、夜間の場合には気を付けて行くということであの表示が非常にあの蛍光・夜光的な表示も含めてですね、あの有効的だというふうに考えるわけでございますが、当町にこういうように避難場所・所が分散しておりますと、どうしてもこの地域にこの避難経路を一定の経路をたどっけてその行くということがなかなかあの分散しておる形の中で果たして統一できるのかどうかと、場合によっては遠回りをしなきゃならんというようなこともあっけて、そのことは地域の皆さんが一番よく知っておることだろうというふうに思っけておるわけございまして、一律的にこの避難経路を何メートル感覚で町内に設置することはちょっと難しいのではないかとこのように考えております。で一方でまあ当然これはあの常に自分たちの避難場所の対応というものは、ハザードマップ等を十分またあのご理解をいたっけて、身に付けておっけていただくことが大切でございまして、言っけてみればまあ自分の身は自分で守るというこの自助の範疇になるわけでございますけれども、そこにまあ地域の防災力ということが出てくるわけございまして、常日頃いろんな訓練を通じけてですね、それからソフト的にもハード的にも総合的なこの防災・減災対策に対応する自分たちのこの力をつけていただきたたいということで常日頃願っけて、そこに対して行政は必要なこの手段を講じけていくということが一番よろしいのではないかと、自主防災会等とも連絡をとりながら、とにかくあのエリアの生活圏の中の危険カ所を十分確認をいたっけて、いざという時にはどういふ行動を初期行動をとっけて、避難経路も含めて自分の考え方の中で

中村議員

まとめておっていただくかということが1つの決め手になるんじゃないかということで、即あの避難表示経路というものをつぶさに設置していくということは飯島の場合ちょっといかがなものかなというふうに考えております。

はい、まあ飯島とその口永良部島は全然あの環境的にも違いますので、まあ同じようにあのそういう表示をするということで、あの同じようにしてあの住民を守れるというものとは考えておりませんが、ただあの町民が安全に避難できるということのあの施策はしっかりととっていただきたいということを、是非、要望いたしまして質問を終わります。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を3時30分といたします。休憩。

午後 3時12分 休憩

午後 3時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

6番 堀内克美 議員

6番

堀内議員

それでは通告に基づきまして本日最後になりましたが一般質問を行います。今回はスクールバスの運行路線見直しについて、それから伊南バイパス長大橋下の管理を国・県で、の2点についてをお伺いをいたします。初めにスクールバスの運行路線の見直しについてをお伺いいたします。現在少子化の進行が著しく、昨年の日本創成会議発表によると、このまま何もしないでいくと東京一局集中がますます進み、2040年までに20歳から39歳までの女性人口が50%以下に減少する市町村、これが全国市町村の約半数 896 市町村に上りまして消滅の危機を迎えるというふうに警告をされております。残念ながら我が町もその中のひとつということになっております。もちろん町長は定住促進、婚活、保育、医療などの少子化対策など人口増加対策を進めておりますが、問題は特殊出生率の向上でありますので、一朝一夕には改善ができないものと思っております。まあ迅速な対応で早くということですが、肝の長い取り組みが求められているというふうに思っております。そんな中、町民の方からスクールバスは乗車場所が限られていて、遠距離通学児童に対して同じ取り扱いができないのですか？ というような問いかけがございました。そのことから今回の質問のきっかけとなりました。そこで初めにスクールバスの運行、どのようないきさつから開始されたのか。また1-2にもなりますが、現在の運航路線についてどうなっているのか。それにつきまして教育長からお答えをいただきたいと思います。なお、スクールバスという表現ですが、通学のために町の方で車を出しているところについても併せてお答えをいただきたいと思います。

教育長

それではあのスクールバスの現況と運行の経過についてご説明といたしますかお答えをしたいと思います。スクールバスのそもそとも言いますか運行を始めた経過でありますけれども、飯島町にありました3つの分校、日曾利分校、それから田切分校、本郷分校、の3つの分校が本校に統合をするということをきっかけにして開始されたものであります。ちなみに日曾利は昭和45年度、本郷分校は昭和50年度、田切分校は昭和51年度に完全

に統合したという経過であります。で、その経過の中で補助事業として分校に通っていた1年生から3年生まで、日曾利地区は時によって学年により異なったところもありますけれども、分校を乗車場所として学校までの通学を確保すると。補助事業であった関係上、条件がございまして、4キロ以上の児童ということがあったようでもありますけれども、まあ地元との協議でまあ4キロ前後の徒歩通学を含めた児童がバスを利用できるということで、これは地元と合意確認の上であります。その後、補助事業からまあ一般交付税の中に事業費が算定されて現在に及んでいるということでもあります。一時期ですね子どもの数が増えたことから1年生から2年生までというふうに昨年までしていましたけれども、児童数の減少から余裕ができたということで、昨年、利用する田切・本郷地区の保護者で3年生でも利用できるという説明をしまして、今年度からは3年生も一部乗っております。中にはあの3年生になって徒歩で学校へ通っている児童もおります。運行路線でありますけれども、従いまして本郷地区、田切地区を巡回するわけでありますけれども、運航路線は本郷駅から本郷公民館、与田切橋を停車する本郷路線。それから田切路線につきましては追引集会所、それから田切公民館、そこで児童を乗車すると。まあ日曾利につきましてはまあ1年生が在籍しておりませんので運行は休止の状態であります。ちなみにあの日曾利バスはこのスクールバスが大型のためにですね旋回する場所がないために、タクシーを借り上げて運行していたという経過があります。それからあの今まで本郷路線でありますけれども、先ほど申し上げましたように、本郷駅と本郷公民館の2カ所でありましたが、今年度あの本一耕地の1年生、近隣に小学生がいないという特殊事情がございまして、保護者との同意のうえで保護者が責任を持って与田切橋の停留所まで送迎をしていただくという条件で、路線でありますので1名乗車を認めているということで、運航路線に影響がないことも確認いたしましたのでこのような措置をし現在に至っているということでもありますのでお願いします。

堀内議員

はいあの状況については分かりました。まあ私も元々は田切分校出身ですが、私の場合には4年まで分校におりまして、本校に私の下の人たちが3年生まで一緒に本校に来たというそういう時代のものでございます。まあスクールバス運行から30年以上になったということで、まあその間にもいろいろ状況の変化に応じた対応もしてこられておるようでございます。そういうようなことでございますが、元々が分校廃止による補助対象事業ということで始めたということも今私も初めて知ったわけでございます。またあの私もちょっと担当の方から資料をお願いして過去の資料もお願いしたんですが、古い資料がちょっと見当たらないということでありましたので、そんなことでありますが、それでは次の質問に移りたいと思います。現在の路線ごとの利用者数、それにつきましてはどんな状況になっているのかをお伺いをいたします。

教育長

今年度の利用者数であります。本郷路線では対象となる児童、先ほどの条件に合う児童でありますけれども、児童全体19名おりますけれども、その内、利用者は18名、1名は徒歩通学ということであります。利用割合94.7%。田切路線は対象となる児童全体で16名、1年生から3年生まで、その内利用者が10名で利用割合は62.5%ということで、このようにあの100%ではないというのはあの歩いてくる保護者家庭の方針ですか、歩いて学校へ通うという児童もおりますのでご承知いただくようお願いいたします。

堀内議員

はい私も担当から資料をいただいて今の数字も把握をさせていただいておりますが、まあ全体では80%のまあ乗車率ということになっておるということですが、まあ田切の場合が27年度だと非常に低いということになります、たぶんこれは春日平地籍の皆さんが直接本校へ来る人が多いのかな、まあそんなふうにも見ております。それでは状況についてはお話をお伺いしましたので、運行路線それから運行範囲の見直しについてを提案をしていきたいと思っております。元々のところは分校廃止によるまあ補助事業としてのスクールバスの運行ということで始められたというふうには先ほどお伺いをいたしました。まあこのことは当時の分校を基準とした路線、乗車場所が決められてきたものということであり、先ほどもお話がありましたが、田切は現在では田切の体育館ということですが、あそこが当時の田切分校の跡であります、そこを追引の集会所。それから本郷は本郷体育館、これも本郷分校の跡ということになります、本郷駅の2カ所ということでしたが、今もお話のようにまあそれぞれ事情によって対応されておるということでございます。そこで例として春日平耕地の児童について少し取り上げてみたいと思っております。スクールバスを利用するには春日平の児童の場合は追引の集会所前まで行かなければ乗れないということが現状でございます。春日平の耕地集会所を春日平の耕地の中心として捉えて、追引集会所までの距離を計ってみました。追引の集会所まで2キロあります。でこれを春日平の皆さんが歩いてくると、学校へ直接来るように歩いてくると三沢耕地と岩間の境あたり、そこまで来る距離と同じということであります。一方、春日平集会所、まあそんなようなことで春日平集会所から飯島小学校までの距離が約3.5キロということですが、実際にはこの集会所からまだ1キロ以上離れた児童もおります。通学路の一部が広域農道経由ということになっておりますし、通学時間帯には交通量も激しい時間帯もあります。また通学時間は小学校低学年の児童では1時間以上掛かりまして、保護者の方々はまあ交通事故や不審者による不祥事、これらについて非常に心配をされておると。まあ特にあの冬季間になりますと朝学校へ家を出るのが暗いうちに家を出て、家へ帰るのが暗くなって帰ると。そんなようなことになるということで非常に心配が絶えないということを言われております。またあの近年眺望の良い春日平には移住される皆さんが多く、最近では若い移住される方も増えておるというふうにお伺いしております。そんなことで児童の数も増えてきておりまして、来年から3年間1年生がおるよという話も伺っております。スクールバスの運行は生活環境の向上にもつながりますので、ある意味では定住促進にも効果が期待できる、まあそんなふうにも思っております。そこで運行路線と範囲の見直しを提案をいたしたいと思っております。例としては田切方面路線については、例えば小学校をスタートして春日平集会所、追引集会所、田切体育館、それから伊南バイパス経由をして学校まで来るというふうにするばいいのかなあ。そうしますとその地域の皆さんだけでなく、その経路上の近隣の児童の皆さんも対象にできるのではないかなと、そんなふうにも思っております。時代は30年前と大きく変わって児童数も著しく減少しております。定住人口の増加は町の将来に大きな希望を与えます。本郷路線も含めて運行ルートの見直しを行い、保護者の安心できる安全で安心のまちづくりの一環として対応を提案をいたします。以上についてお答えをいただきたいと思っております。

教育長

スクールバスの現在の路線があのような課題を持っているということは承知しておりますし、運行開始当時よりもですね、あの今お話のありましたように、道路改良が進ん

だりあるいはあの新たな道が出来たり、伊南バイパスが開通するなど、道路体系が大きく変わってきておりまして、また加えて子どもの数が減ってきているということから見直す時期にきているとは考えております。あの先程申し上げましたように、子どもの利用数が減っているので今まで2年生だった利用を3年生まで拡大したということはまあその1つでありますけれども、またあの今の路線が分校統合の取り決めがまあ基準になっているということで、現実と合わないという意見があることも十分承知しております。あのただこのスクールバスが補助事業という性格もありますので、まあ一定の基準をある程度こう満たした中で運行しなくちゃならないという、まあそのことを踏まえてですね、これからあの来入児の保護者も含めて保護者の皆さんと、まあこういう状況を確認しつつ適当な機会にあの関係者を交えて話合いの場を持って研究したいというふうに考えております。ただあの今あの具体的なご提案がありましたあの路線であります、いずれにしてもそのスクールバスの形状から回旋できる場所、それから児童が安全に待機できる場所、まああの不審者の含めてですね、安全確保も含めてどういう場所があるいはどういう路線がいいのかということをやああの利用する皆さん、あるいはあの利用されるっていうか該当の地区の関係者に協議をしていきたいと、研究をしていきたいというふうに考えておりますのでご承知いただければと思います。

堀内議員

はい、柔軟な対応を検討されておるということで、是非そんなふうをお願いをしたいと思います。また路線については実際に乗られる皆さんの保護者の皆さんとの協議をされるということですので、まあ当然利用する皆さんの意向を取り入れていただくというのが一番大事ですので、是非そんなことでお願いをしたいと思います。ちょっと1つ今のお答えの中でお伺いしたいんですが、スクールバスというのは未だにその補助事業の枠の中でやられておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

教育長

一般財源の中へ現在では交付税という形で入っております。言葉が足りずで申し訳ありませんでした。あの立ち上げが補助事業で現在では補助事業ではないと、一般財源の中の交付税措置でございますのでご承知いただきたいと思います。

堀内議員

はいまあ今も前向きのお答えをいただいておりますので、是非保護者の皆さんと協議をしていただいて、新しい形でのスクールバスの運行を、まあ交付税も有効にいただける形でまあ是非保険といただきたい、そんなふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、伊南バイパス長大橋下の管理を公園化し管理を国・県に、について町長のお考えをお伺いしたいと思います。伊南バイパスも昨年の11月には田切中央交差点まで開通をしまして、平成30年度には駒ヶ根市までの全線開通に向けて工事が急ピッチで進められております。この区間には約1キロに及ぶ長大橋となる伊南バイパス4号橋があります。橋は地上から20～30メートル、またそれ以上ともいわれる高架橋となっております。橋の周辺は農地であり果樹園もこの地域には広がっております。将来、病害虫の発生を懸念する農業経営者の方もおられます。そこでお伺いをいたしますが、4号橋のような周囲の環境が農地となる長大橋の高架橋、こんなような一般国道等が他にあるのかを先ずお伺いをしたいと思います。

町長

次のご質問は現在工事が進められております伊南バイパス田切工区の橋が架かるこの長大橋の管理の問題と、併せてまあ公園化に対応する課題というようなことのご質問でござ

います。国道153号伊南バイパス田切工区、現在ほぼあの全線の特に橋のピーア工事等を含めて発注済みになっておりまして、まさにあの工事は佳境に入っておりまして。今お話のように平成30年度を目途に鋭意工事が進んでおりまして、大変あの工事関連で地元の田切地区の皆さん方にはご迷惑をおかけしておるわけですが、特に堀内議員も地元の議員として大変まあご心配をいただいております、心から感謝申し上げておりますが、その前提となるこの一般国道伊南バイパスの長大橋、990メートル一応設計上ではあるわけですが、この県内の一般国道、県道で長大橋と呼ばれる延長15メートル以上の橋梁は1,709カ所でございます。このうちあの伊南バイパス4号橋と同規模となる900メートル以上の橋梁というのは3カ所あるわけですが、特にあの県内の一般国道、これはあの直轄管理の道路もございますし、それから県建設事務所に移管して管理するものもございます。それから伊南バイパスのようにあの工事だけ国の直轄権限代行事業ということで、完成後は県の管理になるという、いろいろまああるわけですが、その中であの現在一番長いのが長野市と須坂市を結ぶ国道406号というものがあるわけですが、これはあの千曲川に架かる橋でございますけれども、村山橋というのがあるようでございます。837.8メートルということで、今現在のところ一番長いんですけども、周辺はあのご承知のようにあのエムウエーブからずっとこの須坂の方へ向かう橋で、周辺あの河川敷等には農地もございますけれども、ちょっとあのこの田切の長大橋とは趣を異にしておるのかなというふうに捉えておりますが、で、この990メートルの中田切長大橋、一部陸橋を含めて完成をいたしますと、これを抜いて国道の中ではその後一番最長の長さとなるということが一応まあ位置付けられております。であの主要地方道いわゆる県道もありますので、県道で今一番長いのがこの長野市でございます犀川でございます。これはあの千曲川に向けての河口に近いところでございますけれども、五輪大橋と呼んでおりますが1,420メートルございまして、これがまあ次いで完成すると2番目に長い橋、従ってまあ国・県道問わず長野県では2番目に長い橋という形になりまして、これもまたいろんな意味でひとついろんなインパクトにつながっていくのではないかなというふうに思いますが、それだけに管理も大変というふうになってございます。以上でございます。

堀内議員

あの延長につきましては今お話がありましたし、私もあの担当課から資料をいただいておりますのでわかりましたが、その高架の要するに一番からの橋の高さで高いものは長野県下ではどのくらいのもの、まあ山の谷を超えるようなものはあれですけど、特にできたら農地やなんかのあるようなところでそんなのがあるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

建設水道課長

ただいまあの高架等のお話がありました。ちょっと高さ等の資料は今手元にはございません。またあの必要であれば調べさせていただいてご説明をさせていただきたいと思いますが、まあ現状、現在あのただいま事例の中でご質問いただいている中では、農地の話も含めますと、もう既に前例で出来ております与田切大橋、こちらが658メートルございまして規模的にも高さ的にも概ね似ていると、で両側が水田等も含めて農地であるというのが現状事例でございますのでよろしくお伺いしたいと思っております。

堀内議員

はい、今私あの特に高架がお聞きしたかったんですが、資料なしということですので、多分そこまであの県やなんかも把握していないんじゃないかなと思います。まあちなみに今

ちょっと反れますが、お話の資料によりますと長野県下では、先ほど町長言われた五輪大橋が1番長い橋と、その次が小布施橋というのが960.3メートルということだそうです。これは主要地方道の要するに県道の千曲川に架かる橋ですが、4号橋は990メートルということですので長野県で全体で橋の中では2番目になるのかなと、まあそんなふうに見ております。またあの5番目までの橋について資料でいきますと全て北信にある橋で、南信の橋で長大橋というのはこの与田切も含めてここの2つの橋が初めてということになる、まあそんなふうに見ております。それでは次の質問に移りたいと思いますが、一般的な橋下の管理はどのようにされているのか。特にあの管理の中でも、まあ与田切のところでいくと網を張って中を、言い方は悪いですが、隔離するような形になっているのかな、それが一般的かと思いますし、あと草刈りなんかをこの中を年間どのくらいやっておるのか。まあ特にあの先程も言いましたが、果樹園もあったり農地が周辺にありますので病虫害対策これについても配慮をしてやられておるか、それについてお伺いをしたいと思います。

町 長

この長大橋等に関わる橋の下の管理の問題でありますけれども、まあ高架下といわれておりますけれども、一般的なその管理形態としては、当該道路の管理者、県道で言えば建設事務所、国の直轄管理で言えば国そのものという形になるのが一般的でございます。当然これはあの用地買収をいたしまして工事をして必要な幅員はその管理下にあるという形になりますからまあそういうことでございますが、ただあの具体的な内容につきましては個々いろいろあるようでございまして、地形や地目等によってもまあ一概ではないというふうにしておりますが、いずれにしてもこれはあの協議の中で住民の皆さんの安全性とそれから管理のし易さを考慮した上で決定をしていくということで、今後話合いの余地は残っておるわけでありまして。なおあの先行して完成しております与田切大橋につきましては、川の部分とそれから一部あの本郷の陸の部分も相当あるわけでありまして、これは駐車場以外につきましてはあの全て柵で区画をされておりまして、直接建設事務所が管理移管の下で管理をしておると。で、1年間通して草刈等どういう状況ということはまた課長の方から説明させていただきます。

建設水道課長

与田切大橋、先行して完成している与田切大橋の現状の管理状況でございます。現状につきましてはまあ様子見と観察をしているという状況でございます。なお工事等を最終完了するときにはまあ発生土等、また碎石等も含めまして現状締め固められた状態で柵が張られていた状況が確認をしておりますして、現状の管理の状況については先程申し上げた通りでございます。

堀内議員

今ちょっとお伺いしたかったのが、草刈り等をどんなふうに行われているのか、もう出来て2年、3年目になるのかな、ということですので草刈り等もまあやられておると思うんですが、まだそこまでに至っていないのか、そのことについてお伺いします。

建設水道課長

あの草刈りににつきましては、あの現状観察という言い方はちょっと失礼なんですけれども、あのまだ草がそんなに伸びていないという状況が確認をしておりますし、県の方とも確認をしたところ現状の観察状況ですということでありましたのでご報告をさせていただきます。

堀内議員

はいわかりました。まだそういうところまでいっていないということのようですので、それでは次の質問に移りたいと思いますが、4号橋の橋の下の利用については町の方から田

切区を通じて地元要望の調査があったようにお伺いしております。町に区の方から何件かの要望が提出されているというように伺っておりますが、どのような対応をされるのかをお伺いしたいと思います。特にあの駐車場もまあ区の方から一応要請をというようなお話があったということで、区から出されておるということですが、隣接は町営グラウンドということで、町営グラウンドの駐車場が主体でありまして、この町営グラウンドは一般の利用者も多いグラウンドでございます。まあ特に駒ヶ根市の少年野球とかシニアチームの練習場として、またシニアの大会も、どうですかね、年間10数回どうも行われておるといふふうに思っております。まあその他にも各種の大会も数多く行われておるといふことで、町も是非これ一緒に管理する必要があるんじゃないかなと、まあそうしないとグラウンドを使うときに田切区にも駐車場の使用についてお願いしんどできんということになりますので、そこらも今後検討をしていただきたいと思います。今回の質問の中には私は加えてありません。で、問題はあの駐車場の出来上がりですが、本郷の駐車場につきましては舗装をされて仕上がっているということでございますので、まあそのように田切の区の方でも考えておるんですが、そういうことでよろしいのか。またその他の施設、1つはミニ公園ということですし、1つはマレットゴルフ場、まあこれは前あったのが橋の下で潰されて拡張を町の土地をお借りして拡張してあるんですが、この間が橋の間を歩くのが26メートルの橋の幅でするので約30メートル間はコースのないところを歩かにならんということになりますので、非常に使いにくいということで、区の方でも是非そこをまたマレットゴルフ場に戻したいというような考えがありますので、そこらの整備もマレットゴルフ場を作るまでは豪いと思いますが、用地の整備まではしていただけるのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。またあの990メートルの長大橋でございますが、山林、河川、また地元の要望カ所等を除いたとこの、要するに更地になっていくカ所の延長がどのくらいあるのか。併せてお伺いしたいと思います。

町 長

現在建設中のあの4号橋の下の利活用の問題でありますけれども、あの正式にはまだ煮詰まってきておりませんけれども、常にまあこれまでもあの地元の区を中心にして、地元の皆さん方とこの利活用についていろいろ要望をお聞きしたり、意見交換をしまいつております。大きく分けてまあ3カ所について今お話ございましたように、1つはあのマレットゴルフ場のまあ復元といいますかエリア、それからミニ公園と、それからもう1つはあの本郷にまあ先進例があるわけでございますが駐車場の造成という形でございまして、今、完成後の管理者となる伊那建設事務所と協議をやっておる最中でございます。まあ伊那建ということになりますけれども、実際にはこれはあの国の直轄権限代行でやっておりますので、内々的には飯田国道の方へまあお願いして、表には出せないけれども、ひとつその連携の中でやっていただくというのが本郷の時もそうございましたけれども、これからの手法になってまいりますので、ちょっとその辺はひとつお含みをいただきたいというふうに思っております。いずれにしてもこれはあの3つの要素が実現できますように努力をしまいたいというふうに思っておりますが、どっちみちこれはあの与田切の長大橋よりも30メートルくらい長くなるわけでありまして、その利活用を全体的にどうするか。まあ全部を公園というわけにはなかなかいかないかとは思いますが、その駐車場にしても少し規模も利用者人口もだいぶ違うんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺を十分またお願いをしたり意見交換したりして、実現に向けて努力をして

建設水道課長	まいりたいというふうに考えております。 全体の高架下の更地の部分のただいまご質問をいただいた関係であります。全体で990メートルの橋でございます。あのこの990メートルにつきましては、あのまあ計画平面図から概ね追ったあのそれぞれ割り振りをしたあの寸法というかメーターを申し上げたいと思います。ただいまあの3カ所ご要望いただいている部分が合計で概ね240メートルくらい、あの概算でございます。で、あと中田切を渡河する範囲が概ね150メートルくらいあります。で、それ以外で残りの部分が概ね600メートルくらい、あくまでも計画平面図からの概算の寸法でありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。
堀内議員	はい、いろいろとお伺いをしてきましたが、まあ町長の、整備については町長の考えで是非お願ひしたいと思います。それではあの最後の質問に入りたいと思います。今あのそれぞれの山林、河川等を除いた延長をお聞きしたのは、どのくらいの用地があと更地として残るのかなということを確かめたかったわけでございます。まあ、600メーターということですので、まあ片側路線は13メーターということですが、その倍26メートルが用地としては国の方で買収されておる用地かなとそんなように思いますと、6里、1町5反くらいですかね概ねその用地が。それが高架橋ですので20メーターから30メーター、あるいは35メーターくらいの高さの下にあるということでもあります。で、最後の質問につきましては橋の下を活用を私は提案したいと思うんですが、これだけ高さがあると例えば雨が降っても雨が橋の下へは入ると、私はそうに見ておりますのでそれを基にしてお話を進めていきたいと思います。まあ4号橋の下の地域の皆さんは、まあ橋は目の前に見えるわけですが実際には利用がまあ出来ないというか、利用の機会がないということであります。飯島へ行くには南割中央交差点からバイパスに乗る。駒ヶ根へ行くには辻沢の交差点、そこからまあバイパスに乗るということになりますので、今言ったような状況に地域の皆さんはあるということです。まあ建設には全面的に協力をいたしまして、工事についても極めて順調に進められておるというように私は見ております。地域対策を兼ねまして、例えば橋の下を公園化するという事で紫陽花を植えたりしてみたらどうだろうか。橋の下公園として地元住民の憩いの場、まあある隣組ではミニ公園を造ってそこで皆で集おうというような計画がありますので、まあそんなようなことも含めて憩いの場、あるいはちょっと変わった観光スポットそれもいいんじゃないかとそんなふうに思っております。また来年の7月には道の駅「田切の里」まあ仮称でございますが、オープンが予定をされております。まあ施設の建設につきましては町の大変なお骨折りによりまして、国・県の支援をいただいて建設をされるということでございまして、運営会社は田切区の皆さんそれから近隣の皆さんや近隣の企業の皆さんのご協力をいただく中で、田切区民が中心とした株式会社を創立して、まあ区民挙げて運営をしていくということになっております。まあこんな中で隣接する4号橋につきましても、長大橋ということでもありますので、まあ訪れる皆さんも関心が多分葉高いんじゃないかと思います。そういうことで橋の下に公園があるということはまたひとつの話題になるんじゃないかなとそんなふうに私は思っております。「田切の里」道の駅は中央アルプスの景観、ちょうどあの宝剣岳だけが真正面に見える位置にあります。それから春には藤巻川の桜があります。そして橋の下公園に紫陽花となると結構面白いものになるんじゃないかなとまあそんなふうに思っておりまして、道の駅の活用あるいは道の駅の引き出しが1つ増えるんじゃないかなとそんなふうに

思っております。またこれからは高齢化や人口減少がますます進みます。公園化しても地域では管理ができなくなる、そういう時代がいずれ来るものと私は思っております。まあ少子化が進むということになると町道の草刈りもいずれそういう心配がされる時が来るんじゃないかなとそんなふうに思います。地方創生で地方の時代と言いましても国が言うだけで、積極的に地方に関わらなければ何も地方は生まれ変わりません。国が地方に積極的に関わってくれるというふうに私は期待をしております。そんなようなことでいくつか挙げました病虫害の対策、少子化・高齢化対策、それから景観の保護によりましてよりよい環境をこの地域の皆さんに還元すると、そういうようなことを橋の下をそういうことで橋の下の公園化をして、これは是非国・県で管理をしていただくというふうをお願いしたい、そんなように思っております。今、町は創生の時代でありますので、新しい取り組みや新しいアイデア等がいろいろと受け入れられやすい国の環境にあるというふうに私は見ております。是非、町長につきましてはこのことを積極的に国・県へ働きかけていただくことをご期待を申し上げまして町長のお考えをお伺いをしたいと思います。

町 長

今あの河川敷は別にしても、それ以外のあの高架下の利活用については、いろいろあの知恵を絞っていく必要があると。全てがフェンスで囲まれて不毛のまあ地みたいな感じでも残念かなというふうに思います。加えてあの先程申し上げましたように、全体で長野県下2番目の、まあ高さも40メートル前後あるんじゃないかと思いますが、少しこれはあの他のロケーションと相まってですね、非常にあの考え方によってはまたひとつのセールスポイントにもなってくるかなというふうに思います。従ってあの先程申し上げた3つのあの地元要望については、今詰めて具体的に詰めておる課題でございますのでそれはそれとしてまあ進めて、それから全体をまあミニ公園、まあミニ公園って言うか、けっこうあの延長が長くなりますので、それをまあ紫陽花というふうに言われましたが、まあ紫陽花がいいのかどうかがいいのか、まあ高速道路も含めてあの下地について、もうびしっとフェンスで囲って乾燥しておるような土地も見受けられますし、都会に近い方ではあのまあ商業店舗とかいろいろあるケースもありますけれども、そこまではまあいけないということの中で、有効空間的な利活用というものをこれから今言ったようにあの、国も道路づくりには新しい感度をもって今臨んでおりますので、と同時にあの地元の要望、熱意というものを非常にあの受け入れてきた、昔の考え方と違ってご相談いただけるというようなムードもありますので、本郷の駐車場にしてからにまあそんなようなことをお願いしてまあやってきた経過もございますので、これから来年、再来年あたりでもうだいたい方向が出てくるかというふうに思っておりますので、また地元の皆さん方とも十分またご相談申し上げながら、飯田国道、それから管理を引き継ぐ県当局ですね、ともまた精いっぱいまた意見交換しながら、全部をまあ国管理でやってくれというわけにはなかなかハードルが高いかもしれませんが、一応まあお聞きして受けとめてまた精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

あの是非そんなことで対応していただきまして、地域住民に還元されるように期待をいたしまして質問を終わりとさせていただきます。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後4時17分 散会

平成27年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年6月11日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

北沢正文 議員

浜田稔 議員

三浦寿美子 議員

本多昇 議員

坂本紀子 議員

○出席議員（１２名）

１番 本多 昇	２番 北沢正文
３番 久保島 巖	４番 折山 誠
５番 橋場みどり	６番 堀内克美
７番 三浦寿美子	８番 浜田 稔
９番 中村明美	１０番 坂本紀子
１１番 竹沢秀幸	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 宮沢卓美 企画政策課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 田沢義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 小林美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	千村弥紀

本会議再開

開 議 議 長	平成27年6月11日 午前9時10分 おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長 2番 北沢議員	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許可します。 2番 北沢正文 議員 それでは一般質問を行います。今回の質問は飯島町原風景を今後とも守りながら、居心地の良い活力あるまちづくりを進めるために農業をどう生かしていくか。またその中で農産物直売所の果たす役割について町長の考え方をお聞きをいたしたいと思います。今議会、冒頭のあいさつにおいて町長は基本構想の前期最終年であり、後期5カ年計画策定のため検証を進めているとの話がありました。そこで先ず基本的なことについてお伺いいたします。今日の国の政策、農業を取り巻く改革、米価の低迷など、農業・農村の取り巻く環境が大きく変わっていく中で、当町の農業・農村活性化計画は検証の結果大きく変わるのか、変わらないのかについてお伺いいたします。以下の質問にも大きく関わる問題でございますので、先ず基本的なことをお伺いしておきたいと思います。
町 長	それでは北沢議員のご質問にお答えをしまいたいと思います。先ず飯島町の農業・農村の振興、そして農産物直売所のまあ活用ということに関連してのご質問をいただきました。農業・農村の活性化計画、これは検証の結果大きく変わるのかどうかということでございます。このことにつきましては今年度現在平成23年度に策定をされました地域複合営農への道のパートIV、これの前期計画、これが飯島町農業・農村活性化計画ということになるわけでございますけれども、この前期5カ年間の内容を検証を行いまして、今後10年先を見据えた平成28年から平成32年までの後期計画を策定するために、現在営農センターでは前期計画の検証と課題の掘り起こし作業、それからアンケート調査等を行っております。今後これらの結果に基づきまして外部研究者の助言をいただきながら、町の営農センターと連携調整を進めて1月末を目途に策定を行う予定で現在進めております。この後期計画では飯島町が目指す基本的な方向としては、引き続き営農センターと各地区の営農組合を核として、専業農家も兼業農家もそれぞれの向きにあった農業の振興を目指してまいりますが、現時点では3つの大きな方策を柱に掲げて進めてまいりたいと考えております。その第1は、担い手の確保でございます。10年後には販売農家数は現在の半分以下、農家の平均年齢も70歳を超えるというふうに予想されておりましたので、農家だけでは農業・農村環境を維持できなくなるということになると思いますので、現行の2階建て方式を維持しながら多様な担い手の育成を図ってまいりたいと。その第2は、1,000ヘクタール自然共生農場づくりでございます。3年後の国による生産調整の廃止を視野に、飯島町農産物の差別化とブランド化による競争力の強い産地づくりを目指したいということで考えております。第3は、農家が減少する中で農業・農村をどのように維持発展をさせていくかでございます。非農家も含めた地域全体で農業・農村と、このかけがえの

ない原風景、自然環境を守りながら発展をさせていく地域づくり体制の構築を図って参りたいと、いうふうに考えております。またこの後期計画ではこれらの課題解決を実現するための具体的な実践方針も示してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

北沢議員

まあ当町が進めてきました「地域複合営農への道」、まあこれが大きく変わることがないということで、新たに、新たにというか今までの継続の上に3点を重点的に今後取り組んでいくと、まあこういった考え方が示されたわけでございまして、概ね私の期待した通りのお答えでありますので、以下の質問は順次その線に沿って質問をしてまいりたいと思います。先ず今もお話のありました家族農業・兼業農家をどう方向付けていくかという問題でございます。土地利用型農業、つまり当町の象徴であります田園風景の維持、これについては各地の営農組合や法人化された農産組織が担う、まあこの延長線上にあるわけでございますけれども、このこういった風景の維持については家族農業や兼業農家が果たしている役割が非常に大きいのではないかとこのように考えると居心地のいい農村風景を維持していくためには農業に携わる人がまあ全体的に減ってしまう傾向に現在あるわけでございますけれども、まあこれが減ることによって農村環境の維持、こういったものが維持できなくなってくるのではないかとこの不安が非常にあるわけでございますけれども、この家族農業・兼業農家まあこういったものの今後の振興についての方向付けというのはどのように行っていくのか具体的にお伺いをしたいと思います。

町長

農政振興策を進める中で家族農業・兼業農家をどう方向付けていくのかということになるわけでございますけれども、まさにこの飯島町の専業農家、兼業農家、それから家族を含めた営農への取り組み、これは個々のいろいろあの施策の考え方はあるわけでございますけれども、言ってみればこれはあの地域力そのものであるというふうに思うわけでありまして。一昨年からの国の新農政政策は担い手法人や認定農業者などを対象として大規模集約化する政策となっております。例えばまあご承知かと思っておりますけれども、今年度からは畑作物これはまあ麦、蕎麦、大豆などの直接支払いの交付金制度でございます。これはまあ下駄政策というふうに呼んでおる部分でございます。この交付金制度やそれから米、麦、大豆の当年度産の販売収入が標準的収入を下回った場合にその差額の9割を補てんされる収入源の影響対策の緩和策、これはまあ均し対策と呼ばれておるものでございますが、これらの対象者が新たにこの集落営農や認定農業者だけにまあ限定をされてきたという厳しい現実があるわけでございまして、個人で販売する農家は対象にならなくなってしまうということになりました。そこでまあ家族で経営する農家や兼業農家が多く占める当町の現状からしますと、経営継続するには大変厳しい時代になったということが言えるのではないかと思います。そこをまあ何とかしていかなければならないと。それで家族農家や兼業農家も大変重要な担い手のひとつになるという形でございまして、そのところを後期計画では今まで培ってきた集落営農を堅持して、10年後を見据えた集落営農のあり方を示して農業・農村を守る担い手としての家族農家・兼業農家の支援を行ってまいりたいと。そしてそれが全体そして地域力となって実を結ぶようなひとつの方向性ができればというふうに考えております。

北沢議員

まああの今答弁のありましたとおり、国の政策については大規模集約化の方向に動いておりまして、先日も私のところへ、均しの状況についてまあ加入するのかしないのかとい

うアンケートがまいりました。まあ私はあの小規模であるので今回は加入しないという方向で回答しておいたわけでありまして、今言われたように集約化の方向に動いておりまして、非常にあのそういう点では兼業農家、家族農業をやっている農家にとっては厳しい現実を迎える時期になっていると。そういった中でその具体的な方向を今回の計画の中では示していくということでもありますので、その答弁で今回は収めておきたいと思っておりますけれども、まあいずれにしても後ほど関連付けて質問いたします直販施設等の有効な活用と、こういったものもひとつの方策になるかと思っておりますので、そういった位置付けを明確に今後は示していただけたらありがたいというふうに考えるところであります。まあそれについてもですね、そういった家族農業・兼業農家も含めてですね農業後継者の問題、これをどういうふうに見通しているかという問題でございます。まあ昨日も、いわゆる関連した内容で話がありましたけれども、こんな話があるわけでございます。昭和28年生まれの皆さんの年金問題でありまして、年金の支給年齢が段階的に引き上げられ65歳支給が普通になってまいります。60歳定年から2次産業を中心に再雇用などにより今まで農業の担い手であった50歳後半から60歳代の農業経営に対する担い手、まあ今まではこういった皆さんがそれぞれの現職をリタイアして農業経営に参画するという、そういったひとつの流れもあったわけでございますけれども、そういった担い手に変化が生じるのではないかと、まあこういうお話をする方もいらっしゃると思います。こうしたいわゆる第一線で働いてきた皆さんが、再雇用によってまあ現場で十分働いて、農業に来るときにはもう年齢的に農業に意欲を燃やす年齢ではなくなってしまうと、まあこういったようなことが考えられるわけでありまして、そういった農業の担い手にも変化が生じる中で農業に従事する後継者を町としてはどういうふうに見通しているのか伺いたいと思います。

町 長

農業に携わるまあ後継者問題でございます。これもまあなかなか現実には厳しいわけでありまして、お話にございましたように、この高齢化によりまして今後10年間で大半の農業者がリタイアすることも予想されるということでございます。この将来を担う町の基幹産業に携わる農業者、この育成は町の農業の将来を左右する大変まあ重要な課題でございます。その一方であの先週ございましたか、町の経営者会議の総会というのがございまして、私もご案内をいただきまして出席をさせていただきました。非常にあの若い人たちも含めて、大変まあ現在の農政の取り組みに対して課題とまあ不安を抱えながら国の施策に対する様々な要望も出されておりましたけれども、そうした厳しい中ではありますけれども、いわゆる経営の現場のプロとしてですね、非常にあの強い前向きな意欲を持って、飯島町農業を支えていこうという強いまあ決意も大変伺われたということでございまして、大変まあありがたく心強く思った次第でございます。まあそうしたことも含めて現在のあの地域複合営農への道の計画では、将来の担い手に関する見通しや具体的なその目標というものは定めておりません。従ってあの今回策定する後期計画では地区ごと10年後を見据えたこの2階建て方式のあり方の方向性を示しながら、その中で担い手や新規就農者の育成目標と支援策を明確化して、営農センターそれから地区営農組合はもちろんでありますけれども、農業改良普及センターや関係機関の協力を得ながら目標を実現できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

北沢議員

まああの農業後継者の様子がまあ今後は変わってくる、今あの農業経営者会議の皆さんのように力強く農業を推し進めるという皆さんもいらっしゃるわけでございます。まあそ

ういった力を十分生かしていただくことも大切でありますし、まあ一朝一夕にですね農業後継者が育つというものではないと思いますので、まああの今お話がありました町の営農組合そのものも、もう少し後は農業経営者の育成に目を向けていく必要があるんじゃないかと。と言いますのは例えば飯島町の特色ある教育としては、農業というものがあるわけでありまして、そういったところで育った子どもたちが農業に興味を持つような方向に、長い目で見て取り組んでいく、そういった先見的な取り組みも必要ではないかというふうに考えるところであります。今度の計画についてはそういった部分も盛り込まれるのかどうか、これについてはまあ町長部局、教育委員会部局どちらでも結構ですのでお答えをいただけたらと思います。

町 長

まあこれはまた後ほどあの教育長の方からも触れると思いますけれども、今の現状の飯島町の農業の姿、それから今後の課題というものはやはり町全体で考えてですね、これはあの景観維持の問題もありますし、環境問題もありますし、それから第一食糧の供給拠点としての農村の位置付けの問題もあります。当然のことながらその辺も後期計画の中ではこれは町の計画、それから戦略的にも必要であろうというふうに思いますし、それからパートⅣの中の計画でも当然あの触れていくことになろうと思いますが、その辺は整合性をとって、とにかくあの子どもの教育段階からやっぱりそうした心を醸成していくことが必要ではないかということでございますので、また今度あの総合教育会議の中へ町部局も町長も入っていくというような形になりますので、米の消費も含めたひとつの大局的な考え方の中で、その農業に対するこの志というものを共通の認識として植え付けていくようなひとつの方向で取り組んでいけたらいいなというふうに思っております。

教育長

教育委員会としましてはですね、今後あの総合教育会議に合わせて教育大綱を策定してお示しする考えでおりますが、現在あの素案を策定しているところでありますけれども、その教育大綱の中にはですね、地域と連携した地域に開かれた学校という運営を一步色濃く反映していこうと。具体的にはあの七久保小学校で行われているコミュニティースクールをまあ念頭に考えているわけでありましてけれども、その中には当然地域との連携、地域に育つ子どもという理念を盛り込む考えでおりますので、農業経営かどうかとはまあ別にしてもですね、やはり地域で育っていく子ども、将来やっぱり地域に戻ってきて地域に担い手として活躍していく子ども、飯島町を支える子どもという理念は大事に考えていきたいというふうに思っております。

北沢議員

あの後ほど学校給食についても伺うわけでございますけれども、まあ目標を定めるとまあどっちが主体でやるのかという問題がよく課題になるわけでございますけれども、こういった課題は共有をして双方からアプローチすることが大切であるというふうに考えるところであります。まあ後ほどこの課題については給食センターのところで伺いをしてみたいです。それでは4番目でありましてけれども、農業の地産地消をどう進めてきたのかという課題であります。今日、私が質問しているのは全て最終的にはまあいわゆる直売施設、まあこの振興に関わる部分について質問をしているわけでございますけれども、この地産地消という問題もその問題に大きく関わってくる問題であります。1つ記事を紹介しますと、6月5日の信毎の記事でございますけれども、薬のロート製薬が農業分野に進出をし、「健康をテーマに事業を拡大」という報事がありました。奈良県宇陀市に自前の農場を開き、約1ヘクタールの農地で約3種類の野菜を無農薬栽培をしネット販売をして

いるという内容であります。ロート製菓では健康とは何かを突き詰めたら農業に行き着いたと話す、また健康を提案する以上社員も健康でなければならないと理念を掲げていると代表の話を紹介しておりました。これを見ると自然共生農場づくりの方向はこう当町としても進展させるべきものと思っております。まあこれに関連して話は変わりますが、当町内には農産物直売所が現在5カ所ほどあります。これに今度まあコスモ市も直売所というふうに考えますと、コスモ市と新しく道の駅が1カ所加わりますと7カ所の農産物直売所があるわけでございます。このうち今度新しくできるものも含めると、公設の直売所が3カ所であります。直売所の魅力は先ほど健康の分野、ロート製菓を紹介しましたが、直売所の魅力については新鮮、安全、安心、まあこれが売りであると思います。当町では早くから農産物直売所を整備し、農業・農村を通じた町の活性化に取り組んできましたが、この直売所を核とした農業政策はどのような指針を持って取り組まれているのか。果樹農家や野菜生産農家の減少が見られる中で、農業・農村に元気が出る1,000ヘクタール自然共生農場づくりが推進しているのか。まあ次の2件を例題として伺いをいたします。これはその計画の中にあります個性ある産地づくり、付加価値農業の推進の具体的主要施策で取り上げている事項でありまして、1として、直販生産組織の育成がひとつの取り上げられておりますが、この5年間でどの様に進んだか伺いをしたいと思います。2つ目として同じ項目に学校給食での町内農産物利用の拡大があります。これについても具体的にこの5カ年でどのように方向になっているのか、これについて伺いをしておきたいと思っております。

町 長

大綱だけちょっと私の方から申し上げまして、5年間のあの具体的な取り組みにつきましては担当課長の方からまた申し上げますけれども、いわゆるこの地産地消を目指した即売施設、道の駅から始まってまあいくつかの個人的っていいですか規模の小さいものまで含めて増えてきておるわけでありまして、あのそれはそれとしてあの非常に地元の皆さんの取り組み、消費者のニーズに沿った形でまあ進めていくということは結構なことだというふうに思います。それからまた今、製菓会社が参入をしてというようなお話もありましたけれども、これはあのまあ様々な産業の中で研究段階も含めて産・学・官、連携はこれからのひとつの生き方であるということで、これもまあかつて町もいろんなあの信州大学やそれから産業界との連携の中でやってきて、一定の成果を上げておるケースもございますので、それはあの進めていくべきだというふうに思いますが、それであのそこにはあのそれぞれ生産者を含めて多様な価値観を持ってひとつ個性あるその直売所であってほしいというふうに思うわけでありまして、横一線、横並び的なものではやっぱりこれはいずれ淘汰されるという形になろうかと思っておりますので、今度の田切の里の仮称もそうですけれども、そこにはいろいろと今まで目指してきたものを確実に実践をしてその成果を出していくということが問われてくるだろうというふうに思います。従っていろいろ選択肢の中で今回もまあ進めていくわけでございますけれども、いつにこれはあの先ほど申し上げた地域の力、決してその運営、経営というものを外に委ねるじゃなくてですね、自ら手掛けて、そこにまあ創意工夫を凝らして自分のものとして持続的にまあ進めていくという、その力を評価してまあ進めていくわけでございますので、そんなふうにご理解をいただいて、5年間の内容につきましては担当課長の方から申し上げたいと思っております。

産業振興課長

それでは私の方から個性ある産地づくりの中で、直売の生産組織の育成という今までの

経過を説明させていただきたいと思います。直売組織につきましては、それぞれあの今までは道の駅花の里いいじまですけれども、こちらではあの農産物の直売部会が組織されて、その中で道の駅の直売所への農産物の集荷について部会の方で対応されてきたところでもあります。そちらにはあの現在会員が約180名ということで、研修を行ったりあるいはあの視察を行うなかでそれぞれ道の駅で栽培していく野菜等の研究をして出荷をしてきたところでもあります。またあの、いいじまマルシェの関係ですけれども、こちらにつきましても生産者の組織をとということで計画をしてまいりましたけれども、まだまだあの販売数量が少ないという関係もありまして組織化には至っておりません。その他、今年度から始まりましたコスモ市等に関わります直売の関係、それからトラック市等、これから計画されてくると思いますけれども、こちらの方も今後またそれぞれ増えてくれば組織化されて対応がされてくるかと思います。いずれにしてもあのこういった組織につきましては、やはり連携をとりながら町全体として個性ある産地づくりをしていく必要があるかと思いますので、そういった組織を取りまとめていくようなコーディネーター役、あるいは調整役等を設置しまして、全体の底上げを図っていききたいというふうに考えているところでもあります。

教育長

それではあの学校給食につきましてはあの地元産を積極的に利用していくよう努めているところでありますけれども、米以外の野菜につきましてはやっぱり季節というよう制約がありまして、なかなかあの全量というわけにはまいりませんが、あのできるだけ地元産の農産物を利用しようというふうに努力をしているところであります。まあ具体的な数値につきましては給食センター長、次長の方からお答えをいたしますのでお願いします。

教育次長

それでは具体的な数値を申し上げます。毎年6月、11月に県へ県産農産物利用状況を報告してございます。それについて26年6月の調査では、県内産45.5%、内、町内産20.8%であり、11月の調査では県内産41.7%、内、町内産27.8%でした。1年間っていうかこの5カ月で7%の利用拡大が図られております。こちらにつきましては平成26年度におきましてJAなどの担当者を今献立検討委員会に参加していただき、献立内容に合った地元産の食材を優先して納品していただくようにしております。季節や使用量などによって制限はございますけれども、今後もできる限り町内産の食材を利用するよう取り組んでまいります。以上でございます。

北沢議員

まあこの分についてはまあ町の給食センター側だけではなくて、町の方からもお伺いしたいところでもありますけれども、時間の関係で割愛をさせていただきたいと思います。まあ特にあのここで申し上げておきたいのはですね、まあこういった直販組織、それから学校給食、まあこれは学校給食のみならず保育園もあるわけでございますけれども、まあそういったものの農産物利用、まあこれが進むべきことが先程言った家族農業や兼業農家まあそういった部分の、いわゆる土地利用型以外の農家を育成していく、こういった部分に大きく関係してくると思いますので、あるわけですが、先日ちょっと気になる新聞記事を見まして、これについてはちょっと町長のご見解も聞いておきたいと思いますが、交付税算定の見直しの問題であります。交付税算定をですね総務省で現在見直しを検討している中でですね、公共施設の民営委託、学校給食センターの民営化の進展の実態を踏まえ交付税算定の見直しを行うと、まあこういった記事が載っておりました。学校給食についてはですね単純に食を提供するだけではなくてですね、食育から始まりまして給食センターの

果たしている役割が非常に大きいわけでありまして、単純に民営化するというのが必ずしも好ましくない状況で、特にこの農村地帯はあると思うわけでございますけれども、まあそういった中で総務省がこういった民営委託、まあこれが実体が進んでいるのでいわゆる交付税の算定基礎を見直して、この部分の減額をしようと、こういった動きが報じられておりますが、これに対して町長はどの様にお考えになるかお伺いをしたいと思います。

町 長

あの給食センター的な経営を民に委ねる場合の交付税算定措置がどうなるかという、ちょっと詳しい内容は聞いておりませんが、あのいろんな自治体の事務事業に対してそのことはまあかねてから、これはあの行財政改革の一環の考え方として出ていることは承知しております。もうこれは古い話なんですけれども、場合によってはその保育園の民営化だとか、それから上下水道のまあ民間移譲、それからまあこの給食というようなことで、すでに踏み切った町村もいくつかあるようでございますけれども、それは単なる経費コストとの関係で片付けられるものではないということで、町はあの従来からいろいろ議論はしてまいりましたけれども、まあ歯を食いしばって自前経営という形でほとんどの経営やってきております。従ってあの交付税がどうなるかっていうことはまあちょっとわかりませんが、今、給食センターを民営化にして単純にコスト削減を図るというようなことは毛頭考えておりませんのでひとつご理解いただきたいというふうに思います。

北沢議員

力強いお答えをいただいたわけですが、あの要は機会があればその給食センターが果たしている食の提供以外のそういった役割についても、縷々国にですね強く訴えていただいて、まあそういった部分に対する評価、こういったものも是非していただくようなそういった取り組みをお願いしたいところであります。次でございますけれども、公の施設であります農産物直売所は役割を果たしているかについてお伺いいたします。この直売所は現在2箇所建設されております。関係する条例は、飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例。議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例。飯島町の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例。の3本ですので、この条例に沿って質問をいたします。まああの四角四面の内容ではございませんけれども、条例がある以上はその条例の内容を尊重すべきかというふうに考えるところでありますのでお願いをいたしたいと思います。地域複合営農への道などを見ても具体的にですね農家所得の向上という文字は出てこないわけでありまして、しかし後継者問題に関しても農家所得の向上は重要な課題であります。そこで農業の活性化という用語の中にはこれも含まれているものと解して今後質問をしてまいりたいと思います。設置条例の先ず目的でございますけれども、飯島町の農業・農村の活性化に向けて農産物および農産加工品の販売を行うため設置する、こういうふうに規定されております。指定管理者制度についても規定があります。指定管理者制度について整理をしておきますと、この制度は公の施設の管理運営を法人その他の団体に包括的に代行させると、この代行させることができ、一般的には利用時間の延長など施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上。管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減。この内容が目的としてこの指定管理者制度の導入が図られていると、こんな経過があるわけでございます。施設の設置目的、指定管理者制度の意義が生かされているのか。現在の指定管理者制度についての検証の結果をお伺いしたいと思います。

産業振興課長

現在あの町にはあの公の施設であります農産物直売所、これはあの「道の駅花の里いいじま」の直売所になりますけれども、こちらが指定管理者制度の意義が生かされているかというご質問でございます。前段であの農家所得の向上ということであのこれがまあ計画の中に謳われていないということでもありますけれども、今回の検証の中でもやはり農業・農村を守っていくには魅力のある農業をいかに作っていくか、ということを基本に据えていかないと、なかなかあのこれからの担い手を確保できないということがあります。まあその1つとしてこういった直売所、所得を上げていく上で非常に重要な位置付けになってくるかと思います。そういった意味で指定管理者制度に基づきまして「花の里いいじま」につきましても利用組合を通じまして指定管理を受託していただいているわけですが、まあ基本協定の中で先程の指定管理者制度の意義の中にもありましたように、1つには利用する皆さんのサービス向上。こちらにつきましても十分に効果・効率の向上ができていないかと思えます。それからもう1つ、やはりあの地域に暮らす皆さん、こちらの皆さんの豊かさの向上、道の駅を利用してそういった地域に暮らす人々の豊かさの向上をさせる、こういう意義は十分に満たされているかと思えます。もう1つの経費の削減によるまあ町等の負担の軽減ということでございますけれども、こちらにつきましてもそれぞれ利用組合が利用組合の中で十分にそういったものを検証していただきながら経費の節減に努めたり、利用組合自身で改善をしていく中で指定管理者制度に基づいた意義を十分に果たされているものと考えております。それからそういったものの検証でございますけれども、町としましてもそういった経理の状況等常に把握しながら、管理業務の報告書等の提出を義務づけておりますので、そういったものを把握して毎年、年度協定を結んでいるところであります。

北沢議員

まあ指定管理者制度、まあこういった意義が果たされているのかという質問をしたわけでございますけれども、まあやはり原点に戻っていただいてですね、指定管理者制度、公の施設の代行であるという点、それから運営面でのサービスの向上、それからまあ相反する問題もあるわけでございますけれども経費の削減の効果、こういった指定管理者制度の意義を常に念頭に置きながら、その指定管理者制度の運用をしていくのがいいんではないかというふうに考えますので、まあ今後の計画の中でもそういった点については十分配慮をいただきたいと思います。まあこの問題に関して2番目として委託料の成果をどう検証しているかという点を挙げておきました。最初に確認しておきますけれども、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例に規定する、飯島町産地形成促進施設「道の駅本郷」と飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例に規定する「道の駅本郷」、この2つの用語があるわけでございますけれども、並びに農産物直売所と道の駅花の里いいじま、まあこれとですね農産物直売所という名前と「道の駅花の里いいじま」という2つの名前がそれぞれの条例に記されているわけでございますけれども、この2つの施設はそれぞれ条例上では同じ管理区域、同じ施設であるというふうに解するわけですが、まあこの点は間違いがないと思いますが、それを前提にお伺いしますと、その上で27年度予算に計上されている内容についてこれまでの検証結果についてお伺いをいたします。先ず「道の駅本郷」は農林水産業費に指定管理業務委託料が計上、土木費の中に「道の駅本郷」管理委託業務が計上されております。それから「道の駅花の里いいじま」は農林水

産業費に指定管理業務委託料、県有施設管理業務委託料、駐車場除雪業務、道の駅マネジメント業務、これがそれぞれ委託料として計上されております。これらはこういうふうに計上するにはそれぞれ経過があり精査をされて別契約となっていると思いますが、契約行為である以上は契約仕様書とそれに基づく成果が把握され、委託料の精算が財務会計上必要であると考えるところですが、それぞれの委託料の管理区域、実績などの検証が的確に行われる体制はどのようになっているか、この点についてお伺いいたします。もう1つは、今度建設する仮称「道の駅田切の里」管理運営方法であります。公の施設であるので直営か指定管理者制度で運営していくのか。また指定管理者制度によるとすれば先にオープンしました「やすらぎ」の先例もあり、いつまでも仮称でなくそういった体制が整うのはいつか。こういった点についてお伺いをしておきたいと思います。

産業振興課長

飯島町の産地形成促進施設の2つ施設があるわけですが、1つは「道の駅本郷」それから「道の駅花の里いいじま」ですが、こちらの指定管理の委託料がどのように成果を検証しているかというご質問でございます。こちらにつきましては、あの先ほど議員の質問にもありましたように、それぞれ設置の経過がございまして、建設費それから農林水産業費と別々に計上しているところであります。まあそれぞれあの協定書に基づきまして、先ほど申し上げましたけれども、報告書の提出を義務付けておりますので、そういったあの報告書によりまして管理の内容、経理の状況を常に検証をしているところであります。それから道の駅の田切の里の関係でございますけれども、こちらはまだ仮称ということではございますが、8月以降に道の駅として本格的に申請をしていくわけですが、こちらにつきましてはあの「やすらぎ」と同様に設置条例を整備しながら、その中で指定管理者制度で運営をしていく予定でございます。

北沢議員

時間がだいぶ迫っておりますので、2点程お伺いをしておきたいと思います。まず、仮称「田切の里」の関係でございますけれども、まあこれについてはですね指定管理者制度でいきますと、今度受けるというか今予定をされているのは株式会社であると思います。で、いわゆる指定管理者制度がですね株式会社の場合にはオープンで公募するという該当になるのではないかと条例上、ということではございますが、それらは今回地元の熱意を踏まえて計画するわけでありまして、条例を改正してその地元が熱意を持って運営する会社の場合には、いわゆるオープンではなくて随意契約による指定の管理で行われというような、そういった部分にしてやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

町 長

今回まあ建設をしてまいりますこの、まだ仮称の段階ということになりますけれど、田切の道の駅施設については、名称的にはあの過日の町の農業振興審議会の中で絞り込んで、内部的には内定をさせていただきました。でそのことをまた最終日の議会の全員協議会でご報告を申し上げて、それから近くあの法人の設立総会が来週の19日になりますか、その経過も申し上げたりして地域にまあご理解をいただいて、正式にはあの今後この施設の建設に関わるまあ入札、それから臨時議会をまあお願いしていきたいというようなこと。それから正式にはこの条例でもって位置付けをしていくと、正式名称をもってやっていくという段取りになるわけでございますので、その日程的にはちょっとまだ決めておりませんが、そんな流れの考え方でひとつご理解をいただいて、それからこの指定管理者、経営をどういう形で委ねていくかということで、先程あの「親愛の里」の例も出さ

れましたけれども、あの町の指定管理者制度の中で一般公募をして、それを指定管理の中へ入れていくっていう例は今であんまりとってまいませんでした。ほとんどあのこちらの意を解して、例えばあの「親愛の里」なんかにもあらかじめあのひとつの希望を出していただいてですね、選定をしたという形でございますので、ああ「親愛の里」はあの希望者を募った経過がございますけれども、あの今回の場合はもうすでに法人に向けての設立が準備されておりますし、町としても今までのこう取り組んできた経過が、まさにこの地域のひとつの熱意の中で運営していくという方に方向が決まっておりますので、決してあの他の者を入れた公募の中で進めていくというようなことは毛頭考えておりませんので、これはもう指定管理者の中で、七久保の道の駅はこれはあの法人ではないわけではありますが、今度はれっきとした株式会社の法人という形になりますので、その辺はあの整理上はどういうふうに考えていくかっていうことはもうちょっと詰めさせていただきたいというふうに考えておりますが、いずれにしても今度のこの株式会社の方にまあ全面的に管理運営を委ねていくという考え方でございます。

北沢議員

時間が迫っておりまして、予定した質問がだいぶ残ってしまいますので端的に申し上げます。まああの条例上の検討は十分していただいて、早めに必要であれば条例改正を提案をいただきたいというふうに考えるところであります。それから委託契約の問題でありますけれども、やはり委託契約というのは契約行為でありますので、その委託の内容そういったものがはっきり明示されてオープンにされて、それに対する答えが返ってきている、こういったことがよろしいわけでありますので、昨日のマルシェの問題もございました。契約内容をはっきりさせていただいて、それをオープンにし、それらの成果を明らかにしていただくと、こういったことをお願いをしておきたいと思います。それから次の問題であります。次は農産物直売所信州飯島マルシェを通して農家所得の向上をどう図っているのかという点であります。まあこの点については先程のご答弁の中でコーディネート役、まあこれを私は提案するところでありますけれども、すでにお答えの中でそういった役割を果たしていく仕組みをつくっていくんだという答弁ございましたので、これに代えさせていただきたいと思います。まあ私もコーディネート役が必要であるというふうに感じているところでありまして、まあ直売所に並ぶべき商品は地元産が最大限、最長に亘って占める、こういったことが必要でありまして、まあそれがなければ意味が半減するわけであります。まあそういったことでお願いをしたいと思います。それからですね道の駅の支援の問題で1つ伺いしておきたいと思いますが、特にあの駒ケ根や松川と連携をしてこの道の駅に人を寄せるということで、中央道を降りていただくような仕組み、そういったものは検討できないか。この点について1点伺いしておきたいと思います。

町 長

今度のまあ予定をしております田切の里の仮称の施設もそうでございますし、またあの上の広域農道沿い、それから県道飯島沿いにある各施設、道の駅もそうでございますけれども、あの大変交通量も下の国道に引けを取らないくらい今現在あるわけございまして、これがあの松川、駒ケ根インター間、これの主要なまあひとつの連携道路にもなっているということの中で、特にまた駒ケ根ではあのスマートインターが来年から再来年にかけてまあ完成するというような方向でございますので、非常にあのこの特に田切の施設についてはメリットが大きいというふうに考えておりますので、独自の考え方、それからやはり観光はあの近隣広域連携の中でまあ捉えていく必要があるというふうに思っております。

で、これはあの県がまあご承知のようにいろんな補助制度を今度はツアーに対して講じていくという形になりました。一泊の場合それから日帰りの場合、特にあのバスの運転手の500キロ規制の問題が出ましたので、それらをまあひとつ救済していくというような措置の考え方の中で生まれたものだというふうに思いますけれども、そうしたことも活用しながらできるだけ連携を取って、また支援できるものがあれば含めてですね検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長
8 番
浜田議員

8 番 浜田 稔 議員。

それでは通告順に3件質問をいたします。今回議会からですね議会のあの運営形態が変わりまして、議会冒頭の町長発言を受けた後に一般質問を提出するという仕組みになりました。まあそんなこともあってですね、まあこれまで以上に冒頭の町長発言を注意深く聞いて、大変、含蓄のあるごあいさつというふうに理解したわけでありますけれども、あのいくつか印象に残った点を申し上げますとですね、1つはあの政府の安保法制への懸念をまあ非常に厳しく述べられたと。積極的平和主義というのはまあ平和国家からの変説ではないかと。で国民の80%が説明不足だと感じており、丁寧な説明と十分な審議をとというようなお言葉だったと思います。まあ大変町長の見識のある発言だと感じた次第です。でこの問題というのは国政の問題ではありますがですね、ところが同時に例えば国が軍事に傾けば必然的に上からの統制、全体主義、秘密主義に進むというのは、これまでの歴史の示すところでありまして、で、地方政治もですね当然それに縛りを受けるのではないかなというように感じています。で、そんなことでこれから申し上げるあの地方創生戦略の進め方にも関わる問題だなというふうにこの発言を聞いたわけであります。その点についてはまた後で述べますけれども、でまた同じごあいさつの中で町長はですね、アベノミクスの恩恵が中小企業や地方に及んでないという認識をまあ再三示されているわけですが、でも述べられました。でまあそんな中で飯島町は現在、まち・ひと・しごと、創生はいわゆる地方創生戦略の策定に取り組んでいるわけであります。でそういうことでですね、いつまで経っても効果の見えないアベノミクスとそれから地方創生戦略の策定という、まあ2つのテーマの関係をですね、まあいずれも国には地方の姿を今後定めていく流れになるとは思いますけれども、その関係をどのように捉えておられるのかについて先ずお考えをお聞きしたいと思います。あの元々の町長のごあいさつに関係するものですので、まあ議論全体が総論的なものにならざるを得ないと思いますけれども、基本のお考え方というのを示していただきたいと思います。

町 長

それでは浜田議員の質問にお答えをしてみたいです。先ず、地方創生総合戦略策定の進め方に関しまして、このアベノミクス経済政策とそれから地方創生法との関連でございます。ひと・まち・しごとにも関わってくる問題かと思いますが、あの議会招集のごあいさつにも触れておるわけでございますけれども、この経済政策のアベノミクスと呼ばれる第2次安倍内閣の成長戦略でございます。これはあの整理してみますと国家戦略の特区構想というものにも見られるように、この首都圏と関西圏などの大都市圏を重視に偏重していたというふうにまあ思うわけでございます。これはまあいろんなあの論説、学者さんなんかもまあ経済の現状を分析をするとそう言うっておるわけでございますけれども、特にあの

私どものように地方に住んでおりますと、まあこれはいろんな場面で商工会の会合だとか、まあ議会でも申し上げてまいりましたけれども、実感として私もそういうふうにもまあ強く思っていることは事実でございます。それからこの戦略特区の構想はまあ成長の起爆剤としての効果は発揮しきれてはいないというふうに思うわけでございまして、特にあの具体的には2020年の東京オリンピックの開催に向けたインフラ整備などにまあ代表されるように、一方ではこのことが更なる一局集中につながるのではないかというふうにも懸念をされておるところでございます。まあオリンピック自体は非常にあの国が燃えてですね、国民の意識高揚を図りながらやることは大変結構、いいことだと思いますけれども、それがこの経済政策の中でこう混ぜ合わさった形のような中で進められてはまずいなどというふうに思うわけであります。それから加えてこのアベノミクスがもたらした一面としては、まあお話でございますようにこの円安、原油安、それから株高といったことが、特に経済のデフレ脱却の起爆要因の一部にはなったことは事実かというふうには思いますけれども、一方ではこの輸入原材料の高騰や製造コストの上昇の問題、それから申し上げておりますこの景況感というものが大都市中心、大企業中心に偏重しがちであると、地方経済や中小企業は必ずしも、まあ必ずしもということではなくて、なかなかプラスに回ってこないというのが相変わらずの実感ではないかというふうに感じております。そんな中で人口の都市圏の集中問題を端に発した地方を主役とする地方創生が打ち出されまして、急ピッチでまあ進められておる背景にはこのアベノミクスでは成し得なかった成長戦略の側面への対応ということがひとつの大きな要素ではないかというふうに捉えておりまして、まあいずれにいたしましてもこれは地方創生待ったなしでまあ始まるわけでございますので、如何に地方が主役となって自ら考えて行動をして、改革を起こしていく地方創生については、町が抱えるこの人口問題、経済の克服、活性化、農業・農村、中山間農地の振興といったこの地域ならではの多面的な要素というものをやはり掲げてですね、盛り込んで将来にこのことを引き継いでいかなきゃならないというふうに考えておるわけでございまして、ある意味まあ国の主導で始まった考え方ではありますけれども、1つの地方としてはこれをどういう捉え方によってにもよりますけれども、チャンスとしてまあ捉える必要もあるのではないかということで今後、真剣に精力的にこの取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

浜田議員

あの半年前12月の議会ですと、まだ地方創生法案の輪郭がまだはっきりしていない時期に私もこの件の質問をしたことがありました。でその時の町長のお答えは、これまでの国の地方政策はですね、アメとムチでまあ大変ひどい目に遭ったと。それに対して今回の地方創生法には期待をしているのだと、そういうお答えだったというふうに記憶しております。で、あのだとすればこの地方創生法案の様々な具体化に当たってはですね、アメとムチではなく本当の意味で地方が主体性を発揮して取り組むということが1つの前提だということが1つ。それからもう1つはあの結果に対する対応だけではなくですね、やっぱりその根本に目を向けた議論を常に絶やさないことが基本だろうというふうに私は考えています。もっと具体的に言いますとですね、地方の人口減少というのは言うまでもなく結果なわけですね。地方が勝手に人口を減らしたわけでも何でもなくてですね、大きな政治・経済の流れの中でこうならざるを得ないような政策が国の方から打たれてきた結果だというふうに私は考えています。個別に具体的に言いますと、例えば商業分野では大店

法、中央資本を持った大きな店が出てきてですね地域の商店街が次々に敗北してしまう、まあそんなことが各地で起こったわけです。それから工業分野では日本独特の下請けのピラミッド構造というのがずっと地方にも浸透していて、まああのそれがいわゆるグローバルリズムの中でですね海外に出ていってしまう。それと同時に地場産業が育たない自立したですね、まあそういったことの結果だろうと工業分野ではそうだろうと思っています。農業分野についてはまあ先ほども議論されていますけれども、改めて申し上げるまでもないわけですが、いわゆる自由化の推進によってですね農業は次々と厳しい立場に立たれていると。もっとひどいのは林業で、もう完全の撤廃ですね山林はもう荒廃の一途を辿っていると。昨日も議論にもなりましたが、これこそ国の政策の結果だというふうに私は思っています。しばらく前に伊那の西春近で区会も含めて勉強会をやったときに、林業問題の勉強会だったわけですが、ある方がいみじくもですね、現在の林業の姿はTPPが実施された時の日本の農業の姿の先取りだというふうに話していましたけれども、そういう意味ではあのそれぞれの国の根本的な政策への転換を絶えず求め続けられない限り、地方のあの自助努力だけで問題が解決するわけではないということを改めてご指摘しておきたいと思います。で、あのアメとムチにならないようにというふうに私は願っているわけですが、で、町長はあの同じ開会あいさつの中で、地方創生戦略が押し付けや絵に描いた餅であってはならず、成果品ではなく策定プロセスも重視するというふうに述べておられました。でこれについては私は大変関心があるわけですが、その一方でですね、あの策定プロセスに私はいきなりいくつかの疑問を懸念を感じました。その第1の点がですね、戦略推進協議会の構成ですね。21人の委員の内に2人が県の職員、それから4人が金融機関、3人が報道機関、大変不思議な構成だというふうに思っております。これには議会は参加していないわけですね。なぜならば議会はチェック機関であるので策定の際には参加しないという基本的な理念があるわけです。で、そういう意味で先ず報道機関が参加することに対する私は見識を疑います。報道というのは、まあ今日も来ていらっしゃるかもしれませんが、あの第4の権力、あの立法、行政、司法と並ぶ第4の権力というふうに言われていてですね、それが政策を参画するということは全く自殺行為に他ならないんじゃないかと。で金融機関も同様です。経済的に大きな影響力を持つ機関がメンバーになるのは如何なものかというふうに私は思っております。もちろんあの経営や地域の経済に対して情報はたくさんお持ちですから、その提供を求めることはいいとしてもですね、そうではなくてその政策の策定の中に入り込むということは全然違う意味を持つんじゃないかというふうに思っております。国でもあの2001年に経済財政諮問会議というのができて、財界は直接、国の政策に口を出す以前は財界というのはそれなりの見識を持って政治と距離を置いていたというふうに私は記憶していますが、そのミニチュア版になってしまうんじゃないかとまあそんなふうに感じるわけです。で、まあそうなってくると多分あの国の方の政策が住民と、産、官、学、金、労、言、ですか。何でもかんでも参加しろって言うんですけど、これじゃあまるで戦前の大政翼賛会並みの組織であってですね、本当に建設的なお互いの利害も超えた議論ができるのかということ懸念するわけです。こんな推進協議会の下で行われる審議の中でですね、本当に策定プロセスが結果だけではなくて、この策定が本当にあの地域の人たちの総意を反映したものになるのかどうかについて考えをお尋ねしたいと思います。

町 長

これからまあ進めてまいりますこの町の地方創生戦略推進会議、まあ構成メンバーに関連してこのプロセス重視のご質問をいただいておりますけれども、あの最初に考え方だけ申し上げて、具体的に今あの立ち上げようとしております推進会議の構成について、若干あの最終的な姿をちょっと申し上げてまたご理解いただきたいと思います、まあ再三申し上げておりますようにこの総合戦略の策定にあたっては国からまあ住民をはじめ産業界、それから行政機関や教育機関、金融機関、労働団体、あるいはメディア等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議し検討が求められておると。従ってこの策定プロセス重視といえる内容という形になるわけでございますけれども、いま浜田議員お話ございましたが、あのこの国から示された1つのパターンを全然無視して、まあ独自の飯島版だけであるということも、まあこれはあのやはり総合戦略というからには社会経済の国全体あるいはグローバル的な部分も背景を含めながらやっぱり議論することも、いくら小さいあの自治体にとってもやはりそれは一番基本の部分になるというふうに、で、町の足元に当てはめてさあどうなのかという議論になっていくことが大切ではないかということで、国の方の考え方もまあ取り入れた最初の構成で全協なんかにもちょっとお示しをして、まあご批判もいただいておりますけれども、そこでいわゆるこのことも踏まえて産、学、官、それから労働団体あるいは金融機関等も含めて、来週の月曜日にこの会議を立ち上げていく計画で今進めております。是非あの幅広いご意見をお寄せいただきたいというふうに期待をしておりますけれども、それであの結果的にですが今あのお話にございました報道関係のメンバー構成でございますけれども、地域に関わる報道機関とそれから地元のこのエコシティ駒ヶ岳に入っていたきたいという形で進めてまいりましたが、他のあのいわゆる新聞等の報道機関については、これはあのひとつご遠慮したいというような申し出もございまして、まあ報道機関として、まあこれは報道機関といえるかどうかはちょっとあれですけれども、まあ地域の状況を発信をいただくというメディアの分野になっておる有線のみということにさせていただきましたので、その点またあの全協等でもご報告を申し上げてまいりたいというふうに思います。まあいずれにいたしましても、これはあの短期間でのまあ後期計画、町の後期計画、それからその他のまあいろんなあの農業をはじめ個別計画いろいろあるわけでございますけれども、連携をとりながら進めていって、特にあのこの戦略計画につきましては一応、まあ県もそうなんですけれども、10月までに1つの目途をつけて策定すると、でこれはまだあのなかなかあのいろいろ動いておりますし、完璧というわけにはいかないと思いますけれども、まあ人口動態、国勢調査なんかの状況も入ってくるかと思っております今後。従ってここでまあ一締めひとつの方向性だけは出してですね、で国の交付金制度との絡みもあるものですから、これ流してしまうとちょっとまた町もいろんな面で影響が出てまいりますので、第一次的なひとつの計画として、その後あの必要に応じて修正を加えながら完成型に近づけていくという段取りで、そうしたあのプロセスの中で考えておりますので、またあの議会の方は入っていただいておりますけれども、それはあの趣旨はさっき申し上げたとおりでございます。ということで進めてまいりますのでひとつ随時またご報告を申し上げながら進めてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

まああの一般論を中心ですのであまりこれに時間を割くつもりはございませんでしけれ

どもですね、あのいくつか懸念事項は感じています。あの例えば最近、日本創成会議が東京圏の高齢者が多いのでこの地方は引き受けられるんじゃないかというあの議論を発表しまして、そうすると悪く考えるとですよ、どここの地方はどのくらいの受け入れ能力があるからこんな政策を立てたらどうだと、また県の職員かなんかも参加してですね。それでその路線に沿わないところには交付金を出さないと、そんな流れになるとするとですよ、県や声の大きい機関に引きずられて地方が自らの自立ではなくて、あるいは自らの意志ではなくて、違う方向に誘導されてしまうんじゃないかという懸念を大変感じるわけです。あの前の地方創生法が成立するところにこんなマスメディアの評価がありました。地方が消滅してしまうという危機感を煽ってですね、少子化問題や地方自治体の経営問題など全てを人口問題に置き換えてしまう。そして合計特殊出生率を急激に上げて、更に大都市から人口、人が移動すれば地方問題は解決するといった議論になってしまうと。これは人口統計だけに軸足を移したですね地方消滅論っていうのは、地方が抱える様々な問題、先ほど私申し上げましたけれども、国政に関わる様々な問題の本質から目を背けさせるミスリードなんではないかというふうに申し上げたわけですが、もしこの後、中央の大都市の人口をそういう形で吸収しろなどということがですね、どちらかと言えば補助金絡みで行われるようであればとんでもないことになるだろうということを改めて申し上げておきたいと思います。まああの町長のご答弁の中ではですね、それが良しというニュアンスではないというふうに私理解しておりますので、まあただ十分ご注意いただいて、しかも様々な場、町村長議会等を通じてですね、基本的な部分については国に要求を求め続けてほしいというふうに述べて、この件については終わりにしたいと思います。

2番目はあの上伊那の新ごみ処理施設、投資計画と町の負担についての質問です。まああの正直言って私もこの件4回目なんで、あんまり気乗りはしませんし、町長の方は尚更気乗りはしないお話だということは十分承知しておりますけれども、先般のあの上伊那広域連合の議会ですら210億円の債務負担行為が認められたということで、いよいよその財源的な裏付けをもってこの事業が始まるんだろうというふうに理解しています。しかしながらこれまで再三あの私指摘してきたようにですね、大変な無駄遣いをしているというふうに思っています。で、私も事務方にも問い合わせましたが実はずもな答えが返っていない大きな項目がありましてですね、それはあのごみの処理方式ですね、これのキチンとした比較が示されていないんじゃないかということです。お手元に資料を配布しておりますし、あのちょっとグラフも持って参りましたけれども、近隣の南信州広域連合、今、飯田を中心とする、それから湖周行政事務組合ですね諏訪湖を中心とする3市町の事務組合が、それぞれ湖周は昨年の1月に方式を落札して決定しました。それから南信州も昨年の12月に方式を決定したわけですが、その決定に先立ってですね焼却炉方式と溶融炉方式のコスト比較をそれぞれ公にしていました。ところが上伊那広域連合はこういうデータを今に至るまで出していないままですね、溶融炉ありきで進んでいると。で、本当にそれでいいのかということと、そのデータなしに一体いかなる根拠によってですねガス化溶融炉で行くんだということを広域連合は決定したのか。非常に不透明なだけでなく、それぞれの負担をする市町村、及びその納税者に対して説明することができるのかということを私は大変疑問であります。ですのでその辺りはどういう根拠によって決定されたのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

町 長

次のご質問は計画しております上伊那の新ごみ処理施設の問題でございます。いろんな建設の例を示されながらのこの検討経過、現在に至るこの検証的な部分でございまして、まあこれはいろいろと広域の議会それから町独自にも先般もまあ全員協議会でわざわざお願いをして、説明を受けてきておるわけでございます。なかなかあの議論の噛み合わない部分もあるかなというふうには実感として思うわけでございますし、またさっきこうした資料を見せていただいて、この数字そのものがあの郡の関係協議の場に出されておったかどうかはちょっと私わかりませんが、いずれ経過を申し上げて再度まあご理解をいただけたらなというふうに思うわけでありますが、先ずこの新ごみ中間処理施設の焼却方法と溶融方法のコスト比較の問題であります。どうなされてきたかということでありまして、まあこれはちょっと遡った話になるわけでございますけれども、最初のコスト比較につきましては平成22年の9月に上伊那広域連合が新ごみの中間処理施設における焼却残渣、焼却灰の処理についての中でコストの比較を行っております。で、この検討経過の中で圏域の住民の皆さんで構成したごみ処理基本計画の推進委員会で検討をいただいた結果に基づきまして、平成22年の10月に新施設の処理方式を溶融方式に決定をしたということになっております。選定にあたっては焼却残渣の量、それからコストの問題、環境への負荷等を勘案した結果でございまして、施設整備に要する費用、それから運転管理費用、最終処分場を再生するのに要する費用、それから新しい最終処分場を建設するのに要する費用等々、様々な面から想定される費用全体について洗い出しをした上で、トータル的に比較検討したものであるというふうになっておりまして、これは上伊那広域連合のホームページで公表をされております。それからまた最近のコスト比較では、上伊那広域連合におきまして今年の2月の最終処分場の掘り起こし計画の見直し、これはあの全協でも説明して、少しまあ、何故なのというまあひとつの疑問もあるわけでございますけれども、掘り起こし計画の見直し後に再度コスト比較を行っております。焼却方式と溶融方式の30年間の費用比較をおこなったものでありまして、試算にあたっては圏域内の処理を前提として焼却施設だけでなく最終処分場についても併せてまあ比較をして、結果はまあ焼却方式と溶融方式に大きな差はないというふうなことで出ております。で、この算定根拠はまあ浜田議員ご指摘のようにまだ現在のところ公表されておりませんが、現在上伊那、いろんなあの各市町村からの要望もございまして、現在上伊那広域連合におきまして提示資料の検討をしておるということでございます。でまあこのようにあの長期間に渡りまして今日まで様々な経過の中で、いろいろとまあ各町村でもご指摘、課題等の提起をいただいてまいりましたけれども、上伊那広域連合として結果としてそれぞれの段階を経た段階で検討がなされた結論を、最終的に広域議会もそれからわれわれ理事者会でもこれを良としたということに結論付けてございます。いろいろ中身はあるわけでございますけれども、ちょっとまあ時間が掛かるわけでありまして、もう一度あの公にされておる私どもの報告を受けておる判断材料の中身というものを整理をしたものをもう一度まあ、ごく概略になるかと思いますが担当課長の方からお答えを申し上げて、で、浜田議員のこの出された資料とのまた調整合わせの中でご判断いただければというふうに思っております。

住民税務課長

それではあのコスト比較の件でございます。前段町長言いましたように、上伊那の圏域

では圏域内処理ということで最終物は外へ持ち出さないということを前提に考えてございます。それで焼却方式と溶融方式で30年間の比較をしてございます。それから前提条件としましては新施設が稼働するという予定をしております平成31年度から30年間のごみ量を推計をして、それを基に計算をしているという内容でございます。それから施設の規模でございますけれども、焼却方式と溶融方式は若干違いまして、クリーンセンター八乙女から出る不燃物の部分についても溶融方式では処理をいたしますので、焼却方式が121トンの規模、それから溶融方式が124トンの規模で比較をしてございます。それから焼却残渣量の見込みでございますけれども、焼却の場合は一般的な傾向のごみ量からごみ量の12%を残渣としてございます。溶融方式につきましては5%としてございます。それから焼却残渣を最終処分場へ持ち込んで覆土をするわけでございますけれども、その覆土量については焼却残渣の20%、これは両方とも一緒でございますけれども、で計算をしてございます。それから八乙女の最終処分場の埋め立て可能件数でございますけれども、焼却方式では6年余、それから溶融方式では20年程度、が利用可能ということで計算をしてございます。30年間でございますので次期の最終処分場を見つけなければ30年到達できませんので、焼却方式では次期最終処分場を23年余使うと、それから溶融方式では10年程度、その規模で算定をしてございます。それから建設費の比較でございますけれども、建設費の比較については昨今の落札の実態から焼却方式121トン、溶融方式124トンの規模では大差がないということで、両方とも124トンの規模で設定をしてトン当たり70,000,000円で計算をしてございます。それから最終処分場でございますけれども、

浜田議員

ちょっと細かい話はいいですからおおざっぱなところをしてください。

住民税務課長

まあおおざっぱでできるだけ話しているつもりでおるんですけども。

浜田議員

数字がないとね頭に入らないんでそういう説明はやめていただきたいんですが。

住民税務課長

それから維持管理の比較でございますけれども、あの焼却方式と溶融方式の比較でございますが、この場合は豊川市の清掃工場が両方を持っていますので、その比較で計算をしてございます。それからそういうことでまあ計算結果まとめますと、30年間で焼却方式が278億円余と、それから溶融方式が274億円余ということになりまして、まあ大差ないという結果に出てございます。以上でございます。

浜田議員

いくつか申し上げたいと思いますけれども、先程の町長の説明は大変不思議ですね。まあどうしてかというんですね、あの22年の9月や24年に様々なコスト比較が行われた背景は八乙女のごみを掘り起こして溶融するとそういう前提の下で全ての計算が行われてきたわけです。ところが今年になって八乙女の掘り起こしができなくなったわけですから、この前提条件は大きく崩れた、その条件の下でコスト比較を行ってですね、そのコスト比較に基づいて広域連合は判断しなければいけないはずだと思います。ところがそれは公表されていない。おそらく当町もご存じないんだろと思います。今、大久保課長が述べられたのはその数字かなと思っていますけれども、後出しのデータが今頃出てきてですよ、そのデータを見てない方々が広域連合の投資を決めたと、こういったこのやり方はその納税者に対して説明できるやり方なのかどうかということを先ず1つ申し上げておきたいと思います。それから今の久保課長の説明はですね、あのもう1つ別の意味で不思議です。ストーカー炉と溶融炉はコストに差がない、どちらも70,000,000円、トンですか。ここにあのごく最近この上伊那の両側で行われたごみ処理施設の検討経過が示されています。ま

あのグラフで示しますと、これですね、これはあの南信州広域連合の検討資料です。建設費、改修費、修繕運転費、全体を含めるとですねまあかなりの金額、6,000,000,000 円ぐらいの金額差というふうに見積りが行われております。で、先ほどの大久保課長の説明の中で実は大事な問題が抜けているんですけれども、ガス化溶融炉は途中で大きな改修を必要とするわけです。ですので今回の計画もですね15年で委託を打ち切るということになっているのはですね、実はその先の費用が見えないからです。その問題を伏せてどちらも1トン 70,000,000 円というのはですね実はためにする議論だと。一番大事なところを隠している私は思っています。元々のコスト自身が同じだという事例はないということですね。お手元の資料それからこのグラフをご覧いただきたいと思います。先ず炉の値段自体が違います。それから途中で20年から15年目に改修がガス化溶融炉では入ります。でランニングコストは当然高いです。これを同じ値段だと言ってコスト比較をするような報告書というのはですね、非常に作画的だというふうには私は申し上げざるを得ないということです。同じようなことは決して南信州連合だけの問題ではないです。南信州連合、実はあの今ガス化溶融炉を運転しているので、本当に資料が欲すればですね南信州連合のガス化溶融炉のデータを、わざわざ豊橋だかどこかに行かなくたってわかるはずなので、それを比較参照すればいいというふうにするわけなんですけれども、それからこれは湖周ですね、あの諏訪湖の3市町の想定です。でこの場合にはですね、今言った埋め立て処分場の問題も含めています。埋め立て処分場の建設ランニングにかかる費用は全体の量からすればそれほど大きな量ではありません。穴を掘って遮水シートを敷いて埋めていくような設備なんですね、高額なあの施設をつくるというふうな種類の問題ではないんで、まあ仮にそれがあってですね焼却炉の方が割高になるとしてもその差はかなり大きいと言わざるを得ないということでもあります。で、いずれのあの広域連合も最終的には焼却炉を決めたということです。それからお手元の資料の一番最後、表3にこの処理方式の施設数というのをまとめてみましたけれども、全国規模でみますとですね平成12年から21年、10年間に建設された焼却炉は48期基、それに対して溶融炉は35基、で長野県に関しては多分これは現存しているものだと思いますけれども、焼却炉が26、溶融炉はただの1基、これは多分南信州のだと思いますけれども、まあこのくらいそもそもあの溶融炉が有利ということでもないし、とりわけ長野県にとっては溶融炉というのは少数派だということ。それから一旦ガス化溶融炉を採用した南信州連合もですね、ランニングコストの高さに音を上げて今回はストーカー炉に戻している。まあこういった事例があるわけです。これだけの事例がありながらですよ、実際のランニングコストの比較もせずにガス化溶融炉ありきという形で進めるようなやり方はですね、本当に納税者に対して責任を持っているのか。これに対して非常に強い疑問を感じざるを得ないわけなんですけれども、改めて町長の見解をお願いしたいと思います。

町 長

まあ今お話のようなこうしたあの表のデータ等も示されての議論、あの私どもまあ理事者会まあ議会もそうでございますけれども、都度こうした報告がありましてまあそれを良としてきたと、あの疑問点につきましてはいろいろあの各市町村も全協等でこのことが練られて、市町村長もそのことは十分承知して、どういうことなのか、間違いないのかと、何かまだ違ったそのデータの考え方があるのかどうかというように常にあの繰り返し返ってきて、ここ何年かやってきたように思っておりますし、それからそのことはあの議

浜田議員

会の全員協議会でも毎回の議会の全員協議会では必ずこの中間施設の問題の報告やら意見交換の場が設けられてまいりました。で、その積み重ねの中でまあ良とされてきたという経過もございますので、なかなかあの私ども理事者間の中でこの数字的な部分をきめ細かくこの理解するというのは難しい問題があるわけでございますけれども、責任を持ってまあ広域連合のスタッフが取り組んできたということでございますので、そのことを良としたということでございます。で、この段階にきて今こうしたあの資料も示されたわけでございますが、最終段階にきて、あの今回の各市町村の定例会の中でも議員のこうした質問がかなり多く出されるやにまあ聞いております。当然あの私ども理事者もそうでございますし、それから各市町村を代表する広域連合の議会の皆さん方もおられるわけでありまして、そのことはまた次の議会の中でもまた当然いろいろとあの話が出てまいるかと思しますので、ひとつそれはまた議員さんの皆さん方と認識を共有しながら私どもやっつけていかなきゃいけないということでございますけれども、今のところこうした資料もいただいておりますけれども、広域連合当局から出された資料を良として私どもとしては仕事を進めていかざるを得ないと、このことをご理解いただきたいというふうに思っております。

まああのわれわれ議員もですねこのあの予算が各市町村に振り分けられるようになれば、それを含む予算案に対して賛成するか反対するかということは問われることにいずれはなりますよね。その場合に私どもが住民に対してこの計画は正しいんだということを説明できるだけの根拠を持っていなければですね、われわれはその予算案に賛同することはできないわけです。で今この経過から明らかなように、

広域連合ではですねコスト比較もなしに了承したと。こんなやり方がまかり通っているのかということを改めて指摘しておきたいと思えます。でこの件について私あの伝え聞くところによれば、あの資料がそもそも事前配布されていなかったようではないかということを加治木議員、駒ヶ根の今の副議長さんも指摘されていますし、それから松下議員、飯島の議長さんでいらっしゃいますけれども、必要とする資料は事前に提出してほしいということを要望されたように聞いております。こんなことを議会が要求しなければいけないような議会審議自身はですね、議会の体をなしていないというふうに私は思うわけでありまして、それは議会の問題には違いありませんけれども、同じことは理事者側にも求められるのではないかと。まともな数字、まともな資料の提出もなしに意思決定を迫られる、もしそんなことがあるんであればですね、当然会議を伸ばすべきだというふうに私は思います。まあこれは言っても水掛け論になるので、指摘しておくだけに留めて、3番目のテーマに進みたいと思えます。

飯島町の自然エネルギーの基本条例の効果と課題はどうであるかということで、まあ既に制定されてから1年余を過ぎたわけです。で、この条例自身はですね、あの自然エネルギーは地域のものだというあの地域環境権を明示したという意味では県内でも非常に先進的なものだったというふうに思っておりますし、あの他の市町村でもいろんな問題が起こっている中でもですね、参考にされることが多い条例だったという意味で、それから事前にかんがりの調査も行われていましたし、それからパブリックコメントでも、実はあの50キロワットが最低限というやり方だと抜け道ができるだろうということで、自然エネルギー協議会でもコメントを出しまして、10キロワットまで分割したと。まあそれも採用されたというようなこともあってですね、基本的には非常に高く評価する条例であります。

けれども条例の制定というのはまだ事の始まりに過ぎないわけで、それがどう生かされているか。これがあの大事なことだというふうに思います。でそういう意味で先ず公布された後の効果についてですねどのように検証されているかお尋ねしたいと思います。

町 長

次のご質問は自然エネルギー基本条例の効果についてでございます。その検証をどう見ているか。先ずこの飯島町の地域自然エネルギー基本条例、昨日、折山議員の答弁の際にも関連して申し上げてまいりました。この条例につきましては自然エネルギーの活用に関する基本理念を定めて、町や町民、それから事業者の役割分担、まあ分担といいますか役割を明確にして、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とするということで謳われておりまして、それぞれの役割を表したものが中心になっておるわけでございます。それからまたこの条例に基づいて建設等を行う事業者が遵守すべき事項や、実施すべき手続きを明確にして、住民の意思が適切に反映されることを目的とした、このエネルギーの活用、発電施設の設置手続きに関する規則というものを併せて設定してございます。発電施設の容量が10キロワット以上の新設、増設、または大規模な改修を伴うもの、を行う場合にはこの施設について届け出が必要でありまして、事業者や個人からの問い合わせが増加してきております。この条例と規則を定めたことによりまして一定の歯止めの効果はあったものというふうに考えておりますが、ただ最近またあのいろいろなケースごとにですね、また場所ごとに様々なあの課題が出てきておりますので、また今後この検証を踏まえていろいろと検討する課題は出てきておるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

浜田議員

まああの細目の2つはちょっとまとめた形で申し上げたいと思いますけれども、まあこの1年間でですね、あの町民の皆さんから町の方にどんな意見が寄せられているかということについてお尋ねしたいと思います。一方で、私の耳に届いている意見をいくつか申し上げますとですね、まあこれは昨日も出ましたが、あの景観への配慮が足りないのではないかと。むき出しのパネルがそのまま地域の中に並んでいるというふうなお話。それからあの電波障害を大変懸念されている方がいらっしやいまして、確かにあの、今のパワーコンはどうか知りませんが、近くを車が通るとノイズにさらされるというふうな電波が出ているという機器もあったように聞いております。でまあそんなことで近くに巨大な施設が建つとですね子どもたちへの影響が心配だという若いご夫婦の声も伺いました。それからもう1つはあの業者が来てですね話を聞いたら住宅地のぎりぎりまで塀のところまで建てる計画だということで、極めて不快だという話もありました。それからもうすこし悪質なのはですね、耕地・自治会への事前説明が本当は求められているはずですが、そんなこともないうちに近所を回ってですね同意のハンコをくれと、まあそんなことを言っている業者があったと。まあ今申し上げたのは1つの案件ではなくて実はそれぞれ別々の町内の案件です。ですのであのまあこれ以外の声も町の方には届いているのではないかというふうに私も想像するわけですね、まああのどんなことが起って届いているのかということをお尋ねしたいということと、もう1つまとめて言ってしまうとですね、もうちょっと改善したり補強すべき点がもう出てきているのではないかということ、今のお話から感じたわけです。でももちろんこれは条例で定められていて設置場所から200メートルでしたっけ？ に係る耕地・自治組織にはですね、事前に説明しなければいけないということが条例で定められているので、罰則規程はないにしても、これをやらなければ

ば条例違反だという圧力をかけることはできるわけですので、実はあのいろいろな声を寄せていただいた町民の皆さんも、あの行政任せではなくて自分たち自身できちんと意見を言うのは大事なことだと。それがいい中で行政だけがいくらあの網を厳しくしてもですね、効果のないものは依然として効果がないと思います。けれども一方できちんとした制度的な支えがないと言いにくい問題も同時にあるというふうに思うわけです。で、私思うにはですね、いくつか必要かなと思ったのは、1つはあの町民のみなさんも実は条例の中身、意外にご存じなくて、かなり事が進んでから気が付くというケースがどうもあるようです。それから事業者になるべき方がですね、先程申し上げたような例のように手続きをちゃんとやっていないということもあります。そんな中で私として補強すべき点としては、例えばその民家に隣接するような場所の場合には一定の距離のバッファゾーン、植栽を植えるとかですね、そういう距離規制というのを改めて追加してはどうかと。それからパワーコンもある程度の雑音や電波も出しますので、これについての規制も追加してはどうかと。それから伊那市の例ではですね、シミュレーションをやっていました。パネルがあつて1年間の太陽の軌道がずっと計算できるわけですが、その光反射光が例えば道路の通行車両、それから例えば2階の窓に差し込まないか1年間のある日にですね。そういったことは当然もう今の技術では簡単に計算できるわけですから、そういったものも提出資料として義務付けるとかですね、そんなことがまあ思いついた限りではそんなことが必要で、もう少し条例を補強すべきかなというふうに感じたわけでありまして。まあそういうことで、私自身は自然エネルギーの活用は極めて重要だと、このことはあのいささかも変わるものではなくて、ただそのためにも収益優先ではなくてですね、あくまでもこれは町民から歓迎される姿で普及する、そういう仕組みを作ることが大事ではないかということで、まあ今申し上げたような声、それから私の提案、全般に対してのお答えをお願いして質問を終わりたいと思います。

町 長

まあ1年半余り経っておるこの条例の運用でございますけれども、昨日も折山議員のところでもいろいろとあのご意見も出ておりましたが、新たにいろんなあのケースバイケースの課題が出ておることは事実でございます、この条例をまあ遵守して厳正に対応していかなきゃならんのはもう一番の基本でございますけれども、やはりこれはあの今お話のありましたように、私も常に申し上げておるこの自然再生エネルギーというものの考え方普及ですね、それと地域に受け入れられるこの施設とのどう整合性をとっていくかというところを、やっぱりちゃんときちんと交通整理しなきゃならんということでございまして、あの特にその場、件につきましては地域で受け入れられるこの施設、事業者の責任でなければならないということで、それがあの現時点ではあの地域のまあ各区だとか耕地・自治会組織の同意が原則になっておる1つの歯止めがあるわけでございますけれども、それに加えてそれをまああの制度上ピシッとまあするというようなことと、それから少し今あの幹線道路からの距離の問題がいろいろまあ謳われておるわけでありまして、もう少しあの町全体の指定地区というものの自然景観、生活環境というものを配慮した姿に規則の内容も少し追求するべきであるのかなというふうにも、いろいろ議論を聞いて私もそういうふうに感じております。その他まあここ1年半経った様々な事例出てきておりますので、あの寄せられておるご意見、心配の件についてはまたちょっと課長の方で補足しますけれども、それらを踏まえてもう一度ちょっとあの整備する必要があるかなというふうに

住民税務課長

思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。
住民の皆さんから寄せられている意見でございますけれども、あの先程、浜田議員さん言われたようなこともこちらの方へも通じてきてございます。それからあとはやはりあの条例・規則が施行しましてから具体的に地元でどんな対応をすればいいのかということが、やっぱり地元から2件ほど紹介がございました。それから自宅で個人的に10キロのものを付けたいんだけど、この条例に対応するのかというようなそんな問い合わせもございました。それから事業の実施にかかるまあ手続きはどのようにするんですかということ。あと事業者からでございますけれども、事業者の皆様からはやはり手続き上の課題、問題等について問い合わせがございました。以上でございます。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子 議員

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に、高齢者の生活を支える施策について質問をいたします。先日、社会文教委員会で認知症サポーターの養成講座を受講いたしました。その際の説明で飯島町の高齢化率は32.7%、65歳以上の方が3,200人を超えているとのことでした。飯島町第7期高齢者福祉計画、飯島町第6期介護保険事業計画の高齢者世帯の推移によれば、平成26年10月1日現在ということで、平成24年度の高齢者一人暮らしの人数は389人、平成26年度は450人と61人増えております。行政報告書では平成24年3月31日現在が333人であり、7カ月の10月末には389人ということなので、56人もの人が一人暮らしの生活に変わっていることになります。町内に独り暮らしの高齢者が急速に増えている様子がうかがえます。同様に高齢者のみの世帯の増加も進んでおります。高齢者計画を立てるときに行いましたアンケート調査の、元気な高齢者の人の回答で一番多かったのは、急病など緊急時の手助けでありました。私が気になるのが4番目の、安否確認などの定期的な声かけ、見守りです。私の知り合いの女性は、よく家の中で転倒をして顔にアザを作ったり、あちこちが痛いと言ってヒヤヒヤすることが度々ありました。元気でその方は介護保険の対象にはなっておりません。本人は万が一の事態をいつも心配をしております。私は4月インフルエンザで2週間も寝込んでしまいました。家族の居る生活をしていますので、起き上がることもできないほど具合の悪いときでも、水を持ってきてもらったり、お粥など食べるものを心配してもらったり、暖房も入れてもらうことができました。この時の私の思いは、もしも一人暮らしだったらどうなんだろう。起きあがれなかったら水も汲みに行けないので水も飲めない。おなかがすいても自分で作るか買ってこなければ食べることもできない。医者にも行けない。寒くても暖房を入れることもできないし、もしかしたら命がないかもしれないなあ、こんなことを布団の中で思っておりました。いつもは元気でもこれは容易ならない恐

町 長

ろしいことだと思ってしまうところなんです。このようなことを考えたとき高齢者の一人暮らし、高齢者世帯が増えている現状から、介護認定の対象外であっても日々の生活に不安を感じている人がいると思われます。このような現状をどのように捉えているのかお聞きをしたいと思います。

それでは三浦議員のご質問は、高齢者の生活を支える施策についてのご質問でございます。まず、それぞれの高齢者の毎日の生活の中の不安に対して現状どう捉えているかということでございます。お話にございましたように、ここ数年来とみに、これはまあ予想されておるわけでございますけれども、高齢者の数、高齢化率、それから一人暮らしの世帯数、共に進んでおるわけでございまして、これもお話ございました昨年あの第7期の高齢者福祉計画を策定したわけでございますけれども、ここでの実態調査の中で、介護認定を受けていない元気な高齢者の方が、特に地域の人にしてほしいという支援は何かあるかというようなことも、アンケート項目の1つとして掲げたわけでございますけれども、やはりお話にございましたように、災害時や急病などの緊急時の手助け、それから外出するときのこと、それから買い物のこと、それから定期的な声かけ、見守りを挙げておるといのが多くのこの意見の中で占められているという数字が出てまいりました。日常の中で身の回りの少しの手助けがあれば地域で安心して暮らしていけると感じている皆さんが非常に多いということが分かりましたので、今後も民生児童委員さん、それから社会福祉協議会と連携をしながら、地域の皆さんとの関わりを大切にしながら、安否確認をはじめとして独り暮らしや高齢者のみの世帯の方が安心して生活できるような体制づくりを、今後、第7期の高齢者福祉計画に盛ってございますけれども、着実にそのことを進めていきたいと考えております。

三浦議員

それでは次にお聞きしたいことは、4月に町内に24床の有料老人ホームが開設をいたしました。私のところにもどのくらいの費用が掛かるのか、どうすれば入居できるのかなどことが聞かれたりもしました。かなりの関心があったように感じましたけれども、どのように受け止めているのかお聞きをしたいと思います。

町 長

有料老人ホームが出来てまいりまして、これへの対応・受け止めでございます。今年の4月より町内の有料老人ホームは全部で3施設となりました。まあその他にあの介護保険に適用の特養老だとかまあいろんな施設があるわけでございますけれども、相当まああの施設が整備されてきて居住の場が確保されてきたというふうに言えるかと思えます。有料老人ホーム、これはあの介護認定を受けていない方でも入所ができる施設でございますので、今後幅広い選択肢の中から高齢者の利用しやすい居住の場として期待をしておると。町民の皆さん方もそういうケースバイケースによってそのことを認識されているというふうに受け止めております。

三浦議員

私があの施設の方にお聞きをしました。問い合わせが町内外から約50件あったそうです。具体的に申し込みをした人は34人、実際に入居をされた方が7月に2人入居をすることが決まっているそうですけれども、含めて20人だそうです。で、申請をしたけれどもキャンセルをしたという方が11人おられたそうです。その理由として、4月の開所を待てないと町外の施設に行った。本人は希望したが家族が反対をした。体調に不安があったが改善をした。もう少し自分で暮らしていずれは入りたい。それからその中には申請をしていたけれども亡くなった方もいたそうです。もう一方で、問い合わせをしてカウント

をされていない、そういう件数もあるそうです。それは例えば入居費用をどのくらい掛かるかと聞いてその後は何も言ってこない。そういう方がかなり居たのではないかと。私もその後何も聞かれたけどあと何も言っていたかない方もあのいましたので、多分そういう方が結構いたのかなというふうに思いました。で、まあそういう点では実際に老人ホームで生活するための費用を確保できるかどうかという現実的なハードルがあったというふうに私は感じます。私の知っている人は入居を希望した人なんですけれども、こんなことを言うておりました。夜1人で居ることが怖い。そう言うております。実態として一人暮らしや高齢者のみの世帯の人が日々の生活の中でどのようなことに不安を感じているのか。まあこの有料老人ホームに入所された方の気持ちもそうなのかなというふうに思うんですけれども、そうしたことを私は把握すべきと感じます。その点についてどのようにお考えになるかお聞きをしたいと思います。

町 長

この有料老人ホーム等の入所に関連して、どこまでまあ生活支援として捉えてこれが支援できるか可能かどうかというご質問かと思いますが、やっぱりあの町・行政といたしましては、この地域で住み慣れた環境の中で、高齢者の方の自立した生活を続けていただくためのお手伝いをするというスタンスに立っておりまして、内容的には軽度の生活援助事業、それから健康や栄養管理のお手伝いをするというようなこと。それから生活管理・指導事業などを行っておりますけれども、これらにつきましてまた今後とも直接住民の皆さん方の要望に沿うように、事業の点検見直しというものを常に行いながら継続をしてまいりたいというふうに思います。同時に町内のボランティア団体や社協はじめ福祉事業を営んでおる各事業体の皆さん方の行う生活支援サービスとの連携強化も図っていききたいというふうに思っております。であの入所に関してやはりあのそれぞれの施設のコストというものが当然あるわけございまして、それがあの個々の老後のそれぞれの方の生活設計、特にまあ所得面、収入面との関わりが非常にまあ多いというふうに考えますが、まあこれにつきましては行政でどうこうというわけにはすぐまいりません。やっぱりそれぞれの生活設計に合わせて、もし仮に一人暮らしであっても家族が遠くにおられるとか、いろいろあの家庭としてのこの中でいろいろ協議して考えられていくということがあれば、それはひとつの家族の問題として捉えていただきたいというふうに思いますけれども、そしてあのソフト面での間接的な支援は今後とも更に支えていく必要があると、いうふうに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

所見をお聞きいたしました。まあ介護保険とは関係もなく、しかし一人暮らしは心細い、見守ってくれる人が近くにいてほしい、有料老人ホームへの期待のあるのに、私はこの安心感があるのではないかとこのように感じております。先ほども夜一人が怖いという方のように、本当にあのいつも別に具合が悪い、特別寝込んでしまうほど具合が悪いわけでもなく、一人でも生活ができていたわけなんですけれども、夜になって一人になってこのままあの朝になったら自分はもしかしたら死んでいるかもしれないなんていうことも思うそうですので、そういうことを考えるととても怖いというふうに言うておられました。そうしたことがあの一人暮らしということの不安というのはそんなところに実際にはあるのかなというふうなことを、そんなことであの感じたわけです。で、あの希望する方が、今もおっしゃられましたけれども、希望する人全てが入居できる環境ではありませんし施設にも限りがあります。で、介護保険対象外であってもやはり生活に不安を抱えながら何らかの助

けを求めている人がいるというのが現実だなということを今回特にあのそんなことに関わって感じたわけです。であるならば、先ほど町長もソフト面でと言われましたけれども支援が必要です。で現在ある生活支援策で対応は、先ほど町長も見直ししていく必要もあるというふうに言われましたけれども、可能かどうかという点でのお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

まあ常にこの安心感ということが一番大切であるということは今ご意見にあったとおりでございます。そこであの高齢者の実態調査の結果からみましても、特にあの元気な高齢者の方が地域の人に対してできる支援といたしましては、身近なところからはまあ災害時の手助けであるとか、定期的な声かけ・見守りというようなことをまあ挙げておるわけでございます。今後この潜在的な地域力を生かして、やはりあの人と人とのつながり、近所のこのコミュニケーションの機会をやはり頻度を多くして、まあ設けて目を常に交わしていくということが大切ではないかということで、まあそこにはあの自ずから行政、それから地域の近所の方、それからご本自身というようなことの中で、まあこれはあのいろいろ地域づくりはもちろんそういうことで共通しておりますけれども、やはりあの自助・共助・公助ということがここにも当てはめて、公助の支援の支え合い体制をつくっていくことが大変重要になるというふうに捉えております。こうしたあの公的制度によらないこの日常の支援こそ、まあ高齢者の地域生活や危機管理において非常に重要な役割を持っている。いざ有事の場合には非常にこのことが大切であるということで、これはあのなかなかないとならないとわかりませんが、いろんな災害の事例を見ますと、そのことがうまく機能したところは非常にあの評価をもって受け入れられている、そういう報道が大変目につきます。従ってこれはあの何時やって来るかわからないそうした不測の事態に備えてもやはりきめ細かく日常から対処しておく必要があるんだなというふうに思っております。そんなわけでまあ行政はもちろんでありますけれども、地域の住民の皆さん、それから関係団体による一人暮らしの高齢者、それから認知症の高齢者の見守りネットワークづくり、それからボランティア団体や社協、シルバー人材センターなど、町内の既存する活動団体たくさんあるわけでありまして、現在もやってきておりますけれども、これらを連携したやはり生活支援策の構築が何としても必要ということでございますので、今後行政も一緒になってこの関係機関と協力して、更に検討を進めていきたいというふうに考えております。

三浦議員

はいあのまあ地域力と公的な支援と、それから本人の思いというようなことで今お話されたわけですが、実際に今の私もあの町の27年度の高齢者事業の福祉事業の内容を見ても、これだけでは多分支えるには不足かなと。で今町長の言われたようなあの住民地域の皆さん、また各種団体の皆さんが支えていくということも非常に大事になってくるわけですが、その仕組みですね。言っているだけではなかなかそうならないということもありますので、まあ新たに必要としていくにはそうしたあの具体的にそのことが、そういう形で動いてく、地域の皆さんと一緒にそのことができていくというような仕組みを作っていく必要があると思うんですが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

まあこれはあの今ピンク色の全戸配布してあるこの高齢者対応、計画に基づいたメニューをお示ししてあるわけでございます。あの決して他の市町村に比べても引けをとらない

メニュー的には大変整った意欲的なこの取り組みであるということはまあ是非ご理解をいただいて、如何にこれを実現して浸透をしていくかということにかかっているわけございまして、私も全く同感でございます。常にまあ所管課をはじめ社協の皆さん、それから町内にはボランティア団体が数多くいらっしゃいます。それから地域のこと、それから災害対応のこと、常にあの自主防災会というようなことの範囲の中も含めてですね、連携してやっておりますけれども、その仕組みを更にまあ構築していくようにということでまた所管課を通じて連携をもってやっていきたいというふうに思っております。

三浦議員

是非そのように、できるだけ早い時期にそんな形を作っていっていただきたいなと思っているわけですが、まあ自宅で安心して生活できる環境をというわけで、どのように作っていくかということ、やはり町長も同じです。考えていかなければならない時期が来ているというふうに思っております。それで例えばですねあの一人暮らしが心配だという方がシェアハウスのような共同生活をする中で、安価な家賃で生活をできて、独りぼっちの不安が解消できる施設が必要というような、現実にはそういうことがあった場合にですね、そうした場合にはあの補助制度を設けるなど具体的な私は、現実にはそういう対応というか施策が必要になってくるときが来るのではないかとこのように感じるわけです。そうして検討が具体的なそういう施策の検討ということが必要になってくると思うんですが、まあ私は様々なそうした今一人暮らしをされている方や高齢者世帯の皆さんのあの現状、1軒1軒皆それぞれに違うということとはよくわかりますので、しかしそこでこう、なんというか受け止められるというか、そういうものはあのあるわけです。であの今回の計画を立てるに当たってアンケートをとられたわけですが、アンケートというのはなかなか本音がうまくは出せません。実際に項目があつてそこに自分の該当するなと思うところをチェックしたりなんかしていくわけですので、本当の思いがそこにはなかなか反映はされていないというふうに私は受け止めています。でもトータルで見たらあのこういう傾向があるなということとはよくわかります。であの是非まあ手間もかかりますけれど、具体的に聞き取りをしていただきたいと、そういう実態調査をすることが先ず最初に必要ではないかというふうに思っております。以前にあの研修をされていた町の方たちが一人暮らしのお家をお尋ねになって、聞き取りなどをして、2年前くらいですかね、しておられましたけれども、やはりそういう地道でしっかりとあのお話をお聞きして、そのことを踏まえた施策を今後あの立てていくと、なのでソフトのことも、中には先程申し上げましたように、補助制度でシェアハウスを造るためにすこし手助けをするとか、そんなことも必要になるかもしれませんが、あの是非私はそういうわけで実態調査を具体的にさせていただきたいということを提案したいのですけれども、如何なんでしょうか。

健康福祉課長

今の三浦議員さんのあの問いに対しましてお答えをしたいと思いますけれども、まあ第7期のあの介護保険計画のあの策定にあたりまして実態調査をした結果、それからあのうちで担当しております地域包括支援センターの担当者等の意見を聞きますと、確かにあの安心して最後まで暮らせるまあ生活の場をこの場で維持をしていきたいというのがまあ基本で、先ほど町長申しましたように、自助・互助・共助・公助ということで、その中でやっていくというのが基本でございますけれども、うちで開いております地域支援ネットワークというケアマネジャーさんの会議ですとか、そういう団体等のご意見を参考にさせていただいて、現段階では今上伊那で統一して意見交換等というふうにはやっていくかとい

うことが始まった段階でございまして、まあ2年くらいのうちに、それこそ作り上げていかなければならないというまあ責務もあるわけでございますけれども、町の皆さんのニーズにできるだけ応えられるようにしていきたいなというふうに思っております。近隣の4市町村ですとかそういうところでもいろいろの会議を持ってやる計画もなっておりますので、そういうところを参考にさせていただいて、地域包括ケアシステムをできるだけ住民の皆さんのニーズに合った地域性を持ったものにしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いをいたします。

三浦議員

はい是非あの実態をしっかり、一人暮らしの方やまた高齢者の方々の暮らしの中の実態に合った、思いに合った制度を作っていただくようお願いをしたいと思います。次に、石鹼の活用で健康と環境を守る取り組みについて質問をしたいと思います。4月16日に飯島町粉石鹼をつくる会の10周年記念講演会がありました。桂川雅信さんの講演が行われました。残念ながら私は体調を崩しておりまして直接お話を聞きすることはできませんでしたが、CEKのみなこいチャンネルでじっくりと拝聴をさせていただきました。6月12日、17日にも放送をされる様子です。私は平成24年12月の定例会で合成洗剤の危険性を指摘し、学校給食の食器の洗浄に合成洗剤を使わないようにと提言をいたしました。また粉石鹼の公共施設での使用の促進も訴えたように記憶をしております。今回、講演をされました桂川さんは全国津々浦々の水の環境問題に深く関わっておられ、水のスペシャリストです。琵琶湖の水質改善の石鹼運動など合成洗剤の健康と環境への影響を長く研究をし、安全で環境に優しい石鹼の利用を訴え続けておられる方です。町長、教育長のお二人も記念講演に出席されていたとお聞きをしております。最初にお二人に講演を聞いてどのように感想を持たれたのかをお聞きをしたいと思います。

町 長

次のご質問はこの石鹼の活用で健康と環境を守る取り組みということに関しましてご質問でございます。先ずあの過日、粉石鹼をつくる会の10周年記念行事で、講師の桂川先生からまあ石鹼に関わるいろんな講演をお聞きしまして、なかなか私個人的には家庭の中でもそうした石鹼に、洗剤というようなことも洗濯関係は携わる機会はありませんから、ひとつのまあ勉強会としてまあお聞きをしたということになりますけれども、でまあそのお話をお聞きした中、それから常にこうしたあの合成洗剤の問題は前々からまあいろいろとあの議論があるところでございますけれども、この基本的にはこの石鹼使用、合成洗剤の問題につきましてはいわゆる地域の生活環境の問題とそれから健康の問題だというふうに思っておるわけでございます、この両方の2つの要素を併せ持つておる1つの問題ということになりまして、当然のことながらこれは究極的には地球環境というところにまあ行き着くというふうに思っておるわけでございます、桂川先生のお話のことも含めてですが、若干あのこの合成洗剤の問題の経過、ご質問いただいておりますので、それから私など所見を少し申し上げてまいりたいというふうに思っております。まあ三浦議員常にかねてから合成洗剤は健康にも環境にも悪影響があるんだというまあひとつの見解でございますが、この合成洗剤の健康への影響につきましては、これはなかなかいろいろ議論のあるところでありまして、様々なまあ事例がございます。国や各自治体、消費者団体、それから各研究機関、それから実際に石鹼を作っておるこの日本洗剤工業会というのものもあるわけでございますけれども、この生産団体も含めてそれぞれに取り組みをしております、要はこの環境をいかに維持した考え方の中で石鹼問題を合成洗剤のことに関わ

っていくことになろうかと思います。様々な取り組みの中で問題を1つずつ解決をして、より安全な製品開発を日本では開発をしてきたと承知しております。そしてまた生活の中で使う様々な製品への健康への安全性につきましても、国の示す化学的な根拠、基準というものをクリアしたものが市場で販売をされておるといふふうに認識しております。石鹼や洗剤にはその効果を十分発揮して安心して使用できるように家庭用品の品質表示法に基づいて、品名や用途、成分、使用量など目安が表示されております。日本の基準に合格した製品であれば合成洗剤、廃油石鹼のどちらを選ぶという議論よりも、石鹼や洗剤を使うときに汚れに適した洗剤を選んで、使用方法をきちんと守って、適量を使用するなど正しく使うことが安全を守る一番基本だろうというふうに考えておりました、この安心のためには日々新しくなっていく情報を正しく知って、不要な不安を作らない情報提供を啓発が重要だと考えております。従ってあの三浦議員まあ常に言われるこの合成洗剤はすべて悪影響という議論では必ずしもそうではないという形でございまして、これは国の基準がきちんと責任もってやっておるということでもありますので、その辺の理解をやっぱり深めていただきたいなというふうに思っておりますが、それでまあ今回あした1つの講演の中で洗剤使用についてもひとつの警鐘を鳴らしていただいたというふうに受け止めております。同じあの食器を炊事場流し台で洗うにしても、やはりあの使い方の問題、それから量の問題、濯ぎ方の問題というようなことをきめ細かくまあ解説をされておりました、なるほどそういうものかなというふうに思ったわけでございます。そのことが河川浄化の問題、ひいては海に流れて魚、動植物の生態系にも影響して、それがまた人間に戻ってくるというこのサイクルを詳しくわかりやすく説明をいただきました。私もこれから一層まあそうしたことにも思いを寄せて、皆さんと一緒にこの、まあ合成洗剤ばっかりの問題ではございませんけれども、環境というものは一層また意を注いでいかなければいけないというふうに理解をしたところでございます。以上であります。

教育長

講演会の感想を求められておりますので、私も当日参加してですね、そのことをどう触発されたかということでお答えしたいと思っておりますが、まあいずれにしてもあの粉石鹼の会の皆さんがああいう講演会を開いていただいて、身近な問題であるということをもああの啓発をされたそのご努力に先ず感謝を申し上げたいというふうに思っております。であの講演の中身ですがあの化学的な指標に基づいて、講師の桂川先生あのお話をしていただいたわけですが、やはり身近な問題として再度考え合う必要があるのかなということをお聞きして思いました。であの会の講演会だけにとどまらずにですね、あの地域全体の問題として、もし機会があればですね、あるいはそういう思いがあれば公民館の講座などで取り上げていただいて、またあの会の皆さんのまあ斡旋といいますか、そういうことでですね講師をお招きして講演会などをやっていただくのもありかなというふうにお聞きして思いました。以上です。

三浦議員

それぞれに感想をお聞かせいただきました。であの町長からは以前の私の質問の時にもお答えになった合成洗剤に対する見解を含めてお聞きをしたところです。桂川さんの指摘では合成洗剤、防虫剤、化粧品に使われている原材料の中には微量でも人体に悪影響を及ぼす毒性の強い合成化学物質が含まれているというふうに言われていたと思います。自然界にはあり得ない化学物質が目に見えない形に姿を変えて、水に混ざり河川を汚染しているというふうにも言われております。また下水道などの終末処理をされた水でも化学物質

は姿を変えて分解をされずに残っていることが最近の研究でもわかっていると、このようにもおっしゃっております。河川の下流域ほど化学物質による汚染がひどくなっていることや、その汚染された河川の水を水源として飲料水として利用している自治体もあることも言われておりました。まあ天竜川も合成洗剤などの化学物質で汚染をされており、合成洗剤を使わずに5,000年の歴史の中で人体にも自然環境に対しても安全性が確認をされている石鹼を使うことが、健康にも自然界にも自然環境の保全にも有効な方法であるとそのように言っておられました。飯島町の環境を守るとともに私たち天竜川の上流域に住む住民は下流域の人々の健康と環境を守る立場に立っているとそのように言われておりました。このような示唆を桂川さんは今回の公演でされたというふうに受け止めました。飯島町の粉石鹼をつくる会のこつこつと地道な活動を通して10年目を迎えました。今回の講演は大変に意義深いものだったというふうに思っております。私はこれを機会に全町を挙げて町内で作られている石鹼をおおいに活用をすべきではないかというふうに思っているわけです。粉石けんを作る会もですけれども、こまくさ園でも安全な固形の石鹼を作っております。まず、第1番に人体に悪影響がある合成洗剤は学校給食の食器の洗浄には使わない。このことは全国には実践をしている自治体もあります。先だって、教育長はまあ洗浄機の食器洗浄機ですね、の機能もあってまああの合成洗剤使っているというふうに言われました。で直接洗っている鍋、釜については合成洗剤は使っていないというふうに言っておられましたけれども、先程の桂川先生のお話をお聞きしましても、食器に、子どもたちが口に入れる食器にこの化学物質がついているものに、また食べる食品が盛られて、それをまた食べると。体の中に蓄積をされていくと。でこの合成化学物質は分解をしないと。いうふうに言われておりましたので、育ち盛りの子どもたちの健康に対しては非常に問題があると。是非早い時期に合成洗剤でなく石鹼を使うことを、私は使うようするべきだとふうに思っております。是非そうしていただきたいというふうに思います。

次に、公共施設からの合成洗剤はなくして石鹼を利用することを徹底することも私は必要だというふうに思っています。先ほど町長は適正な量を使えば、注意書き通り適正な量を使えばあのいいんだと言われましたけれども、前にも私指摘をさせていただきましたけれども、食器洗いのスポンジに合成洗剤を直接ぴゅっぴゅっとかけまして、それで食器を泡ぶくぶくの中で洗い、ささっと濯いで泡は消えます。桂川先生が言われたことは、それでは化学物質はしっかり食器に移っていると、そこに食べ物を盛って食べるのだから大変に危険だというふうに言われておりました。使い方を多くの皆さんは間違えて合成洗剤を使っているということでもとても危険です。もし合成洗剤を使ってもいいと言うならば、徹底をして使い方をきちんとするように皆さんにあのお知らせをして、そのようにしなければなりません。次に子どもの居る家庭には合成洗剤の危険性を理解をし、安全な石鹼の使用を促すそういう取り組みが必要だというふうに思います。それから全町民にできるだけ合成洗剤を使わない、そして石鹼を使用するように啓発する取り組みも必要だと思います。健康の面もありますけれども、先程も言いましたけれども、河川を汚すと。でその水を取水をして飲料水にしているところがあると。天竜川の流域にあるというふうに言われました。できれば飯島だけじゃなくて諏訪湖周辺の流れ込む周辺自治体すべての皆さんに合成洗剤は使ってほしくないと、このように言っておられましたので、とても大事なことで、飯島町の住んでいる私たちが下流域の皆さんに健康被害や自然環境を汚すような合成

洗剤を使うことは止めなければならないというふうに私は、桂川先生の講演を聞きながらつくづくと思いましたし、以前に私が一般質問したその内容は桂川さんと同じだなというふうに感じたわけです。そこで飯島町さわやか環境保全条例ですね、ここにせつかく飯島町で10年間がんばって粉石鹼を作って、安心、健康にも安全で体にも安全で環境にもやさしいという、この粉石鹼をましてや廃油を利用していますので資源にも大変に気を使った大事な粉石鹼です。この粉石鹼を町内で利用する促進をする、こうした条項を盛り込むことを提案をいたします。如何でしょうか。そしてあのいずれはですね、まあこの飯島町から合成洗剤を使わない町の宣言をする町として目指してはどうかというふうに思っているんですけども、町長の所見をお伺いしたい。

町 長

まあこの合成洗剤に関しましてはひとつの国の基準に基づいてまあ市販をされ、その使い方と選択肢の中でまあ個人の皆さん方が判断をして使っておられるということであります。一方でまあこの10年経った廃油の粉石鹼でございますけれども、これはこれとしてあの非常に高い評価をいただいて、それからその取り組み自体のことと、それからその成分的にもまあ認められたということも含んでおると思いますけれども、県知事表彰をいただいたということでございますので、常にこの洗剤、このことがまあ健康と同時に河川浄化の問題、環境維持の問題とは関わりがあるわけでございますので、その正しい使い方等はまた桂川先生のご意見も踏まえて、常にPRして、行政としても町としてPRして浸透していくと正しい使い方。これはあの今までもやってまいりましたけれども、今後更にやっていく必要があるというふうに思います。ただこれを粉石鹼の部分だけを捉えて条例化に加えるという形になりますと、これはあのやはりあの消費の部分では個々の判断の裁量の問題があるわけでございますので、これを条例に条文化して明文化するというようなことはちょっとなじまないんじゃないかなというふうに私自信は思っておりますので、まあそうしたご提案ございましたけれども今後の検討課題と、現在はちょっとその条例化にすぐ向けて準備していくというような気持ちはございません。

三浦議員

滋賀県ではですね、まあ琵琶湖が汚染をされたということもありましたが、その時は磷が非常に増えて赤くなってしまったということが大元だったようですけれども、石鹼を使ったことでそれはあの改善をされて今の琵琶湖です。でそれは1970年代ですね。で滋賀県が条例を作っています。県が作っています石鹼を使うという。であの先ほど町長はあの合成洗剤もまあそれぞれのあの方の判断だということも言われましたけれども、それから国の基準があるので安全だろうと言われましたけれども、ずっと研究をしてくている、またその安全性に対して研究を重ねてきているスペシャリストの桂川さんが先日の講演で言っていたことを、私はその方が国の言っている基準よりも桂川さんの言っている実体の方が現実だというふうに受け止めております。少しでも危険性があるならこの飯島町ではできるだけ使わない、そういう取り組みをしていくべきだと。であの条例ではなじまないというふうに言われましたけれども、やはりこの天竜川の、まあ健康の問題もありますけれども、天竜川のこの流域、ましてや上流に居て、先程のように見えない形で水の中に合成の化学物質で解けないいつまでも残る、そういうものが流れ込んでいる。飯島町の下水の処理でも天竜川へ流している水の中にもそうした物質がしっかり含まれているという実態があるということを認識するべきだというふうに思います。ですので飯島町ではできるだけもう合成洗剤は使わない。できれば町で作っている粉石鹼、町で作っている固形石鹼、

そして販売されている安全な石鹼を使うと、化学物質の使われていないものを使うというふうにするべきであると。これは今生きている私たちではなくて、これから先の未来を担う子どもたちや、また私たちには見えないこれから先に生きていく多くの人たちの環境問題、健康問題に関わる重大な問題だというふうに認識をしております。国は基準を力があるところに合わせます。そのことを桂川さんは強く言っていたと思います。是非、改めてこの合成洗剤の問題、これからしっかり学んで研究をしていただき、今後に町民のためですし、この下流域の皆さんの健康問題、環境問題にも関わることでですので、取り組んでいただきたいというふうに思いますが、先ほどもあの教育長は各地域でこうした講座を開いたらいいというふうにお答えになりました。私も同感です。その点について所見をお聞きをして質問を終わりたいと思います。

住民税務課長

三浦議員さんの言われる地域でのやっぱり取り組みというのは非常に大事なというふうに思っております。ただまああの石鹼も合成洗剤もあのまあ両方とも化学物質であるという認識もまあ是非持っていただきたいというふうに思っております。オーガニックの石鹼もありますけれども、一般的にあのナノジウム酸とか脂肪酸カルシウムでまああの作っておる石鹼というのは合成物質、界面活性剤で30%未満のものを石鹼、30%以上のものを合成洗剤というふうにもまあ定義もされておりますので、ちょっとそんな認識もお願いをしたいなど。それからあのまあ条例の中でなかなか定めるというのは、町長言ったように難しい面もありますけれども、やはり地域の中で如何に石鹼の良いところを、あるいは合成洗剤でなければということも理解をしていただいて、使い方をきちんと理解をして正しい使い方にしていただくことによって、少なくとも環境面はできるだけきれいなものにしていこうと。まあそんなふうな取り組みが大事なというふうに思っております。それとあの条例の問題でございますけれども、国の方の方針も見て見ましても、先ほど琵琶湖の問題が言われましたけれども1970年代でございました。あの非常にまだ合成洗剤も今の合成洗剤とは違ったような成分のものが多く使われていた時代だというふうに思っております。1980年代になりまして、それぞれの専門家の間では洗剤の安全性の論争は解決したとも言われた時代が1980年代でございます。1990年代になりますと環境省が石鹼も合成洗剤もまあなかなか一長一短にどちらがいいとか悪いとかいった判断ができないというものを国会答弁をしております。それだけまあ合成洗剤も環境に優しいような形になってきたというふうなふうに考えております。まあ石鹼は当然良いところがございます。ですから両方うまく使い分けてできるだけ適正な使用量を使いながら、環境に優しい地域を作っていくと、まあそんなふうな取り組みが大事なとそんなふうに思っているところでございます。

三浦議員

終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前12時00分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番 本多 昇 議員

1 番

本多議員

それでは通告に従いまして4件の質問をいたします。1番目の質問です。千人塚公園について。千人塚城ヶ池が全国ため池百選に選定されている。町はこれを観光に結び付けているか、の質問です。飯島町といえば千人塚公園と言うほど地元では知名度のある千人塚公園です、と長野県の観光情報は言っています。その中心にあるのが千人塚城ヶ池です。皆さんは当然知っていると思われそうですが、城ヶ池について少し説明します。千人塚城ヶ池は戦国時代の北山城の堀を利用して昭和9年に作られた農業用のため池です。このため池は与田切水系を水源とし、温水ため池として下流域の七久保と中川村片桐の水田約200ヘクタールに配水しています。池の面積は33,000平方メートルです。七久保・片桐水利組合が運営しております。この千人塚城ヶ池が平成22年3月30日、全国に210,000ヶ所あるため池の中から、全国ため池100ヶ所の1つに選定されました。ため池百選は5項目の視点から選定されています。1、農業の礎、2、歴史・文化・伝統、3、景観、4、生物多様性、5、地域との関わり、です。ため池の多くは長い歴史を有し、農業用水の水源として農業の礎を担うとともに、地域の文化に深く関わっています。また周辺の農地や里山と一体となった多様な生物の生息の場であり、人々にとって安らぎの場となっています。このような地域にとって大切な資源であるため池の役割を多くの人が認識し、皆で保全していくため農林水産省によるため池百選が選定されました。千人塚城ヶ池が全国ため池百選に選定されたのは、保全管理者の七久保・片桐水利組合の歴史と役員の方々の尽力であると思います。施設等の設置も含め水利組合は千人塚公園の町観光振興に力を注いでおります。七久保区では区長を中心に区民から協賛を募り、七久保煙友会の協力でため池を利用した千人塚水中花火を楽しむ会を実施し、町観光に1役買っております。しかし町はどうでしょうか。道路の沿線を含め町のどこの施設にも千人塚公園の看板やポスターがありません。もちろん城ヶ池が全国ため池百選の1つであるということも千人塚へ行ってみなければわかりません。千人塚公園の看板は必要です。あとで場所を提案します。看板もポスターも作らない町は城ヶ池を中心とした千人塚公園を観光資源として考えていないのではないのでしょうか。貴重なため池百選の選定を観光に結び付けているか、町長にお伺いします。

町 長

それでは本多議員の先ず最初の質問、千人塚公園についてでございまして、この千人塚の城ヶ池が全国のため池百選に選定されているわけでありましたが、これが観光に結び付けているかどうかということでございます。今お話にございましたように、様々な歴史の中で千人塚公園は町の代表的な観光地として昔から多くの方々に愛されて親しまれてご利用をいただいていたということでございまして、特に春には桜、残雪の中央アルプスが城ヶ池に映りまして、見事な景観も醸し出してくれております。このような風光明媚な千人塚城ヶ池が平成22年3月、大変まああの城ヶ池の管理者である七久保・片桐水利組合をはじめ多くの地域の住民の皆さん方の熱意とまあご協力をいただいて、先ほど言われました様々な条件をクリアをする中で、農水省の全国ため池百選に選定されたということでございまして、まあ看板等のお話もいろいろ出ておりますが、現地には看板も設置をしてPRに努めてきておるところでございます。それからまた町の観光パンフレットや、まちづくりセンターいいじまのホームページなどでもこのことを紹介するなどして、ため池が、城

	ヶ池がため池百選に選定されたことを発信した観光振興に努めておりますけれども、現実まああの入れ込み客等の結果を見てみますと、なかなか思うようにそのことは結び付いていないということも事実でありまして、そのような実感をしております。
本多議員	是非ですね、看板を立ててもらいたいんですけれども、立てる場所をちょっと提案します。千人塚公園の看板を全国ため池百選の1つであることも含めて、七久保道の駅花の里に大きな看板を立てることを提案します。町長に考えをお伺いします。
町 長	あのまあ新たな提案をいただいたということでありますので、まあ花の里の駅の方はすぐ地元、麓にあるわけでございますので、それはまたあの道の駅の全体の発信に合わせてですね、これからまたあの次の質問にも触れて関係してくるかと思っておりますけれども、いろいろと検討してみたいというふうに思っております。
本多議員	是非検討していただきたいと思います。それでは次の1－2で、千人塚公園は将来に亘って町の重要な観光ポイントになる場所だ。活性化を図るため長期ビジョンの策定が必要だが。の質問に入ります。今の千人塚はマレットゴルフが中心となっていて26年度の利用者は7,622人となっています。これは大変良いことだと思います。キャンプ場の26年度の利用者はたったの74人、テントで38張りです。与田切公園のキャンプの利用者は1,309人でテントの張りは309張りです。釜戸の利用者は4,654人で608基、利用者に大きな差があります。キャンプをするなら与田切公園より千人塚公園の方が自然で良いと私は思っております。利用者が少ないのはキャンプ場の施設に問題があると考えています。与田切公園と比較するとオートキャンプ場の区画整備がなく、釜戸も温水シャワーも炊事場也没有ありません。与田切公園と同様の施設設備をすれば間違いなく利用者は増加すると思います。千人塚城ヶ池はため池として永久に七久保・片桐水利組合が維持管理保全していかなければなりません。千人塚城ヶ池を中心とした千人塚公園も町が観光資源として維持管理し、景観も保全しなければなりません。観光資源を守るには、町長がよく使う言葉で費用対効果、は考えなくても良いと思います。千人塚公園は将来に亘って町の重要な観光ポイントになる場所です。活性化を図るため長期ビジョンの策定が必要だと思います。地方創生総合戦略と併せて検討すべきと考えます。町長の考えをお伺いします。私の考えは後で提案します。
町 長	まあこのあの歴史のある、また非常にあの優れた自然景観を擁する千人塚公園、城ヶ池周辺、これはやはりもっと世に出してですね、あのもう一度また昔の賑いを取り戻すような、まあ賑いといいますとまた当時はスケートの全盛期だった頃に比べてなんですけれども、大変あの格段に入り込み客も減ってきておるということでございまして、これを現実の姿を踏まえて、何としてももう一度活性化策につなげていきたいと、こういうご指摘は私も前々から当然同じような、全く同感でございまして、その中で少し申し上げてまいりたいというふうに思っておりますけれども、少しあの前になりますけれども、この広く観光施設・観光事業を手掛けるこの事業者ともいろいろとあの、複数でありますけれども懇談検討をする機会もございまして、やはりあの異口同音に大変すばらしいところであるというふうに言われておりますが、なかなかあのかつてのあのリゾート全盛時期のような巨額の投資をもってですねこれを開発して、これを打って出ていくという今この環境にはないと、観光全体がですね。まああの特別大きいリゾート地は別でございまして、やはりこれからはあの自然環境、心のゆとりといいますか、そうしたあの部分についてやっぱりこ

の前面に出していく必要があると。で、そのことについてはあのやはり全然またあのコストとそれから効果等を結び付けて考えないというわけにもいきませんけれども、やはりあの基本的にこれからの見通しとしてはやっぱりそういうことだろうというふうに感じて、私もあのそんなふうに思っております。それであのまあ長期ビジョンを立てる、そのためにもどうしても長期ビジョンと基本的な考え方をきちんと立ててですね、それに向かってまあ取り組んでいくということが大変大切でございまして、このことはあの最近とみにあの他の観光地もそうでございますけれども、外国人観光というものが非常にこれはあの日本の観光地に押し寄せてきております。まあこれはあの円安というようなことの影響もあるわけでございますけれども、同時にあのこのインバウンド観光というものが非常にこれは国、まあ長野県もそうでございますけれども、脚光を浴びるようになりました。これは外国人相手にした観光対応ということでございまして、まあそうしたことを考えて、それからまた今度のあのいずれ来るリニア時代を含めてですね、まあ奥座敷というか玄関口とかまああの辺に位置するこの伊那谷、特にあの上伊那もそうでございますけれども、やっぱりあのそれを踏まえて連携をとっていく必要、対応していく必要があるのではないかとところで、この千人塚観光というものも、これはあの近隣にはロープウエーやいろいろあるわけでございますけれども、これからは点的に考えるだけでなくで連携してやっぱり考えていくと。それから長野県自体もいろんなあの新しい補助制度もなんかまして、滞在型の部分と日帰り型の部分とでこう、何点かこう巡り回ってやっていくというようなことに力を入れて、その補助政策も打ち出されたということでございますので、是非その辺のところを後期計画それから戦略的にもこの考えてですね、やっていきたいなということで取り組んでおります。で、その1つにあの今この西部山麓一帯は中央アルプス県立公園という形に位置付けられております。で、あの長野県にはご承知のように3つの国立公園があるわけでありまして、北の方ではあの、前は北アルプス国立公園が1つ上信越と北アルプスに別れました。そして今はこの目の前にある南アルプスでございまして3つの、でこれはあのこの中央アルプス県立公園でありますけれども、見た目では確かにこれはあの100メートルから200メートルぐらい標高が違いまして、3,000メートル級はこっちにはないわけでありまして、いずれこれはあの劣らないこの景観を有しております、そのことが非常にあのまあ特にインバウンド観光、ここに住んでおる者はなかなかわからないんですけれども、外から来た人はこの非常に2つのアルプス素晴らしいという形で、町もこの2つのアルプスが見える町をこれからもやっぱりメインに入れていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、私もあのリニアの議論をいろいろこの受け入れをどうするかということに対して郡の立場で、飯田線沿線自治体会議ということに参加しておりますけれども、いち早くこれはあのやはりあのインパクトの部分でこれを国立公園に指定替えをしてもらったらどうかということを訴えてまいりました。であの新聞でもご承知かと思っておりますけれども、ついあの2週間か3週間ぐらい前になりますけれども、信濃毎日新聞で報道されておりますが、この中央アルプスとそれから御嶽山の一帯を両方ともこれは県立公園なんですけれども、これの指定替えを検討すると。それからもう少しまあ登山道の整備であるとか、環境整備だとかいうことについても県として力を入れていくというような報道がなされて、いま審議が始まっておりますので、まさにこれはあのそうした方面への一歩まあ脱皮をしていくと、それで非常にインパクトが、こ

れは外国人からして見ると国立公園と県立公園では全然イメージの捉え方が違うというアンケートも出ておりますので、そんなことをしながらあの、特にあの大きな観光施設のあ
る駒ヶ根の市長さんとか伊那の連合長市長とかいろいろやってきましてだいぶご理解を
いただくようになりました。ただちょっとあの規制の部分が少し強まるのかなと、環境省の
所管になりますから。いうことも心配されておりますけれども、現にあの他の国立公園で
はロープウエーもあり、それから特に全体がこれはあの中央アルプスも南アルプスもジオ
パーク的な要素を持っておるわけでございますので、大きい意味でまあひとつそのことを
是非進めたいなというふうに思っております。ちょっとあのちなみにここにあの県立公園
の指定の県の地図があるわけでございます。また後ほど見ていただきたいと思います、
ちょっと小さいんですけども、今この中央アルプス県立公園の中でずっと里の方へ降り
てきて飛び出して、まあ飛び出しておると言っちゃ言葉は悪いんですけども、この城ヶ
池を含めた与田切溪谷が飯島では県立公園の区域に自然公園に入っていると。駒ヶ根のあ
の菅ノ台近辺や伊那や全然これ入っておりません。本当にあの中央アルプスの稜線に近い
麓の部分だけという形になりますので、このことはまさにあのこういうことが指定されて
きた歴史というものは、もう一度これは改めてその思いを考えていかなきゃいかんのじゃ
ないかなというふうに私も住んでおってそういうふうに思っておりますので、是非また本
多議員のまたお知恵も提案をいただきながらですね、この長期計画の中でどう位置付けて
いくか、いろいろあの対応の問題もあるかと思っておりますので是非ご理解をいただきたいとい
うふうに思います。

本多議員

今私が考えているのはですね、今町長が言ったのと全く同じような感じなんですけど、
与田切公園、千人塚公園、シオジ平の一带をですね1つのエリアとして整備するというこ
とで、いきたいと思っているんです。昨日ですね竹沢議員が要望した横根山林道の整備計
画を立てて、国・県の補助を受けてシオジ平まで早期に開通させる。これは大事なことだ
と思っております。それで与田切公園については与田切りバーサイド計画がありますけれ
ども、それを参考にして復活させると。これ千人塚公園についてはちょっと具体的に5件
提案しますので聞き取ってもらいたいんですけども、後から意見聞きます。すぐやらな
くてもいいことですね。

1、千人塚公園を宣伝するため千人塚公園の看板を立てる。ポスターを作成する。パン
フレットを作成する。パンフレットについては観光バスが来ても千人塚の受け付けでガイ
ドから資料を要求されても何も渡すものがないと受け付けの人が困っております。です
からパンフレットをどうしても作成したいと思っております。

2、キャンプ場の利用者を増加させるためキャンプ場の施設を与田切公園と同じにする。

3、100人くらい大勢の人が飲食できる東屋を建てる。細長い東屋を建て、中に2列
の配置で釜戸20箇所を造る。1箇所だいたい6人ぐらい座れるところ。釜戸があるため
炭と鉄板を持っていけば焼き肉でも何でもできる。屋根があるため雨天でも利用できる。
もうひとつ20組同時に個人グループで利用できるし、夏の小学校の課外活動、雨心配が
なくてここでもできる。ということでこの東屋。それで長期的にはですね周辺の土地の取
得。周辺を町が管理できるように土地を取得する。特に公園の東と南側、駐車場の拡張と
か施設の誘致建設のために取得するということです。

それで5番目、県・国の福祉施設、研修施設を誘致する。民間主導を建前としている当

町です。町として施設は絶対作らないと思っております。だから取得した土地に誘致を
すると。という5つのとりあえず提案します。町長の考えをお伺いします。

町 長

まあ5つと言われましたけれども、いろんなこう角度からまあ提案をされて、まあ少し
あのハードルの高い部分もあるかと思えますけれども、あの夢は夢として実現に向けてい
くのがやっぱり1つでも2つでもということに思いは同じだと思えますが、あのしっかり
その辺のご提案いただきました项目的なことも戦略の中でも議論しながらですね、ひとつ
検討してまいりたいというふうに思いますが、ただ1つあの常に思っておることでありま
すけれども、このインフラ関係で、あそこはまあ県道千人塚公園線というまあ県道なんで
すけれども、あの北村の上通りから入り口にまあ大きい中央道のボックスがあります。そ
れで当時あの中央道開設の時には大型バスも通れるようにということで、あれだけのあの
スパンでまあ橋脚を広めていただいておりますが、あの現在、県道飯島飯田、県道から
上へ上がっていくになかなかそれが難しい状況があるわけであります。北街道のあのガソ
リンスタンドの旧道に突き当たって右折するにもなかなか大変というようなこと、それか
ら次のまたクランクも同じようなことで、できればあの天神松線あたりを広めて、もう少
しスムーズに上がれるようなことということで前々からちょっといろいろ県とも協議した
経過がありますけれども、なかなか資本整備の関係で進んでおりませんけれども、あの公
園線の一部はまあ、ああいうふうに改良されていんですけれども、ちょっと問題はその交
差点だなというふうに思っておりますが、どうもその辺が見通しがつかないと、今言った
100人何人という誘客をしてバスが入ってくるようになりましてですね、難しい面が
あるんじゃないかと思えますけれども、まあご提案はご提案としてひとつ受け止めさせて
いただきます。

本多議員

是非あのいろいろ計画を長期ビジョンを建ててもらって、あの千人塚公園を盛り上げて
もらいたいと思います。それでは次の質問に入ります。2番目の質問です。空き家対策に
ついて。空き家対策特別措置法が全面施行されました。町はどう対応するかの質問です。
空き家対策の推進に関する特例措置法の概要を見ますと、法の背景には適切な管理が行わ
れていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼして
おり、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応
が必要があるとなっています。2つの定義が示されております。1つに空き家等、2つに
特定空き家等です。私が問題とするのは特定空き家等です。特定空き家等とは、1、倒壊
等著しく保安上危険となる恐れのある状態、2、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、
3、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、4、その他周辺
の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、以上4つが特定空き家
等の定義です。25年9月に廃屋対策について、26年6月に空き家等の実態調査につい
て、定例会で一般質問させていただきました。26年6月の定例会で空き家件数191件、
その内危険建物21件、の報告がありました。この危険建物が特定空き家等です。町長は
何らかの手段をもって規制していかないと、野放しでは解決できる問題ではないと感じて
いるとのことでした。しかしこの1年間町の対策はなく野放しな状態が続いております。
5月26日全面施行されたことにより、市町村は特定空き家等に対しては除却、修繕、立
木・竹の伐採等の措置の助言、または指導、勧告、命令が可能。更に要件が明確にされた
行政代執行の方法により強制執行が可能となりました。この法律により各自治体は対策に

町 長

取り組みやすくなったと思います。空き家対策特別法が全面施行された。町はどう対応するのか町長にお伺いします。

次のご質問は空き家対策でございまして、お話にございましたように空き家対策の特別措置法がこの5月26日に完全に施行されました。法律の内容につきましては今縷々お話にございましたので、繰り返しては申し上げませんが、いずれにいたしましてもあの法的にこの市町村が取り組むまあ責務と、それからそれに対する国、県の支援策が講じられたということと同時に、よりあのその所有者の方の責務が義務化が強化されたというふうに受け止めております。町もそうした現実が実際問題あるわけでございまして、でこのことはまあ何とかしなきゃいけないということで、1年前からも言っておりますが、あの頭の中にはこの施行がもうすでに法案準備がされておりましたので、その様子をみてというようなことの答弁もさせていただいております。それでまあごくあの身近な具体的な動きといたしましては、今朝もそれから今日のお昼もNHKのニュースで流れて、長野県版のローカルで流れておりますけれども、いよいよ近くあの県が主体となって開催をされます空き家対策の連絡協議会、連絡会議が開かれてまいります。当然あの町もそれに参加をしていろいろと空き家に関するデータベースの整備といったようなものを、かつてのまあ実態調査等を踏まえて、町の情報ネットワークの中へ入れ込んでまあ進めていくというふうに考えておりますが、今あの県下の中で条例制定市町村が13というふうに先ほど報道されておりました。飯島町は当然これ入っていないわけでございますが、今度のこうしたあの県の考え方もちょっと市町村によってバラバラであるというようなコメントも出ておりますので、当然のことながらこれはあのひとつの条例化によってお互いの共通の認識の上に立ってその対応もやっていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、ちょっとご質問の中には出ておりませんが、前向きにそのことに取り組むべく検討を始めたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

本多議員

今、条例についてその質問していないと言ったんだけど、前の段階で駒ヶ根市は検討しているから町もどうだっていうことで確か言いました。それが町は一向にそれには対応してなかったということで、まあ今回対応するということですので、是非あのしっかりやってもらいたいと思います。それで上通りの自治会もですね、明らかに特定空き家に該当する物件が2件あります。強制撤去を是非早急にさせていただきたいとよろしく願いいたします。

それでは3番目の質問です。耕地・自治会呼称名の統一について。3-1、住民意識調査結果を受けて呼称名の統一を推進するかという質問です。住民意識調査の結果は自治会に統一するが47.3%、自治組織に任せ町全体で「自治会」を使う13%、自治組織に任せ町全体では「耕地」を使う8.4%、今まで通りが26.4%が結果です。自治会に統一と自治組織に任せて町全体では「自治会」を使うが60.3%となりました。地区別では飯島地区が56.4%、田切地区が47.6%、本郷地区が49.5%、七久保地区が75.1%です。年代別では10代の人が66.3%、20代が57.4%、30代が56.5%、40歳代が58.4%、50歳代が67.8%、65歳未満が66.4%、70歳未満が65.0%、70歳代が53.2%、80歳以上が53.5%で、細かく調査していただきました。七久保地区では自治会に統一する方が多い、が59.0%、自治組織に任せて町全体では「自治会」を使うが75.1%となりました。これは七久保地区

が自治会に替えて良かったとの裏づけと私は考えます。自治会に統一が60.3%、今まで通り「耕地」でよいが34.8%、住民意識調査から自治会に統一すべきと考えます。町が自治会に統一すると言えば七久保地区のような苦労はありません。住民意識調査を受けて呼称名の統一を推進するか町長にお伺いします。

町 長

耕地・自治会の呼称名の統一の件でございまして、まあ再三質問をいただいておりますけれども、今回のまあ5次総に関連しての実態調査の中で、20歳以上男女2,000人を対象といたしました。それぞれ数字のご報告のとおりかと思えます。で、全体としてまあこの調査結果では呼称を統一した方がよいと、この自治会に統一した方がよいというのが47.3%ということで、前回のあの30%台よりかなり多くなってきております。特にあの先行した七久保地区においては59%というようなことで、当然のことかと思えますけれども高い結果になっております。でその以外の地区ではどうかということになりますと、それぞれ今お話に数字にあるかと思えますけれども、やっぱりあの統一した方がよい、今まで通りがよい、それぞれ拮抗しておる状況もございまして、町といたしましては今回のこの結果を受けて、やはりあの地区ごとに考え方が違うという現実もあると思えますし、それからいろいろ今までもあの区長さんや関係の皆さん方とのこう話合いをしてみると、頑なにこの統一にこだわるという地区の意見もあるわけでもございまして、なかなかまだ全体的にこの統一して、特に自治会への移行というものに前提をしての意識浸透がしきっていないというふうにも判断をいたしております。従ってあのこれあの町なり町長の方から強制的にというか、まあ一刀両断的に統一するというこの強い権限をもってやっていくという趣旨ではございませんので、今後ともそうした1つの世論の背景を踏まえながら、各地区やそれから耕地・自治会の自主的な考え方を尊重しながら、まあ町としても引き続き投げかけは行っていきたいということでございまして、まあそれじゃちょっと手ぬるいじゃないかというふうにまあ、本多さん議論の言われるかと思えますけれども、やはりあの無理をして、このことは強制的にというわけにはなかなか行政としてはいかない面もあるということをもまあ是非ご理解をいただいて、そんなことで今後とも投げかけてまいりたいというふうに思っております。

本多議員

このアンケートがですね余りも細かくやりすぎたから、こういう結果になっておると思います。それで2者選択でね、自治会、耕地、2つで何かアンケートの形がとれるときがあったらですね、2つでやればよいと思う。それを是非実行してもらって過半数を越えたら自治会に統一するとか、はっきりそこは謳ってみんなであの検討すればいいと思いますので、是非、統一に向けて推進してもらいたいと思います。

それでは4番目の質問です。耕地・自治会担当職員の利活用についてです。3月の定例会の一般質問において、地区・耕地・自治会担当職員について質問しました。通告書の質問要旨の担当職員が耕地・自治会未加入者に広報等の配布ができないかの質問をせずに終わってしまいましたので、改めて質問します。3月の時、職員の負担が大きく、大変であれば形だけの担当職員の配置は廃止した方が職員のためにもよいと考える、との質問に対して、町長は、担当職員はいろいろな中身の中で活動しているので形だけの担当職員の配置ではないと思っている。担当職員を利活用していただきたいとのことでした。私もいろいろ考えました。呼ばれないところへ行って耕地や自治会に迷惑なので、行政との橋渡しを目的とする積極的な行動として耕地・自治会未加入者に広報を届けいろいろ意見を聞く

	てくる。留守ならポストに入れてくるだけでも住民サービスになります。これならば耕地や自治会に迷惑にならず、逆に感謝されると思います。担当職員が耕地、自治会未加入者に広報等を届けることを提案します。町長の考えをお伺いします。
町 長	耕地・自治会の担当職員のまあ利活用ということに関して、耕地等への未加入者の広報配布の職員配布の提案でございます。まあこれもあの今までも再三、本多議員からの考え方をお聞きしてきておるわけでございますけれども、いずれにしても町が公に発行する情報広報誌でございますので、できるだけ耕地に加入、加入でないに関わらず是非読んでいただきたいと、身近に感じていただきたいという思いは同じでございます。ただ技術的にそのことがなかなかこううまくいかない面があるということでございます。この未加入、アパートなんかも含めてですね、未加入者相当あるわけでございますけれども、これはまあ職員対応でということになります。これはあのそれぞれの耕地というエリアによって非常に未加入の多いエリアと、区と地域とそれからそうでないところとあるわけでございます。あの全体的な広報の配布としては店先やなんかも含めてあの担当職員が手を煩わしておるわけでありまして、そこから末端のことということになるわけでありまして、まあこれはあの町の広報、それから議会報、それからその他のいろんな配布物もあるわけでありまして、定期的なもの、臨時的なものまあいいろいろあるわけでございますけれども、これをすべてまあ並べて全戸に職員の手を煩わして配るという負担を求めることは現実的にはちょっと厳しいなあというふうに私は受け止めております。ただあの中にはお願い、お話し合いによって未加入世帯であっても、特にあの在部が多いわけでありまして、総代さん、自治会長さんの手を煩わしてそっちへもまあ届けていただいておりますという地区もいくつかあるわけでありまして、まあその辺も含めて今後あのそういうこともお願いをしながら、できるだけ広報が身近に感じられるような配布方法でひとつ努力をしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。
本多議員	町長が利活用を考えてくれということで一生懸命考えたんですけども、この他に実際何もしていない担当職員が実際ありますので、これをそのままにしておいて、そしてその配置が、配置はもうやめろといいながらも利活用してくれと言われたからこういうことを考えたんですけども、それがだめだということになればどういう、要するにどういうことが利活用になるかちょっと町長に逆に聞きたいと思うんですけど。
町 長	あの広報はまあいろんな店先それから公共施設へ置いて、まあ目に触れていただいて携わっていただくということであります。それからあの耕地担当制、まあ区もそうでございますけれども、いわゆるあの地域とのパイプ役の中で、これはあの一概にこれだと決めつけるわけにはいきませんので、特に地元出身が多いわけでありまして、その辺の情報収集であるとか、それからお手伝いができることだとかいうその運営、取り組みに関してまあご活用をいただきたいということでありますので、このまあ町への公文書の収集事務はやっておるわけでありまして、1戸1戸に対するとこまではちょっとなかなか無理かなというふうに思っておりますので、これはやはりあの心のボールの投げ合いではありませんけれども、やっぱりあのそこにひとつのコミュニケーションをとっていただいて利活用いただくというのが筋でございますので、そんなふうにひとつお考えいただきたいと思います。
本多議員	それじゃあの担当職員が自分でいろいろ考えて、是非、自治会・耕地の役に立つように

動いていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ちょっと時間が早いんですけれどこれで質問を終わります。

議 長
10番
坂本議員

10番 坂本紀子 議員

それではラストバッターとなりましたが、一般質問を行いたいと思います。先ず初めに飯島駅周辺の活性化の取り組みは進んでいるのかという質問であります。平成25年11月にまちなか活性化協議会が商工会関係者、上伊那JA、観光協会、区長、地域づくり委員、医療生協など10人のメンバーで立ち上がりました。駅を中心とした旧コスモ21跡地までの商業、医療、飲食など人の流れ、交通の流れ、空き家の問題を含め活性化をどのようにしていくのか話合われ、そろそろ形が見えてきてよいのではないかという思いの中で、このテーマを選んで質問いたします。大きく3カ所をお聞きしたいと思います。Aコープ飯島周辺と飯島駅周辺、それから総合ケアセンターいいじま周辺です。最初の1-1としてAコープ飯島周辺であります。現在JAのガソリンスタンドが153号線のバイパスに移転して、周辺が広くなりました。このスーパーは建物を上伊那JAから借りて営業しております。しかし建物は耐震がなく老朽化しております。上伊那JAは現在駒ケ根JAの移転で多額の投資をしており、他の店舗の改築などにはすぐに対応できないというお話しでした。スーパーの経営者の方にお聞きしましたら、Aコープという名称は使用できるが仕入れの何割かはAコープ商品にしなければいけないので、利幅が少ない中で営業していると言われました。飯島駅周辺ではスーパーはここしかなく、近所の高齢者や飲食店、子育て世帯の方ではなくてはならないお店だと聞いております。商工会としても精いっぱいサポートしたいと言われました。またこのスーパーの2階は会議場でもあり、大人数でも対応でき、1階スーパーで作った料理を2階で宴会に使うという対応もしております。この周辺の活性化の取り組みは今後どのようにしていきたいと町は考えておられますか。

町 長

最後の質問者であります坂本議員のご質問でございますが、先ず駅周辺の活性化の取り組みについて、具体的にあのAコープ飯島店の支援等に関連してのご質問をいただきました。このAコープ飯島店につきましてはご承知のとおりでございます、生鮮食料品を取り扱っていただいております。かつていくつかありましたこの食料品店が随時まあ廃業されてなくなってきた現在、どうしてもこれはあの地域にとってなくてはならないお店であると、店舗だというふうに考えております。当然まああの今までもいろいろとそのことに関して、あそこの古川さんというまあ具体的に申し上げますけれども経営者の方、それからJAのサイドの職員の皆さん方とも話合いをしております。今後とも営業を継続をいただけるという確信を持っておりますけれども、町といたしましてもこれはあの、まちなか活性化における特にあの駅前周辺ということの活性化策にも含めて大変重要な施設の1つというふうに捉えておりますので、そういう視点で建物の所有者であるJA上伊那とそれから施設の運営である方の施設利用等との関係を今後とも常にまあ方向性、存続という前提のお願いの中で方向性について協議をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますが、今あの具体的にあの店舗をどうする、当然あの古くなってまいりましたけれども、これからあの多目的な部分も含めてというお話の構想は若干あの間接的には聞いてはおるんですけれども、まだ具体的なものは何ひとつございませんし、それから今お話にござい

坂本議員

ましたように、駒ケ根店でだいぶ大きな改造、改修作業を実施を今しようとしておるわけ
でございます、当然あっちもこっちもというわけにはいかんだろうというふうに思っ
ております。でこれはあの飯島駅周辺の活性化ということでございますし、またこれとは別
にあの町の駅構想も今空き店舗利活用の中で進めておるといようなことでございま
すので、いずれにしてもこれは駅前、ＪＲのこの店舗も含めて商業的にも核になる場所
でございまして、今後とも協調してひとつお願いしてまいりたいというふうに考えて
おります。

提案なんですけれども、あの２階の会議場がですね、まあ夜は宴会に使うとかまあ会議
も昼間より夜の方が多いと思うんです。それで２階の会議場を子育て支援センターに
というのもひとつの私は案だと思います。それとですねあの古川さんの方からですね、お客
さんには高齢者の方が多くて一応ベンチは外に出してお休みはできるような態勢はとっ
ているんですが、もう少しあの高齢者が休んで、お茶を飲んで、来た方同士が話がで
きるスペースがあればいいというふうな思いがあるんだが、私の店は現在はそういう
もうスペースは手いっぱい取れないと。なのでそのまあ移転、移転というか今のスー
パーを変えることになればそういう場所も欲しいというふうなご要望もあります。
がまあその支援センターと高齢者が共に休めるってということで、会議場でなければ
その今現在の駐車場の位置がとても広いので簡単なプレハブみたいなものでもいい
のではないかと思いますけれども、こういった提案に対して町長はどのように考えられ
ますか。

町長

まああのＡコープの施設、特にあの行政、町の方もまあ個人的にもいろいろの
団体でそうだと思いますけれども、２階の利活用というのはかなり頻繁にあるん
だろうと、非常にあの利便性が高くてありがたいと思っておりますが、古くな
ってきておるといことで。それであの子育て支援センターの考え方、昨日も
あの中村議員さんの質問でも触れておりますけれども、あの第一義的にはや
っぱりこの行政中心の集まる、まあ具体的にはあの文化館というふうな
話合いの中で今やっておりますが、それにしてもいろいろ課題もあるとい
うことで。であの近々のうちにこの施設が改築というふうなことが出されて
おればまたそれはそれとして、今のご提案の中もひとつ含めた形の中で
できるかと思いますけれども、ちょっとまだあの五里先の話だといふ
ふうに思っておりますので、どうも今の現状から見ますと、そ
ちらの昨日中村議員にお答えした内容を検討を進めるのが先かなとい
うような考え方でおりますので、ご提案はご提案として受けとめてお
きたいと思っております。

坂本議員

はいでは提案ということで考えてみていただきたいと思
います。あの確かに現在、駒ケ根の上伊那ＪＡが、何とい
うか駒ケ根にあるのが移転することで多額の資金がいる
といことで、上伊那ＪＡとしてももしあの今の現在の
あの飯島Ａコープを建て替えることになれば、その駒
ケ根の事業が終わって落ち着けば協力することにはやぶ
さかでないとい、これは古川さんの方のお話なんです
けれども、そういうことも言っておりますので、あの
早急といふわけではなく、今後のことも考えて上伊
那ＪＡさんそれから古川さんと話を詰めていた
だきたいと思っております。

それでは１－２としまして、総合ケアセンターいい
じま周辺についてです。昨日の新聞に愛称が「こす
もわくわく広場」と決まったと書かれていました。
先日の５月２５日にここで周辺地域の活性化を考
える住民有志の会が中心となり、月１回の定期市、
名前を「こすも市」と名付けて開催しました。県
の元気づくり支援金の補助を受けてのスタートで
す。出品物は野菜、苗物、切花、鉢花、農産物加
工品、お菓子、衣類、雑貨、手工芸品、飲食

でした。医療生協全体を「やまなみ」という名前で呼んでいるんですけども、この「やまなみ」の施設の一部を借りてハンドマッサージ、健康チェック、囲碁が行われました。このように様々のジャンルから総勢22区画出店され、朝10時オープンでしたが昼ごろにはほとんどのお店の商品が売り切れ、幸先のよいスタートとなりました。アイタウンの飲食店も協賛していただき、1食500円でランチを提供してくださいました。お店によっては列ができたと同っております。また文化交流部会の皆さんが手作りで作った特設ステージでは和太鼓やキッズダンス、二胡やフルートの演奏、踊りや歌、マジックなど11団体の出演があり、最後に「いいねいいじま」でみんな踊って盛り上がりました。子どもから高齢者の方まで幅広い年代の方が出演し、そして訪れていただき、約1,000人の人出があったようです。ここはあのもう入居していらっしゃる方もいるというまあ福祉施設なので、クレームがくるのではないかと心配しましたがけれども、入居されている方々もお部屋から出られて楽しんでいたということでした。駐車場係やテント張り、備品の搬入などご協力いただいた多くの方々にこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。次回は6月27日土曜日に開催する予定であります。それでですねあのこの反省会で出た意見は次のようなものが出ました。元気のない飯島と言われているので予想以上の人出でびっくりした。訪れた方は町外の方も多く幅広いPRの効果もあった。地元の農産物出店者は次は何を作ろうかと励みになる。このようにあのいろいろな意見が出ました。町内の方でも私も出店したいがお願いしたい、という方もいらっしゃいました。このように出店者も訪れる人も面白がって楽しんでくれました。ここに活性化を進める隠れたアイデアや行動力があると私は思っています。継続は力なりと裏方で協力していくつもりですが、町はこの「こすも市」をどう捉え支援していくのか、また育てていくのか町長の考えをお尋ねしたいと思います。

町 長

はい、次のご質問は、去る5月に24日開催されました「こすも市」に関連して、今後の町の支援の取り組み等についてでございます。長年のまあ懸案でありました旧コスモ21の跡地利用も、上伊那医療生協により「ケアセンターいいじま」に生まれ変わってまあ建設をされて、いろんな面で再び活気が戻ってきたということは大変まあありがたいというふうに思っております。今、24日開催された「こすも市」、まあ縷々大変お話がございまして、大変多くのまあ予想以上の参加者と協賛者をいただき、それから多彩なまあアイデア、企画の中で出店者それからステージを飾っていただいたそれぞれに大変ご苦労をいただいて、大変あの大盛況であったというふうに私も嬉しく思っておりますし、また坂本議員も商業部長の責任者としてご尽力をいただいたということで感謝しておるわけですが、やはりあの継続は力なりという形で、私も常にこすも会議の中で言っております、それ以上に関係した皆さん方も毎月開催したいということで、すでに秋までの日程が月1回の日程が組まれておるわけでありますので、今回参加していただいた方の関係者以外にも今度は参加したいというような力強いこの意思表示もしていただいておりますので、是非ひとつ町は、これはあの実際的には「こすもづくり会議」が主体となってやっていくイベントでございますので、町が直接運営経営にタッチするという事業ではございませんけれども、人的応援の問題、それからいろいろとこれにはあの資金の問題もこれに至るまでは、国・県を通じて様々な制度の中で一緒になってその得られるような、援助が得られるような努力をしてきたつもりでございますので、今後とも必要に応じてその辺のと

坂本議員

ころは一緒になってまた考えて、この賑わいがずっと長続きをしていくような取り組みを是非また町民の皆さんご協力をいただきたいというふうに考えております。以上です。

私自身もあの2度目のテナントを、皆さんにどうしますかと言った時に、もう少し、3分の1くらいの方はまあ考えるかなあと思ったんですけども、皆さん出ていただけということと、また出た方たちが別の方も出たいからあの出してほしいということで、同じくらいないテナント数が次回も出られることとなりました。で、次回の場合は夏になりますのでアイスクリームのようなそういう冷たいものを出せるお店も出して欲しいという要望もありまして、すずらん牛乳さんの方に打診をして、一応、次回出ていただけることになりましたが、この出店した方々を分析しますと、本当にあの元々あの飯島に居た方たちではなく、アイタウンとかですね、町外からこの飯島町に来て住まれて、まあ数年経たれている方などが、そういうテナントに出ている方が結構いらっしやいまして、そういう方たちのその活力というか、若い力とかあのアイデアなどで盛り上がってきたわけです。であの、この、まちなか活性化協議会の中ではこの総合ケアセンターいいじま周辺の取り組みとしては、あの駅前だけではなくその周辺だと思うんですけども、そちらの方にまで動線としてはつなげていく新しいアイデアとか、そういう考えはないんでしょうか。そこら辺はどうなっているんでしょうか。

産業振興課長

まちなか活性化協議会の中にもケアセンターいいじまの関係者も入っておりまして、協議会の中でも、駅前からアイタウン周辺までを線的に結んで活性化につなげていきたいと、そういう意見が出ておりまして、その方向で検討しているところであります。

坂本議員

今あの唐沢課長が言われたことはまあ、考えていくといっても商店がその153号線沿いにはまあパチンコ屋さんとお米屋さん、という感じでまあ少ない、あと食べ物屋さんがありましたけれども、あのそういう感じで、どういう形でつなげていっていかっていくことはすごくこれからのテーマではあると思いますが、まああの1つ、コスモ21がまあ甞ったという形の中ではいい取り組みだったと思うので、これもその活性化協議会の中では今後につなげていく1つの材料としていただきたいと思います。

次に1-3であります。飯島駅周辺の活性化ということであります。今まで多くの議員から意見や提案がされてきております。まちなか活性化協議会では昨年冬、地域の地域づくり委員会と協力して、飯島駅前広場にイルミネーションを飾りました。このイルミネーションは一昨年まで与田切公園で夏の終わりのイベントとして飾られていたものです。飾られた期間も好評で1月中くらいには終わりにしようと思っていたらしいんですが、1月末までは駅前広場で輝いておりました。その期間中にです新しく開発したアップルシードルを使ったカクテルを飲もうと8店舗が協賛して、カクテルを提供しておりました。しかしこれは飲食店の方々だけでした。道路に面していないところは駅前の奥の何軒かは空き家が増えておりまして、このままでは住宅地となっていくのかなと私は心配もしております。また人の流れを変えることはできないのかとも思っております。駅前の活性化は商業者の実態を商工会や税理士の方に聞いて、まあ活性化に対する考え方を聞いてみましたが、その中では、跡継ぎのいない店は元気がなく現状を維持するのが精いっぱい。イベントは一過性のもので時間を取られる割には売上に繋がらない。商工会としては個々の経営指導に力を入れていてイベントは重要とは思わない。力のある事業所は自分で経営努力をして売り上げを伸ばしており、商工会に入っていないところもある。というお話が出

てきております。実態を知ってもこれといった私自身も解決策が見つけれませんが、しかしこの3カ所、今言いましたコスモの跡地、それからJA飯島、それからあのこの飯島駅という3カ所の活性化を図り、また町内の商業者をまとめ売上につながる仕組みづくりを提案し、引っ張っていくことは、1つとして商工会の仕事ではないかと私は思うわけです。何人ものあの関係者と話す中で感じたことはですね、売上につながる仕組みづくりということに対して、あの少し商工会が積極的ではないというようなことを思うわけです。町としては人が集まれば活発になり、お金も落ちていき、そのためにはイベントも1つの考えであるという中でまあイベントを打つわけですが、商工会の方はですね、あの商工会というか商業部の人たちはイベント、まあ商工会のトップはですねイベントはあまり重要とは思っていないというふうにおっしゃって、それよりも個々の商店の方たちのやる気と経営努力の方が先であるというふうにあの言われてしまって、ちょっと私としてはそうかなと思うわけです。でまたあの体力のないところは仕方がないのではないかなという、どこかあの積極性に欠ける発言も飛び出したりして、なんとかならないのかなと思うわけです。町はあの以前ね、あのそういう中で町の活性化の中ではあのその活性化協議会の中では湯澤さん、現在ある湯澤商店さんの下を借りて新しい取り組みをするというお話も聞いておりますが、現在のその進行状況とまたあの駅前周辺の取り組みはどんなふうな形でやっていくのか。また今言ったような商工会の考え方とあの活性化に対して違うというところで、それをどうやって埋めて、共にあの町と商工会それから個人の商店の方たちが共にうまくあの生き残るような道を探っていくのかということ、その点は町長はどのように考えているかお尋ねします。

町 長

次は今度はあの駅前周辺の活性化に関してのご質問でございます。まああのいろいろ取り組んでおる中で、やっぱりあの身近なこの商業・商店の方、それからそれをまあ管轄する商工会の考え方に少しまあ差異があるんじゃないかなというふうな、関してのご質問だと思いますが、このまちなか活性化につきましては昨年度まちなか活性化協議会がいろいろとあの事業調整をいただきまして、Iネットや飯島地区の地域づくり委員会によるイルミネーションが行われて、大変あの好評でありすばらしいイベントだったというふうに思っていて、評価も高く長期間やっていただいたということに感謝しておりますし、それからこのイベントに併せて、飯島駅周辺の飲食店9店舗が記念カクテルを販売していただくなど取り組みを自ら行っただきまして、まちなか活性化、駅前広場を中心にした活性化に一役買っただきまして感謝しております。であの初めてのまあ取り組みでありましたために、かどうかはちょっとまあわかりませんが、商工会との連携不足というものが、やっぱり現実の問題として否めないという状況ではあったかと思います。ただあの何人かの商業者は次回からはできる範囲内で協力したいということも伺っておりますので期待しておりますけれども、その中であの本年度計画しております町の駅計画、これはまたあの後ほど課長からその進捗状況を申し上げますけれども、その中でまあいろいろとまたあの賑いに結びつくような取り組みを更に詰めてまいりたいというふうに今準備をしておりますけれども、やはりあの中心商店街、かつてのまあ賑い振興の一番の拠点でありますので、商工会や地元の商店街の皆様とも意見交換を行って、やはりあの守りの姿勢、まあいろいろあの厳しい現実があるかと思いますが、是非ひとつこのチャレンジしていく、打って出るようなひとつの姿勢を持ってほしいなあというふうに私自身も思っております

し、それからまたあの折あるごとに商工会の方にもそんなことをお願いしておるわけですが、なかなかあの現実が厳しいということの中で縮こまりがちというふうには私自身も受けとめておるわけですが、でそうしたことに取り組みによってまあ相乗効果が生まれてくるような仕組みと一緒にあってまた考えていきたいというふうに思っておりますが、それであるこの運営主体であります、まちなか活性化協議会というのは会長さんは実は商工会長さんでございまして、いろいろまあ連携をもっとお願いしておるわけですが、このメンバーには商工会長さんのほかには副会長さんや、それから事務局の方もメンバーに入っていたいておりまして、商工会の考え方いろいろあるかと思いますが、先日、商工会の年に一度の通常総代会という、まあいわゆる総会でありますけれども開かれまして、私もご案内いただいて議長さんとともにまあ出席をさせていただいて、あの関係の議員の皆さん方も出席をされたかと思いますが、今年の事業計画方針の中で会長さんほか、とにかくあのもう一度気持ちを引き締めて活性化を図るべく商工会としても行動したいと、そしてまた事業計画の中にも強くそのことが決意として打ち出されておるというふうに文面になっておりますので、大変期待しております。そのことがまあ事務局も含めて広くまあ共通の認識の中で浸透してほしいというふうにまあ期待をしておるわけですが、いずれにしても厳しい状況はあろうかと思えます。まあ連携をとりながら、今度はこのまちなか活性化、駅前中心広場の活性化についても、先程のコスモ21の跡との連携も含めてやっぱりあの振興策を図っていかねばいけないということで今進めております。少しあの赤坂の方が先行いたしましたので、こちらの方がそれに伴ってまあ考えていくという段階、次の段階になりました。その内容につきましては担当課長の方から申し上げます。

産業振興課長

町の駅の進捗状況ということでございますけれども、まちなか活性化協議会につきましてはあの企画・立案・調整というような会議でございまして、いろいろな団体の代表者の皆さんがお集まりいただいて、駅前から町中を活性化していく方策を考えていただいているところであります。であの実際にはその町の駅を運営していくには、まちなか活性化協議会は事業主体とはなれませんので、構成する組織の皆さんの中で事業主体となっていて、町の駅の構想を進めていくということで検討しているところであります。まあ健在あのいくつかの団体でお願いしまして、中心となってやっていただけるということで検討していただいております。その中にもあの商工会の皆さんも中心として入っていただいて、進めていくような形をとっていけばというふうに考えています。まあいずれにしてもあの本年度、地方創生の先行型の予算をいただきながら単年度で実施していくということでありますので、店舗の改装それからソフト事業等々を年度内に実施していけるように計画を立ててまいりたいと思います。またあの現在空席であります地域おこし協力隊、こちらについても早急に選考しながら、地域おこし協力隊が事務的な仲立ちをしながら、それらの組織の中で活躍をしていただくように採用していきたいというふうに考えております。

坂本議員

町の駅の話は、お話は少しは聞いておりますけれども、ここは商品も売んでしょうか。それともあの商品も売ってなおかつ町のPRもして、例えば何かこう喫茶機能っていうか、そういうものもあるような形にしていくつもりなんですか。その点はどうなんですか。

産業振興課長

先般、全協でもお話をしましたように、基本的にはあの街中の賑わいを取り戻すという

ことで、その拠点となる施設ということで位置付けております。ですので、当然あの人が集まる場所にしていこうということでもありますので、まあいろんな会議をしたり、通学の学生さんが入って談笑したりというような、そういったあの賑いを取り戻すような場所にしていきたいということでもあります。まあその中でできれば将来的にはそういった喫茶機能ですとか、あるいはあのバスのツアーで来た方々の特産品を販売するコーナーですとか、町をPRするコーナーですとか、そういったものを検討していきたいと思いますけれども、これはあの中に入っていていただいて主体となっていていただく組織の皆さんとともに一緒に検討してまいりたいと思います。また回りの商店街の皆さんも店舗を構えて同じような店舗でやっているところもありますので、そういった調整も必要になってきますので、まあ総合的にそういったところを判断しながら将来に向けて計画を立てていきたいと思っています。

坂本議員

はい、そうしましたら、まあその形態がボランティアなのか、それともあのいくらかっというか、そこで何か利益じゃなくてテナント、テナントっていうかそこを貸して、そこら辺はどういうふうな形を考えていらっしゃるんですか。あの完全にボランティアでただ場所は改装してある団体に貸すんだけど、運営主体はその参加4団体がやって、別にそこには物販はちょっと今後まあわからないとしても今後入っていくという形の中で、まあそこにお店番が1人いたとしても、その方はまあボランティアで、その運営主体でその中で回していくという考え方でやっていくつもりなんですか。

産業振興課長

まだ具体的な内容はあの確定ではありませんけれども、一応あの先行型の予算の中では人件費もとってありますので、その人件費を使いながら計画を立てていただいて、本年度のところはあの地域おこし協力隊と協力しながら運営の方針を決めていっていただくという形になります。

坂本議員

わかりました。それでですねあのまあ冬のあの行事としてイルミネーションが広場でまあ1年目を迎えたわけですので、是非あの2年目の今年はそのイルミネーションが広場だけではなく、そのまま流れて153のあの交差点ぐらいまでは広がるような、そこら辺がお金の問題もあるんでしょうけれど、それはお金を出すとか、それとも何か知恵を出してまあそれぞれのところで、ちょっとあの派手にやらなくてもいいんですけど、なんとなくお店の周りでちょっとイルミを飾ってもらうようにお願いするとか、そういう形の中で広がっていただきたいということを期待して次の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問であります。田切にある、ごみの最終処分場に対する町の考え方をお尋ねしたいと思います。田切南割にあるゴミの最終処分場は県の許可を得て産業廃棄物の浄水汚泥や、一般家庭から出る不燃物ゴミ、詳しくは廃プラスチック、ガラス、コンクリート、陶器、瓦礫、ゴム、金属などのクズを埋め立てております。ここは平成5年から事業を開始して、現在3カ所目の場所にゴミを埋め立てており、私たち議員も以前埋め立て中の現場や、埋め立て終わった場所から出る水分の処理場を見学し、処理の方法それから管理を説明を受けております。私は安全に管理されていると認識しており、県に問い合わせても年に1回から2回検査に来ているけれども別に問題はないというお話でした。しかし地元の方から今度また新しい場所にごみを受け入れる話が出ており、なぜ田切ばかりが受け入れなければいけないのか、とても悲しいというお話をいただきました。聞くと耕地内で説明会が開かれ、その説明会の後に多数決をとりましたら、3分の2プラス1名で受け入れることに決まってしまったとその方はおっしゃって私に話されました。ゴミの最終処分

場の許可は町を飛び越えて県が行うのですけれども、埋め立て現場の近くに住民との感情の距離は遠いものです。ごみの搬入先はですね伊南行政、伊北行政、伊那市、長野市、松本、塩尻の水管事務所など、年間約10,000トン、それから県外から770トンと、私たち自身の出すゴミが多くその中には含まれています。田切クリーンセンターと話をすることで、長い経験の中で搬入者には厳しい基準を守ってごみを入れてもらっている。また放射能汚染の疑いがあるものは受け入れない。また埋め立ての際はゆっくりチェックをしながら行っている。と話を伺いました。私は自分たちで出したゴミは遠くへ持っていくのではなく、必要最小限の大きさにして安全基準を守りいつもチェックできる地元へ埋めるということが原則だと思っております。ゴミを出す私たち住民に対して町はそのゴミの一部が田切クリーンセンターで田切地区に埋め立てられていることや、ゴミの内容物どうやって埋め立てているか、埋め立てた場所の安全性は確保されているか、など飯島町全体に向け情報公開を定期的に行うよう業者にも義務付けるべきです。町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

町長

最後の質問は田切にある最終処分場、これに対する町の考え方についてでございます。現在稼働中とそれから次の展開もまあお聞きをしておるわけでございますけれども、そうしたことに關しての町の立場ということで申し上げたいというふうに思います。産業廃棄物の最終処分場、それから中間処理場の事業の取り組みにつきましては、これはあのお話にございましたように、長野県が廃棄物の条例に基づいて事業者が長野県に様々な手続きを行ってまいります。そういう仕組みになっておるわけでございまして、その中で町といたしましては事業計画概要書に対して町長等の意見の提出、それから事業計画概要説明会終了報告書の内容に対する意見の提出といった町としての役割があるわけでございます。でその段階を経まして初めて事業の事前確認手続きに進んでまいります。現在ご質問の田切地区の産業廃棄物の最終処理場、中間処理場の事業計画につきましては、長野県への事業計画概要書の提出前の段階でございまして、先ずは、今もお話がありましたが、地元への事前協議の説明の段階であるというふうにお聞きをしております。まあ情報公開の問題でございます。当然のことでございますけれども、この情報公開とゴミの埋め立て現場を見てもらって、長野県の廃棄物条例にもありますように、このことは事業者の責務としてつぶさにこの公にして、目に見える形でやっていただくことが当然責務として大切なことでございます。あのこれまでも事業者のホームページ、それから随時データ等は公表されておりますし、それからゴミの埋め立て現場の見学につきましては、事前にお申し込みをいただければいつでも見学できるというふうにシステムをとっておられるように聞いておりますので、今後とも、とにかく事業者と地元が信頼の上に立って、これはあのずっともう10数年やってきておるようでございますけれども、十分な情報公開とそのコンセンサスの上に立って、これが地域住民の皆さん方に受け入れられる施設でなくてはならないというようにございまして、大所高所の立場からも事業者としての責務を果たすべく今後とも要請をしてみたいというふうに思っております。

坂本議員

まあ町長の今のお話だとまああの県の許可の下にその場所の許可を出すという形ですけれども、あの私たちが見学に行ったときはかなりまだ余裕が、ちょっと何年に行ったというのをちょっと調べたんですけどもちょっと調べ切れなかったのが、あの4年位前だと思っておりますけれども、行ったときにはかなりまだスペースがあったと思ったんですけど

も、もうそれがあのもう2年後くらいにはいっぱいになるというようなお話なんですけれども、あのそういうあの現在のそのまあ田切クリーンセンターのその埋め立てている量があとどのくらいになれば一杯になるっていうのは、田切クリーンセンターの方でももちろん先をあの事業者ですから先を見てあの計画的にやっていくと思うわけですし、まあ町を飛び越して突然あの地権者の方にお話があったということはないと思うわけなんです。町にもいずれこの年度くらいで一杯になると思うという話は来ていたと思うんですけど、そういう話はこちらには伝わってこなくて、突然あのこういう地元の方からお話があって、それでそれはいつごろから始まったんですかと聞いたら、もう1年くらい前から地元で田切クリーンセンターの方から出向かれて、あのまあこういうわけでそろそろ一杯になるのでということでお話があって、まあ1年かけてまあ地権者の方たちとお話をしながら詰めてきたという現状なんですけれども、あのそういうお話に行くときにすでに町にも話があったという段階で、こちら議員サイドの方にもそういう情報を公開していただきたいんですけど、そういう点はいかがですか。

住民税務課長

私どもの方に情報として田切クリーンセンターの最終処分場のまあ増設を行うというふうにお聞きをしたのは、概要では2月ころの話です。ですからあの今1年前から地元に入れられてというお話をされていましたが、その段階ではまだ私どもは伺っておらないのが実態でございます。よろしくお願いします。

坂本議員

はいあの1年前ということですが、それでも2月ですから今6月ですので、あの2月にそういう話がきたらあのやっぱり伝えていただきたいと思います。まあそのゴミでも最終処分場のごみなのでその多くが伊南行政、伊北行政、まあ伊南行政という私たちの地区が入っております。で、ごみを出すのは私たち自身ですし、そういう部分でもですねあの田切地区の方たちとの地元の合意の中でだけそこにあるという問題ではなく、やっぱり飯島町全体として最終処分場がそこにあるということを、私たち住民自身が理解して、そこにあのあるということを認識してごみの排出にも気を使わなければいけないと思うわけで、そういう点あの、やはり知るべきだと思うわけです。そういう部分であの情報公開をお願いするわけですが、あのそれとともにですね、あのそういうあの住民に対する、あるという現実をあのもう少し住民全体の中であの合意をしていくという過程も必要だと思います。のであの情報に対しては早くに情報を公開していただきたいと思います。またあのこれからもですねそのゴミ減量化ということに対しては、現在あの燃えるゴミの中間処理施設の問題で炉の大きさが問題になり、あの話も出ているわけですから、とにかくあの燃えるゴミでも、燃えないゴミでも、私たち自身がゴミを減らすという方向に行かなければいけないので、住民自身のゴミに対する啓蒙をですね環境自治会などを通して積極的に投げかけていただきたいと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

町 長

まあこのゴミにまつわる問題というのは非常にあのデリケートな問題でありますので、地域の住民も行政もこれはあのきめ細かく情報を伝えてですね、伝えるべき内容について伝えて、やっていかなきゃいけないというふうに思いますし、業者の責務も当然そういうことだというふうに思います。であのまあ情報公開、情報公開と言いますが、ただ、らしいぐらいのところであらう議会やその方へ申し上げるわけにもなかなかいかんと思いますので、まあ1年前にあったのかどうかはちょっと私わかりませんが、ひとつの打診行為として始まったところがその1年前くらいかなというふうに思っておりますが、今

あの具体的にこの構造的な、あるいはエリア的な部分というものは全然あの書いたもので私自身のところへはまだ上がってきておりませんし、そのようにご理解いただいて、いずれにしてもこれはあの先ず地域の地元の皆さん方の受け入れに対するコンセンサスというものを、この田切クリーンセンターはもうずっと10何年来やってまいりまして、非常にあの信頼関係は構築されておるといふうに地元の皆さんともご承知だと思いますけれども、その目線でやっておると思いますので、是非今回も、もしそれが進むということになればやっていただきたいと思いますし、それからまあゴミの減量化、資源の再利用のことについてはもう、今ここで申し上げるまでもなく、常にそのことは対住民に対してもやって、住民もそのつもりになってひとつご協力いただいて、自らのこととして捉えていただくと。これは常に古くて新しい問題だといふうに考えておりますので、共々にご協力をいただきたいと思います。

坂本議員

はい、終わりにしたいと思います。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後3時00分 散会

平成27年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年6月16日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 請願・陳情等の処理について

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査について

平成27年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成27年6月16日

追加日程第1 発議第5号 「年金積立金を被保険者の利益のために安全かつ確実に運用するよう求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第6号 「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出について

追加日程第4 発議第8号 「「非核・平和宣言の町」に反する安保関連法案に反対する決議」について

追加日程第5 発議第9号 「地方自治の尊重を政府に求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（１２名）

１番 本多 昇	２番 北沢正文
３番 久保島 巖	４番 折山 誠
５番 橋場みどり	６番 堀内克美
７番 三浦寿美子	８番 浜田 稔
９番 中村明美	１０番 坂本紀子
１１番 竹沢秀幸	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 宮沢卓美 企画政策課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 田沢義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 小林美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	千村弥紀

本会議再開

開 議 議 長	平成27年6月16日 午前9時10分 おはようございます。町当局並びに議員各位には大変ご苦労さまです。これから本日の会議を開きます。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中にはそれぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして、提出されました案件について大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。 去る6月1日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件5件について、各委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。本日はこれらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。 先程申し上げましたとおり、所管常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。 ここで議事進行についてお諮りいたします。各請願・陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。 久保島総務産業委員長。
総務産業 委員長	それでは総務産業委員会の請願・陳情に対する委員会審査報告を申し上げます。去る6月1日本会議において当委員会に付託されました3案件を審査するため、6月12日本委員会を開催いたしました。先ず、27陳情第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情」の審査結果をご報告いたします。本陳情は日本労働組合総連合会、長野県連合会上伊那地域協議会議長、北澤洋二氏から提出されました。同氏に出席を求め説明願いに審査いたしました。結果、お手元の報告書とおり採択すべきものと決定いたしました。主に出されました意見は次の通りでございます。リーマンショックの時にも年金所得者の消費が下支えをしたといわれている。年金額も含め安定的な運用が求められる。運用益も大事だが加入者など関係者の意思が生かされる管理体制が構築されるべきだ。本陳情に賛成する。今後増える高齢者のこともあるけれども、納付率が下がっていて心配である。その対策も必要だ。安定した運用で株式の割合は受給者の意見も反映されたい。このことから賛成する。グリーンピアなどの無駄遣いがなかったら多額の積立金が存在したといわれている。無駄遣いがないように年金への信頼を取り戻し、働く人が安心して将来を見据えた運用を求める。以上でござ

いました。

次に、27陳情第2号「非核平和宣言の町に反する集団的自衛権の行使に基づく安保関連法案に反対の決議を求める陳情」の審査の結果についてご報告いたします。本陳情は伊那谷九条の会代表、角 憲和氏から提出され、参考人として同氏の出席を求め説明願ひ審査いたしました。結果お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なおお手元に昭和59年決議の宣言書を配布いたしておりますのでご参考にご覧ください。審査の過程で出されました主な意見は次の通りでございます。宣言の理念が脅かされる憲法の拡大解釈である。決議内容については町の宣言を前面に出し、集団的自衛権の撤回を求めている。集団的自衛権そのものが逸脱している。安保関連法も不必要であり賛成。戦争をしたいとはだれも思っておらず、決議文を出すことには賛成する。町は平和宣言をしているので集団的自衛権の行使については憲法解釈を求めている。以上でございました。

次に、27請願第5号「沖縄の新基地建設問題の解決にあたって地方自治の尊重を政府に求める請願」の審査結果を報告いたします。本請願は浜田稔議員を紹介議員とし、地方自治の本旨を守る会、中川賢俊氏から提出され、参考人として同氏の出席を求め説明願ひ審査を行いました。お手元の報告書のとおり趣旨採択すべきものと決定いたしました。審査の過程で出されました主な意見は次のとおりでございます。現在、国と地方自治体の関係は正常とは言えない。問題解決の方法に圧力がかかるようなことはあるべきではない。この請願は採択すべきである。地方自治の尊重は理解できる。新基地建設反対の意味ではなく沖縄基地問題を話し合いで進めるべきとの提出者の趣旨を汲んで趣旨採択が良い。趣旨採択に賛成する。以上、総務産業委員会の審査報告でございます。よろしくご審議をいただき適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。これをもって委員長報告とさせていただきます。

議 長
9番
中村議員

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

それでは2点の質問をいたします。先ず27陳情第2号に関する質問をいたします。集団的自衛権に関わる安保法制に関してどのような質疑が行われたのか。また久保島委員長は以前から集団的自衛権には賛成していたはずですが、どういうことで賛成されたのかその辺を伺います。2点目としましては、27請願5号の中の、沖縄の新基地建設問題の解決にあたっては地方自治の尊重に関して基地問題の議論があったのか、どういう方向を出したのか伺います。

総務産業
委員長

はいお答えいたします。集団的自衛権に関する安保法制につきましてはですね、戦争にならないための方法論というようなことが議論されております。現行法解釈をどうするかということの議論もありましたが、まあ委員の中ではですね、あくまで集団的自衛権は反対という方とですね、この法制はそんなに急ぐべきじゃないという考え方、2つございました。まあしかし方向としてはですね、あの拙速に進めるべきではないというような方向で一致したんだというふうに思っています。まあご指摘のとおり、私は前からですね集団的自衛権は行使すべきというふうに論じてまいりました。多少の違いはありますけれども、まあこの法制に関してはですねあの拙速に進めるべきではないという考え方もありま

すので、委員長としてですね委員会の決定は尊重したいというふうに思っている立場でございます。

2番目ですが、基地問題に関しですね、その、じゃあどこへ持っていくんだとか、それから、じゃあどうするんだとかいうことはですね、ここでは議論するのをやめようじゃないかということで皆の意識を決定しました。というのは、ここで賛成・反対を言うものではなくて、中川さんの考え方はですね、これを例にして、こういうこともあるので各地方自治体も例外ではないですよということの中で、地方自治は尊重してもらいたいという意見書にしようということで、そのタイトルをですね大幅に変えた意見書を出そうと、要するに冠の上に「沖縄基地問題の解決に当たって」というのはですね本文の中に収めようというふうな議論がされて、趣旨がいいんじゃないかということになりました。以上簡単ですがご説明に代えさせていただきます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長からの報告を求めます。

中村社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されました案件を審議するため6月12日本委員会を開催いたしました。去る6月1日の本会議において本委員会に付託されました27請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について、提出者であります飯島町公立学校教職員組合代表、中山雄大氏に参考人として出席を求め説明願いました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお審査の過程で出された主な討論では、質問では、昔は1学級の生徒数が多かったため担任教師の目の届かなかった分、生徒同士で成長する部分があったと思う。現在の生徒間同士はどういう状況であるか。説明では、現在は地域のコミュニケーションが少ないことにより、子供同士のコミュニケーションが苦手になっていると思える。関わり方のわからない子どもを救うためには学級の人数が少ない方が目が行き届く。賛成討論では学校現場では35人学級は最低の人数であり、目の行き届いた授業ができるとの現場の声を参考人である先生の説明で確認した。県ではすでに実践しているが国の制度として全国の子どもたちに行き届いた教育をする必要がある。また県、自治体の負担軽減をすることで職員の配置など十分にできることと考え賛成である。義務教育は国が責任を持つもの。県は全国に先駆けて35人以下学級を中学3年まで実施していたが、事業の財源は国が補償すべきであるので賛成である。

次に、27請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について、同、中山雄大氏を参考人として出席を求め説明願いました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお審査の過程で出された主な意見は、質問では、自治体の財政力により職員配置に支障が出ている点は、説明では図書館職員が短時間であり週に数日しか置けないところもある。図書館は集団に入れない子どもの居場所になったり、図書館の先生は相談員とは違った角度から相談相手となってもら

えるメリットもあるので、終日生徒が立ち寄れる環境が望まれる。賛成討論では義務教育の無償化は憲法で規定されておりこれは原則である。国が当然費用負担すべきだが長い期間の間に3分の1に減額された。自治体の財政力によって現実に教育に差が出ていると認識している。教育の機会均等は義務教育制度の根幹をなすものであるため、段階を踏んで先ず国の責任で国庫負担率を3分の1から2分の1に戻すべきであり賛成とする。交付税制度の性格からして一般財源であり必ずしもその費用が教育に充てられているとは限らない。国が教育に重きを置く意味においても2分の1の負担率をもって各都道府県に教育の機会均等を与える必要があるので賛成とする。以上であります。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。

最初に27陳情第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

9番

中村議員

私は反対の立場で討論いたします。と申しますのは、国は現状の中で長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うため、各資産を組み合わせ、資産構成、割合を定めて行っております。この中であの思うのは、3番は別として1,2の中では国の判断の中でしていくということは当然のことですので、急激な変更はしないというふうにありますけれども、これはあのいろいろと経済情勢とかある中で専門知識の中で行っていることと思いますので、私はあのまあ現在もですね収益率が8.64%と、金額として収益額が10兆2,207億円、まあこれは25年度ですけれども、そのように上げておりますし、まあ国がわきまえて行っていることと判断し反対いたします。

議長

賛成討論はありませんか。

8番

浜田議員

この陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。先ず何よりも、この年金の目的は受給者の生活の安定であります。で、リスクの高い投資によってこの安定性を損なうような運用はするべきではないというふうに先ず考えます。で、これまで比較的安定なあの運用の結果、さっき委員長報告にもありましたように、例えばリーマンショックの時代にも年金受給者はその受給分を消費に回すということでですね、経済面でも日本の消費構造を下支えしてきたという大きな役割も果たしてきた、このことにも留意すべきだろうというふうに思います。年金残高の問題はこれまでの運用のずさんさ、それからまあ今回の情報流出も含めてですね国民の信頼を大きく欠いたということをあの解決することなしに、利回りを高めることでこの問題を解決しようとするのは全く邪道だというふうに考えます。よってですねこの陳情に賛成いたします。

議長

反対討論はありませんか。

賛成討論。

5 番
橋場議員

この陳情に賛成する立場で討論いたします。年金積立金の目減りや将来の資金不足に対応するためには安全で確実な運用が求められます。陳情提出者もある程度の株式投資が増えることは容認されています。基本ポートフォリオの制限ではなく、その運用に利害関係者の労使や受給者の関与を大きくすることを望んでいるものと解釈されました。従いましてこの陳情は、適切なる運用をするためガバナンス体制の構築を求めるものであり賛成いたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

27陳情第1号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情」について採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。

賛成多数です。従って27陳情第1号は採択とすることに決定しました。

議 長

次に、27請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

27請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って27請願第3号は採択することに決定しました。

議 長

次に、27請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

27請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って27請願第4号は採択することに決定しました。

議 長

次に、27陳情第2号「非核平和宣言の町に反する集団的自衛権の行使に基づく安保関連法案に反対の決議を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

7 番

三浦議員

では賛成討論をいたします。非核・平和宣言の町に反する集団的自衛権の行使に基づく安保関連法案に反対の決議を求める陳情について賛成の討論をいたします。昭和 59 年に飯島町議会は「非核・平和宣言の町」を決議しています。核兵器廃絶はもちろんのこと戦争を否定し恒久平和を願う飯島町民の意志を表明したものだと思います。憲法第 9 条がある限り、核兵器はもちろん戦争のための武器を持つことも、武力による威嚇や武力の行使は認められないし、軍隊やその他の戦力を持つことも認められません。非核・平和宣言の町は私たち飯島町議会と飯島町民の戦争のない平和な世界を願う総意であり、憲法 9 条が大前提の上でその思いを全世界へ発信しているものと受けとめております。集団的自衛権の行使をめぐり歴代政府の憲法解釈の見解と違ってきています。ほとんどの憲法学者が安保関連法案は憲法違反の法案であると表明をしていること。国民の 80%以上が安保関連法案に反対との世論調査も出ています。飯島町民の 80%の皆さんが反対をしていると受け止めるべきではないでしょうか。憲法を変える手続きは正規な方法で国民に信を問わなければなりません。このような 2 つの点からみてこの陳情は安保関連法案に反対の決議をすることを求めていることから賛成といたします。

議 長
1 番

本多議員

他に討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。本陳情は非核・平和宣言の町に相応しメッセージの発信を求められております。もちろん町民のだれもが戦争を容認するものではありませんし、世界の恒久平和を望んでおります。その中で政府が急いで集団的自衛権の行使を可能にする安保関連法案の執行を望むのは理解できますが、国民的意思疎通や緊急性の論争に不十分さを感じるものです。このままですと自衛権そのものの否定にもなりかねません。ここは拙速な安保関連法案の成立を図るときではないと思います。よって国会での拙速な取り組みに反対すべきと考えます。しかし提出者、伊那谷九条の会代表、角 憲和氏の参考人質問における、戦争及び国の自衛に対する考え方の発言は全く賛同できるものではないことを一言申し述べておきます。

議 長
9 番

中村議員

反対意見ありませんか。

私はこの陳情に対して反対の立場で討論を申し上げます。まさしく集団的自衛権でないということもはっきりと申し上げておきたいと思います。また今国会の中で審議をされておりますが、しっかりとこれは国民の生命と財産を守るために、国会議員がしっかりと国民の本当の幸せを考えて、審議をボイコットすることなくしっかりと審議を進めることを、まず国会議員がしていかなければならないということを申し上げたいと思います。この平和安全法制の関連法案は他国防衛を認めない憲法九条の下で許容される自衛の措置として新 3 要件に基づいて定められる、この新 3 要件は 1972 年の政府見解の基本的倫理を維持しつつ、それを現在の安全保障環境に当てはめて導き出されたものであるので、憲法学者が述べた従来の政府見解の基本的な倫理の枠内では説明がつかない等の批判はまったく当たらないことになるという憲法審査会でもそのように出されております。その政府見解、今までの政府見解と今回の安保法制は一切変更していないということを、これは再三申し上げていることでもあるし、その平和安全法の法制の中にも書かれている内容であります。

ではその新3要件の下でわが国が用いる武器行使は、あくまでわが国の存立を全うし国民の平和な暮らしを守るためやむを得ない自衛の措置として得られるものであって、国連憲章での集団的自衛権の行使一般を認めるものではない。わが国が武力の行使を行えるのは新3要件を満たす場合に限られるものであって、これは憲法上の明確かつ厳格な歯止めになっています。これは国際的にみても例のない極めて厳しい基準であって、その時々、内閣が恣意的に解釈できるようなものではないし、自衛隊の出動にあたっては国会承認を求めることが法律上明記されており、政府が判断するのみならず、国会判断で民主主義国家として慎重かつ慎重に判断されると総理も国会で答弁しています。あくまでも自国防衛のための措置であるとあります。従って戦争加担とか憲法9条違反とか集団的自衛権というのは該当しないと判断いたします。またこれは識者の話ですが、同志社大学の村田教授は冷戦終えん後、日本を取り巻くアジア太平洋地域の安全保障環境は激変している。化学兵器の拡散が懸念されるなど安全保障を地理的に捉える発想が難しくなってきた。従来のような国家対策の戦争だけでなくイスラム国のような非国家勢力が伸長し、国際政治でマイナスに働いている現実もある。加えて日本の事態が人口減少など深刻な課題をいくつも抱え、国家の総体的低下が懸念される中、周辺諸国の対等な東アジア地域のパワーバランスも大きく変わりつつある。そうした情勢に対応する意味で今回の法整備の必要は十分にあると。また野党や一部マスコミは戦争法案などと厳しく批判していることについて、アメリカも日本の国民が納得しないような危険な地域に連れ込もうものなら、日本の世論は混乱し日本との協力の関係が期待できなくなる。日本が他国で戦争をできる国になるという批判は思い込み過ぎである。批判するなら具体的な政策論をお願いしたい。また拓殖大学の特任教授の森本聡氏は、自衛隊の他国軍への支援活動についても現に戦闘が行われている現場ではないということを確認しつつ、任務を遂行する仕組みになっているのに、米軍の戦争に巻き込まれるという批判を繰り返すことは、法案を十分に理解しておらず、国民の不安をあおるだけのためにする議論としか思えない。ただ反対だけでなく、あるべき国の姿を示すため健全な批判者としての役割も求められる。と言われています。安全保障環境の現況から目を背け、国民に恐怖感を募らせるような反対ありきの反論は、本当に日本の平和と国民の幸福を願っているものであるのか大変危惧いたします。今最も大事なことは徹底した外交努力を重ねること。その上で十分な備えを持つことが重要。その備えこそが平和安全法であると考えます。よってこの陳情は厳格な要件や手続きを理解した上での内容とは取れないため反対といたします。

議長

中村議員に申し上げます。ここはあの国会ではございません。あくまでも自分の考えを主張していただきたいと思います。

他にありませんか。

2番
北沢議員

私はあのこの陳情に反対する立場で意見を申し上げたいと思います。もちろん前提としては私は戦争は駄目だの派でありますので、戦争ということに対しては非常に嫌悪感を持っているところであります。私の過去の一般質問でも非核・平和宣言の町について取り上げておりますが、未だ実現を見ておりませんけれども、それは広島、長崎、に原爆が落とされた日に町民に黙とうを捧げるよう、その広報等で広報したらどうかと、こんな内容で過去にこの問題については取り扱っている立場であります。今回のこの、いわゆる陳情の

内容は、今お話のありました憲法第9条、これを違反であるというふうに決めつけております。まだこれについては国会で論議をしている最中でありまして。もちろん国会においてはこの問題は慎重に論議をしていただいて、拙速な答えを出すのではなく国民の合意を理解を得る努力は絶対的に不可欠であります。ただ、そういった状況の中で飯島町の非核・平和宣言に反する、こういった内容が決めつけられて陳情に表されておるわけでございます。非核・平和宣言に反するかどうかについては、国会の審議経過を見極める必要があるんじゃないかと考えるところでありまして、今日この決議を行うということについては、国会の審議同様、拙速すぎるのではないかとというふうに考えるところでありまして、そういった意味からこの陳情に反対するものであります。

議長
6番
堀内議員

他に討論ありませんか。

私も反対の立場で討論をしていきたいと思っております。基本的には本多議員の発言と内容的には同様でございますが、結論的に言うとそういうことですが、先ず、非核・平和宣言、昭和59年に飯島町議会がやっておりますが、ここでは戦争ということを言われております。戦争と集団的自衛権等の行使とはもともとのおのずと違うものでありまして、そのこと自体がこれに抵触するとは私は思っておりません。それから現在の国会の審議状況を見ますと、憲法学者が憲法違反だということが言われております。特に与党推薦の学者もそんなことを言われておるといようなことで、もう少し慎重に審議をする必要があるのではないかな、そんなふうに思っております。そんな意味で慎重な審議を求めるという意味で、この法案に対しての直接的なことではございませんが、慎重審議を求めるという意味で反対の討論とさせていただきます。

議長
10番
坂本議員

他にありませんか。

私は賛成の立場で討論いたします。今まであの様々な議員がおっしゃりました。確かにあのこの陳情書の内容の後半部分におけますは、少しこの九条の会が出された方の個人的な考え方が色濃く出ておりますけれども、前半においてはまああの59年にあの町が出した非核・平和宣言の町という内容に基づいて、飯島町も積極的にこの集団的自衛権の行使に基づいて海外派遣をするための安全関連法案の廃止ということを決議するべきだという内容となっております。で、この内容は確かあの今現在国会で審議中ではありますけれども、この海外派遣をするためという部分の細かい区引きがですね、それ以前の、海外に出ていったことよりも拡大される可能性の方が大きいというふうな形で私は見ております。でそれは非常にですね、現在の自衛隊は現在までの間に海外では派遣をしたとしても、その段階で死亡者は出ておりませんが、そういうことも、なる可能性も含めたものでありまして、やはりこの段階において飯島町が、この集団的自衛権の行使に基づくという、この内容の中で反対というかまあ決議をしていくことが非常に大事だと思っておりますので、是非この陳情者の趣旨を汲み取っていただきまして、飯島町議会として安全保障関連法案に反対する決議を皆様とともに決議文を出していきたいと思っておりますので賛成といたします。

議長
4番
折山議員

他にありませんか。

ただいまの討論をお聞きしておりますと、反対、賛成の中でちょっとあのわかりにくい。

なぜ反対なのかっていう部分のちょっと議論ございましたので、自分なりに責任上整理をしておく必要があるかと思って発言、私は賛成の立場で討論申し上げます。あの私もあの多くのこの議員と同様に戦争は絶対反対でございます。人を傷つけて得るものは何もないし、報復という行為そのものも報復の連鎖で未来永劫解決の糸口はないというふうに基本的には考えている人間であります。しかしながら1つの法案というものができてきて、国民的な議論でありますとか、その道を憲法を司る、あるいは法学者、憲法学者、こういった皆さんの判断、こういったものはやはりあの注視していくという段階を踏むべきであろうということで推移を見守ってまいりました。しかしながら予算委員会、いろんな場面での与党と野党とのいわゆる賛成、反対の側の議論を聞いておりますと、一番の議論の焦点は一点であります。どんな場面に海外派兵が認められるのっていうこの一点であります。この議論をずっと繰り返しております。でこれは何かって言いますと、いくら3項目があるだろうが、3つの基準の中であろうが、誰かがそのことを判断するという1つのクッションがあります。でその部分が憲法の枠内であればいいし、憲法を超えての判断が行われるのであれば、というところに国民の不安は多く存在しているように私は受け止めております。従いまして先ほどからの議論の中核は多くは変わってないような気がするんですが、拙速な判断は避けるべき、もう少し国民的な議論を進めるべき、その上で世論を背景に憲法の改正を行っていく道筋を踏むなりの、手続きを経た上の法改正であるべき、こんなふうなことを思いまして、私は坂本議員同様、この趣旨に先ず1回慎重に立ち止まって議論をしようよというこの趣旨に対して賛意を表するものであります。

議 長
8 番
浜田議員

他にありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。私はあの集団的自衛権であるとかないとかいう意見が与党の中で分かれているというのは初耳だったわけですがけれども、まあそれは国会の中での話ですので、この陳情について申し上げます。あの複数の議員の諸君が指摘しているように、この陳情書自身はまあ大変粗削りな文章だと私も思っておりまして、これを提出された伊那谷九条の会というのはまだ1年経っていない個人の団体だということで、まあそのあたりはあるのかなと思いますけれども、まあそのあたりの粗削りなところはともかくとして、全体の趣旨自身は納得できるものだというふうに思っております。で、細かい議論は避けますけれども、まあ1つはあの賛成者の多くが申し上げているような非核・平和都市宣言の精神を尊重すること。それからもう1つは、集団的安全保障についてはですね、やはり国会にお任せではなくて、これは当然のことながら国民の投票にかけられるべき基本的な事項であると、そのことを解釈によって行っってはならないということがあの一番基本だろうというふうに思っておりますので、それなしで法整備を進めることに対して反対の表明をするべきだと考えて賛成討論といたします。

議 長

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

27陳情第2号「非核平和宣言の町に反する集団的自衛権の行使に基づく安保関連法案に反対の決議を求める陳情」について採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛

成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。

起立多数です。従って27陳情第2号は採択することに決定しました。

議 長

次に、27請願第5号「沖縄の新基地建設問題の解決にあたって地方自治の尊重を政府に求める請願」について討論を行います。討論はありませんか。

1 番

本多議員

趣旨採択すべきと討論いたします。本請願の提出者の説明の中で、この請願趣旨は地方自治の尊重を政府に訴えるもので、沖縄基地の賛否を問うものではありませんでした。沖縄基地の問題が象徴的に表れている国と地方自治体との関係性や力関係は、他地区でも起こり得ることと捉えるための表題となっております、との説明もありました。地方自治の尊重は地方議会とし、地方自治体として是非とも国に求めていきたいものであります。しかし沖縄基地の問題は部外者であるわれわれが外からあれこれ言えるものではありませんが、私は普天間基地の周辺の人々のことを考えれば辺野古への新基地建設に対しては賛成です。そこで本請願を地方自治の尊重を主題とし沖縄基地問題も十分な話し合いを行うよう求めようとする趣旨として、趣旨採択が適当であると考え賛同いたします。

議 長

他にありませんか。

8 番

浜田議員

私もこの請願については趣旨採択すべきだという立場で討論いたします。私自身は紹介議員でございますので、本来は賛成すべきであります。まあしかしながら委員会の中で討論を重ねた結果、元々の表題の構成では沖縄の問題が主題であって、地方自治がその説明要件だ、というふうに捉えかねないという議論がございまして、私も最終的にはそれに同意して趣旨採択すべきというふうに意見を変えたものであります。そのことをあらかじめ表明しておきたいと思います。で、沖縄問題についてはここに書かれていますのは、徹底的な話し合いを通じて解決の道を見いだすのが、国と地方が対立したときの根本的なあり方であるということが明記されてあります。で、奇しくもこの委員会の終わった当日にですねニュースを見ておりましたら、同様の問題が実は東京都と国との間で起こっております。これはあの国立競技場の負担を求めてですね、文科省が東京都に500億円だかの出費を求めたことに対して、舛添知事が、それを言うのであれば憲法95条に従って東京都民の投票をやるべきだと、まあこんなことをおっしゃっていたわけです。私自身は舛添知事の立場に賛同ではありませんけれども、少なくともこの姿勢についてはですね擁護すべき立場だろうというふうに考えるものです。あのことほど左様に地方自治と国との関係についてはですね、やはり地方の民意を尊重して解決にあたる、この原則に立つべきだということが趣旨の中には盛り込まれておりますので、そういう意味で趣旨採択に賛成いたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

27請願第5号「沖縄の新基地建設問題の解決にあたって地方自治の尊重を政府に求め

		る請願」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。本請願を委員長報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って２７請願第５号は趣旨採択とすることに決定しました。
議	長	日程第３ 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第７２条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出がありました右右。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。
議	長	ここで休憩といたします。再開時刻を午前１０時１５分といたします。休憩。
		午前 ９時５９分 休憩 午前１０時１５分 再開
		[追加日程・追加議案配布]
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、橋場議員、北沢議員、三浦議員、浜田議員、坂本議員から計５件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第１から第５として議題にしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って議案５件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議	長	追加日程第１ 発議第５号「年金積立金を被保険者の利益のために安全かつ確実に運用するよう求める意見書の提出について」を議題といたします。
		事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		(議案朗読)
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
		５番 橋場みどり 議員。
５番 橋場議員		年金積立金を被保険者の利益のために安全かつ確実に運用するよう求める意見書。朗読に変えて趣旨説明いたします。公的年金は高齢者世帯収入の７割を占め、６割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の１７％前後、家計の最終消費支出の２０％前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。そのような中で、政府は成長戦略である「日本再興戦略（２０１３年６月１４日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）

に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。ましてGPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し下記の事項を強く要望します。

記

- 1 年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産を割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
- 3 GPIFにおいて保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者が参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第5号「年金積立金を被保険者の利益のために安全かつ確実に運用するよう求める意見書の提出について」を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第6号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番 北沢正文 議員。

2番

北沢議員 それでは国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。この内容の意見書は毎年繰り返し関係大臣宛に提出をしておりますので、内容は十分ご承知のことと思いますが、一言申し添えます。想起こしますと、それぞれの皆さんが育った時代と現代では子どもたちを取り巻く環境は随分違うと思いますし、教育を行う経済環境もずいぶん違うと思います。教育現場の話を聞きま

しても、子どもたちを取り巻く今日的課題が次々と出てまいります。教育は教える側の熱意が必要であります、それは教える側の犠牲によって成り立つものであってはならないと思います。わが長野県ではすべての子どもたちに行き届いた教育を実現するため、平成25年から30人規模学級が中学3年生まで拡大され実現をみております。しかしこの根拠法である義務標準法は長年の意見書提出にもかかわらず、未だ改正されておらず、不安定な制度の下で行われております。このような状況にもかかわらず財務省は財政健全化に向けた名目の一案として、昨年10月、公立小学校の1年生で導入されている35人学級の見直しを求めました。この時は教員や保護者からの批判が相次いだため、2015年度予算編成での見直しを断念した経緯があります。来年度の予算編成に向けても少子化で学級数が減ることを理由に教職員大幅削減を打ち出しており、文科省と対立をしております。今の子どもたちを取り巻く環境をつくってきたのは子どもたちではありません。時代に合った教育条件整備はごく当たり前のことと思います。よってこの意見書を発議したものであります。わが国は資源に乏しく、その中で世界に貢献できるものは人材・人知であります。100年の体系の中で日本の未来を託す子どもたちに、今投資を惜しんでいては後々禍根を残します。この意見書に全員のご賛同を賜るようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第3 発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 三浦寿美子 議員。

7番

三浦議員

それでは義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを提案をいたします。義務教育は憲法で規定をしているすべての子どもの教育を受ける権利を保障するための制度です。義務教育は無償が原則であると思います。1963年に義務教育費国庫負担制度が成立しました。学校の教育活動費、人件費など必要経費が国庫負担となることで、教育条件の格差が改善し、教育の機会均等が保証されるようになっていました。しかし1985年から一般財源化され、2006年には三位一体の改革で国庫負担の割合が2分の

1から3分の1に引き下げられました。現在は地方交付税そのものが減らされており、地方自治体の財政力で教育環境に格差が生まれております。更なる格差の拡大も懸念がされています。国の28年度予算編成にあたり、教育の機会均等を保証し、地方財政の安定を図るため義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するよう国の関係機関に意見書を提出することを提案するものです。全員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第8号「非核・平和宣言の町に反する安保関連法案に反対する決議」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 浜田 稔 議員

8番

浜田議員

それでは決議案文を朗読して提案に代えさせていただきたいと思います。先程の討論の中で述べましたように、できるだけ骨格の部分を整理して申し上げます。飯島町議会は昭和59年に「非核・平和宣言の町」を決議しました。宣言は核兵器とその廃絶に比重をおいてはいるものの、戦争否定の上に発生された平和宣言であることが明瞭に謳われています。人類が平和のうちに生存する権利や平和憲法の精神という文言にみられる理念にもそれは読み取れます。さらに戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い、恒久平和を町民と共有する宣言でもあります。武力紛争や戦争が絶え間なく頻発する世界に、今こそこの平和宣言を輝かせるべく高く掲げたいと思うものです。安倍内閣が今国会で成立を目指す安保関連法案は集団的自衛権の行使に基づいていますが、それは歴代内閣が憲法上許されないとしてきた従来の憲法解釈を変更するものであり、立件審議を損なうものです。よってここに非核・平和宣言に反することが明白な集団的自衛権の行使に基づく安保関連法案に反対を表明し決議します。まあこのような趣旨で決議をお願いしたいということで、全議員のご賛同を求めて提案とさせていただきます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

5 番
橋場議員

これから討論を行います。討論はありませんか。

非核・平和宣言の町に反する安保関連法案に反対する決議に賛成する立場で討論いたします。飯島町は非核・平和宣言の町です。私もそして町民のだれもが二度と悲惨な戦争はしたくないと思っております。しかし平和は言葉だけで守れるものではないことも事実です。自衛権に個別的と集団的を分けてきた日本国民の考え方にも憲法解釈にも疑問が出てきています。自衛権が必要ならどうするのかの議論がないままに安保関連法案を拙速に押し進めると、自衛権そのものの否定になりかねません。国民的意義の向上と国際状況の認識が共有されることが求められます。平和を守るためにはどうするのかの議論も必要です。従いまして拙速な安保関連法案の成立には反対するものであり、本決議に賛成いたします。

議 長
2 番
北沢議員

反対討論はありませんか。

先ほどの陳情に対する中で十分討論をしまいいりましたので、端的に申し上げたいと思いますけれども、まあ非核・平和宣言は非常に重い宣言でありまして、議会、町民ともにこれを共有し戦争のない平和な国家をつくっていく、町をつくっていくという、こういった宣言を行ったものでありまして、これは最大限に尊重されるべきものでありますが、今回の決議書の中にはその集団的自衛権の行使がもう完全にこれでまあこの平和宣言に違反をしているんだという、結論付けた内容でありまして、先ほど意見書の陳情の、決議の陳情の採択のときに申し上げましたように、少し早いんじゃないかというふうに考えますので、この決議については反対をします。

議 長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号「非核・平和宣言の町に反する安保関連法案に反対する決議」についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。

起立多数です。従って発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第5 発議第9号「地方自治の尊重を政府に求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10 番 坂本紀子 議員

10 番
坂本議員

それでは地方自治の尊重を政府に求める意見書の趣旨説明をいたします。私たち地方自治体の存立の目的は地方自治法が第1条の2に記されているように、住民福祉の増進にあります。先日、NHKが終戦の1945年の4月から6月までの沖縄激戦の放送をしておりましたが、非常に悲惨なものでありました。沖縄は1972年の祖国復帰後も米軍基地

の74%が集中する状況は是正されずに今日に至り、基地に伴う事故は後を絶たず、今も住民福祉が基地によって脅かされております。戦後70年になりますが沖縄の苦悩は解決されず現在に至っております。政府はこの深い苦悩と悲しみを理解し、新基地建設を強行するのではなく、沖縄県との徹底した話し合いを通じて打開の道を探っていただきたいと思うものです。またこのような問題は原発事故で汚染された福島県にも言える問題でもあります。憲法第95条では地方の優越を保障しております。また地方自治法第1条の2では自治体の自主性と自立性の尊重を明記しております。これらの原則に立つならば政府がなすべきは基地建設を強行するのではなく、沖縄県との徹底した話し合いを通じて打開の道を見いだすことではないでしょうか。このような見地から、沖縄の新基地問題の解決にあたっては地方自治の尊重を日本政府に求めるものです。

1、国と地方の間に齟齬が生じたときは、憲法・地方自治法の定める原則に従い地方自治を尊重して解決にあたること。

2、上記原則に立ち、沖縄県の新基地建設問題の解決には県との徹底的な話し合いを通じて打開の道を見いだすこと。

以上、2点に伴い国に意見書を提出するものです。多く方のご賛同をお願いしたいと思います。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

5番

橋場議員

この意見書に賛成の立場で討論いたします。本意見書は趣旨採択された請願の趣旨をまとめたものです。沖縄基地問題に関する問題ではなく、これを事例とし、地方自治体と国との関係に対等性を訴えるものです。この基本的理念に基づき沖縄新基地問題も十分な話し合いをすべきと訴えております。地方自治体は今後地方創生総合戦略で国と対峙してまいります。このとき国の都合や路線のみを押し付けられたのでは個性ある取り組みが危うく、将来の見通しも厳しくなっております。この意味からも地方自治の尊重を強く訴えていく意見書に賛成いたします。

議長 はい他にありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号「地方自治の尊重を政府に求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町長 それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る1日から本日までの16日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位に

おかれましては慎重審議をいただきまして、上程をいたしました各案件すべてを全会一致で原案のとおり議決・承認をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。また今議会の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重なご意見や、ご提案をいただきましたが、いずれも十分に胸に留め置きまして、町民の皆様への負託に応えるべく、町長以下職員一丸となって今後の町政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいり所存でございます。議員各位はじめ町民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会の一般質問にもありました飯島版の地方創生総合戦略策定に向けて、飯島町地方創生戦略推進会議の最初の会議をこの18日に開催をいたします。町民の皆様には元より、関係機関の代表など町内外の有識者の参画をいただく中で、十分な審議をお願いしたいと思っております。また22日からは2つのテーマで延べ6回のワークショップを計画をしており、広く町民参加を求めて意見やアイデアを寄せていただく計画です。当町の地域の特性を生かした人口減少の克服策と、個性的で効果的な地方創生の取り組みを加速をしてまいりたいと考えております。

さて、気象庁は去る8日、関東甲信地方が梅雨入りしたとみられると発表いたしました。梅雨入りは昨年より3日遅く、平年並みということではありますが、この先、平年並みの降水量で際限のない梅雨であってほしいと切に願うものであります。またこのところ全国各地で火山噴火や、それに伴う警戒レベルの引き上げが頻発しております。昨年の御嶽山噴火による6人の行方不明者の再捜索が7月の本格捜索再開を目指してすでに行動が始まっております。再捜索に当たっては捜索隊員の十分な人員確保の上で、家族の思いが叶えられるようにその対応と一刻も早い行方不明者の発見がされることを切に願うものであります。また先の「口永良部島」の爆発的噴火に際しましては、行政も住民も今回の事態はありうることで捉えまして、防災への備えを怠らなかったことが迅速な避難につながりました。災害の種類やその規模によっても避難対応は異なっておりますが、当町といたしましても「口永良部島」の迅速な避難を学ぶべき事例と受け止めて、より一層、町民や地域と一体となった対策を講じていく必要があると痛感をいたしております。折から梅雨時であり2～3日前からの九州地方の雨もそうではありますが、最近の雨の降り方は極めて局地的、ゲリラ的で、土砂災害警戒区域などが多く存在する当町といたしましても、ハード、ソフト両面から災害を想定した対応を重ねて、防災・減災に万全を期してまいりたいと考えております。町ではこの3月に避難勧告等の発令判断基準を定めました。この避難勧告等の発令判断基準は人的被害の発生する可能性が高まった状況において、河川の氾濫、危険水位の状況、降雨の状況や土砂災害の危険度を総合的に判断をする中で、区や耕地・自治会などの範囲を単位として避難勧告や避難指示を発令するものであります。町民の皆様におかれましても防災への意識を高めていただくとともに、日ごろから避難場所や避難経路の確認、防災用品の準備など、自分の身は自分で守るというこの防災の原則を再確認いただいて、対処していただきたいとお願いする次第でございます。

ところで昨日の朝、田切の春日平地籍の広域農道の付近で、自転車で通学途上の高校生が猿に手を噛まれる被害が発生をいたしました。熊の目撃情報は時々ありまして、住民に警戒を呼びかけてはおりますが、猿による目撃も頻繁にあるものの噛まれるということなどの被害は多分初めてではないかというふうに思っておりますが、この猿についての人的

被害に対する今後の対応も必要と考えていかなければならないというふうに思っており、
ところでございます。幸い軽傷で済みましたけれども、今回の被害を受けての対応や今後の
被害対策等につきまして、本日本会議終了後の全員協議会で熊の件も含めまして担当の方
からご報告をさせていただきたいと考えております。

以上申し上げながら結びになりました。議員各位におかれましては時節柄健康には十分
ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈り申し上げ6月議会定例会の閉会に
あたりましてのごあいさつとさせていただきたいと思っております。大変お世話になりました。

議 長

以上をもって、平成27年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午前10時51分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮下 務の記載したものであるが、その内容の相違ないこ
とを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員